

# 三重県公報

平成19年 4 月27日(金)

外

次 目

監査委員公表

監査結果に対する措置の公表.....(監査委員)1 同件......( 同 )398

# 監査委員公表

## 監査委員公表第3号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第1項及び第4項の規定に基づき、平成18年4月12日から同年11 月22日までに実施した定期監査について、その結果に基づいて平成19年3月までに講じた措置が知事、委員会等 から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成19年4月27日

三重県監査委員 鈴 木 周 作 三重県監査委員 福 Щ 瞳 三重県監査委員 岡 部 栄 樹 月 三重県監査委員 秋 功

監査の結果に基づいて講じた措置

## 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成17年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を 著しく失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化 されたい。

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

今回の事件において、職場内での事業チェック体制が不十分であったと認識しています。

このため、全庁的な公務員倫理研修や出納事務研修会の実施と三重県会計規則の改正で所属長 の会計事務のチェック体制の強化を行いました。政策部においても、副室長以上の職員に対し倫 理研修及び会計事務研修を行うとともに、複数職員での職場内での事業体制や事業の進行管理の 徹底を行い、再発防止に努めています。

特に、不正事件のありました情報分野におきましては、全庁的な取り組みを踏まえ、全室員参 加の職場内研修会や個別面談等を行うとともに、事務処理のチェックリストによる進行管理の徹 底や監督員と検査員との明確な役割分担などチェック体制の強化に取り組みました。

## 2 取組の成果

上記対策を講じたことにより、職員一人一人の公務員倫理の意識の向上が図られるとともに、 所属においても、会計事務のチェック体制を強化し、事務処理の進行管理の徹底が図られました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き職員に対して、公務員倫理の意識の向上、チェック体制の強化、事務処理の進行管理 の徹底等を図るよう努め、今後は、このようなことが二度と起らないよう、再発防止に努めるこ ととしています。

#### 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4,246 件、約230 億19 百万円 (前年度比414 件減、6 億77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は3,357 件、約169 億24百万円、73.5% (前年度比281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2,350 件、約 102 億 42 百万円であったが、今回、293 件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの 79 件 (27.0%) の不適切な契約が見受けられた。契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査するとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。

また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で 115 件、約 23 億 10 百万円となっている。

今回、そのうち 28 件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きなど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

業務委託における契約については、原則競争入札を行うこととしています。

平成 18 年度の組織改編により政策部となりましたので、「政策部指名審査会設置要綱」を制定し、制定にあたり従来より委員の範囲を拡大するとともに、平成 17 年度に引き続き随意契約についても指名審査会に諮ることとしています。また、「三重県政策部調査委託企画提案コンペ取扱指針」を制定し、その取り扱いについて室長・副室長研修等を通じて周知を行いました。

また、出納局の事前相談(検査)を通じて、適正な契約手続きに努めるとともに、平成18年度から委託についても利用できるようになった電子見積システム等も活用しました。

今回、指摘のありましたプロポーザル(企画提案コンペ)方式での契約手続きの不備についても、適正に実施するよう周知を行いました。

# 2 取組の成果

原則競争入札により契約を締結するとともに、随意契約については、従来どおり、三重県会計規則 及び地方自治法等に基づき適正な処理を行い、競争性、公正性、透明性の確保が図られました。

また、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約についても、指名審査会の審査を経て契約を行い、また、企画提案コンペ方式を実施する等により競争性、公正性、透明性を高めることに努めました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度に引き続き、業務委託における契約については、競争入札を原則とし、地方自治法施行令 167 条の 2 に基づく随意契約については引き続き厳正な運用に努めます。また、企画提案コンペ方式等の実施に当たっても、その手続き等を適正に実施いたします。

## 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

5 建築物の耐震化

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が85棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要とす る建築物が 109 棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設も含ま れていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

# 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 科学技術振興センターでは、平成17年度に耐震診断を行った結果、工業研究部共同研究A棟及 び工業研究部窯業研究室本館について耐震化工事が必要と診断されました。
- (2) 工業研究部共同研究A棟については、平成18年度に耐震補強計画を行いました。
- (3) 工業研究部窯業研究室本館については、特に耐震性が悪く早急に工事を行う必要があると診断さ れたため、平成18年度に耐震補強計画、実施設計を行いました。
- 2 取組の成果

上記耐震補強計画等について、予定通り完成しました。

- (1) 工業研究部共同研究A棟は、平成19年度に実施設計を行います。
- (2) 工業研究部窯業研究室本館は、平成19年度に耐震化工事を行います。
- (3) 耐震診断が未実施の施設については、実施に向け次年度予算の要求を行っていきます。

号 外 (5)

## 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

## 6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増 加している。

公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運 転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に 努め、事故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するた め職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

## 1 実施した取組内容

交通事故については、幹部会議・室長会議等で随時注意喚起を行うとともに、事故報告の取り 扱い、飲酒運転に対する懲戒処分基準の変更等についても周知しました。職員に対しては所属長 を通じて周知徹底を図りました。特に飲酒運転については、絶対行わないよう徹底しました。

# 2 取組の成果

職員への注意喚起、普及啓発を行った結果、交通安全意識の向上、安全運転及び県有財産意識 の徹底が図られました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度においても、引き続き交通安全意識の高揚、安全運転、並びに県有財産管理意識 の徹底を図るよう職員に周知徹底を行っていきます。

特に飲酒運転については絶対行わないよう改めて徹底していきます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(「県民しあわせプラン・戦略計画」の検証)

(1) 三重県総合計画「県民しあわせプラン」の中期実施計画として策定されている「県民しあわせプラン・戦略計画」の平成17年度までの進捗状況は、63施策のうち37施策の目標が達成されていない。また、重点プログラムは概ね順調に進展しているものの、医師の不足や地域偏在、建物の耐震化対策など進捗が遅れているものがあるので、18年度の計画期間中に進展を図られたい。

また、現行の戦略計画は、平成 18 年度までを計画期間としているが、計画期間終了後には遅滞なく計画に位置づけた施策・基本事業や重点プログラムの達成状況を評価・検証し、県民に分かりやすく公表されたい。 (政策企画分野)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

県民しあわせプラン・「戦略計画」については、毎年度評価システムに基づいて進捗状況の管理を行い、必要な見直しを行ってきました。この結果、重点プログラムについては、3年間で約992億円の事業費(最終補正予算ベース)を確保するなど、財政状況が厳しい中で行政経営資源を優先的に投入してきました。

一方で、施策については、重点プログラムに予算を重点的に配分した影響で達成状況が悪化しているとの指摘もあったことから、18 年度当初予算では、施策別経費、重点プログラム枠の経費を一体的に見直し、メリハリのある事業構築ができるよう経費間の調整を行うなどして、取組を進めてきました。

2 取組の成果

重点プログラムの進捗状況については、10月末時点で公表した見込みでは、「進んだ」「ある程度 進んだ」と評価したプログラムが29プログラムとなっており、「あまり進まなかった」と評価している1プログラムを除いて概ね順調に進んでいます。

一方で、施策については、目標達成に向けて取組を進めてきましたが、数値目標に着目しての目標達成は厳しい見通しです。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

現在の戦略計画については、平成 18 年度の取組状況を踏まえて総括することとしており、「2007年(平成 19年)版県政報告書」において、施策・基本事業及び重点プログラムの 18 年度の実績評価と合わせてお示しし、「第二次戦略計画(仮称)最終案」とともに公表したいと考えています。

なお、施策については、「県民意識基礎調査」により毎年度の実績値を把握するものが3分の 1近くを占めており、県の取り組んだことの成果が分かりにくいとの指摘がありました。こうし たことから、第二次戦略計画の策定にあたっては、県民の皆さんにとっての成果を表す指標に加え、 県が取り組んだことの効果を表す指標を併置し、県の取組がどのように県民の皆さんにとっての成果 につながったのか、数値目標の視点からも分かりやすく説明できるよう改善をはかっていきます。

#### 監査の結果

- 1 事務事業の執行に関する意見
  - (IT広聴事業の効果的な展開)
- (2) 平成14年度から導入した「e-デモ会議室」は、所期の成果が得られなかったことから17年 度末で廃止し、18年度からIT広聴事業として「e-コメント」と「e-モニター」を開始したと ころである。現在のところは利用が少ない状況であるので、この新システムが全庁的に十分活 用されるように各部局に周知するとともに、当システムを通じて得られた県民ニーズやデータ を県の施策に反映されたい。 (経営企画分野)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 各種広報媒体を活用した周知(資料提供、新聞、テレビ・ラジオ、県政だよりへの掲載(6) 月号、8月号、9月号)) やチラシの配布などを実施しました。(18年5月~19年3月)
- (2) 県、市町におけるパソコン講座や地域で活動するパソコンサークルの集まりに参加し、 e-コメントの周知を行いました。(18年9月、10月、19年1月、3月)
- (3) 各部局に対し、当事業の周知並びに操作方法の説明を行いました。(18年4月~6月、19年 1月~3月)
- (4) より見やすく操作しやすいものとなるよう、画面等システムの改善を図りました。(18 年 4 月~19年3月)
- (5) アンケートの精度をより向上させるため、e-モニターの増員を行いました。(19 年 1 月 $\sim$ 3 月)
- 2 取組の成果(いずれも3月31日時点の数値)
- (1) e-コメントのテーマ数…8件(累計)
- (2) e-コメントの投稿数…115件(内訳:県民からの投稿数 67件、県からの投稿数 48件)
- (3) e-コメントへのアクセス件数…14,911件(累計)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12 月	1月	2月	3月
204	1, 717	1, 686	1, 455	1, 396	1, 492	1, 238	910	1, 027	1, 182	1, 034	1, 570

(4) e-モニターの利用件数と平均回答率…8件、58.95%

- (1) e-コメントの利用促進に向けて、インターネットユーザーの集まる場などを中心に、引き 続き広報活動を実施していきます。
- (2) 各部局の広聴広報キーパーソン等を通じ、利用促進を働きかけます。
- (3) 視認性、操作性をより向上させ、関心を高めるように画面やシステムの改良を実施していき
- (4) テーマ設定担当室が最終報告を公開する際、あらかじめ協議を行い、意見反映の可能性の余 地が更にないかどうか確認していくこととします。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(総合的な交通政策の推進)

(3) 県内の都市間交通や、三重県と大都市や海外を結ぶ高速交通網の整備について、道路、鉄道、港湾、空港などの多様な交通形態による総合的な交通政策を進められたい。

また、まちづくり、企業立地などの地域振興や災害時の交通確保、環境保全などの多様な観点を踏まえた交通基盤の整備に総合的に取り組まれたい。

さらに、公共交通機関の輸送分担率の減少傾向が続く中で、地域によっては公共交通機関の路線維持が課題となっているので、市町、事業者とともに生活交通の確保に取り組まれたい。併せて、公共交通機関の利便性の向上に努められたい。 (政策企画分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

交通は、県民の日常生活、企業の経済活動を支え、地域の魅力を高めその資質を育むための基本的な社会基盤です。身近な生活交通から国内外を結ぶ高速交通までがネットワーク化され、利用者にとって使いやすいものであること、また自動車と公共交通機関のバランスの取れた交通体系であることが重要であると考えます。

こうした基本的な考え方のもと、各地域で取り組まれている望ましい交通のあり方を検討する場に参画するとともに、各種交通基盤の整備や早期実現に向けて、国及び関係者に対する働きかけ(要望活動、広報・啓発活動等)を行ってきました。しかし、各種交通基盤の整備や早期実現については、大型公共事業を取り巻く環境が厳しい状況や交通事業者としての採算性確保が困難な状況の中で、なかなか前進しないのが実情です。

このほか、交通事業者だけでなく、行政・住民等とも連携し、鉄道やバス路線の維持・確保や利便性向上等に取り組みました。

## 2 取組の成果

- (1) 中部国際空港海上アクセス松阪ルートへの支援を行い、平成18年12月に松阪ルートが就航しました。
- (2) 環境負荷の小さい交通への転換を目指し、パークアンドライド、パークアンドバスライド、公共交通機関利用促進月間の実施等に取り組みました。
- (3) バス路線維持のための補助を行い、生活交通の確保に努めました(365系統、526,426千円)。
- (4) 県内中小鉄道が実施する近代化及び高速化事業に対する支援を行い、三岐鉄道北勢線で利便性の向上が、また、伊勢鉄道で安全性の向上が、それぞれ図られました。

- (1) 地域特性を生かした公共交通のあり方や支援のあり方を検討するとともに、自動車交通と公共 交通とのバランスの取れた社会の実現に向けた取組を進めます。
- (2) 各種交通基盤の整備や早期実現のため、引き続き国及び関係者に対し働きかけを行うともに、 気運を醸成するための広報・啓発活動を実施します。
- (3) 引き続き交通事業者・行政・住民等と連携して、生活交通の確保策を検討していきます。
- (4) 引き続き利便性向上について事業者に働きかけるとともに、県内中小鉄道が実施する近代化及び高速化事業について支援を行います。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(中部国際空港の海上アクセスの利用促進)

(4) 中部国際空港への海上アクセスについては、津ルート、四日市ルートなどに続いて平成 18 年末 には松阪ルートが開設される予定であるが、各ルートの安全性・利便性の確保について関係市、事業者とともに取り組まれたい。併せて、近隣県の利用者の掘り起こしや海外・全国からの観光客の 呼び込みによる利用者の拡大等により、各ルートの採算性が確保され継続的・安定的な運航が行われるように取り組まれたい。 (政策企画分野)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

海上アクセス事業については、中部国際空港の建設が決定してから、県内の空港に代わる社会基盤 として位置づけ、複数ルートが就航されたことから県民や三重県へ訪れていただく方々の利便性やル ートの選択性などの向上に繋がるよう、その充実を図ってきました。

(1) 情報提供について

中部国際空港利用促進協議会(三県一市、経済界、空港会社で組織)で実施した空港間連携事業などの機会を活用して、平成 18 年 10 月から 11 月にかけて中部国際空港との連携事業・国内旅行商品の造成等に関する意見交換を行いました。また、平成 19 年 1 月には「全国空港・観光フォーラム」において、本県の海上アクセスや観光振興について P R を行いました。

(2) 利便性向上について

中部国際空港から三重県への海上アクセスが3ルートとなることから、海上アクセス利用者の利便性向上や誤乗船防止などのため、高速船の座席情報や就航情報を提供する案内表示盤の新設及び既存改修を中部国際空港株式会社と協働して行いました。また、空港島における事業者間での利便性向上のため、ターミナルの共通案内表示や放送等の相互協力の構築について、平成18年11月に中部運輸局と協議をしました。

(3) 高速船建造整備補助について

県の支援ルートである松阪ルート開設に係る高速船建造整備事業について、松阪市に補助金を交付しました。

(4) 利用者アンケート調査について

松阪ルートの利用状況の現状と課題を把握するため、平成 19 年 3 月に松阪市と協働して、海上アクセス利用者アンケートを実施しました。

2 取組の成果

平成19年3月の一日あたり利用者数は、

津ルート: 1,003 人 松阪ルート: 347 人 四日市ルート: 482 人 合計: 1,832 人 となっており、平成 18 年 3 月の実績 1,158 人の 1.58 倍の利用となっています。

このことから、県民の方々や三重県を訪れていただく方々のルート選択性の向上などの効果が現れているものと考えられます。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後とも県民や三重県を訪れていただく方々が、安心・安全なルートとして海上アクセスを利用できるよう、津港湾振興協議会(事務局:津市)や(仮称)南三重活性化協議会(事務局:松阪市)と連携して、利用促進に取り組んでいきます。また、中部国際空港の各旅客ターミナルの案内板について、来訪者にさらにわかりやすいものとなるよう事業者に働きかけます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(工業用水の未利用水の活用)

(5) 将来の工業用水の需要に備えて確保している水源は、長良川河口堰関連事業等において日量 731,800 ㎡あるが、社会経済情勢の変化、産業構造の変革や資源循環型社会への移行等により水需 要が停滞しており、当面、新たな利用が見込めない状況となっている。

そのため、工業用水の新規需要開拓や環境用水としての活用等について検討が行われているが、 今後も県として多額の財政負担が求められるため、可能なところから具体的な活用方策に結びつけ るとともに、水資源機構への繰上げ償還による財政負担の軽減等についても引き続き取り組まれた 11 (政策企画分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 部長会議等での検討

未利用水の利活用、財政負担の軽減、現在実施中の事業の計画変更への対応など水資源に関する 諸課題について、水資源関係部長会議や室長会議で方策等を検討しました。

(2) 関係部局との連携

産業政策(企業立地)と工業用水供給のあり方について、関係部局が連携して検討しています。

- 2 取組の成果
- (1) 未利用水の利活用について

都市用水の新規需要について種々の有効利用を検討し、供給方法について方針を定めました。

(2) 水源確保にかかる財政負担軽減について 水資源機構と協議の上、平成18年度に約1億円(三重用水工水)を繰上償還しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 長良川河口堰等の未利用水源について、新規企業誘致や既存企業の拡張を積極的に促進する産業 政策と連携し、需要拡大に取り組むとともに、水資源開発基本計画(フルプラン)も考慮に入れ、 引き続き用途間転用、利水安全度等多方面から検討を進め、可能なところから具体的な有効活用方 策を検討していきます。

さらに、産業政策(企業立地)と工業用水供給のあり方については、関係部局とともに具体的に 検討していきます。

(2) 平成19年度において19億円の繰上償還を行います。また、引き続き財政負担軽減に寄与するた め、水資源機構と協議の上、繰上償還に取り組みます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 (地籍調査の促進)

(6) 地籍調査の促進を図るために、平成17年度は、未実施市町の訪問や地元説明会等を行い約7.3 k mの調査を実施しているが、17年度末現在の進捗率は7.04%で全国第45位と依然として低位に とどまっている。

地籍調査の遅延は、公共事業、災害復旧事業の実施や円滑な土地取引等に影響が生じる要因とな るので、抜本的な対策を導入するなどして地籍調査の促進を図られたい。

(政策企画分野)

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 未実施市町の企画、用地、財産管理関連担当者や首長・助役と面談を行い、地籍調査の必要性及 び効果の説明を行いました。
- (2) 地籍調査を実施することにより、公共事業において用地調査及び財産管理等の負担軽減になるこ とから、公共事業関係部局の担当者会議等において、担当職員の意識を高めるため、必要性とメリ ットについて説明を実施しました。
- (3) 事業実施市町村等で構成する全国及び地区ブロック等国土調査推進協議会の協力を得て、市町職 員及び県地域機関職員の研修会を実施しました。
- (4) 国が設置した街区基準点の市町への移管について、地籍整備推進上重要となるため、適切に移管 ができるよう、調整を図っています。

#### 2 取組の成果

- (1) 1町が、平成19年度から事業に新規着手することとなりました。
- (2) 2市町が事業を再開する方向で検討を進めています。
- (3) 公共事業関係部局担当者の地籍調査に対する認識が高まりました。

- (1) 市町の意向を考慮しながら、公共事業関連部署との連携を強化することにより、公共事業関連地 区を重点的に実施し、地籍調査の効果的な推進を図っていきます。
- (2) 実施市町及び地区も増加してきており、市町の要望に応えられるよう事業費の確保を図っていき ます。
- (3) 未実施や休止市町に対して訪問を行い、地籍調査実施への働きかけを行います。
- (4) 費用及び作業の軽減になることから、都市再生街区基本調査成果(街区基準点も含む)を有効に 活用した地籍整備の推進に取り組みます。
- (5) 未整備地区の調査を行い、整備手法の検討及び調整を行います。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 (市町の行財政についての助言・支援)

(7) 県内市町の財政状況は、三位一体改革による地方交付税等の削減などの影響を受けて厳しい状況となっており、今後も政府の進める歳出削減の影響により厳しい状況が続くことが見込まれるので、県内市町の健全な行財政運営が行われるように適切な助言・支援を行われたい。 (地域支援分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 厳しい財政状況のもとでも市町が安定した財政運営を確保できるよう、地方交付税や地方債の適切な助言・支援を行いました。また、市町の組織及び運営の合理化に資するよう、市町の「集中改革プラン」の策定や各取組項目の進捗状況についてフォローアップを実施し、公表するとともに、市町の自主性、自立性の確保の観点から適切な助言・支援に努めました。
  - ・通年 集中改革プラン未策定市町(平成17年度合併団体)との策定に向けての意見交換等の実施(熊野市、 多気町、大台町、南伊勢町、紀宝町)
  - ・平成18年4月21日~28日 (平成17年度合併団体以外の市町)、11月16日 (伊勢市) 集中改革プランの各取組項目の進捗状況についてのフォローアップの実施
  - ・平成18年4月27日 県内市町の取組状況の公表・平成18年12月27日 進捗状況の公表
- (2) 市町の行財政改革の推進を支援するため、県と市町の協働による行政と財政の研究会や研修会を開催し、 行財政運営の先進的な取組について情報共有を行いました。
  - · 平成 18 年 7 月 5 日、8 月 3 日、11 月 16 日、19 年 1 月 29 日(計 4 回) 市町公務員制度研究会を開催
  - ・平成18年9月19日 住基カード多目的利用推進セミナーを開催
  - ・平成18年6月13日~19年1月17日(計9回) 市町財政運営のあり方研究会を開催
  - ・平成 18 年 7 月 31 日、10 月 11 日、19 年 2 月 16 日 (計 3 回) 地方債発行のあり方研究会を開催
  - ・平成 18 年 11 月 10 日 地方財政運営にかかる講演会を開催
- (3) 市町の行財政運営の透明性をより向上するため、団体間で比較可能な市町の財政状況や給与制度・定員管理などの行政運営の状況の公表を行いました。
  - ・県内市町の行政運営の状況(地方自治制度、地方公務員制度等の運用状況)を平成 18 年 11 月 27 日以降、順次、ホームページ上で公表
  - ・県内市町の平成 17 年度の財政状況等(普通会計決算概要、地方公営企業決算概要、公共施設状況 調査結果概要)を平成 18 年 12 月にホームページ上で公表
- 2 取組の成果
- (1) 平成 17 年度に合併したため未策定であった市町の「集中改革プラン」が、平成 18 年度内にすべて策定されました。(17 年度末 21 市町→ 18 年度末 29 市町)
- (2) 行政と財政の研究会では、人事評価などの公務員制度、三位一体改革後の市町の財政運営及び住民参加型市場公募債の発行事務について意見交換や研究を行い、市町間の情報共有と連携が図られました。

- (1) 引き続き、地方交付税、地方債や市町の「集中改革プラン」の取組について、適切な助言・支援に努めます。また、市町の財政情報や行政情報の公表を進めます。
  - ・平成19年4月~5月 集中改革プランの各取組項目の推進状況のフォローアップの実施
  - ・平成19年4月、12月 県内市町の集中改革プランの取組状況等の公表
  - ・県内市町における行財政運営の状況の公表内容の充実
- (2) 引き続き、県と市町の協働による行政と財政の研究会や研修会を開催し、行財政運営の先進的な取組について情報共有を行います。
  - ・三重県市町公務員制度研究会の開催 ・新地方公会計制度研究会の開催
- (3) 国・地方における構造改革に伴う厳しい財政状況のもとで、市町の行財政運営の自主性、自立性の向上をはかるため、財政健全化や行財政基盤の強化に向けた自助努力を行っている市町の地域づくりに対し、貸付金の活用等により支援します。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(住民基本台帳ネットワークシステムの効率的、効果的な運用)

(8) 住民基本台帳ネットワークシステムは、平成15年8月の本格運用開始から3年が経過したところであり、 これまでに情報の漏洩などのシステムの信頼を損ねるような事象は発生していないが、引き続きセキュリティ対策に万全を期されたい。

また、当システムは旅券発給や宅建取引主任登録などの6つの業務で利用されているが、システム全体の維持管理費用が多額であることから、経済効果がさらに高まるよう、県業務での利活用を図られたい。 さらに、システムを活用した住基カードの交付率が低迷していることから、カードの普及促進を図るため、 多目的利用の方策を市町とともに検討されたい。 (地域支援分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) セキュリティ対策について、県においては個人情報保護対策の徹底とセキュリティ意識の向上を図るため、4 月に住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)を利用する所属長を対象にしたセキュリティ会議を開催するとともに、実際に住基ネットを取り扱う業務端末操作者に対しても個別に随時、研修を実施しました。市町についても、7 月に担当職員対象のセキュリティ研修を実施するとともに、市町の住基ネットのセキュリティを確保するため、セキュリティチェックリストに基づいた自己点検を実施しました。
- (2) 住基ネットの県業務への利活用については、法定事務の利用拡大を進める(6月から電気工事業者の登録・変更、8月から恩給法による年金の支給)とともに、5月には全部局に対し住基ネットの利用意向調査を実施し、利用意向のある一部の所属と利活用に向けて意見交換を行いました。
- (3) 住基カードの普及については、9月に市町の担当職員を対象にした多目的利用にかかる研修会を開催しました。また、これに併せて有識者等による住基カード利用計画策定委員会を開催し、多目的利用の意向のある名張市、玉城町も部会に参画のうえ、住基カードの多目的利用の促進に向けて調査・研究を行いました。
- 2 取組の成果
- (1) セキュリティ対策については、セキュリティ研修の実施等により、市町で毎年実施しているセキュリティチェックリストに基づいた自己点検の点数が向上し、住基ネットのセキュリティの確保に向けた取組が進みました。
- (2) 住基ネットの県業務への利活用については、新たに2つの法定事務の利用申請があり、12月現在、9業務で利用することができるようになりました。また、利用意向調査を通じて、更なる利活用に向けての準備を行いました。
- (3) 住基カードの多目的利用にかかる研修会では、自動交付機の展示の他、掛川市職員による先進事例等の紹介等により、各市町における具体的な多目的利用の参考とすることができました。住基カード利用計画策定委員会の部会に参画している名張市においては、本年度、財団法人地方自治情報センターの実証実験団体に採択されたことにより、9月に多目的利用条例を可決、19年1月29日から証明書自動交付サービス、申請書自動作成サービスを、2月1日からは健康管理情報照会サービスを実施しました。

- (1) セキュリティ対策については、引き続き市町や各所属に情報提供などをしていきます。
- (2) 住基カード利用計画策定委員会を引き続き開催し、平成 18 年度に部会に参画した名張市、玉城町の取組を支援するとともに、他の市町の部会への参画を新たに募り、新たな部会の課題に対して支援しながら、これまでの部会の活動も踏まえ、市町の取組の参考になり、住基カードの多目的利用における導入モデルとなる住基カード活用計画書の作成を行います。また、県民に対しては、平成 18 年度に住基ネットの利活用、住基カードの多目的利用に関するリーフレットを作成配付しましたが、平成 19 年度は県事務における住基ネット利用を盛り込むなど内容を充実したうえで、作成・配付し、県民への更なる普及啓発に努めます。
- (3) 県事務における利活用については、利用意向のある所属との協議を行い、全庁的な調整・検討を行うとともに、個人情報保護への対応、セキュリティ体制の確保、住基ネット訴訟の動向、県内市・町の理解などの課題に留意しながら、他県の取組も参考としつつ、慎重に進めていきます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(「三重ハイテクプラネット 21 構想」の見直し)

(9) 「三重ハイテクプラネット 21 構想」については、策定時点から社会経済情勢が大きく変化し、研究開発機能、研究支援機能の集積が困難な状況となっていることから、今後の構想の取扱について、関係市町とも連携して見直しを行われたい。 (地域支援分野)

また、鈴鹿山麓リサーチパークの中核施設として平成 10 年に整備された「鈴鹿山麓研究学園都市センター」は、会議室等の利用率が低迷している一方、施設の維持管理に毎年多額の経費を要していることから、運営のあり方を見直されたい。

(地域支援分野、科学技術振興センター)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

「三重ハイテクプラネット 21 構想」については、関係機関へのヒアリングを行うとともに、 庁内での検討会議を平成 18 年 9 月と 19 年 2 月に、また関係市町との検討会議を平成 18 年 10 月 と 19 年 2 月に開催し、構想を推進していくうえでの課題が多いことから、構想に基づく整備を 終了することについて検討しました。

鈴鹿山麓研究学園都市センターについては、施設のあり方について検討する中で、研究開発機能を生かした新たな利活用策を検討するために、大学等研究機関や関係機関等に対して、ヒアリングやアンケートを実施しました。

#### 2 取組の成果

「三重ハイテクプラネット 21 構想」については、構想に基づく整備を終了することで、平成 19 年 2 月 6 日の部長会議に方針を示し、関係市町等からも基本的な理解を得られたことから、平成 19 年第 1 回定例会常任委員会で構想の見直しに関する説明を行いました。

鈴鹿山麓研究学園都市センターについては、ヒアリングやアンケートを行う中で、新たな利活 用に対する期待など、参考となる意見が得られました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

「三重ハイテクプラネット 21 構想」については、構想に基づく整備の終了について、国・市町と協議していきます。桑名グリーンシティや鈴鹿山麓リサーチパーク内の研究所用地には、研究開発施設にこだわらず戦略的に企業誘致を進めていきます。

また、構想の拠点地域においては、今まで取り組んできた理念を尊重し、広く大学等研究機関や民間事業者等に意向確認を行いながら、市・町が行う地域特性に応じた地域づくりを進める観点から、市・町とともに、時代の流れに柔軟に対応した地域の利活用策について検討していきます。

鈴鹿山麓研究学園都市センターについては、利活用ニーズの把握等を行うとともに、あわせて 大学や企業等の研究室等の誘致活動を行い、研究開発機能をいかした施設利用ができるよう検討 を進めます。

部局等名\_政策部

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(大仏山公園周辺用地の有効活用)

大仏山公園周辺の政策部所管の 30.3ha と土地開発公社が保有する 22.2ha の用地が未利用 地のままとなっているので、引き続き活用方策の検討をするとともに、適正な維持管理を行 われたい。 (地域支援分野)

## 講じた措置

#### <u>平成 18 年度</u>

1 実施した取組内容

大仏山公園周辺用地については、関係市町、県土地開発公社、県担当室長等からなる「大仏山 地域連絡協議会」を開催し、当該用地の有効な利活用について検討しました。

また、土地の管理については、県土地開発公社と連携して、不法侵入防止柵や注意喚起看板の 設置、地域連絡協議会関係者による清掃活動等を実施しました。

#### 2 取組の成果

当該用地の活用については、地元から税収や雇用の発生が期待できる工業団地整備の要望があ るものの採算性等で課題も多く、関係者の合意が得られるような利活用案が見出すことができて いません。

土地の管理面では、大きな課題もなく推移しており、また、清掃活動等の実施により、関係者 間の土地管理に対する意識が高まりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き適正に管理を行うとともに、関係市町等と連携して、関係者の合意が得られるような 利活用策を検討していきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(宮川流域ルネッサンス事業への県関与)

(11) 宮川流域ルネッサンス事業は、平成17年度から第3次実施計画(19年度~22年度)の策定作業に着手されているが、基本計画の最終段階にあたることから、宮川流域ルネッサンス協議会事業に対する県の関与のあり方を検証するとともに、県が担う役割と地域が担う役割を明確にして、流域市町及び流域住民が自ら行動し、自立的な活動基盤が構築されるよう事業展開されたい。また、鈴鹿川、梅田川、木津川などの流域においても、流域全体で地域の環境保全や地域の活性化の取組が育ちつつあるので、モデル事業として進められてきた宮川流域ルネッサンス事業の取組の成果を他の流域での活動に生かされるように情報提供や流域間の連携を充実されたい。(地域支援分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

全庁的な横断組織である「宮川流域ルネッサンス事業推進調整会議・地域調整会議」、宮川流域ルネッサンス協議会の幹事会や流域住民との意見交換の場である円卓会議、更には新たに宮川流域の上中下流域の住民との意見交換会を開催し、広く意見を聴き、第3次実施計画の中で県が担う役割と地域が担う役割について検討しました。

- ・宮川流域ルネッサンス事業推進調整会議・地域調整会議 各3回開催
- ・宮川流域ルネッサンス協議会幹事会 5回開催
- ・円卓会議や住民との意見交換会 6回開催(延べ158名参加)

流域間の情報提供や連携については、18 年度から、県内の流域圏活動を紹介する情報誌を発刊し 流域圏活動団体に情報提供するとともに、県内 29 市町、県内ショッピングセンター19 店舗にも配 布し、広く一般県民にも知ってもらう機会を設けました。

第1号 平成18年10月発行 鈴鹿川、櫛田川、木津川、熊野川

第2号 平成19年2月発行 多度川、宮川(上流)、銚子川、志原川

2 取組の成果

第3次実施計画の策定にあたり、行政の役割を明確にし、その中で県が担う役割は、2本の柱である「新しい時代の公」「文化力」に基づき、広域的な取組や県内流域圏づくりのモデルとなる取組などに整理しました。

(行政の役割)

- ・多様な主体との協働の仕組みづくり支援
- ・計画実行支援
- ・県土づくりは、地域の対話のうえ行政が中心に実施

県内流域圏づくり団体の活動手法を習得してもらうとともに、活動団体を広く一般県民に紹介することにより、活動団体の励みにもつながりました。

- (1) 住民が自主的に企画・実行する活動を「想いをかたちにプロジェクト集(仮称)」に取りまとめ、 活動を広く紹介するなど、住民主体の取組を支援します。
  - ・「想いをかたちにプロジェクト集(仮称)」の作成
- (2) 平成13年度からの流域案内人の養成事業の成果を継承・発展させ、流域案内人等が自主的に自 立して活動する体制の構築に向けて、3本の柱で支援を行います。
  - ・流域案内人等の資質向上
  - ・流域案内人等の活動支援
  - ・流域内外への情報発信
- (3) 宮川流域ルネッサンス事業の様々な取組についての活動発表会を開催し、他の流域での活動に 生かされるように情報提供します。
- 引き続き、宮川をはじめ、県内流域圏の活動団体の取組を紹介する情報誌を定期的に発行して
- (5) 県内流域で活動する団体間の代表者を集め、情報交換交流会を実施し、流域圏間の連携の充実 を進めます。

#### 監査の結果

#### 1 事務事業の執行に関する意見

(生活創造圏づくり推進事業の取組の活用と見直し)

(12) 生活創造圏づくり推進事業については、9つの生活創造圏ごとに策定された生活創造圏ビジョンに基づき、平成12年度から地域の特性を生かした取組が進められてきたところであり、これまでのビジョン推進の取組によって地域住民と行政との協働意識が培われ、一定の成果も見られることから、協働による地域主体の取組がさらに進展するよう、県として適切な支援を行われたい。

また、地方分権や市町村合併が進み、地域づくりにおける市町の役割が大きくなってきたため、 平成17年度に各生活創造圏でビジョンの見直しの方向性が示され、新たな推進組織への移行な どが進められていることから、この方向に沿って事業の見直しを進められたい。

(地域支援分野)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

市町村合併の進展により、市町の規模が拡大し、行政体制が整備されることから、平成17年9月の第3回定例会全員協議会において、「これまで広域的な地域づくりとして進めてきた生活創造圏づくり及び生活創造圏ビジョンを見直し、県は地域が主体となった地域づくりを補完、支援する役割に移行する」旨の方針を報告するとともに、平成18年2月の第1回定例会全員協議会において、圏域の実情に応じた事業の見直しを行いました。

それに基づき、平成 18 年度は各ビジョン推進組織で実施することが必要と認められた事業を支援するため、経過措置として必要な予算措置を講じ、円滑な移行に向けて、市町・地域住民と協議・調整を行ってきました。

## 2 取組の成果

上記の取組により、ビジョン推進組織について、平成 18 年度末までに全9 圏域のうち、5 圏域は民間団体等へ移行されます。また移行されない圏域についても、これまでのネットワークを生かしながら、自主的な取組として継続されます。

また、経過措置として支援した54事業のうち、地域の自主的な取組となるものが28事業、新しい取組に移行するものなどが21事業、合計49事業が移行されました。

この結果、これまで生活創造圏ビジョンを推進するなかで培われてきた協働による地域主体の取組が継続されることになりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度以降については、地域主権社会の実現に向けて、市町が多様な主体と協働して取り組む自主的な地域づくりを支援するため、「新しい時代の公」地域貢献促進事業について、県から団体へ直接補助しているものを、市町に対する補助制度に見直します。

また「新しい時代の公」や「文化力」の推進の観点から、生活創造圏に関わった地域住民や団体とは、その自主的な運営を尊重しながら、市町とも連携しつつ、協力関係を維持していきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 (県のIT投資管理体制の構築)

(13) 平成17年度に策定した「三重県IT利活用の基本方針」に基づき、県の行政運営におけるIT 投資の適正化・効率化を図ることとして、県の情報システム関連の調達を一元的に把握・管理す る体制を構築し、IT投資の計画立案、予算要求、契約の各段階を通じて総合的・専門的な審査・ 支援を行うこととしているので、この管理体制を早期に構築し、効率的で効果的なIT投資を進 められたい。 (情報化・統計分野)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) IT投資管理体制の構築

情報システム関連調達を一元的に把握・管理する「情報システム審査委員会」を8月に新設しま した。同委員には、専門性及び客観性を確保するため外部専門家2名の参画を得ました。

(2) 各部局の情報システム化計画に対する支援の実施 情報システム化の計画段階において、品質・コストの適正化を目的として、各所属の予算要求に 向けた事務作業を支援しました。(新規開発案件5件)

(3) 各種指針の策定・周知

情報システム化にあたり、担当職員がコスト・品質の適正化等の観点から参考とすべき事項を取 りまとめた「見積書作成ガイドライン」及び「構想書作成マニュアル」を策定し、全所属に周知し ました。

(4) 情報関連予算の審査

10~11 月に、情報システム審査委員会で情報関連予算 245 件の審査を実施し、システム化の必 要性・緊急性の有無、費用対効果や経費積算の妥当性等の観点から予算額の適正化を図りました。

- 2 取組の成果
- (1) 情報関連予算の審査では、要求総額約62億円のうち、経費積算の精査、システム統合、スケジ ュールの見直し等により、約7.7億円の減額が適当とする意見を予算調整室へ提出しました。
- (2) その他、IT投資の適正化・効率化の観点から特に留意すべき事項を、各部局及び予算調整室に 対して審査委員会の意見として報告しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

I T投資管理体制の運用

各所属が実施する情報システム調達について、品質、コスト及び契約方法の適正化をねらいとし て、入札・契約前の段階で、調達仕様書、設計金額及び契約方法の妥当性等の観点から支援及び審 査を行います。

これにより、平成19年度には、IT投資にかかるプロセスのうち、計画立案、予算要求、入札・ 契約の各段階で総合的、専門的な支援及び審査を行う体制が整うこととなり、こうした取組により、 I T投資の効率化を進めます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(情報セキュリティ対策の充実)

(14) 県庁本庁舎の停電による各種情報システムのアクセス障害や、インターネット公開サーバに対する不正アクセス等の事例が発生したことから、「三重県電子情報安全対策基準(情報セキュリティポリシー)」を改正し、平成18年4月から施行しており、この中で、特にプライバシー性の高い個人情報については管理簿の作成の義務付けや施錠管理の徹底、職場外への持ち出しを制限するなどの厳格な管理を行うこととしているので、この基準が全職員に徹底されるように指導されたい。 (情報化・統計分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 三重県電子情報安全対策基準の改正 (H18.4.1 施行)
- (2) 公開サーバなどを対象として H17 年度末に実施した脆弱性診断において発見された脆弱性への 対応等のため、県全体のホームページとの統合などを検討・実施 (H18 年度中)
- (3) 対象者別に教育・訓練等を実施(管理者向け情報セキュリティ研修、情報システム担当者向け実施手順作成研修、全職員向け e-ラーニング研修など)(H18 年度中)
- 2 取組の成果
- (1) 三重県電子情報安全対策基準の改正関係
  - ① 県が管理する情報システムについて実施手順を作成し、責任者・取り扱う情報の重要度・緊急時の対応などについて文書化を行いました。
  - ② 特に重要な個人情報に関して、情報資産管理簿を作成しました。(H18.7)
- (2) 公開サーバの統合等関係 県全体のホームページとの統合などについて、可能なものから順次統合を行いました。(29 システム)
- (3) 教育・訓練関係

研修等により、改正後の「三重県電子情報安全対策基準(情報セキュリティポリシー)」を周知するとともに、情報セキュリティマインドの向上を図ることができました。(参考:e-ラーニング研修の理解度確認テストの平均点は83点)

- (1) 継続的取組として、実施手順の作成支援、公開サーバの統合作業、研修、情報提供を行うとともに、ネットワーク等が安全に維持できるよう引き続き情報セキュリティ対策などに取り組みます。
- (2) 三重県電子情報安全対策基準が守られているかなどの確認等のため情報セキュリティに係るチェックを実施するとともに、基準そのものの見直しを行っていきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(市町の情報化の支援)

(15) 市町の情報化を推進するために、平成16年度に「三重県電子自治体情報システム共同化基本構想」を策定し、財政面、人材面、セキュリティ確保の3つの視点から複数の自治体による情報システムの共同化を進めることとした。

この構想に基づき、県と市町との合意により、平成 18 年度からデジタル地図の共同整備に取り組むこととしているが、デジタル地図が有効に活用され、効率的な運用が図られるように取り組まれたい。

また、電子申請、電子入札、施設予約システムの共同化も検討されているが、事業化のタイミングや費用対効果を十分に見極めた上で進められたい。 (情報化・統計分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

県は、市町と共同で情報システム等の効率的な構築・運用を図るため、共同化するシステム毎に ワーキンググループ (WG) を設置し、市町と協議・検討を進めてきました。

こうした中で、県と全市町による共同化の最初の取り組みとして、本年度より三重県全域を対象とした共有デジタル地図整備に着手しました。まず空中写真については撮影を完了し、最終のデータ調整を行っているところです。さらに、地図整備の実施主体である三重県自治会館組合において委託事業者が決定いたしました。

また、各WGで検討してきた結果を踏まえて、県と全市町の情報担当課長で構成する三重県電子 自治体推進連絡協議会を7回開催し、共有デジタル地図の整備仕様や電子申請、電子入札など情報 システム等の共同化について協議を行ってきました。

この中で、入札参加資格者登録・受付業務に関して、県の電子申請システムを利用して共同実施 する方向で検討を開始しました。

その他、県の情報セキュリティ対策や全国の共同アウトソーシングの事例などについて意見交換 を行いました。

## 2 取組の成果

県と全市町が共同で整備することとなった、デジタル地図整備にかかる実施主体については、一部 事務組合である三重県自治会館組合で行うこととで決定しました。このために必要な全市町の議決を 経て、その三重県自治会館組合の規約が改正されました。

本年度より、組合において、共有デジタル地図の整備に着手し、平成 20 年度末に三重県全域の共 有デジタル地図整備が完了する予定です。

- (1) 共有デジタル地図整備については、引き続き着実に進めていきます。また、その具体的な運用・更新方法について協議を行うとともに、整備しているデジタル地図の利活用方策についても検討していく予定です。
- (2) 入札参加資格者登録・受付業務の共同化については、早期実施に向けてとりまとめを予定しています。
- (3) 電子申請、電子入札システムの共同化等について、WGでの検討状況の共有及び協議を随時行う とともに共同化実施に向けて課題の整理に取り組むこととします。
- (4) 情報セキュリティ対策やデジタル放送の活用方策等広域で検討を行う事項についても情報交換や共同での取り組みについて検討する予定です。
- (5) 平成19年度もこうした情報システム等の共同化の検討・協議を継続して行うこととします。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(会計処理における不正行為の再発防止)

(16) 平成17年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を 著しく失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化 されたい。 (情報化・統計分野、経営企画分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

今回の事件において、職場内での事業チェック体制が不十分であったと認識しています。

このため、全庁的な公務員倫理研修や出納事務研修会の実施と三重県会計規則の改正で所属長の 会計事務のチェック体制の強化を行いました。政策部においても、副室長以上の職員に対し倫理研 修及び会計事務研修を行うとともに、複数職員での職場内での事業体制や事業の進行管理の徹底を 行い、再発防止に努めています。

特に、不正事件のありました情報分野におきましては、全庁的な取り組みを踏まえ、全室員参加 の職場内研修会や個別面談等を行うとともに、事務処理のチェックリストによる進行管理の徹底や 監督員と検査員との明確な役割分担などチェック体制の強化に取り組みました。

2 取組の成果

上記対策を講じたことにより、職員一人一人の公務員倫理の意識の向上が図られるとともに、所属 においても、会計事務のチェック体制を強化し、事務処理の進行管理の徹底が図られました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き職員に対して、公務員倫理の意識の向上、チェック体制の強化、事務処理の進行管理の徹 底等を図るよう努め、今後は、このようなことが二度と起らないよう、再発防止に努めることとして います。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(研究成果の活用状況の把握)

(17) 科学技術振興センターでは、過去に得られた研究成果がどのように活用されているかを把握す るための調査を行っているが、成果や成果移転のとらえ方についての検討が必要なため見直しを 行っているところである。

今後、研究成果の活用状況を公表するとともに、その結果を分析して研究課題の選定、普及方 法の検討に生かし、研究成果が事業者、企業等により活用されるよう取り組まれたい。

(科学技術振興センター)

#### 講じた措置

## <u>平成 18 年度</u>

- 1 実施した取組内容
- (1) 「過去に得られた研究成果がどのように活用されているかを把握するための調査」として「研究 成果フォローアップ調査」を実施することとし、その内容や方法について研究企画監会議(4回) を中心に検討を行いました。
- (2) 調査内容は、事務事業(研究事業)単位で成果や活用状況を継続的に把握し、研究事業マネジメ ントのPDCAに有効に利用できるように調査方法を大きく改善しました。
- (3) 上記(2)を踏まえ、過去5カ年の研究事業についてフォローアップ調査を実施しました。
- 2 取組の成果

研究成果フォローアップ調査の内容は、第2次戦略計画の目標値とリンクさせることとし、戦略計 画の実績評価に活用することとしました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度からは、研究成果フォローアップ調査を毎年実施し研究成果がより活用されるよう検討 を重ねていきます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(研究評価制度の運用改善)

(18) 科学技術振興センターの各研究部で実施している研究評価は、外部委員を入れた評価を実施して いるが、一部の研究部では事前評価が予算要求時期の後になるなど、予算等に反映される仕組みと はなっていないため、評価時期を改めるなど評価結果を生かせる仕組みとされたい。

また、評価結果が公表されていない研究部が見られるので、透明性の確保を図るために評価項目 や評価結果を分かりやすく県民に公表されたい。 (科学技術振興センター)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

研究の事前評価にあたっては、その実施までに課題の選択や実施方法の検討など多くの準備作業が 必要となりますが、それらを計画的に行い、予算要求時期(10月末)までに評価委員会を開催できる ように努めました。

2 取組の成果

上記の結果、平成18年度は7つの研究部のうち6研究部で予算要求時までに事前評価委員会を開催 し、評価委員の意見をいただきました。

また、評価結果については、平成18年度からすべての研究部で公表を行いました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度からは、すべての研究部において予算要求時までに事前評価を行い、また、結果につい ても公表を行っていきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(東紀州地域の活性化対策の総合的な取組)

(19) 平成 18 年度に東紀州対策局を新設し、東紀州地域の活性化を総合的に推進することとしているので、東紀州対策局において東紀州地域振興創造会議からの提案への対応や、東紀州に関連する各部局の事業調整を行うとともに、地域のあるべき姿をめざして、東紀州地域の振興と自立に向けた県としての総合的な取組を推進されたい。 (東紀州対策局)

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

東紀州地域の課題について総合的な検討・協議を行ない、東紀州地域の自立に向けた取組への 支援と県が行なうべき活性化対策を重点的かつ効果的に推進するため、東紀州対策関係部局長会 議等や尾鷲、熊野地域機関総合会議の開催等を通じて県政全般の課題を把握するとともに、東紀 州地域振興創造会議の委員である地域住民による議論や5市町との意見交換を通じて、地域の現 状と課題の把握を行ないました。

これら東紀州地域の課題全般を分析したうえで、東紀州地域の振興が効果的に図られるよう、関係各部の東紀州対策関連の予算調整過程において東紀州対策局が意見を述べるなど、総合調整を行ないました。

## 2 取組の成果

- (1) 東紀州対策局は、これまでの熊野古道の世界遺産登録(平成16年度)、海洋深層水など新たな地域資源の開拓や高速道路網整備の進展など、さまざまな取組の成果を生かしながら、最優先で取り組む課題として次にあげる3つの取組を総合的に進めることとし、第二次戦略計画(仮称)の施策「東紀州地域の振興」に位置付けました。
  - ① 持続可能な自立した地域の基盤づくりの推進
  - ② 地域の宝に気づき、守り、生かす集客交流の推進
  - ③ 地域資源を生かし、地域の底力を高める産業振興の推進
- (2) 当該施策で対応する課題のほか、様々な諸課題(子育て支援、医師確保、健康長寿、地震対策、通常の公共事業、教育、スポーツ振興、雇用対策など)については、各部局が当該部局の施策として位置づけ、予算化されるよう調整しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

東紀州対策局は、東紀州地域の課題を解決するための事業全般について、引き続き、東紀州対 策の実効が上がるよう、総合調整をはかっていきます。

平成19年度においては、施策「東紀州地域の振興」で次に掲げる事業を着実に進めていきます。

- ① 東紀州地域が一体となって観光振興、産業振興及びまちづくりを総合的に推進していくための基盤として、「東紀州観光まちづくり公社」を「東紀州活性化事業推進協議会」を母体として設立し、東紀州地域の活性化に取り組みます。
- ② 世界遺産熊野古道の保全と活用に向け、多様な手段を通じて、内外に情報発信を行うとともに、熊野古道伊勢路を伊勢から熊野まで通して歩ける環境やしくみづくりを行うことにより参詣道としての特徴を明確にし、伊勢路を通して歩く人が増えることで、地域との交流を促進し、地域活性化につなげます。
- ③ 紀南地域の振興をはかるため、集客交流の推進に向け、民間事業者が整備運営を行なう中核となる交流施設の整備支援等に取り組みます。
- ④ 県立熊野古道センターについては、熊野古道の魅力を全国に情報発信するとともに、集客 交流のための文化交流拠点施設として、地域住民、関係団体などとの連携をはかりながら、 様々な取組を行ないます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(東紀州の新たな施設の機能充実・活用)

(20) 東紀州地域では、県が主体となって県立熊野古道センターや<u>紀南中核的交流施設</u>の建設、 整備が進められている。

これらの施設が、魅力を持ち、地域の活性化に寄与するものとなるよう、地域住民や企業、 団体、市町との連携を深め、施設の機能充実や活用を図られたい。

また、それぞれの施設のみでなく、隣接して整備される県や市の施設も合わせた周辺地域 一帯の魅力を発信するなど、それぞれの設置者、管理者とともに効果的な情報発信に取り組 まれたい。 (東紀州対策局)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容及び取組成果

紀南中核的交流施設については、平成 17 年度、県基本構想に基づき、事業者選定委員会を設置、公募要項等を策定し、平成 18 年 1 月 16 日から事業者募集を開始しました。

平成 18 年 7 月 31 日で第一次審査資料の提出を締め切ったところ、11 事業者から応募がありました。

紀南中核的交流施設整備事業支援補助金事業者選定委員会において、第一次審査を行い、平成 18年9月に優秀な上位3事業者を選定しました。

そして、第一次審査を通過した3事業者に対して、第二次審査を行いました。

第二次審査提案資料について、集客戦略、施設計画、経営計画、地域連携の4つの専門部会での審議、全体会での審議及び事業者からのヒアリングを実施し、慎重な審査を行い、平成19年2月8日に最優秀提案者、優秀提案者を選定し、選定結果を公表したところです。

県としては、選定委員会の選定結果を尊重し、最優秀提案者((株)エムアンドエムサービス) を補助事業者として決定しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

本補助事業者が紀南中核的交流施設の整備等に着手し、平成 21 年 7 月頃、施設オープンする 予定です。

なお、本補助事業者が、地域の住民や企業、団体、市町と連携し、施設機能の充実や地域資源 の活用に取り組み、東紀州地域の活性化に繋がるよう、県として本補助事業者と調整等に取り組 んでいきます。

また、東紀州地域の活性化については、紀南中核的交流施設だけでなく、地域としての魅力発信が必要と考えており、県、地元市町、地域住民、事業者等が連携して地域の情報を発信していけるよう体制づくりを含めて取り組んでいきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(東紀州の新たな施設の機能充実・活用)

(20) 東紀州地域では、県が主体となって県立熊野古道センターや紀南中核的交流施設の建設、整備 が進められている。

これらの施設が、魅力を持ち、地域の活性化に寄与するものとなるよう、地域住民や企業、団 体、市町との連携を深め、施設の機能充実や活用を図られたい。

また、それぞれの施設のみでなく、隣接して整備される県や市の施設も合わせた周辺地域一帯 の魅力を発信するなど、それぞれの設置者、管理者とともに効果的な情報発信に取り組まれたい。 (東紀州対策局)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 熊野古道センターにおいては、地域の各団体と連携しながら資料収集を継続して行うとともに、 センターへの理解と協力を求めるため4月以降建築工事の進行に合わせ現場見学会等を行いまし た。
  - ・資料収集の成果については展示等に活用
  - ・延べ 100 回以上、約 1,400 人を現場案内
- (2) 11月18日には灯りのイベントに参加し、中井町のサテライトオフィスでは行灯を設置し、セ ンターではライトアップを行いました。また、センター敷地内の地域振興ゾーンでは尾鷲市が交流 センターを建設し、古道センターは近代技法を駆使した尾鷲ひのきの建物で東紀州地域の自然・歴 史・文化の情報発信を行い、交流センターは古民家を移築した建物で地域特産物の販売や観光ポイ ントの案内を行うことで役割分担し相乗効果をあげることにしています。
- 2 取組の成果

このような取組の結果センターへの理解が得られ、新聞、地域発行冊子、交流センターチラシなど 機会を捉えて熊野古道センターのPRを行っていただけたほか、2月10日のオープンイベントで市 町の出展、地域住民の太鼓演奏等の協力を得られました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

熊野古道センターについては、指定管理者である特定非営利法人熊野古道自然・歴史・文化ネット ワークが運営しているところですが、指定管理者の理事は東紀州地域での活動実績があり、センター の体験学習事業等でも活動していただく予定です。また、熊野古道センター関係者協議会(構成:県、 尾鷲市、古道センターと交流センターの指定管理者)を毎月1回以上開催し事業内容の調整等を行い 施設の効率的・効果的な運営に協力していきます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(紀南振興プロデューサーの活動評価)

(21) 平成 14 年 6 月に紀南振興プロデューサーの公募を行い、それ以降プロデュース業務を委託 しているが、18 年度で当初予定されていた委託期間を満了するため、これまでのプロデュー ス活動を評価し、次年度以降のあり方を明らかにされたい。 (東紀州対策局)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

紀南地域固有の自然や生活文化、歴史といった地域資源を発掘・活用し、エコツーリズムの理 念に基づいてそれらを題材にして将来の商品化を見据えたモデルツアーを企画・実施してきまし た。同時に、ツアーガイドリーダーが将来的に自立してモデルツアーを企画・実施していくため に、「ガイドリーダー養成講座」を開催し、地域の人材育成を図ってきました。また、エコツー リズムの理念浸透を目的に、エコツーリズムシンポジウムを開催した他、啓発用印刷物を定期発 行し各戸配布してきました。対外的な情報発信も、ホームページやダイレクトメール、メールマ ガジン等により行ってきました。

#### 2 取組の成果

環境省エコツーリズム大賞特別賞を受賞した他、同省エコツーリズムモデル事業の指定を受 け、また日本文化研究家のアレックス・カー氏を講演者に招いてのシンポジウムでは参加者アン ケートで高い評価を受ける等、全国的に紀南エコツーリズムへの注目度が高まっています。地域 においては、ガイドリーダーの養成も順調に進んでおり、ガイドリーダーが「三重・紀南エコツ ーリズム推進会」を組織し、将来の自主運営体制の構築に向けて動き始めています。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

紀南振興プロデューサーとの契約は、エコツーリズム等において一定の成果を得られたことか ら、当初の予定どおりH18年度末をもって終了します。紀南ツアーデザインセンター(TDC) は、H19 年度に設立予定の「東紀州観光まちづくり公社」(仮称)の一部門に位置付けられ、エ コツーリズムによる東紀州の魅力と集客力の向上に努めていくことになったため、引き続き県と 紀南3市町で、モデルツアーの企画・磨き上げ・定番商品化、地域内外への情報発信、ガイドリ ーダーの養成、「三重・紀南エコツーリズム推進会」の活動への支援等に取り組んでいきます。 また、ツアー実施地域を紀北地区にも拡大していきます。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (3) 公有財産の管理事務
    - イ 金品亡失

ハイウェイカードの紛失等が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期すると ともに、再発防止に努められたい。

箇 所 名	内容
経営企画分野	ハイウェイカードの紛失 2 件 (未使用額 計 1,650円)
津県民センター	公用車の右側後輪フェンダー周辺の損傷 (修理代 57, 750 円)
松阪県民センター	公用車の左後部ドア・フェンダーの損傷 (修理代 57, 120 円)
	ハイウェイカードの紛失(未使用額 3,870円)
東京事務所	公用車の左前輪タイヤの損傷 (修理代:運行管理業務受託者が負担)
科学技術振興センター (農業研究部)	野菜現場実験室 (100 ㎡) 内の火災 (備品等の被害金額 450, 275 円 (取得価格))

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 部内職員に対し、物品管理の周知徹底を図り、再発防止に努めました。(経営企画分野)
- (2) 県民センター職員全員に対し、再度意識改革の周知徹底を図り、再発防止に努めました。

(津県民センター)

- (3) 事案が発生した場合は、速やかに所属長に報告し、県民センター出納員に「金品亡失届」の提出 を行うこと等、事務処理について徹底しました。また、ハイウェイカードの管理については、金庫 に保管し、持ち出しの際は総務課職員に申し出ることと、使用後速やかに返却することを徹底しま (松阪県民センター)
- (4) 公用車の管理・使用について万全を期するとともに、再発防止に努めるため、公用車運行管理業 務委託者との連絡を密に行うようにしました。(東京事務所)
- (5) 今年度発生した火災の原因が電気設備のショートであったことから、各施設の電気設備(コンセ ント等)の状況について、点検を実施しました。(科学技術振興センター)
- 2 取組の成果
  - (1)(2)(3) 今年度部内及び県民センターにおける金品亡失(損傷)は発生しておりません。また、 物品の適正管理に関する職員の意識付けを向上させることができました。

(経営企画分野、津県民センター、松阪県民センター)

- (4) 公用車運行管理業務委託者と連絡を密に行い、公用車の管理・使用について万全を期するととも に、再発防止に努めました。(東京事務所)
- (5) 上記電気設備点検の結果、修繕が必要なものの予算措置を行い、実施しました。

(科学技術振興センター)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度に引き続き、物品の管理・使用に対する注意喚起を行っていきます。

## 監査の結果

## 2 財務等に関する意見

## (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

項目	内 容	箇 所 名
1 業務委託の実施 状況(情報システム 関係)	(1) 統計業務システム移行SE作業委託の委託 契約書に個人情報の適正管理に関する条項の記 載なし、また、契約書で再委託を行う場合は委 託先から業務内容等についての書面を提出さ せ、書面をもって承諾することとしているが、 当該手続きなし	

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

室員全員に対し、改めて個人情報保護の周知及び契約事務の適正な執行を徹底し、再発防止に努め ました。また、本年度締結済の全契約を対象に再度、当該書類のチェックを行い、さらなる意識向上 に努めました。(情報化・統計分野)

## 2 取組の成果

個人・企業情報保護への意識が高まりました。また、チェックの結果、平成 18 年度の契約につい ては適正に処理されていました。(情報化・統計分野)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度に引き続き、室員への周知及び書類のチェックを随時実施します。(情報化・統計分野)

#### 監査の結果

#### 2 財務等に関する意見

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

	C 17 SKET COST OF STATE C							
項 目	内 容	箇 所 名						
2 業務委	(1) みえの文化力指針(仮称)策定に関する調査事業委託業務について、	政策企画分						
託の実施	選定委員7名のうち過半数を超える4名が入札審査会の委員を兼務し	野						
状況(プロ	ていたが、取扱指針において兼務は半数以下とする旨が定められてい							
ポーザル	るため改善が必要							
(企画提	(2) ホームページサーバ・情報提供システムデータベース運用支援委託	情報化・統計						
案コンペ)	の再委託承諾願等の書類の保管なし、選定表の一部が鉛筆で記載	分野						
方式)	(3) 情報セキュリティマネジメント及びIT投資管理体制構築委託に	情報化·統計						
	ついて、選定委員の過半数が事業実施部局の職員であったので、必要	分野						
	最小限とすることが必要							
	(4) 伊勢路フォーラムの企画運営及びプロモーションビデオ製作委託	東紀州対策						
	について、変更伺いの起案文書に具体的な変更箇所の記載なし	局						
	(5) 熊野古道等しおり作成にかかるデザイン及び印刷業務委託につい	熊野県民セ						
	て、評価委員の評価表が鉛筆で記載	ンター						
	(6) 知的財産戦略指針策定業務委託において、選定表の一部が鉛筆で記	科学技術振						
	載	興センター						
		(総合研究						
		企画部)						

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 「三重県政策部調査委託企画提案コンペ取扱指針」について、あらためて職員間で情報共有を 行うとともに、決裁段階でのチェックを厳重に行い、再発防止に努めました。(政策企画分野)
- 委託業務の進行管理に係る確認事項について、確認の都度、文書で記録することとし、文 書の記載方法及び保管ついても適正に処理するよう徹底しました。(情報化・統計分野)
- 業務委託案件の選定委員については、業者選定における公平性・公正性の確保や、コスト・品 質の適正化の観点から適切な選任を行うとともに、事業実施部局の人数を必要最小限とするよう 見直しを行いました。(情報化・統計分野)
- (4) 変更契約の締結起案へ、変更の内容を具体的に明記するとともに、資料を添付するなど適 正な事務処理を行うよう徹底しました。(東紀州対策局)
- (5) 業務委託に関する事務については、正副担当による相互確認などを行うことにより、適正な事務 の執行の徹底を行いました。(熊野県民センター)
- (6) 一部が鉛筆書きのままとなっていた選定表について、ボールペンの記載に改めました。

(科学技術振興センター)

- 2 取組の成果
- (1) 指摘事項を遵守し、決裁段階でのチェックを厳重に行うことにより適正な執行を行っています。 (政策企画分野)
- (2) (4) 適正な事務処理及び文書の作成を行うことで、より適正な契約履行の促進が図られまし た。(情報化・統計分野、東紀州対策局)
- 事業実施部局の人数を必要最小限とすることにより、業者選定における公平性・公正性の確保 や、コスト・品質の適正化が高まりました。(情報化・統計分野)

- (5) 改善措置を講じたことにより、本年度、委託業務にかかる事務手続きに誤りは生じておりません。 (熊野県民センター)
- (6) 今回の不備内容を各研究部に通知し、同じ誤りが発生しないよう徹底しました。

(科学技術振興センター)

- (1) 今後も会計規則等に基づいた適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化を図っていきます。 (政策企画分野)
- (2)(4)(5)(6) 平成18年度に引き続き適正な事務処理に努めます。 (情報化・統計分野、東紀州対策局、熊野県民センター、科学技術振興センター)
- (3) 業務委託案件の選定委員については、業者選定における公平性・公正性の確保や、コスト・品質 の適正化の観点から適切な選任を行うとともに、事業実施部局の人数を必要最小限とするよう努め ます。(情報化・統計分野)

## 監査の結果

## 2 財務等に関する意見

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

	77.40 27.40 27.40	T -
項目	内容	箇 所 名
3 業務委託の	(1) マルチファンクションスキャナー保守管理委託につい	経営企画分野
実施状況(特	て、当該業務は他業者での対応が不可能ではないため、複	
命随意契約)	数業者からの見積りを取ることが必要	
	(2)「名張ゆめづくり地域交付金事業」調査及び報告書作成	四日市県民センター
	委託の設計書はあるが、予定価格としての記載なし	
	(3) 県民局マネジメント・リーダーシップ研修業務につい	松阪県民センター
	て、研修により習得させようとする能力などの委託目的を	
	仕様書に具体的に記載することが必要	
	(4) 熊野古道ゲートウェイ集客交流構築事業について、予	尾鷲県民センター
	算額を予定価格としており、業者からの見積書徴取に当た	
	り改めて積算し、見積額と比較することが必要	
	(5) みえ研究交流サロン事業委託において、契約書に個人	科学技術振興センタ
	情報の適正管理に関する条項の記載なし	一(総合研究企画部)
	(6) 保健環境研究部ガスクロマトグラフ・ICP-MS 保守委託	科学技術振興センタ
	において、随契条項の誤り(競争入札を行ったが不落札と	一(総合研究企画部)
	なり契約ができなかったため、地方自治法施行令第 167	
	条の2第1項第8号(競争入札に付し落札者がないとき)	
	とすべきであった)	
	(7) 土壌汚染状況追加調査業務委託において、予定価格を	科学技術振興センタ
	設定するにあたって積算根拠の記録なし	ー (工業研究部)
	(8) 商品開発フォローアップ展示会会場設計・設営委託に	科学技術振興センタ
	おいて、予定価格を設定するにあたって積算根拠の記録な	ー (工業研究部)
	L	
	(9) スギ・ヒノキ材を使用した耐火性複合構造材の実用化	科学技術振興センタ
	研究委託において、随契理由の記載なし	一(林業研究部)
	(10) 育種母樹林整備事業において、業務内容の専門性が低	科学技術振興センタ
	い内容であり、特命随意契約とする理由が不明確	一(林業研究部)
	(11) 一般廃棄物収集運搬業務委託において、地元で唯一の	科学技術振興センタ
	業者であることを理由に特命随意契約をしているが、地域	一(林業研究部)
	を広げれば他にも処理可能な業者があり、特命随意契約と	
	する理由が不明確	
	(12) 環境動態シミュレーションモデル開発委託について、	科学技術振興センタ
	全国で業務遂行に必要なノウハウを持っている唯一の大	一 (水産研究部)
	学との特命随意契約であるが、随意契約理由にはその旨の	
	記載なし	
	<u> </u>	•

## 講じた措置

# <u>平成 18 年度</u>

- 1 実施した取組内容
- (1) 業者選定に当たっては、選定理由を十分精査し、適正な契約事務の実施に努めました。

(経営企画分野)

- (2) 会計規則に基づき、随意契約の場合であっても予定価格を支出負担行為書等に記録しています。 (四日市県民センター)
- (3) 当該研修については、「松阪庁舎行政経営品質向上基礎研修」として内容を見直し、仕様書を具 体的にした上で、企画コンペ方式による随意契約を行いました。 (松阪県民センター)
- (4) 予定価格の算定に当たっては、会計規則に基づき適正な積算を行うことといたしました。(尾鷲 県民センター)
- (5)~(12) (ア) 個人情報の適正管理に関する条項漏れについて、変更契約を締結しました。
  - (イ) 科学技術振興センターが業務委託発注等の際に設置する入札審査会について、審査会を開催 すべき事案(金額)を明確化するなどの要綱改正を行い、随意契約の場合においても、複数の 職員が妥当性をチェックする体制に改めました。
  - 平成 18 年度から各県民センターに配置されている出納局の地域駐在職員を活用し、事前相 談(検査)を通じて、適正な契約手続きに努めました。
  - (工) 事業担当者等に積極的に電子見積システムを活用するように啓発を行いました。

(科学技術振興センター)

#### 2 取組の成果

- (1) 業者選定に当たっては、選定理由を十分精査するとともに、公開見積を行うなど適正な契約事務 の実施に努めました。なお、指摘のありました保守契約については平成 18 年度をもって終了する こととしました。(経営企画分野)
- (2) 予定価格を記録し、全ての契約において適正な手続を行っています。(四日市県民センター)
- (3) 県ホームページへの搭載により、企画コンペを実施した結果、応募は1者でした。(企画を審査 したところ適正であったため契約を行いました。)研修業務を企画コンペ方式により募集すること はあまり一般的でないため応募が少なくなったものと考えられます。(松阪県民センター)
- (4) 今後同様の指摘を受けることのないよう、適正な事務処理に努めました。(尾鷲県民センター)
- (5)~(12) 今回の指摘を受け、平成 18 年度の同様の業務ついては、電子見積システムを活用するな どして特命随意契約の削減に努めたほか、やむを得ず特命随意契約となるものについては、理由 の精査に努めました。(科学技術振興センター)

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1)(2)(4) 会計規則、地方自治法等の規定を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(経営企画分野、四日市県民センター、尾鷲県民センター)

- (3) 引き続き企画内容を精査し、委託目的を具体的にし、企画提案コンペ等を実施することにより、 競争性、透明性を高めるよう努めていきます。(松阪県民センター)
- (5)~(12) 平成 18 年度に実施した内容に継続して取り組み、透明性、公平性、競争性のある契約手続 きに努めます。(科学技術振興センター)

## 監査の結果

#### 2 財務等に関する意見

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

項 目	内容	箇 所 名
4 県単補助金	(1) 三重県ネットビジネス支援事業について、補助事業は平成15年度から開始し17年度までで終了したが、補助金の交付申請段階で見込んでいた事業実績が上がらなかった事例があることから、今後、補助対象事業者の状況把握を適切に行い、補助効果が発揮できるように指導を行うことが必要	情報化・統計分野
	(2) 平成 17 年度三重県発明くふう展開催事業補助金について、額の確定が年度末になっているので、実績報告提出後すみやかに行うことが必要	科学技術振興セ ンター(総合研 究企画部)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) ベンチャー企業を対象として、ITを活用した新規のビジネスモデルに対する補助であることか ら、事業リスクや変化の激しいIT環境への対応を行っている補助事業者の実体験を通して、今後 の県の役割を模索するため、10 月 30 日に、ネットビジネス支援事業連絡会議を行いました。12 月7日には、基盤協会事業と連携した「ネットビジネス成功の鍵」セミナーを開催し、ITコーデ ネーター派遣事業を行い、2社に、訪問コンサルタントを行いました。他の事業者についても、訪 問等により経営状況を聞き取っています。(情報化・統計分野)
- (2) 今年度実施する補助金事業の交付先に対して、実績報告書の提出があり次第、すみやかに検査及 び額の確定を実施するよう努めました。(科学技術振興センター (総合研究企画部))

## 2 取組の成果

- ITに関する経営指導の専門家(ITコーデネーター)によるセミナーや、コンサルタント等を 実施することで、ITを取り巻く市場環境変化への対応やセキュリティ対策の重要性を補助事業者 に再認識してもらえた。(情報化・統計分野)
- (2) 平成 18 年度中部地方発明表彰支援事業費補助金について、交付先から平成 18 年 11 月に実績報 告書の提出があり、同年12月に立ち入り検査を行い、平成19年1月に額の確定を行いました。 また、平成 18 年度三重県発明くふう展開催事業費補助金について、平成 19 年 1 月に実績報告 書の提出があり、同年 3 月に立ち入り検査を行い、補助金対象経費の支払いを確認後、額の確定 を行いました。(科学技術振興センター(総合研究企画部))

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き、ネットビジネス支援事業連絡会議を行い、訪問等を行って事業状況等を聞き取るほか、 ネットビジネス関係のセミナーを開催していきたい。(情報化・統計分野)
- (2) 平成19年度に実施する補助金事業についても、迅速な事務処理に努めます。

(科学技術振興センター(総合研究企画部))

#### 監査の結果

#### 2 財務等に関する意見

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

項	目	内 容	箇 所 名
5 県単工事		(1) 熊野古道センター周辺修景池整備工事について、契約変更が行われているが、変更工事のうち市道隣接箇所への防護柵の設置は当初の設計段階で計上することが必要	東紀州対策局
		(2) 熊野古道センター (仮称) 基盤工事について、 契約変更が行われているが、変更工事のうち、現 地再調査に伴いブルドーザーのみでの施工が困難 であると判断したことによるバックホウ及びダン プの運搬の計上は、当初設計の段階で計上するこ とが必要	東紀州対策局
		(3) 木曽岬干拓排水機場修繕工事について、工事の変更に際して、施工箇所が離れており本来は別発注すべきであると考えられる工事あり	桑名県民センター

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)(2) 当初発注にかかる設計について十分精査するとともに、設計変更に際しては、その理由につ いて更に十分な検討・整理を行うよう徹底しました。(東紀州対策局)
- (3) 工事設計の変更に際しては、三重県建設工事設計変更要領により一定金額(2,500千円)以上の 追加工事を行う場合や、工事の目的や施工箇所から変更内容に疑問がある場合は、指名審査会を開 催し、その適否を諮ることとしました。(桑名県民センター)
- 2 取組の成果
- (1)(2) 工事の適正な進捗管理及び適正な契約履行の促進が図られました。(東紀州対策局)
- (3) 工事設計の変更にあたっては、変更契約にすべきものと別契約にすべきものを区分けし、契約し ています。 (桑名県民センター)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1)(2) 当初発注にかかる設計について十分精査するとともに、契約について更に公正性・透明性を 高めていくことと致します。(東紀州対策局)
- (3) 平成 18 年度と同様に、工事設計の変更に際しては、三重県建設工事設計変更要領により一定金 額(2,500千円)以上の追加工事を行う場合や、工事の目的や施工箇所から変更内容に疑問がある 場合は、指名審査会を開催し、その適否を諮り、適正な工事契約を行います。

(桑名県民センター)

部局等名 政策部

号 外 (37)

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 710 - 710 - 0								
項目	内容	箇 所 名						
7 人件費	(1) 住居手当の事後確認において、通帳からの引き落としが家賃であることが分かる書類の添付漏れ	桑名県民センター (桑 名保健福祉事務所分)						
	(2) 住居手当の切り替えについて、住居手当認定簿への記載漏れ	津県民センター (津保 健福祉事務所分)						
	(3) 扶養手当について、別居の扶養親族に対する扶養事実の証明書類の一部に不備あり(送金している旨の申立書なし)	松阪県民センター(松 阪農林商工環境事務所 分)						
	(4) 扶養手当について、職員以外の扶養義務者の関係が分かる書類の添付漏れ	伊賀県民センター (伊 賀保健福祉事務所分)						
·	(5) 住居手当の事後確認において、通帳からの引き落としが家賃であることが分かる書類の添付漏れ	伊賀県民センター(伊 賀保健福祉事務所分)						
	(6) 住居手当の切り替えについて、住居手当認定簿への記載漏れ	尾鷲県民センター (尾 鷲建設事務所分)						

## 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 住居手当の事後確認は、通帳からの引き落としが家賃であることが分かる書類を添付しました。 (桑名県民センター)
- (2) 職員全員分の住居手当認定簿について、記載漏れがないかを確認すると共に、認定の都度、確実 に、認定簿への記載を行うよう周知しました。(津県民センター)
- (3) 該当職員より申立書を提出していただきました。(松阪県民センター)
- (4) 扶養手当は、職員以外の扶養義務者の関係が分かる書類を添付しました。(伊賀県民センター)
- (5) 住居手当の事後確認は、通帳からの引き落としが家賃であることが分かる書類を添付しました。 (伊賀県民センター)
- (6) 記載漏れとなっていました「手当支給終了月」を直ちに記載しました。(尾鷲県民センター)
- 2 取組の成果
- (1) 通帳の引き落としが家賃であることが確認できました。(桑名県民センター)
- (2) 認定の都度、確実に、認定簿への記載を行っており、今年度は、記載漏れはありません。

(津県民センター)

- (4)(5) 人件費支給に対する職員の意識の向上が図られました。(伊賀県民センター)
- (6) 記載漏れを直ちに記載し是正いたしました。(尾鷲県民センター)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き人件費の適正管理に努めるとともに、事後確認での手当の受給用件の確認を徹底します。

(6) 認定簿への記載事項等については、人事異動時期を重点に随時照合し、適正な事務処理を行ない (尾鷲県民センター) ます。

部局等名 政策部

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

C 17 9( L (C))			
項	目	内容	箇 所 名
8 その他		(1) 常時資金の精算の遅延	四日市県民セン ター
		(2) 諸収入等の調定事務にかかる財務会計システムの確定処理の漏れ	熊野県民センタ ー
		(3) 予算科目の誤りによる予算執行あり	熊野県民センタ ー
		(4) 支出負担行為済額が予算令達額を上回っている事例あり	科学技術振興セ ンター(保健環 境研究部)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 出納閉鎖後は電算上の精算が出来ないため、この時に限り、手書きで精算を行いました。この後 は速やかな事務処理を行うように努めています。(四日市県民センター)
- (2) 諸収入等の調定事務にかかる財務会計システムの確定処理の漏れについては、決裁終了後、財務 会計システムの確定処理を怠っていたことから、同システムの照会業務により確定処理がなされて いるか、担当者間で相互確認を行うこととしました。(熊野県民センター)
- (3) 予算科目の誤りによる予算執行については、担当者間で相互確認を行うことにより適正な予算科 目での支出の徹底を図りました。(熊野県民センター)
- (4) 科学技術振興センターでは、本庁からの執行委任事業が多く、予算令達が遅くなることがあるた め、予算執行時期に応じた令達がなされるように、本庁の関係室と連絡を密に取りました。

(科学技術振興センター(保健環境研究部))

## 2 取組の成果

- (1) 事務処理の迅速化が図られています。(四日市県民センター)
- (2) 改善措置を講じたことにより、本年度、諸収入等の調定事務にかかる確定処理の漏れは生じてお りません。(熊野県民センター)
- (3) 改善措置を講じたことにより、本年度、適正な予算執行を行うことができました。(熊野県民セ ンター)
- (4) 上記取組の結果、予算執行時期に応じた令達がなされました。

(科学技術振興センター(保健環境研究部))

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度に引き続き適正な事務執行及び予算執行を行うよう努めてまいります。

号 外 (39)

## 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成 17 年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された

## 講じた措置

## 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

業務委託契約にかかる職員の不正行為を受けて、全職員が公務員としての自覚を新たにし、県政に 対する信頼の回復に向けて一層の努力をするよう綱紀粛正について依命通知を発出しました。

その中で、特に管理職員には、厳正な態度で部下職員の指導にあたるとともに、適正な事務処理の 確保のためチェック体制を整備するなど再発防止策を徹底するよう求めました。

また、これに併せ、補佐級室長以上の幹部職員約850人を対象に、公務員倫理・法令遵守の徹底、 事務チェック体制及び出納事務に関する管理業務のあり方等を内容とする研修会を実施しました。

なお、全職員に対しては、各所属長が講師となり対話型の研修を実施しました。そのうえで、各業 務における主務者・副務者を明確にし相互牽制機能を発揮するとともに、担当事業の進行管理の実施 を徹底しました。

営繕室においては、事務決裁処理について、ISO9001に基づき相互チェック機能を働かせ、 適正な事務処理体制の徹底を図りました。

包括外部監査において、内部統制の観点から「支出に関する事務の執行」について監査を受け、関 係団体の事務、会計事務のチェック体制等に関しても指摘を受けました。

### 2 取組の成果

(全庁での取組) 幹部職員を対象とした公務員倫理等研修会の実施(6回) (部内各室での取組) 室員を対象とした研修の実施(全所属)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、適正な事務処理を確保するため、各業務の進行管理やチェック体制を徹底します。 また、包括外部監査の指摘事項については、その内容を真摯に受け止め、早急に対応していきます。

#### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12,152,562,060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円 (対前年度比 117.5%) となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関する要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に 差異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。

## 講じた措置

## 平成 18 年度

【県税について】

- 1 実施した取組内容
- (1)高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、県庁税務政策室納税 支援グループ内に平成16年度より『特別徴収機動班』を置き、県税事務所と連携のうえ機動的に 滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。(財政・施設分野)

県内全域の徴収体制を強化し、次のような滞納整理を実施しました。

- ① 各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化
- ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施
- ③ 差押不動産・動産の公売実施
- ④ 県税の課税調査部門と連携した機動的な徴収
- ⑤ その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策
- ⑥ 三重地方税管理回収機構との連携
- (2)公売手法を拡大し、滞納処分を強化するため、平成17年10月より、インターネットを利用した公売を実施し、不動産、自動車、動産等を売却換価しました。(財政・施設分野、各県税事務所)
- (3)自動車税の収入未済額に対する対策については、5月に出張窓口・休日窓口開設等を実施して「納期内納付率の向上」、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して「滞納処分の強化」に取り組みました。また、平成17年度から、特に現年度の高額滞納者に対し、早期に折衝をし、完納時期を早めるとともに未納車両の縮減に取り組みました。(各県税事務所)
- (4) 県・市町等県税併任職員3名を市町に派遣し、市町税(個人県民税を含む。)の滞納整理のための業務に取り組みました。(財政・施設分野、各県税事務所)
- (5) 県内全市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」が平成16年4月1日に設立されたことから、機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、機構への支援を行いました。(財政・施設分野)
- (6) 県・市町等県税併任職員派遣先市町において、地方税法第48条を適用し、引き継ぎを受け、滞納処分を行いました。(財政・施設分野、各県税事務所)
- 2 取組の成果
- (1) 平成19年1月末現在の「特別徴収機動班」の状況(財政・施設分野)
  - ① 高額·難件事案の指定本税・延滞金等の徴収など処理済額未納額のうちその他不動産・生命保険などの差押済み額7億5千6百万円2億2千6百万円4億4千7百万円
  - ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施回数 8回(関係県税事務所と協働)
  - ③ 差押不動産・動産等の公売 5 回 (延べ 15 事務所) 内インターネット公売 4 回

- (2) インターネット公売は、従来の公売のイメージを大きく変え、高額での落札による税収確保効果、 県内外へのPR効果、滞納の抑止効果、徴収職員のモチベーションの上昇など様々な効果を生み出 しました。(財政・施設分野、各県税事務所)
  - ・平成18年 5月 自動車ほか動産 9件中 7件売却 約 600千円
  - 17 件中 5 件売却 約 3,505 千円 ・平成 18 年 7月 不動産
  - ・平成18年 9月 自動車ほか動産 8 件中 6 件売却 約 716 千円
  - ・平成18年11月 不動産 16 件中 3 件売却 約 13, 430 千円
- (3) 自動車税の状況(財政・施設分野、各県税事務所)
  - ① 5月に自動車税納期内納付推進キャンペーンを実施し、自主申告・自主納税の意識の拡大を 図りました。
    - 5,221万円(対前年109人、818万円増) ・休日窓口 納付 1,112人、
    - ·出張窓口 納付 7,547 人、3 億 4,984 万円(対前年 1,402 人、7,349 万円増)
    - ・納期内納付率 件数ベース 74.0% (対前年 1.8%アップ)
  - ② 5月31日納期限後、6月に督促状、7月に催告状を送付し、9月には来所依頼書を送付した うえで、県内一斉で10月に休日窓口の開設を行いました。
    - ・来所依頼に伴う休日窓口での納付額

1千8百万円

- ・休日窓口を含む来所依頼期間中の来所による納付額 1億4千万円
- ・来所依頼期間中の納付額(銀行等での納付を含む) 2億4千3百万円
- ③ 11 月に差押事前通知を送付し、12 月・1 月を「差押強化月間」に設定して差押処分の強化を 図りました。

・差押強化月間中の差押回数

789 回

- (4) 県税併任職員の取り組みについて (財政・施設分野、各県税事務所)
  - ① 平成18年度の県税併任職員の派遣状況(1月末現在)

派遣市町数 10 市町

② 県税併任職員の業務内容

自力執行としての滞納処分

三重地方税管理回収機構への移管に関する相談業務

地方税法48条に係る引継ぎ案件の選定

③ 地方税第48条により引継ぎを受け、県税事務所職員とともに滞納整理を行いました。

引継ぎ市町数(1月末現在)

10 市町

引継ぎ案件数(1月末現在)

113 件 8 千 8 百万円

処理済金額(1月末現在) 徴収金額

6 千 3 百万円(うち延滞金 1 千 1 百万円)

処理金額 1億1千7百万円(うち延滞金3千8百万円)

- (5)「三重地方税管理回収機構」の徴収状況と支援について(財政・施設分野)
  - ① 平成19年1月末現在の「三重地方税管理回収機構」の状況
    - ・徴収金額 5億2千万円
    - ・差押処分件数 1.033件
    - ・三重県地方税収確保対策連絡会議、三重県及び三重地方税管理回収機構の共催により税務職 員の能力向上のための研修会を開催しました。

税収確保セミナー

参加 98 名

市町・県徴収事務研修会

参加 98 名

② 県は、機構の設立準備において準備室の運営等の支援を行うなど、県と市町が協働で機構設 立の取り組みを行ってきました。

平成 18 年度においても、機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保を進めるため、 次のような支援を行いました。

- ・地方税の専門知識を有する職員の派遣(3名)
- ・県補助金の支出(850万円)
- ・機構事務所としての県有施設の提供(県津庁舎)
- ・滞納処分事務等に関する県税職員の技術的支援

#### 【県税以外について】

- 1 実施した取組内容
- ○総務部未収金
- (1) 財産収入(家屋貸下料)収入未済額 3,080 円については、債務者へ納付書の再送付、督促を行いました。
- (2)過年度収入(工事前払金返還利息)収入未済額1,860円については、当該債務者の弁護士に債務者の状況を確認するため、同債務者をもつ津建設事務所と情報交換等を行い対応・処理について検討しました。

その結果、債務者は、現在も行方不明であり当該債務者の弁護士も所在を確認できていないため、 同債務者をもつ津建設事務所と協議したところ、債権が発生してから6年が経過することもあり、 弁護士と面談して時効も含めた対応を調整することとしました。

#### ○支援対策

- (1) 平成 18 年 6 月 29 日に「市町・県徴収事務研修会」を開催し、関係部局へ参加を呼びかけました。
- (2) 税務政策室の職員4名が、環境森林部の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る行政代執行に要した費用を徴収する職員」を兼務し、業務の支援を行いました。
- (3)地方財政に精通した大学教授を講師に迎え、市町幹部職員に対して自主財源確保の重要性に関する講演会及び意見交換を行い、情報共有や意識の向上に取組みました。
- (4) 県営住宅の家賃滞納には、県営住宅家賃滞納対策委員会・幹事会の委員として、県土整備部住宅室の未収金対策業務(法的措置)の支援に取り組みました。
- (5)病院事業庁の支払督促(医療費)の支援に取り組みました。
- (6) 各部局未収金対策業務担当者からの滞納整理、法的措置等に係る質問・個別相談に応じ、問題解決の支援に取り組みました。
- (7)収入未済額の縮減に向け、予算を預かる財政という立場から、債権管理嘱託員の配置や弁護士への委託、債権回収業務の民間委託等の実施について、各部局と議論を行いました。

## 2 取組の成果

#### ○総務部未収金

- (1) 督促後、平成18年5月10日に3,080円が納付されました。
- (2)債務者の弁護士に連絡をとったところ、現在も債務者とは連絡が取れない状態が続いており、今後どのようにするのか弁護士と連絡をとりながら適切な対応をしていきます。

#### ○支援対策

- (1)「市町・県徴収事務研修会」に、健康福祉部から5名の職員が参加しました。
- (2)税収確保セミナー(自主財源確保の重要性と徴収体制の確率について)の開催 (県職員23名・市町幹部職員等48名 参加) 自主財源確保の重要性と徴収体制確立のための認識を高めることができました。
- (3) 県営住宅家賃滞納、県立病院医療費滞納対策の法的支援により、未収金の回収につなげました。
- (4)各部局からの質問や個別相談に応じ、未収金対策業務担当者のスキルアップと問題解決につなげました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

## 【県税について】

(1) 税務政策室納税支援グループ「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携のうえ、機動的な滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みます。

県内全域の徴収体制を強化し、次のような滞納整理を実施します。

- ① 各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化
- ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施
- ③ 差押不動産・動産の公売実施(インターネットを活用した公売の実施)
- ④ 県税の課税調査部門と連携した機動的な徴収
- ⑤ その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策
- ⑥ 三重地方税管理回収機構との連携
- (2) インターネット公売については、引き続き滞納処分を強化するため、滞納整理の手法として積極的に進めていきます。
- (3) 自動車税について、5月に自動車税納期内納付推進キャンペーンを実施して「納期内納付率の向上」を取り組むとともに、自動車税の納期限後、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して税収確保に取り組みます。
- (4) 県税併任職員を市町へ派遣し、市町税(個人県民税を含む。)の滞納整理のための業務に取り組みます。
- (5)「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、 機構への支援に取り組みます。
- (6)個人県民税の未収金対策として、納税支援グループに担当を設置し、県・市町等県税併任職員と 連携して、地方税法第48条を活用した県による直接徴収を積極的に進めます。
  - ① 各地区地方税収確保対策会議(各県税事務所単位で設置)を通じ、住民税の未済状況の把握に努めます。
  - ② 市町とともに住民税の高額滞納案件等を中心に精査のうえ、三重地方税管理回収機構とも連携し、地方税法第48条による引継ぎを受けて滞納整理をすることが最も効果的で効率的と判断されるものについて、積極的に引継ぎを受け、滞納処分を進めます。

### 【県税以外について】

## ○総務部未収金

- (1) 今後、収入金が発生した場合は、納入通知書(納付書)の送付・督促のみではなく、債務者と事前に納入方法について面談する等未収金の防止に努めます。
- (2)過年度未収金(工事前払金返還利息)については、引き続き津建設事務所と情報交換し状況を見極めつつ検討していきます。

## ○支援対策

- (1) 平成18年度に引き続き、未収金業務担当者への法的支援を行います。
- (2) 県営住宅家賃滞納の法的支援を行います。
- (3)収入未済額の縮減に向け、成果の確認と検証等、さまざまな予算議論の機会を活用し、一層の努力を関係部局に促していきます。

#### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

### 4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4,246 件、約230 億19 百万円 (前年度比414 件減、6億77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は3,357 件、約169億24 百万円、73.5%(前年度比281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2,350 件、約 102 億 42 百万円であったが、今回、293 件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの 79 件 (27.0%) の不適切な契約が見受けられた。

契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査するとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で115件、約23億10百万円となっている。

今回、そのうち 28 件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きなど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

### 1 実施した取組内容

平成 19 年度当初予算にかかる情報システム関連予算(委託契約)について、政策部及び出納局と連携し、情報システム審査委員会及び審査部会を設置し、予算議論の中で、システム化の必要性、費用対効果、経費積算及び契約先の妥当性等を総合的・専門的に審査しました。

総務部内においては、特定の施設設備保守やシステム機器の運用、研修業務など当該事業者でしか 契約の目的を達成することが困難な委託業務については、特命随意契約の方法によっていますが、随 意契約限度額の100万円を越える案件については、総務部指名審査会及び総務部営繕関係指名審査会 を設置し、随意契約理由の適否や相手方の妥当性の審査を適性に行いました。

また、契約の競争性、公正性、透明性を確保するため、可能なかぎり一般競争入札及び電子見積システムによる契約者の選定に努めました。

なお、今年度から出納局において実施されている、委託契約等の執行同・入札伺の段階での事前検査により、契約事務手続き等のチェック機能の強化が図られています。

#### 2 取組の成果

三重県会計規則等に基づき、公正、適正に契約手続きを行いました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、随意契約理由等の精査・検証を行い、公正性、透明性の確保を図るとともに、真にやむを得ない場合を除き、一般競争入札(地域調達型電子入札システムでの手続きを含む)による契約者の選定の機会を増やすよう努めていきます。

また、契約理由の明瞭化や、適正な仕様書・予定価格調書の作成等、契約手続きの適正化に努めていきます。

#### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

#### 5 建築物の耐震化

東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中にあって、「三重地震対策アクションプログラ ム」では、防災対策の拠点や避難所となる県・市町有施設、医療機関、学校・福祉施設の耐震化を 進めることとしている。

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が85棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要とす る建築物が 109 棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設も含 まれていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

また、災害時に地域の防災対策の拠点や避難所となる市町の公共施設についても早期に計画的な 耐震化を図るとともに、私立学校、民間の病院・診療所・福祉施設等の耐震化を促進されたい。

さらに、個人住宅の耐震化を進めるために、市町と連携し耐震診断補助事業等の事業推進を図ら れたい。

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

県総合庁舎の耐震化については、本庁舎をはじめ6庁舎の耐震化計画のうち、平成14年度に本庁 舎、平成15年度に桑名庁舎、平成17年度に四日市庁舎が完成し、平成17年度に発注した熊野庁 舎が平成19年度には完成(平成19年8月)を予定しています。

残る2庁舎のうち伊勢庁舎については、庁舎建て替えによる整備を検討、尾鷲庁舎については、耐 震詳細調査を行いその結果を踏まえ今後の整備方針を検討していく予定です。

## 2 取組の成果

伊勢庁舎については、プロポーザル方式により基本設計業者を選定します。また、尾鷲庁舎につい ては、耐震詳細調査を実施しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

伊勢庁舎については、プロポーザル方式により基本設計委託業者と契約し、基本設計、地質調査、 実施設計を行い、平成20年度着工予定です。

尾鷲庁舎については、平成18年度の耐震診断に基づき、さらに精度の高い3次診断を行い耐震化 を検討します。

#### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加 している。

公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転 の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、 事故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため 職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 庁内WANの活用により、定期的に「交通安全」や「飲酒運転」について注意喚起を行いました。
- (2)「無事故・無違反チャレンジ1・2・3」に、総務部(本庁・地域機関)から16チーム(80 名)が参加しました。
- (3)職員参加型の総務部安全運転講習会を実施し、17名の職員が受講しました。
- (4)「交通安全研修センター」での研修を活用し、意識の高揚を図りました。
- (5)集中管理公用車貸し出し時に、実際の公用車事故写真を掲示し、発生防止の啓発を行うとともに、 アルコール測定器を導入し飲酒運転の防止に努めました。
- (6)会議・所属内ミーティング等で、定期的に交通安全意識及び飲酒運転防止の徹底を呼びかけまし た。
- 2 取組の成果
- (1) それぞれの取組を通じ、職員の交通安全意識、県有財産管理意識、規範意識が高まりました。
- (2)「無事故・無違反チャレンジ1・2・3」では、各チームが交通安全意識の高揚に努め、全チー ムとも123日間の無事故、無違反を達成しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

交通事故の防止には、継続して地道に取り組んでいくことが肝心であり、平成 18 年度と同様の取 組を進めていきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(「みえ行政経営体系」による県政運営)

(1) 県政運営の主要な仕組みである「みえ行政経営体系」に基づき、PLAN(戦略策定=県政運営方針)、DO(戦略展開=率先実行取組)、SEE(評価=みえ政策評価システム)のPDSサイクルが運用されているが、「トータルマネジメントシステムの検討結果に基づく見直し項目」の改善に引き続き取り組み、全体最適な県政が運営できるよう、PDSサイクルの連続したつながりとして、評価が施策の決定、予算編成時に的確に反映されるようにされたい。

また、平成18年3月には、「みえ行政経営体系」によるさらなる経営改善策として、「みえ経営改善プラン」が策定されているが、県政運営の一層の重点化、効率化を図るため、当該プランの推進に努められたい。

なお、みえ政策評価システムについては、評価結果が業務を遂行する上で活用できたと考えている 職員が 49%と依然として低い状況にあるので、評価方法等のさらなる改善に努めるとともに、引き 続き職員への制度の周知徹底を図られたい。

(組織・職員分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 「トータルマネジメントシステム」の検討結果に基づく見直しに取り組み、今年度で見直しが ほぼ終了しました。
  - ・ 評価業務を総務部に移管し、施策の決定や予算編成に評価を的確に反映し、評価と一体となった経営資源の配分ができるよう努めてきました。
  - ・ 「みえ経営改善プラン」に基づき、「公的関与・県の関与の判断基準」の改定等による事務事業の見直しや定員・給与等の適正化等に取り組み、県政運営の一層の重点化、効率化を図りました。
  - みえ政策評価システムについては、評価の視点をよりわかりやすくするなどの改善を図りました。また、その趣旨を職員に周知徹底するため、評価表の記述にあたっての考え方をわかりやすく示した運用マニュアルを作成(9月:新規事務事業評価用、2月:実績評価用)し、各部局への配付と各部企画・経理担当者や評価者への説明会を開催しました。

(9月:5回50名、2~3月:8回80名)

#### 2 取組の成果

「みえ行政経営体系」の県政運営のマネジメントのベースやPDSの主要な仕組み等に対する意識等が高まりつつあり(みえ行政経営体系職員基礎調査結果より)、今後も「みえ行政経営体系」による全体最適な県政運営や「みえ経営改善プラン」による更なる経営改善への期待ができます。

(参考:みえ行政経営体系職員基礎調査結果による主な仕組み等の理解度の平均)

2004年度 63.2% 2005年度 68.9% 2006年度 71.6%

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

- ・ 評価の主要な仕組みであるみえ政策評価システムについては、第二次戦略計画(仮称)による施策や事業展開の評価が的確に行えるよう、現在のシステムを基本として必要な運用改善を図ります。また、次年度の事業展開や行政経営資源の配分などの議論に活用されるよう、運用マニュアルで評価方法等を職員に周知徹底し、精度の高い評価表を作成することによって、PDSサイクルの的確な運用に努めます。
- ・ 「みえ経営改善プラン」策定後の依然として厳しい財政状況や、国における行政改革推進法や地 方分権改革推進法の成立、骨太の方針 2006 の閣議決定等を踏まえ、「みえ経営改善プラン」の見直 しを行い、一層、不断に行政の改善に取り組むとともに、効率化、重点化を図り、最適な状態での 県政運営を進めます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(チェック機能の充実)

② 平成17年度の情報化関係事業の業務委託契約において、不正な会計処理が行われていた。 18年度の組織見直しにおいて、「副室長(本庁)」、「課長(地域機関)」を正式な職として位置づけ、 チェック等の役割、責任を明確化するとともに、地域庁舎への出納駐在職員の配置など会計事務支 援体制を強化しているが、事務事業の執行や会計事務について、内部牽制が機能する体制の一層の 強化・充実に努められたい。

(組織・職員分野)

#### 講じた措置

## <u>平成 18 年度</u>

1 実施した取組内容

職員の不祥事を受け再発防止のため、各部局長等に対して平成 18 年 8 月に職員の綱紀粛正を通知 し周知徹底を図りました。

再発防止の具体的な取組として、公務員倫理及び出納事務研修会の実施、職場内での事業チェック体制の整備徹底及び会計事務の見直しと研修の実施等により、事務事業の適正な執行の確保に向けて一層の努力を行うこととしました。

また、12月には、コンプライアンスの徹底等を含め、再度、通知しました。

- 2 取組の成果
  - (1) 管理職員公務員倫理等についての研修会の開催 9月から10月まで6回開催し、計903人の管理職員が参加
  - (2) 出納事務研修会の開催
    - (1) における管理職員への研修と 11 月には全所属の副室長・課長を対象とした研修 (5回) 実施
  - (3) 全職員に対する研修
    - (1)の研修を踏まえ、管理職員が10月~11月までに全所属での所属内研修を実施
  - (4) 職員一人ひとりの「行動基軸」の徹底等 知事から職員全員へのメールや総務部長から各部局長へのメールにより、職員一人ひとりの「行動基軸」の徹底等を実施
  - (5) 再発防止、法令遵守に向けての職員提案の募集 12月~1月に、職員提案を募集し、19年度以降の取組に活かしていくことを検討

## 平成 19 年度以降 (取組予定等)

平成 19 年 4 月の年度当初には、人事異動等による各職場の体制変更にあわせ、再度、各部局等に対し、事業執行・チェック体制の整備徹底等を図ります。

- (1) 職場内での事業チェック体制の整備徹底
  - ・複数職員での業務遂行体制の徹底
  - ・部局・所属による担当事業の進行管理の徹底
  - ・職員が運営や事業を支援している場合の事業管理の徹底
- (2) 職員研修センター等による研修の実施
  - ・階層別研修など研修及び研修体制の充実

# 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(地域機関のあり方)

(3) 県民局廃止後のそれぞれの地域における総合的な調整を必要とする事業や課題に対しては、地域 の事務所連絡会議の開催等を通じ、横断的な調整や連携を図ることとされているが、地域における総 合的な行政運営が円滑に実施されるよう、県民センターをはじめとする各事務所が果たすべき役割な どについて検証されたい。

(組織・職員分野)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成 18 年 4 月に実施した地域機関の組織機構改正の検証・検討を行うため、各部局等の意見を集 約しました。

2 取組の成果

集約の結果、

- (1) 本庁と地域機関が直接つながったことによる効果的な事業推進や簡素で効率的な組織運営
- (2) 県民センターにおける地域支援や調整機能が不明確
- (3) 農林水産商工環境事務所においては、
  - ・生産振興と規制行政を同一事務所としたことの違和感がある
  - ・農林水産業の振興対策と関連の公共事業が一元的に推進できる
  - ・農地等における廃棄物の不法投棄への対応や農地等に係わる廃棄物処理施設の許認可等には 円滑に対応できる
- との意見がありました。

こうした意見を踏まえ、県民センターにおける地域支援や調整機能の充実等を図るための仕組みを 検討しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

県民センターについては、市・町との連絡会議を設置し、市・町が行う地域づくり支援の総合窓口 として連携を強化するとともに、県民センターのあり方について、関係部局を中心に役割整理を行っ ていきます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(人事システム改革)

(4) 人事システム改革については、職員の意欲、能力、適性を踏まえた「新しい人事システムをめざ して」に沿って運用しており、 能力開発と人材育成などを目的とした評価制度が平成 12 年度から管 理職に導入されているが、一般職員への導入が遅れているので、今後の公務員制度改革の動向なども 踏まえて導入に取り組まれたい。

(組織・職員分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成17年度に見直しを実施した新たな「人材育成ビジョン」に基づき、国の公務員制度改革の動 向も注視しながら、職員の育成や能力開発のための具体的な仕組みについて検討するとともに、能力 や実績に基づく処遇、職務遂行能力の不足している職員への的確な指導・研修など可能なものから実 施しました。

- 2 取組の成果
  - ① 勤務評定制度

給与構造改革に的確に対応するため、管理職員勤務評定制度の評定結果を、今年度から昇給へも 反映させることとしました。

② 職務遂行能力不足等職員への対応

平成18年7月に「職務遂行能力不足等職員への対応に関する要綱」等を策定し、概ね4ヶ月の 特別研修を実施しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

一般職員の勤務評定制度については、今後の公務員制度改革の動向を踏まえて、できる限り早い時 期に導入するよう取組を進めます。

また、職務遂行能力不足等職員への対応については、昨年度と同様、特別研修を実施します。 なお、これらの取組のほか、平成 17 年度に策定した「人材育成ビジョン」に沿って職員の育成や 能力開発を支援する仕組みについて検討し、可能なものから実施していきます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(定員管理の適正化)

平成18年3月に「みえ経営改善プラン」を策定し、平成17年度から21年度までの数値目標を定 めて、定員管理の適正化に取り組んでいるが、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推 進に関する法律」等により、さらなる定員の削減が求められている。

定員管理の適正化については、事務事業の見直しを先行し、市町村合併に伴う事務事業の市町へ の移譲の状況、アウトソーシングの導入など、業務の実態に即して計画的に進められたい。

(組織・職員分野)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

定員管理の適正化の取組については、平成19年度の組織定数調整を踏まえ、厳しい行財政状況の 中、組織機構の見直し、県と市町・民間等との役割の見直し及び業務の明確な廃止・縮小等にかかる ものについては、総職員数の縮減を図るため、職員定数を削減する取組を進めました。

## 2 取組の成果

「三重県職員定数条例」の改正

平成 19 年第1回定例会に、知事の事務部局の職員数を、現行4,800人から85人削減し4,715人 とする条例改正案を上程しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度以降についても、財政健全化に向けた総人件費の縮減を行わなければ、真に必要な行政 サービスの提供ができなくなることが考えられ、今後も、事業の「選択と集中」に引き続き取り組むと ともに、

- (1) 事務事業の抜本的な見直し
- (2) 市町等との役割分担整理に基づく業務の移管
- (3) 民間等との役割分担の見直し
- (4) 簡素で効率的な組織体制の構築
- の視点から、総人件費の抑制に向けた定員管理の適正化に自主的・主体的に取り組みます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 (女性職員の登用)

(6) 男女共同参画第二次実施計画(平成17~18年度)では、平成19年4月に「室長(補佐級室長含 む。) 以上を 50 人」を目標値として女性職員の積極的登用を図ることとされているが、18 年 4 月現 在34人にとどまっているので、人材育成についての具体的方策を検討し、積極的登用に努められた

(組織・職員分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・「女性登用の推進」を人事異動方針の項目として掲げました。
  - ・労使協働委員会の男女協働小委員会の取組の一つとして、地域機関に勤務する女性職員との地域別 懇談会を開催し、女性職員をとりまく職場環境について意見交換を行いました。
- 2 取組の成果
  - ・管理職への登用については、男女共同参画基本計画第二次実施計画に記載した目標数値を目指し、 各部局において積極的な取組を実施することを人事異動方針に明記し、女性職員のキャリア形成支 援やマネジメント能力の向上に努めました。
  - ・女性職員との地域別懇談会を二つの庁舎で開催し、女性職員の登用・配置・キャリアデザインにつ いて、異動や育児・介護事情も含め意見交換を行い、人事異動等の参考にしました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、女性登用の推進を人事異動方針に掲げるとともに、多様な職域への配置などを通じて、 キャリア形成支援やマネジメント能力の向上などの能力開発や人材育成に努めていきます。 また、女性職員が自己の能力をよりよく発揮できる職場環境の醸成にも取り組んでいきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(交通事故の防止)

(7) 平成 17 年度は職員の交通事故が 128 件と前年度と同様、15 年度までと比べ大きく増加している。 また、18 年度には公務中ではないものの、職員が飲酒運転により検挙されている。そのため、交通 安全意識の向上、安全運転の徹底、交通マナーの遵守を推進するなど、交通事故を減少させるための 全庁的な取組を積極的に推進するとともに、飲酒運転の撲滅に向けた取組を進められたい。

(組織・職員分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・庁内WANの活用あるいはチラシの作成、配布により、「交通安全」や「飲酒運転」について注意 喚起を行いました。
  - ・交通事故で懲戒処分等を受けた職員に対して、「交通安全研修センター」で実地を含む研修を開催 しました。
  - 「無事故・無違反チャレンジ1・2・3」への積極的な参加を各所属に働きかけました。
  - ・飲酒運転の撲滅に向けて一層取組を進めました。
- 2 取組の成果
  - ・交通安全啓発メールの配信(4回)、交通安全啓発チラシの配布(本庁:2回、地域機関:1回)
  - ・「無事故・無違反チャレンジ1・2・3」参加チーム数 300チーム
  - ・交通事故防止を含む綱紀粛正通知、飲酒運転に係る懲戒処分基準の見直し、飲酒運転の撲滅を含む 全管理職員への倫理等研修の実施
  - · 平成 19 年 1 月末現在交通事故件数 7 2 件

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

交通事故を防止するためには、継続して地道に取り組んでいくことが肝心であり、平成 18 年度と 同様の取組を進めます。

特に、飲酒運転については、その撲滅に向けて一層の取組を進めていきます。

- ・庁内WANを活用して、定期的に「交通安全」や「飲酒運転」について注意喚起を行います。
- 「無事故・無違反チャレンジ1・2・3」への積極的な参加を各所属へ働きかけます。
- ・交通事故で懲戒処分等を受けた職員に対して「交通安全研修センター」で研修を実施します。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(職員のメンタルヘルス対策)

(8) 平成17年度の病気休職者は37人いるが、そのうち精神・神経系疾患による休職者は31人となっている。職員のメンタルヘルス対策として相談体制や復職後の支援などの取組を行っているが、精神・神経系疾患による病気休職者数に病気休暇者数を加えた数は96名と前年度に比べて28名増えているので、引き続きカウンセリングや相談体制を充実するとともに、職場における支援体制の強化など、一層の勤務環境の整備に努められたい。

(組織・職員分野)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

職員のメンタルヘルスについては、体系的なメンタルヘルスケアを行う「三重県職員メンタルヘルスケアシステム」に基づき、心の健康の保持・増進、早期発見・早期対応、職場復帰と再発防止の総合的な各種のメンタルヘルス対策事業を実施しています。

特に、確実でスムーズな職場復帰と再発防止を図るために、「三重県職員メンタルヘルスケアシステム」のサブシステムとして職場復帰する職員の支援システムである「メンタルヘルスサポートシステム」を運用し、療養相談などのメニューをきめ細かに適用しているところです。

なお、平成16年6月からは、「メンタルヘルスサポートシステム」でサポートする範囲を拡大し、早い時期から職場復帰プログラムを適用し、職場と一体となり復帰を支援する体制を敷いているところです。

## 2 取組の成果

「三重県職員メンタルヘルスケアシステム」に基づき、メンタルヘルスに対する理解を深めるための各種研修やセミナーを実施したほか、精神科医師・カウンセラーによるこころの相談や、健康管理 医・保健師によるリフレッシュ相談を実施し、職員のこころと体のケアを実施しました。

また、メンタル疾患による病気休暇・休職からの復職を支援するため調整会議を開催し、復職プログラム作成等を支援・協議し、職員の円滑な職場復帰を支援しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き「三重県職員メンタルヘルスケアシステム」による対策を実施するとともに、平成 19 年度は、メンタルヘルスを組織の問題と位置づけ、特に幹部職員に対する研修を実施するとともに、職員のストレスへの気づきを促す方策や、職員のストレスへの対処法のセルフケア研修の充実等を図ります。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(健全な財政運営)

(9) 平成17年度の県財政は、公債費負担比率や財政力指数は前年度に比べて改善が見られるものの、 経常収支比率が 91.4%と前年度に比べ 0.9 ポイント上昇し、また、県債未償還残高が引き続き増加 するなど依然として厳しい財政状況となっている。

平成 16 年度から 18 年度を「集中取組期間」として、財政健全化に向けて事務事業の見直しなど に取り組んでいるが、今後とも持続的な県民のニーズに対応した行政サービスの提供を行うため、成 果を検証しながら引き続き改革に取り組み、健全な財政運営に努められたい。

(財政・施設分野)

### 講じた措置

## <u>平成 18</u>年度

1 実施した取組内容

本年度は、時代の変化に伴い多様な主体が公を担いつつある状況を踏まえ、「県が担う領域の判断 基準」を見直すとともに、平成19年度当初予算編成にあたっては、「県民しあわせプラン」の着実な 推進を図りながら、厳しい財政状況のもと、限られた経営資源の中で、事務事業の「選択と集中」を 一層進め、簡素で効率的な「身の丈」にあった行財政運営を進めています。

- 前年度事業の成果の確認と検証作業を行い、成果の達成状況、費用対効果及び県の関与の必要性 などの視点から、徹底した事務事業の見直しの指摘を行いました。
- 2 取組の成果
  - 平成 19 年度当初予算において、成果の確認と検証の結果も含め、163事業、約71億円の事 務事業を見直しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度は、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画(仮称)」のスタートの年であり、「みえけ ん愛を育む"しあわせ創造県"」を実現していくために、「県民しあわせプラン」の着実な推進を図り ながら、厳しい財政状況のもと、限られた経営資源の中で、事務事業の「選択と集中」を一層進め、 簡素で効率的な「身の丈」にあった行財政運営を進めていきます。

このような状況の中で、中期財政見通しを改定するとともに、

- 目的評価表を活用した前年度事業の成果の確認と検証作業を引き続き行い、更なる事務事業の聖 域なき見直しに取り組むこと。
- 毎年度の予算編成での「選択と集中」による事業の重点化をより一層推進すること。 などにより、県民に必要なサービスについては適切に対応するとともに、持続可能な財政構造を目指 して財政健全化に最大限努力していきます。
- 注) 平成19年度当初予算は、今春に統一地方選挙が行われることから、「骨格予算」として編成して おり、政策的な新規事業及び公共事業の一部については、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画 (仮称)」の策定とあわせ、6月補正予算で対応することとしています。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(県税等の未収金対策)

(10) 差押を 10,682 件(対前年度比 2.332 件増) 実施するなど積極的な滞納整理に取り組んだことな どにより、平成 17 年度における県税等(加算金を含む。)の収入未済額は 5,733,782,415 円で前年 度に比べて 656,429,729 円(△10.3%)減少しているものの、依然として多額になっている。引き 続き、適宜に債務者の状況を把握するとともに、徴収体制の強化や関係機関などと連携して、さら なる収納促進に努められたい。

また、県税の未収金のうち個人県民税が全体の54.1%(前年度51.2%)を占めているので、市町 及び三重地方税管理回収機構との連携をさらに強化するとともに、徴収率の低い市町については、 地方税法第48条による直接徴収を行うなど税収確保に努められたい。

(財政・施設分野、各県税事務所)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 高額滞納者等に対する差押、公売などの滞納処分をより一層強化するため、県庁税務政策室納税 支援グループ内に平成 16 年度より『特別徴収機動班』を置き、県税事務所と連携のうえ機動的に 滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みました。(財政・施設分野)

県内全域の徴収体制を強化し、次のような滞納整理を実施しました。

- ① 各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化
- ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施
- ③ 差押不動産・動産の公売実施
- ④ 県税の課税調査部門と連携した機動的な徴収
- ⑤ その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策
- ⑥ 三重地方税管理回収機構との連携
- (2) 公売手法を拡大し、滯納処分を強化するため、平成17年10月より、インターネットを利用し た公売を実施し、不動産、自動車、動産等を売却換価しました。(財政・施設分野、各県税事務所)
- (3)自動車税の収入未済額に対する対策については、5 月に出張窓口・休日窓口開設等を実施して「納 期内納付率の向上」、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して「滞納処分の強化」に取 り組みました。また、平成17年度から、特に現年度の高額滞納者に対し、早期に折衝をし、完納 時期を早めるとともに未納車両の縮減に取り組みました。(各県税事務所)
- (4) 県・市町等県税併任職員3名を市町に派遣し、市町税(個人県民税を含む。) の滞納整理のため の業務に取り組みました。(財政・施設分野、各県税事務所)
- (5) 県内全市町を構成団体とする「三重地方税管理回収機構」が平成16年4月1日に設立されたこ とから、機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、機構への支援を行 いました。(財政・施設分野)
- (6)県・市町等県税併任職員派遣先市町において、地方税法第 48 条を適用し、引き継ぎを受け、滞 納処分を行いました。(財政・施設分野、各県税事務所)
- 2 取組の成果
- (1) 平成19年1月末現在の「特別徴収機動班」の状況(財政・施設分野)
  - ① 高額・難件事案の指定 本税・延滞金等の徴収など処理済額

7 億 5 千 6 百万円

2億2千6百万円

未納額のうちその他不動産・生命保険などの差押済み額 ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施回数

4億4千7百万円 8回(関係県税事務所と協働)

③ 差押不動産・動産等の公売5回(延べ15事務所)

内インターネット公売4回

(2) インターネット公売は、従来の公売のイメージを大きく変え、高額での落札による税収確保効果、 県内外へのPR効果、滞納の抑止効果、徴収職員のモチベーションの上昇など様々な効果を生み出 しました。(財政・施設分野、各県税事務所)

- ・平成18年 5月 自動車ほか動産 9件中 7件壳却 約 600千円
- ・平成18年 7月 不動産
- 17件中 5件壳却 約3,505千円
- ・平成18年 9月 自動車ほか動産
- 8 件中 6 件売却 約 716 千円
- ・平成 18 年 11 月 不動産
- 16 件中 3 件売却 約 13, 430 千円
- (3) 自動車税の状況(財政・施設分野、各県税事務所)
  - ① 5月に自動車税納期内納付推進キャンペーンを実施し、自主申告・自主納税の意識の拡大を 図りました。
    - ・休日窓口 納付 1,112人、 5, 221 万円 (対前年 109 人、818 万円増)
    - 出張窓口 納付 7.547人、3億4.984万円(対前年1.402人、7.349万円増)
    - ・納期内納付率 件数ベース 74.0% (対前年 1.8%アップ)
  - ② 5月31日納期限後、6月に督促状、7月に催告状を送付し、9月には来所依頼書を送付した うえで、県内一斉で10月に休日窓口の開設を行いました。
    - ・来所依頼に伴う休日窓口での納付額

1千8百万円

- ・休日窓口を含む来所依頼期間中の来所による納付額
- 1億4千万円
- ・来所依頼期間中の納付額(銀行等での納付を含む) 2億4千3百万円
- ③ 11 月に差押事前通知を送付し、12 月・1 月を「差押強化月間」に設定して差押処分の強化を 図りました。
  - ・差押強化月間中の差押回数

789 回

- (4) 県税併任職員の取り組みについて (財政・施設分野、各県税事務所)
  - ① 平成 18 年度の県税併任職員の派遣状況(1月末現在)

派遣市町数 10 市町

② 県税併任職員の業務内容

自力執行としての滞納処分

三重地方税管理回収機構への移管に関する相談業務

地方税法48条に係る引継ぎ案件の選定

③ 地方税第48条により引継ぎを受け、県税事務所職員とともに滞納整理を行いました。

引継ぎ市町数(1月末現在)

10 市町

引継ぎ案件数(1月末現在)

113 件 8 千 8 百万円

処理済金額(1月末現在)

徴収金額 6千3百万円(うち延滞金1千1百万円)

処理金額 1億1千7百万円 (うち延滞金3千8百万円)

- (5)「三重地方税管理回収機構」の徴収状況と支援について(財政・施設分野)
  - ① 平成19年1月末現在の「三重地方税管理回収機構」の状況
    - ・徴収金額
- 5億2千万円
- ・差押処分件数
- 1,033件
- ・三重県地方税収確保対策連絡会議、三重県及び三重地方税管理回収機構の共催により税務職 員の能力向上のための研修会を開催しました。

税収確保セミナー

参加 98 名

市町・県徴収事務研修会

参加 98 名

② 県は、機構の設立準備において準備室の運営等の支援を行うなど、県と市町が協働で機構設 立の取り組みを行ってきました。

平成18年度においても、機構との連携を強化するなど実効性のある税収確保を進めるため、 次のような支援を行いました。

- ・地方税の専門知識を有する職員の派遣(3名)
- ・県補助金の支出(850万円)
- 機構事務所としての県有施設の提供(県津庁舎)
- ・滞納処分事務等に関する県税職員の技術的支援

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 税務政策室納税支援グループ「特別徴収機動班」と各県税事務所とが連携のうえ、機動的な滞納整理を実施し、県税収入の確保に取り組みます。

県内全域の徴収体制を強化し、次のような滞納整理を実施します。

- ① 各県税事務所の高額・難件事案に対する指定と差押処分の強化
- ② 国税徴収法に基づく滞納者宅等の捜索実施
- ③ 差押不動産・動産の公売実施(インターネットを活用した公売の実施)
- ④ 県税の課税調査部門と連携した機動的な徴収
- ⑤ その他県税収入の確保及び県税収入未済額縮減対策
- ⑥ 三重地方税管理回収機構との連携
- (2) インターネット公売については、引き続き滞納処分を強化するため、滞納整理の手法として積極的に進めていきます。
- (3) 自動車税について、5月に自動車税納期内納付推進キャンペーンを実施して「納期内納付率の向上」を取り組むとともに、自動車税の納期限後、督促から差押えまでの段階的な滞納整理を実施して税収確保に取り組みます。
- (4) 県税併任職員を市町へ派遣し、市町税(個人県民税を含む。)の滞納整理のための業務に取り組みます。
- (5)「三重地方税管理回収機構」との連携を強化するなど実効性のある税収確保対策を進めるため、 機構への支援に取り組みます。
- (6)個人県民税の未収金対策として、納税支援グループに担当を設置し、県・市町等県税併任職員と連携して、地方税法第48条を活用した県による直接徴収を積極的に進めます。
  - ① 各地区地方税収確保対策会議(各県税事務所単位で設置)を通じ、住民税の未済状況の把握に努めます。
  - ② 市町とともに住民税の高額滞納案件等を中心に精査のうえ、三重地方税管理回収機構とも連携し、地方税法第48条による引継ぎを受けて滞納整理をすることが最も効果的で効率的と判断されるものについて、積極的に引継ぎを受け、滞納処分を進めます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(債権管理についての支援)

(11) 各部局等が抱える収入未済の債権管理については、担当職員を対象とした研修会の開催など横断 的な取組が行われているが、債務者の状況把握が十分でないなど不適切な事案が見受けられたので、 債権管理について情報の共有化を図るなど積極的な支援を行われたい。

(財政・施設分野)

### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 18 年 6 月 29 日に「市町・県徴収事務研修会」を開催し、関係部局へ参加を呼びかけました。
- (2)税務政策室の職員4名が、環境森林部の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る行政代 執行に要した費用を徴収する職員」を兼務し、業務の支援を行いました。
- (3)地方財政に精通した大学教授を講師に迎え、市町幹部職員に対して自主財源確保の重要性に関す る講演会及び意見交換を行い、情報共有や意識の向上に取組みました。
- (4) 県営住宅の家賃滞納には、県営住宅家賃滞納対策委員会・幹事会の委員として、県土整備部住宅 室の未収金対策業務(法的措置)の支援に取り組みました。
- (5)病院事業庁の支払督促(医療費)の支援に取り組みました。
- (6)各部局未収金対策業務担当者からの滞納整理、法的措置等に係る質問・個別相談に応じ、問題解 決の支援に取り組みました。
- (7)収入未済額の縮減に向け、予算を預かる財政という立場から、債権管理嘱託員の配置や弁護士へ の委託、債権回収業務の民間委託等の実施について、各部局と議論を行いました。
- 2 取組の成果
- (1)「市町・県徴収事務研修会」に、健康福祉部から5名の職員が参加しました。
- (2)税収確保セミナー(自主財源確保の重要性と徴収体制の確率について)の開催 (県職員23名・市町幹部職員等48名 参加) 自主財源確保の重要性と徴収体制確立のための認識を高めることができました。
- (3) 県営住宅家賃滞納、県立病院医療費滞納対策の法的支援により、未収金の回収につなげました。
- (4)各部局からの質問や個別相談に応じ、未収金対策業務担当者のスキルアップと問題解決につなげ ました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1)「市町・県徴収事務研修会」を開催し、各部局債権回収担当者にも参加を呼びかけます。
- (2) 平成19年度においても、税務政策室の職員が環境森林部の「廃棄物の処理及び清掃に関する法 律違反に係る行政代執行に要した費用を徴収する職員」を兼務し、業務の支援を行います。
- (3)各部局からの滞納整理、法的措置等に係る質問・相談等に随時対応し、業務の支援を行います。
- (4) 県営住宅家賃滞納の法的支援を行います。
- (5) 収入未済額の縮減に向け、成果の確認と検証等、さまざまな予算議論の機会を活用し、一層の努 力を関係部局に促していきます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(県有施設の有効活用)

(12) 土地や建物を中心とした県有財産の効率的な資産運用を図るため平成18年度から20年度までの 3年間の県有財産利活用計画を策定し、課題のある 28 施設の活用方針を定めている。関係部局等と 連携しながら当該方針に基づき県有施設の有効活用に努められたい。

(財政・施設分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

県有財産利活用計画に掲げている施設について、関連部局等と連携し、施設にかかる課題を検証し、 活用方法や処分方法について具体的な検討を行い、売却及び有効利用等を進めるとともに、これらに むけて必要な条件整備を図っています。

2 取組の成果

平成18年度は、利活用計画で掲げている施設を含めて、16件、12,394㎡、4億8千万円 を売却しました。

利活用計画で掲げている28施設の進捗については、以下のとおりとなっています。

- ・廃止・売却したもの 2施設(一部売却を含めると3施設)
- ・他の用途として利活用中のもの 4施設
- ・従来の用途で有効活用を図っているもの 7施設
- ・廃止・売却にむけて条件整備中のもの 10施設
- ・その他 5施設

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1)「県有財産利活用計画」の目標としている平成18年度から平成20年度までの3カ年で、10 億円以上の売り払い収入の確保に努めます。
- (2)「県有財産利活用計画」に基づき、実施状況を検証・評価し、財産運用事務に反映させていきま す。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(未利用地の売却)

(13) 普通財産の未利用地は、平成 17 年度末現在で、55,709.04 ㎡あり、順次売却等を進めており、前 年度に比べて 14,914.38 ㎡減少している。これらの財産の有効活用を図るため、境界が確定してい ないなどの課題がある土地は対処方針を明確にするとともに、利用見込みのない土地については、 早期の売却に努められたい。

(財政・施設分野)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)入札参加者の増加や入札不落物件の減少を図るため、入札時における最低売却価格の公表を実施 しました。(平成16年度から実施)
- (2) また、利用見込みのない物件について、ホームページに掲載し、積極的に情報提供を行い、売却 等処分を進めました。
- 2 取組の成果

平成18年度は、16件、12,394㎡、4億8千万円の売却を行いました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1)利用されていない普通財産については、平成10年度から順次処分に努めており、平成18年度 までに約73億円(内総務部分約54億円)を売却してきたところです。

今後とも、積極的に処分していきたいと考えており、平成18年度から平成20年度までの3カ 年で10億円以上の売り払い収入の確保に努めます。

- (2)早期に売却することが困難な物件については、公的な団体等への貸付を検討するなど、弾力的な 財産運用に努めます。
- (3)「県有財産利活用計画」に基づき、毎年実施状況を検証・評価し、財産運用事務に反映させてい きます。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
  - イ 行政財産の目的外使用

行政財産の目的外使用にかかる建物使用料の徴収について、統一的な取扱いを行われたい。 (財政・施設分野)

### 講じた措置

## <u>平成 18 年度</u>

1 実施した取組内容

行政財産の目的外使用にかかる使用料は、原則「行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例」 に基づき徴収していますが、地方公務員共済組合三重県支部や(財)三重県職員互助会については、 県職員の福利厚生を目的として施設を提供していることから、使用料の免除を行っています。

2 取組の成果

施設の使用実態や他府県の事例を踏まえ、適切な使用料の徴収について、検討を行いました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、検討を行い、平成19年度中に使用料の徴収にかかる財産管理事務に反映させます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、その改善に努められたい。

- 1 県単工事
  - (1) 四日市庁舎総合税システム設備本設置工事の仕様書未整備(四日市県民センター)
- 2 物品購入等
  - (1) 備品購入にあたり業者選定理由不明確(津総合県税事務所)
- 3 その他
  - (1) 調定決議書の決裁印漏れ (津総合県税事務所)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- ○県単工事

工事を発注する際は、原則として、事前に予定価格の根拠となる仕様を明らかにし、仕様書を作成 しました。(四日市県民センター)

○物品購入等

会計規則の取扱を遵守し、妥当性を判断し適正な業者選定を行うよう周知しました。(津総合県税事務所)

○その他

速やかに決裁権者の決裁を受けました。(津総合県税事務所)

- 2 取組の成果
  - ○県単工事

工事仕様の明確化により、全ての契約において適正な予算の執行を行いました。(四日市県民センター)

○物品購入等

適正な業者選定を行いました。(津総合県税事務所)

○その他

以後、決裁印漏れはありません。(津総合県税事務所)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- ○県単工事
  - 今後も工事仕様の明確化に努め、適正な予算の執行を行っていきます。(四日市県民センター)
- ○物品購入等、その他

引き続き適正な事務手続きを行います。(津総合県税事務所)

#### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成17年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

事業執行においては、施行伺いや契約締結時、契約変更時など随時各事業担当室から経理を担当す る危機管理総務室に合議を行っているほか、支出事務においても複数の職員によるチェックを実施し ています。また、事業の執行状況については定期的に確認を行うとともに、室長会議の場で事業進捗 についての情報共有等を行いました。

併せて、監査結果や他部局の事例などを周知し、適正な事業執行に向けて注意喚起を行いました。 さらに、コンプライアンスの徹底に向けて、室単位で意見交換を行い、意識の向上に努めました。

### 2 取組の成果

事業着手時点から複数チェックを実施し、その手続きを定着化したことで、より確実な事業執行が できました。

また、事業の執行についても、定期的に確認を行うことにより、円滑な事業執行ができました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き事業執行や会計事務においてチェック体制を徹底し、的確な事業執行を進めます。

## 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4, 252 件、約 231 億 8 千万円 (前 年度比 408 件減、5 億 2 千万円減) となっており、そのうち随意契約は 3, 363 件、約 170 億 8 千万円、 73.7% (前年度比 275 件減、8 千 6 百万円増、2 ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2, 357 件、約 105 億 2 千万円であったが、今回、291 件について 監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける 不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの 91 件(31.3%)の不適切な契約が見受けられた。

契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査す るとともに、他に契約先がないかどうかを検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。

また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で 114 件、約 21 億 9 千万円となっている。

今回、そのうち29件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当 であるとしたものは昨年度に引き続き見うけられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きな ど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、 契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

各種システムの保守管理や防災ヘリコプターの運航管理、共同研究などにより業務委託契約におけ る随意契約が多くなっていますが、設計金額が100万円以上の場合は、随意契約による場合であって も、防災危機管理部指名審査会に諮り、設計金額や契約相手方等を厳正に審査しています。

また、上記以外の随意契約についても、地方自治法施行令第 167 条の 2 の要件を厳正に審査し、随 意契約理由の精査や競争性・透明性等の確保について徹底しました。

プロポーザル方式の実施についても、適正な事務の執行に努めるよう周知徹底を図り、事務処理の 公平性、透明性の確保に努めました。

#### 2 取組の成果

契約手続きのより適切な執行について意識が向上し、契約における競争性、公平性、透明性を高 めました。

これまで随意契約を行っていた業務について、事業者の増加など環境変化に対応し、一般競争入札 に変更した事例もあります。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

19年度も引き続き、競争性、公平性、透明性を確保し、契約手続きの適正な運用に努めます。

#### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

#### 5 建築物の耐震化

東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中にあって、「三重地震対策アクションプログラ ム」では、防災対策の拠点や避難所となる県・市町有施設、医療機関、学校・福祉施設の耐震化を進 めることとしている。

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が 85 棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要とす る建築物が 109 棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設も含ま れていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

また、災害時に地域の防災対策の拠点や避難所となる市町の公共施設についても早期に計画的な耐 震化を図るとともに、私立学校、民間の病院・診療所・福祉施設等の耐震化を促進されたい。

さらに、個人住宅の耐震化を進めるために、市町と連携し耐震診断補助事業等の事業推進を図られ たい。

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

## 1 実施した取組内容

- 平成17年度に設置した庁内の関係部局による三重県建築物耐震化推進会議において、県有建築 物の耐震化計画を策定しました。
- ・ 平成 18 年 7 月に三重県が所有する建築物耐震化の現状と今後の計画について公表し、ホームペ ージで公開しました。
- 市町に対し、市町有建築物の耐震化計画策定を呼びかけました。

## 2 取組の成果

- ・ 県有建築物の耐震化計画の策定・公表により、県が管理する施設の耐震化を進める体制が整いま
- 耐震化についての今後の計画を公表したことにより、市町有施設の耐震化計画策定の足がかりが できました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

- ・ 各部局において、県有建築物の耐震化計画に従い、計画的に耐震診断及び耐震化が実施されるよ う進行管理を行います。
- ・ 市町に対し、それぞれが管理する公共建築物の耐震化計画の策定を促します。

## 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件、15 年度の 99 件と比 較し大幅に増加している。

公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の 徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事 故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため職 員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

部内の全職員を対象として交通安全研修を実施するとともに、部内の室長・副室長等による会議等 を通して、各職員に対し、交通事故防止対策の周知徹底を随時実施しました。

また、出張時や災害対策用務等で公用車を利用する機会ごとに、注意喚起を図りました。 さらに、職員の規範意識を高めるために各室で意見交換を行い、意識の向上に努めました。

2 取組の成果

公用車による事故については、残念ながら1件発生しましたが、意識啓発を継続して実施すること により、交通事故防止に対する意識の向上に努めました。

## 平成 19 年度以降 (取組予定等)

引き続き啓発や注意喚起を行い、一層の意識高揚を図ります。

#### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(「三重地震対策アクションプログラム」の検証)

「三重地震対策アクションプログラム(平成 14 年度~18 年度)」に基づき全庁的・総合的に地 震対策が進められている。

平成 17 年度までの取組では、県民への防災意識の啓発、個人住宅の耐震化、自主防災組織の活 動などで課題が残されているが、同プログラムは 18 年度が最終年度となることから、これまでの 取組を総括し、数値目標の達成状況をはじめとした成果や課題を整理して県民に公表されたい。

また、平成19年度からの4年間を計画期間として「第2次三重地震対策アクションプログラム」 を策定することとしているので、現行のアクションプログラムの成果の検証結果を着実に反映し、 実効性のある計画とされたい。 (防災危機管理分野)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - 「三重地震対策アクションプログラム(平成 14 年度~18 年度)」の平成 17 年度までの実績に ついて、庁内の取組状況を取りまとめました。
  - 上記実績を踏まえて、現在のアクションプログラムにおけるこれまでの取組を総括し、「第2次 三重地震対策アクションプログラム」の素案及び中間案にその概要を記述しました。
  - 第2次アクションプログラムの策定に向けて、三重県地震対策会議を5回開催し、庁内の意見を 調整しました。また、三重県市町等地震対策協議会を2回、三重県防災危機管理関係機関連絡会議 を1回、三重県防災事業推進委員会を3回開催し、素案・中間案について協議を行うとともに、関 係する団体への意見照会や、パブリックコメントを実施しました。

#### 2 取組の成果

- 「三重地震対策アクションプログラム(平成 14 年度~18 年度)」の平成 17 年度までの実績と 平成18年度の実績見込みから成果の検証を行った結果、大規模地震への関心は高いものの、個人 や家庭での対策や、住宅の耐震化の取組などはあまり進んでいないことが明らかになりました。
- 上記の検証結果から、第2次アクションプログラムの施策目標の中に「防災風土の醸成」と「被 害の軽減(減災)」を掲げ、特に「被害の軽減」については具体的な減災目標を定めるなど、「三重 地震対策アクションプログラム」の検証結果を第2次アクションプログラムの策定に反映させまし
- ・ 第2次アクションプログラムは現在最終案に向けて作業中ですが、策定にあたっては、三重県市 町等地震対策協議会、三重県防災事業推進委員会、三重県防災危機管理関係機関連絡会議等におい て、広く関係者の意見を聴くことが出来ました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- 「三重地震対策アクションプログラム (平成 14 年度~18 年度)」の5年間の成果や残された課 題について、とりまとめを行い、公表します。
- 「第2次三重地震対策アクションプログラム」についても的確に進捗管理を行い、進捗状況を公 表していきます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(災害時における初動体制の確立と職員の防災意識の向上)

(2) 地震等の災害時に職員が的確な防災活動が取れるように、総合防災訓練、職員非常参集訓練、災害図上訓練等を実施しているが、引き続き全県的な訓練や、それぞれの地域の実情に応じた訓練を実施されたい。

また、平成16年9月の台風21号等による災害を踏まえ、災害対策本部の事務局体制の見直しを行い、新たに指定対策要員を設置しているので、災害時にこの体制が有効に機能するように必要な訓練等を行い、災害対策本部の機能強化を図られたい。

なお、県職員自身が家庭・地域での防災対策に率先して模範的に取り組むよう、職員の意識向上 に努められたい。 (防災危機管理分野、各県民センター)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 総合防災訓練

国・県・市町・防災関係機関等相互の連携強化及び県民の防災意識の高揚を図るため、9月10日(日)に松阪地域を中心に三重県総合防災訓練を実施しました。

また、市町主催の総合防災訓練にも参加しました。

(2) 職員参集訓練(情報伝達訓練を含む)

連絡体制の確認及び突発的災害時における職員の対応人員確保等の検証のため、8月31日(木)に防災危機管理部の職員を対象に夜間の非常参集訓練を実施するとともに、9月1日(金)には全職員を対象とした情報伝達訓練を実施しました。また、各地方部においても独自の訓練を実施しました。

地方部	桑名	四日市	鈴鹿	津	松阪	伊勢	伊賀	紀北	紀南
訓練回数	1	1	1	1	1	1	2	3	3

(3) 図上訓練

本年度も国の図上訓練に参加するとともに、災害対策本部事務局の機能強化を図るため、国、市町及び防災関係機関の参加を得て、図上訓練を3回(6月8日、11月21日、2月9日)開催しまた。また、各地方部においても地域特性等を考慮した訓練を実施しました。

(4) その他

職員の意識向上を図るため、職員を対象とした普通救命講習の開催や三重県職員防災危機管理研修(室長防災研修)等の各種研修や講演会を実施するとともに外部の研修・講演会等を含め職員の参加に努めました。

また、緊急初動対策要員の指定見直しを行うとともに、ポケットベルの運用廃止に伴い携帯電話を活用した緊急連絡システムを整備しました。

### 2 取組の成果

- ・ 総合防災訓練や図上訓練の実施により、国・県・市町及び防災関係機関等相互の連携強化並びに県民の防災意識の高揚が図られました。
- ・ 災害発生時の初動体制の強化が図られました。
- ・ 職員を対象とした各種訓練や啓発活動の実施により、災害対策本部における職員の役割と任務 の再確認と地域防災の意識向上が図られました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

東海、東南海・南海地震等大規模地震の発生が危惧されるとともに近年各地で風水害による被害が発生しており、県の災害対応力の強化を図るため継続的に事業を実施していきます。

19 年度実施予定の主な訓練

- ・総合防災訓練 桑員地域の市町と共同で9月2日(日)実施予定
- ・図上訓練 県災害対策本部訓練を年4回(国民保護の図上訓練を含む)及び各地方部訓練を 随時実施するとともに国等の図上訓練に参加予定
- ・職員参集訓練及び情報伝達訓練 年度当初の訓練実施、及び緊急初動対策要員や各部地方部の訓練を予定

### 監査の結果

 事務事業の執行に関する意見 (防災に関する県民意識の醸成)

(3) 地震災害を始めとした防災に関する県民意識の醸成を図るために、広報紙、テレビ・ラジオ、講演会など様々な啓発活動が行なわれているが、平成17年度の防災に関する県民意識調査結果によると、東海地震、東南海・南海地震についての関心度は約93%と高いものの、16年度よりやや低下している。また、木造住宅の耐震診断の実施率が約6%と低いこと、家具固定の実施率が40%弱にとどまっていることなど、依然として個人レベルでの意識の向上が求められるので、県民一人ひとりの防災意識の向上に向けて市町等と協力して引き続き取り組まれたい。

(防災危機管理分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 県民等が地震災害及び地震対策に関する理解を深め、地震防災活動の一層の充実を図る目的で、 12月7日を「みえ地震防災の日」と定め、街頭啓発やシンポジウムなどを行いました。
  - ・ 「みえの防災大賞」を創設して、特徴的な防災活動をしている県内の団体を表彰するとともに、 「みえの防災風土づくりシンポジウム」などでその活動を紹介しました。
  - ・ 市町との共催により、県内約30ヵ所において、地震防災に関する学識経験者や先進地の防災リーダー、語り部などによる地震防災講演会を開催しました。
  - ・ 県民の防災意識を高めるため、テレビ・ラジオによる定時番組を作成し、毎週テーマを変えて、 地震対策をはじめとする様々な防災対策に関する啓発を実施しました。
  - ・ 制作したテレビ番組については、県内のケーブルテレビ各社に提供し、再度放送しました。
  - ・ 県内の主要新聞2紙に、毎週テーマを変え25回連続で「防災コラム」を掲載しました。
  - ・ 県政だよりに、毎月「防災一口コラム」を掲載しました。
  - ・ 地震体験車を様々な地域での取組の際に活用し、地震の怖さを体験してもらいました。

## 2 取組の成果

- ・ テレビ・ラジオ・新聞などを活用した年間を通しての継続的な啓発活動と、「みえ地震防災の日」を中心とする集中的な啓発を組み合わせて実施したことにより、地震災害を風化させず、日常生活の中で地震防災意識を醸成することや、県民自らの取組みの必要性について働きかけることができました。
- 「みえ地震防災の日」に関連して、市町や関係機関でも防災訓練などが実施されました。
- ・ 平成 18 年度に実施した防災に関する県民意識調査の結果、自宅の家具の大部分を固定している 人の割合、自宅付近の指定避難場所を知っている人の割合は、少しずつ増加しています。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- ・ 「みえ地震防災の日」を中心として「みえの防災風土づくりシンポジウム」や自主防災組織の交流会などを開催し、県民運動の気運づくりに取り組みます。(一部新規)
- ・ 「みえの防災大賞」を募集し、特色ある防災活動に取り組む団体を表彰するとともに、受賞団体 の活動を広く紹介していきます。また、県内外の先進的な防災の取組を調査し、その内容について も紹介していきます。(継続)
- ・ 県民の防災意識を高めるため、テレビ・ラジオによる定時番組を作成し、毎週テーマを変えて、 地震対策をはじめとする様々な防災対策に関する啓発を実施します。(継続)
- ・ 地震体験車を各地域での取組の際に活用し、地震の怖さを体験してもらいます。(継続)

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(地域・企業における防災力の強化)

(4) 自主防災組織の組織率は、平成18年4月で90.7%と高いが、防災に関する県民意識調査では、組織の存在や役割が十分に認識されていないという結果が出ている。また、自主防災組織の訓練の実施率が前年度より低下しており、訓練実施率を引き上げる必要があるので、自主防災組織の役割や活動について市町とともに啓発を強化されたい。

また、平成 16 年度に、県内の主要な事業所に対して企業防災力診断を実施したが、中小企業における防災力の強化が課題となっているので、防災教育センター、出前トーク等の活用を図り、中小企業の防災力の底上げを図られたい。

さらに、消防団については、団員の漸減傾向と高年齢化が進んでいるので、団員確保を図るとともに、機能別分団の設置などの取組についても市町とともに検討し、消防団の活性化を進められたい。 (防災危機管理分野)

### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 自主防災組織や企業の防災力向上を支援するため、各地で出前トークや図上訓練を実施しました。
  - ・ 平成 18 年度からは、地域の多様な主体が協働した防災活動の活性化を目的に、県民センター9 会場において自主防災組織・企業・消防団等を対象とした「地域防災教育センター」を開設し、これらの団体が地域防災連携を図るための研修を実施しました。さらに、5 会場においては、地域企業を中心とした研修も合わせて実施したところです。
  - ・ 消防団については、三重県消防協会に設置した「消防団のあり方に関する委員会」により、平成 17 年度に消防団のあり方や消防団員の確保等についての提言がなされたことから、これに基づき、三重県消防協会と一体となって消防団員に対する研修等を行うとともに、消防団員の活動をテレビでPRするなど、活性化対策に取り組んでいるところです。

#### 2 取組の成果

- ・ 自主防災組織等を対象に9会場で実施した「地域防災教育センター」研修では、災害時における要援護者対策等の議論もなされ、参加者は計1,310名、また、5会場で実施した企業向け研修は、地震リスクと事業継続計画についての講義等を行い、315人の参加を得ました。
- 企業防災についての啓発は、特に中小企業が、これだけはやっておきたいと対策を考える内容の冊子を作成し、各々の企業に応じた地震防災対策を促すこととしています。
- 三重県消防大会において、消防団活動に理解のある消防団員雇用事業所4社の知事表彰や、県内の消防団員が出演する消防団PR番組を放送するとともに、番組をビデオ化して市町・消防本部等に配布するなどの啓発を行いました。また、消防団活性化に関する各種研修事業を実施するとともに、県職員(教職員も含む)に対し積極的な消防団への入団依頼を行いました。

### 平成19年度以降(取組予定等)

- ・ 地域の特性に応じた「地域防災教育センター」を開設し、自主防災組織・消防団・地域企業等 多様な主体による防災連携を図ります。
- ・ 各地域の自主防災組織が実施する訓練については、正しい防災知識の習得と合わせてタウンウ オッチングや図上シミュレーション訓練等実践的な取組が展開されるよう働きかけ、特に訓練実 施率の低い市町にあっては重点的に実施されるよう支援します。
- ・ 県内の自主防災組織の交流会を開催し、地域の特色ある事例の発表を行い、他の自主防災組織 の参考とすることで、全体の活性化を目指します。
- ・ 前回調査から3年が経過することから、平成19年度は企業防災力診断を実施します。
- ・ 三重県消防協会と一体となり、引き続き表彰、研修、PR等の事業を実施するとともに、機能 別分団についても他県の取組状況等を調査検討し、消防団活性化への取組を行います。

## 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(危機管理体制の充実)

(5) 危機管理については、「三重県危機管理方針」に基づき全庁的に取り組んできたところであるが、 フェロシルト問題や耐震偽装問題などこれまでに想定していなかったような問題が県内外で発生 しており、的確なリスクの把握が課題となっているので、他県や企業で発生した事例を各職場で多 角的に分析・評価し、組織としてのリスク対応力を強化されたい。 (防災危機管理分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- ① 全庁的な危機事例への対応

サイバーテロへの対応、昇降機事故に係る対応、北朝鮮の核実験に伴う対応、タンカー座礁事故 に伴う対応など、全庁的な危機事例に際し、危機管理連絡会議等を開催し、各部局連携のもと、必 要な情報収集、情報共有、対応策の検討等を実施しました。(随時)

- ② 県の事業・業務等に潜んでいるリスクの把握・分析・評価の実施及び対策の実施についての進行 管理の実施(4月~3月)
- ③ 新しい事業に取り組む際に予想されるリスクの把握(10月)
- ④ 危機管理に関する各種訓練・研修会を実施(4月~2月)
- ⑤ 職員危機管理意識調査の実施(2月)
- ⑥ 危機管理状況のモニタリングの実施(11月~12月)
- ⑦ ヒヤリハット事例投稿の運営(4月~3月)
- ⑧ 関係機関との連携強化に向けた取組 三重県防災危機管理関係機関連絡会議の開催 (開催回数 3回)
- ⑨ 危機管理連絡会議等の開催

危機管理連絡会議の開催(延べ8回) 幹事会の開催(延べ16回)

### 2 取組の成果

リスク把握取組を通じて、組織内での対話によりリスクを組織として認識することができたことに より、危機の未然防止対策の充実が図られました。また、研修・訓練の実施、各部との連携の強化な どにより、職員危機管理意識調査での危機意識度について、93.4%から 94.2%へ向上し、他の全て の指標も昨年度より向上しました。

## 平成 19 年度以降 (取組予定等)

- ① 全庁的な危機事例への対応 (随時)
- ② 県の事業・業務等に潜んでいるリスクの把握・分析・評価の実施、対策の実施についての進行管 理の実施(4月~3月)
- ③ 新しい事業に取り組む際に予想されるリスクの把握(10月)
- ④ 危機管理に関する各種訓練・研修会の実施(4月~3月)
- ⑤ 職員危機管理意識調査の実施(2月)
- ⑥ 危機管理状況のモニタリングの実施(11月~12月)
- ⑦ ヒヤリハット事例投稿の運営(4月~3月)
- ⑧ 三重県防災危機管理関係機関連絡会議の開催(随時)
- ⑨ 危機管理連絡会議等の開催(随時)

# 部局等名 防災危機管理部

#### 監査の結果

### 2 財務等に関する意見

(3) 公有財産の管理事務

ア 交通事故

公用車の交通事故が発生しているので、自動車等の運行管理について十分留意し、今後、よ り一層職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じら れたい。

# イ 金品亡失

ハイウェイカードの紛失等が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期すると ともに、再発防止に努められたい。

(防災危機管理分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

ア 部内の全職員を対象として交通安全研修を実施するとともに、部内の室長・副室長等による会議 を通して、各職員に対し、交通事故防止対策の周知徹底を随時実施しました。

また、出張時や災害対策用務等で公用車を利用する機会ごとに、注意喚起を図りました。

イ ハイウェイカードからETCカードに切り替えましたが、ETCカードをプラスチックケースに 入れて手渡すなど、物品の紛失等が発生しないよう対策を講じているほか、随時注意喚起を行って

また、防災行政無線等のケーブル損傷が発生しましたが、再発防止のため、機器類の保管を強化 するなど対策の検討を行いました。

#### 2 取組の成果

ア 公用車による事故については、残念ながら1件発生しましたが、意識啓発を継続して実施するこ とにより、交通事故防止に対する意識の向上に努めました。

イ 金品亡失については、過失による事例は発生していません。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き啓発や注意喚起を行い、一層の意識高揚を図ります。

# 部局名 防災危機管理部

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (4) その他の監査項目
    - 1 業務委託の実施状況 (プロポーザル (企画提案コンペ) 方式) 三重県国民保護計画等作成業務委託において、コンペの採点表を鉛筆書きで記載 (防災危機管理分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

18年度の実施件数は1件でしたが、プロボーザル方式の実施方法について、適正な事務の執行に 努めるよう周知を図り、事務処理の公平性・透明性の確保に努めました。

2 取組の成果

契約手続きを適切に執行し、契約における競争性、公平性、透明性を高めました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、競争性、公平性、透明性を確保し、契約手続きの適正な運用に努めます。

部局等名 防災危機管理部

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (4) その他の監査項目
    - 2 県単補助金

緊急地震対策促進事業補助金について、補助対象経費などの補助対象基準の一部が不明瞭 (防災危機管理分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 各県民センターの補助事業事務担当者会議を開催し、補助対象基準について確認を行いました。
  - ・ 平成19年度以降の事業について、不明瞭な部分が生じないよう補助対象基準の見直しを行いま した。
- 2 取組の成果
  - ・ 各県民センターの補助事業事務担当者と補助対象基準についての意思統一が出来ました。

- ・ 平成 19 年度から取り組む事業の補助対象基準については、不明瞭な部分が生じないよう、審査 機関である各県民センターと情報共有します。 ・ 補助対象基準について、各市町に対しても十分に説明をします。

# 部局等名 防災危機管理部

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (4) その他の監査項目
    - 3 その他

市町の防災行政無線整備事業負担金について、一部の市町に納付の遅延あり

(防災危機管理分野)

# 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

18 年度は該当する事務はありませんでしたが、納付書の発行事務について、期限厳守を意識し、 適正な事務の執行に務めました。

2 取組の成果

納付が遅延する事例は発生していません。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、適正な事業執行に努めます。

# 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成17年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著 しく失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化され たい。

## 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 依命通知を全職員にメール配信するとともに、各種会議においてコンプライアンスの徹底を 指示しました。
- (2) チェック機能強化のため、生活総務室の組織見直しを行いました。

## 2 取組の成果

- (1) 全職員がコンプライアンスを常に意識し、業務執行に取り組む姿勢の徹底が図られました。
- (2) 平成19年度から予算グループと経理グループを分離することにより、チェック機能体制を強化 しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年4月1日付けで全面改正された三重県会計規則に則り、厳格なチェック体制の充実に努め ます。

### 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12,152,562,060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067 円 (対前年度比 117.5%) となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関する要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組 に差異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 中小企業従業員住宅家屋貸下料(勤労・生活分野)

1件は、裁判上の和解に基づき毎月7万円ずつの収納となっていましたが、支払が滞ったことから電話での催告をしました。また、県の法律相談で弁護士とも相談をし、強制執行による債権回収を含む催告を、県の弁護士から相手側弁護士に対し送付するとともに部長名で債権者にも催告状を送付しました。

他の1件については、毎月電話にて催告を行ってきました。

(2) 三重県総合文化センター使用料(人権・男女共同参画・文化分野)

平成 16 年 10 月 1 日から指定管理者制度と同時に利用料金制を導入しています。これに伴い 以後の未収金は発生していません。

これまで文書、電話、戸別訪問による納付催告を行なってきましたが、これ以上の納付を見 込むことが難しいように思われるため、これまで行なってきた方法以外の強制力のある方法、 法的措置について検討を行いました。

(3) ひとにやさしいまちづくり支援事業補助金にかかる返還金(地域機関)

これまでの経過を踏まえ、未納者が在宅する時間に訪問し直接面談により督促するとともに、 定期的な納付に努めるよう指導しました。(訪問回数8回)

### 2 取組の成果

(1) 和解案件については、平成 18 年 11 月分から支払いを再開する旨の連絡が、相手側弁護士から 県の弁護士宛てに届き、さらに遅滞分についても計画的な返済を求めたところ、平成 18 年 11 月に7万円、平成 19 年 1 月末に 17 万円の納付があり、これらを含め今年度中に計 45 万円が納入 されました。

他の1件については、会社の経営状況が昨年より悪化しているため、支払いが滞っています。平成18年度は10万円収納しました。

(2) 使用料については、財産調査や強制執行をすることはできないため、これまで行なってきたような催告のほかには、裁判所へ訴えることとなります。しかしながら、比較的簡易な「支払督促」「少額訴訟」などの方法をとっても、最終的には通常の民事訴訟に移行する可能性も高く、強制執行に至るまでには未収額に比して多額の費用が必要になると見込まれます。

現在のところ 18 年度中の納付はなく、未収額は 15 件 930, 060 円のままです。

(3) 面談の結果、「生活困窮のため一括返済は難しいものの分割により返済する」との約束が得られ、平成19年2月までに4回分納付され残り19,000円となりました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

1 和解案件については、遅滞分も含めた納入計画に基づき、毎月の納入が滞らないよう管理していき ます。

他の1件については、定期・随時に催促をし、未収金の回収を図っていきます。

- 2 現在の未収額 15 件 930,060 円のうち、3 件 573,690 円については、既に所在不明となっているも のですが、それ以外のものについては、引き続き文書等による催告を実施し、未収金の収納に努めて いきます。
- 3 納付が滞る場合は、時機を得た訪問や文書での督促を行い、平成19年度内での完納に努めます。

#### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4. 246 件、約 230 億 19 百万円 (前年度比 414 件減、6 億 77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は 3,357 件、約 169 億 24 百万円、73.5%(前年度比 281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増) となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2,350 件、約 102 億 42 百万円であったが、今回、293 件につい て監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおけ る不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの 79 件(27.0%)の不適切な契約が見受けられた。 契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査す るとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。 また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で 115 件、約 23 億 10 百万円となっている。

今回、そのうち28件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当 であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きな ど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、 契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 生活部内において、契約手続の再確認と三重県会計規則の適正な執行を図るため研修会を開催し ました。
- (2) 指名審査会において、特命随意契約等の契約理由について、競争性の観点を重視した審査を行な いました。
- 2 取組の成果
- (1) 契約手続きの不備、プロポーザル方式における不適切な記載はなくなりました。
- (2) 指名審査会審査案件以外についても、契約方法に対する意識付けが図られ、公平性、競争性、透 明性が確保されました。

- 平成 19 年度全面改正される会計規則について、出納局職員を講師に招き研修会を実施し、また部 独自にも研修会を実施します。
- 2 引き続き、指名審査会において厳格に随意契約理由を審査するとともに、一般競争入札を基本とし 公平性、競争性、透明性を高めていきます。

#### 監査の結果

【部局、各種委員会等共通意見】

5 建築物の耐震化

東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中にあって、「三重地震対策アクションプログラ ム」では、防災対策の拠点や避難所となる県・市町有施設、医療機関、学校・福祉施設の耐震化を進 めることとしている。

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が85棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要とす る建築物が 109 棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設も含ま れていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

また、災害時に地域の防災対策の拠点や避難所となる市町の公共施設についても早期に計画的な耐 震化を図るとともに、私立学校、民間の病院・診療所・福祉施設等の耐震化を促進されたい。

さらに、個人住宅の耐震化を進めるために、市町と連携し耐震診断補助事業等の事業推進を図られ たい。

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 震災時の避難所と指定されている津高等技術学校の5棟について、耐震診断を実施しました。
- (2) 勤労者福祉会館の制震工事を実施しています。
- (3) 総合文化会館ホールのつり天井について、補強の必要性を調査しました。
- (4) 私立小・中・高・養護学校の耐震化については、耐震補強工事、補強工事実施に伴う耐震診断 費ともに国庫補助(私立高等学校等施設高機能化整備費)の対象となりますので、補助制度の有 効活用により耐震化を促進しました。
- (5) なお、高等学校に関しては、平成17年度から「私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金」 を創設し、国庫補助の対象とならない耐震化のための改築についても一定の補助を行うことや、 平成 18 年度から耐震診断費について「私立高等学校施設整備費補助金」の補助対象に加えること で、耐震化を促進しました。
- (6) 私立幼稚園の耐震化については、改築、耐震補強工事、補強工事実施に伴う耐震診断費が国庫 補助の対象となりますので、補助制度の有効活用により耐震化を促進しました。
- 今後の私立学校施設における耐震化の計画等を把握し、今後の施策に反映させるため、平成 20年度から25年度までの耐震化計画について調査を行っています。
- 2 取組の成果
- (1) 耐震診断を実施した5棟中4棟において耐震補強の必要なことが判明しました。
- (2) 現在工事中です。
- (3) 一部耐震補強の必要があることが判明しました。
- 国庫補助制度の活用等により、高等学校2校、中学校2校、幼稚園2園において校舎の耐震補 強工事が実施されています。
- (5) 私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金の活用により高等学校2校で、自己資金により高 等学校1校で校舎の改築が実施されています。

- 1 津高等技術学校については、平成22年度までに耐震補強工事を終了する予定です。
- 2 勤労者福祉会館の工事は、平成19年度に完成する予定です。
- 3 補強工事を実施する予定です。
- 4 引き続き、補助制度の有効活用を促し、私立学校の耐震化を促進していきます。
  - ア 国庫補助制度の活用等により、高等学校延べ3校、中学校延べ2校、幼稚園延べ4園において校 舎等の耐震補強工事が計画されています。
  - イ 私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金の活用により、高等学校延べ2校で校舎等の改築が 計画されています。
- 5 平成20年度から25年度までの耐震化計画調査に基づき、今後の私立学校における耐震化施策につ いて検討をするとともに、耐震化の進まない私立学校に対して重点的に耐震化を促していきます。

#### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加し ている。

公務員として責任ある行動が求められる中、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹 底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故 の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため職 員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 各種会議において職員への注意の喚起を行いました。
- (2) 職員の交通安全意識、県有財産の管理意識の高揚のため、
  - ア. 交通安全研修センターを活用した交通安全研修を実施しました。
  - イ.「無事故無違反チャレンジ 123」事業に 20 組 100 名が参加しました。

#### 2 取組の成果

- (1) 交通安全意識の継続により、公務中の事故発生件数(3件)の増加を回避できました。
- (2) ア. 交通安全研修会に、44 名が参加し安全運転マナーの向上を図りました。
  - イ. 無事故無違反チャレンジ 123 に参加した 20 組のうち、18 組が無事故無違反を達成しました。

- 1 今後も各種会議等において職員への注意喚起を行なっていきます。
- 2 交通安全センターを活用した研修会の実施、「無事故無違反チャレンジ 123」に参加することなど により交通安全意識の高揚、安全運転の徹底を図っていきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(安全・安心まちづくりの推進)

(1) 三重県における刑法犯の発生(認知)件数は平成 14 年の 47,600 件をピークに 3 年連続で減少 しているが、依然として窃盗などの犯罪が多数発生している。

地域住民が主体となって防犯活動に積極的に取り組めるよう様々な事業を実施し、県民の防犯意識の高揚を図り、防犯活動の支援を行なっているが、今後も犯罪を未然に防止する環境づくりのため、警察、教育委員会等と連携して施策を進められたい。 (経営企画分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

県では、地域住民等と行政が、一体となって犯罪抑止に取り組んでいくことを目的とした「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」に基づき、県民が防犯意識を持つとともに、地域住民の方々が主体となって、それぞれの地域において、防犯活動が活発に展開されるよう、防犯に関する地域気運の醸成並びに防犯意識の高揚を目的とした啓発活動、さらには、地域の自主的な活動に対する支援などの取組を推進しました。

各種取組の推進にあたっては、学識経験者・県民等で構成する「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議」の開催により相互に意見を交換し連携協力を図ることに努め、「三重県安全安心まちづくり推進本部」を構成する部局・県民センター等の代表者で構成する「三重県安全安心まちづくり推進本部幹事会」の開催により、全庁的な情報共有・連携を図りながら総合行政として取り組むとともに、警察本部及び教育委員会と密接に連携等を取りながら、さまざまな事業を推進しました。また、市町との連携については、警察本部と各警察署、教育委員会とともに連絡会議を開催し、情報提供及び情報交換等を実施し、地域における一層の気運の醸成、防犯意識の高揚を図りました。具体的な取組としては、

- ・ 犯罪のないまちづくりシンポジウムの開催(御浜町・大台町・玉城町で開催、約200名参加)
- ・ 先駆的な自主防犯活動の成果発表会、「自主防犯活動団体の集い」の開催(志摩市、朝日町、津 市で開催、約400名参加)
- ・ 地域安全マップ活動指導者の養成講座の開催(県内2個所で開催、117名参加)
- ・ 犯罪のないまちづくり仕掛人の養成(5日間の講座、41名修了)
- ・ 技術的な対策についての防犯冊子の作成
- ・ 安全安心まちづくり啓発ビデオの放映(三重テレビ・県内全9社のケーブルテレビ)
- 2 取組の成果

県民の防犯意識の高まりとともに、行政としての各種支援事業、啓発事業等により、自主防犯活動 団体の組織が平成 16 年 12 月 31 日現在 94 団体でしたが、平成 19 年 1 月 31 日現在で 287 団体と増加 しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も、警察・教育委員会・市町等との連携を図りながら、住民による防犯活動が活発に展開されるよう支援していきます。

- (1) 企業に対する防犯意識の高揚を図り、企業活動の中などで防犯に関する取組を促進するため、企業向け講演会及び事例発表会などを開催します。
- (2) 地域において安心して暮らせるまちづくり活動を行うためのノウハウなど、アドバイスを行うことができる人材を養成し、希望地域への派遣を行います。
- (3) 県民自らが防犯に関する知識や対策などについて、チェックを行い、防犯対策を促進するための 防犯安全度チェックシートを作成します。
- (4) 地域における防犯活動を活発に展開するため、県民センター単位で自主防犯活動団体など関係者による交流会を開催します。
- (5) 犯罪のない安全で安心な三重を実現するため、県民一人ひとりが自主防犯意識を持つとともに、地域住民が主体となって、相互の連携を深め、それぞれの地域における防犯活動が活発に展開されることや防犯意識を高めることを目的として、シンポジウムを開催します。
- (6) 安全安心まちづくりのホームページにおいて、新たに、自主防犯活動団体の活動内容の紹介や自


## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(情報公開制度の運用)

(2) 近年、不服申立て件数が増加したことにより、翌年度に繰り越す件数が多くなっている。 このため情報公開審査会を2部制にするなど、複数事案の並行審理を行い早期答申に努めている が、情報公開審査会の答申が、条例の努力義務規定の60日以内から大幅に遅れているので、審査 会の開催方法等を検討するなどして、さらに審議促進に努められたい。 (経営企画分野)

## 講じた措置

# 平成 18 年度

## 1 実施した取組内容

情報公開審査会においては、平成 12 年 6 月から 2 部会制を実施して審査会の開催回数を増やし、 調査審議の迅速化を図っており、各部会においては、できる限りの複数事案の並行審理、同種の異議 申立て事案を一括処理などにより、早期答申に努めています。

また、平成18年度は、6月の総会においても不服申立て事案の審議・答申を行うとともに、平成19 年1月から3月の間で両部会とも1回ずつ開催回数を増やし、審議促進を図っています。

#### 2 取組の成果

平成 18 年度においては 37 件の答申を行い、審議促進を図った結果、審査までに最長の期間を要し ている案件が、平成18年度当初には約1年であったものが、平成18年度末には約6ヶ月に改善され ました。

	(審査会開催回数)	(答申件数)
平成 11 年度	11回	18 件
平成 12 年度	21 回	12 件
平成 13 年度	21 回	22 件
平成 14 年度	22 回	24 件
平成 15 年度	24 回	28 件
平成 16 年度	23 回	26 件
平成 17 年度	24 回	38 件
平成 18 年度	26 回	37 件

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

1 実施していく取組内容

平成19年度においても、部会制を実施していくとともに、不服申立て事案の早期審議を行うため、 両部会とも開催回数を増やし早期答申に努めます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(個人情報の適正管理)

(3) 個人情報の取扱いについては、職員の研修等を通じて制度の周知を図っているが、総合文書管理システムに登録された個人情報を含んだ文書件名が県のホームページ上で閲覧可能な状態となっていた事案等が発生しているので、個人情報の適正な管理の強化と再発防止の取組に努められたい。 (経営企画分野)

### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 個人情報を含んだ文書件名が県のホームページ上で閲覧可能となっていた事案を受け、各所属の文書主任等を対象として、個人情報保護やWeb公開文書件名等の確認作業などについての研修を実施するなど、職員を対象とする個人情報保護に関する研修等を実施しました。また、職員研修センターや各部が行う研修に情報公開室の職員を講師として派遣しました。(職員対象の研修等 延べ14回実施)
- (2) 個人情報の基本的な取扱方法を解説した「個人情報保護ハンドブック」の改訂版を作成し、執務参考資料として各所属に配布しました。
- (3) 総合文書管理システムについて、個人情報を開示用の文書件名欄に入力すること等がないよう、入力画面などの改善を行いました。また、決裁時に、決裁者等が開示用の文書件名を確認できるようにしました。
- (4) 毎月各所属へ「Web 公開の文書件名等の確認作業」を依頼しますが、依頼通知に記載する確認 作業の注意点を追加しました。

## 2 取組の成果

- (1) 本年度、個人情報保護に関する研修等に、職員約 1,100 名の参加があり、個人情報保護制度の周知をしました。文書主任等を対象とする研修においては、個人情報保護、文書作成事務及びWeb公開文書件名等確認作業の注意点などの周知・共有を行いました。
- (2) 総合文書管理システムの改善等により、開示用文書件名等の記載に対する職員の注意を一層喚起するとともに、決裁者等が開示用文書件名の適否を確認することができるようにして、個人情報の適正な管理の強化をしました。
- (3) 各部で個人情報に関する研修を実施したり、所管事業の個人情報取扱い指針を策定するなど、個人情報の適正管理や危機管理意識が高まりつつあります。

- (1) 職員や学校職員を対象とした各種研修会等を通じて、個人情報保護制度を周知し、個人情報の適切な取扱いや危機管理意識の一層の醸成を図ります。
- (2) 市町や県出資法人等に対しても、研修参加の案内をする等して、支援していきます。
- (3) 個人情報保護制度に対する県民等の理解に資するため、パンフレット等を作成します。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(人権施策の推進)

(4) 人権尊重社会の実現に向けて、各種啓発事業、人権相談等に取り組んでいるが、差別事象は依然として発生しており、人権相談内容も多様化している。また、人権条例及び人権施策総合計画等が作成されてない市町がある。

平成17年度に改定された「三重県人権施策基本方針」に基づき、国、市町、NPO、関係団体、企業等と連携し、人権が尊重されるまちづくりや人権意識の高揚などの施策を一層推進されたい。 (人権・男女共同参画・文化分野)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 17 年度に改定された「三重県人権施策基本方針」を多様な主体で推進していくため、三重県人権施策審議会に諮りながら、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」の策定を行いました。
- (2) 市町、県が互いの人権施策等の情報を共有し、連携を図ることにより人権の視点に立った行政を進め、三重県における人権施策を総合的に推進するため、政策部、県民センター等と連携し、市町人権・同和行政訪問調査を実施する一方、市町と構成する三重県人権・同和行政連絡協議会により意見交換を行いました。
- (3) 人権文化の豊かな地域社会の創造に向けて、新規事業である「人権文化のまちづくり創造事業」の実施を通じて、地域において住民が主体で進める人権文化のまちづくりの担い手となる人材の育成や環境づくりに取り組みました。

#### 2 取組の成果

- (1) 人権が尊重される三重をつくる行動プランの策定にあたっては、三重県人権施策審議会において専門部会を設置し、専門的な見地、現場の声を採り入れた素案の検討を行うとともに、「県民との意見交換会」を県内5ヶ所で開催し、延べ94名の方から163件の意見をいただきました。また、パブリックコメント、市町への意見照会を行い、48件の意見をいただきました。これら意見等を反映させながら、行動プランの検討を進め、同プランの策定を行いました。
- (2) 平成 18 年度に 5 市において人権条例が新たに制定されました。 (17 年度末 18 市町 → 18 年度末 23 市町)
- (3) 「人権文化のまちづくり創造事業」では、 モデル事業として4地区を指定し、モデル地区での 取組をもとに「学習プログラム・運営マニュアル」の作成を進めるとともに、地域で住民が主体 となって人権の視点に立ったまちづくりを進める上での共通課題について、一緒に考える機会と して「人権文化のまちづくり〜セッション 2007〜」を開催しました。(参加者数 120 名)

- (1) 「三重県人権施策基本方針」「人権が尊重される三重をつくる行動プラン」で体系づけられた4つの施策分野のうち、「人権が尊重されるまちづくりのための施策」、「人権意識の高揚のための施策」、「人権擁護と救済のための施策」の3つの施策分野をベース(基礎)にして、「人権課題のための施策」分野の、個別の人権課題の解決に向けた事業の取組を推進していきます。
- (2) 人権文化豊かな地域社会の創造に向けて、一人ひとりの人権が尊重され安心して暮らせる地域づくりを推進するため、各種事業の実施を通じて、地域が主体となった人権が尊重される多様なまちづくり活動を支援していきます。
  - ・人権文化担い手塾スタートアップ支援事業
  - ・地域における参加型学習支援事業
  - ・住民とともに進める人権文化のまちづくり事業

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(広域人権まちづくり等推進事業のあり方)

(5) 地域の特性を活かした人権啓発活動を実施するため、県及び市の関係機関、関係団体等で構成さ れる広域人権まちづくり推進協議会へ人権啓発事業を委託しているが、当該協議会から補助を行っ ている事例や随意契約理由が不明確等などの問題が見られたので、適切に執行するとともに、事業 のあり方について検討されたい。

(人権・男女共同参画・文化分野)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 県民センター人権啓発担当者会議にて指摘事項を確認し、是正を依頼しました。
- (2) 事業の適正執行と効果的な執行方法について検討しました。
- 2 取組の成果
- (1) 各県民センターにおいて、指摘事項の認識と対策について情報共有するなど、適切に処理をされ ました。
- (2) 平成19年度からは、県民センターが直接事業を実施することとしました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

事業の公平性・透明性を確保するため、従来から実施してきている県及び市町の関係期機関、関係団 体等で構成される広域人権まちづくり推進協議会へ人権啓発事業を委託するのではなく、県民センター 直営で事業実施する方針に改めます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(男女共同参画社会の推進)

(6) 男女共同参画の意識の普及等については、地域づくりや人材育成等に取り組んでいるが、男女共同参画社会に関する条例及び基本計画が作成されていない市町がある。

また、三重県男女共同参画基本計画第二次実施計画(平成17年度~18年度)の実績で、平成17年度末で目標を上回っている項目が、基本施策7項目中1項目、施策の方向の目標49項目中11項目にとどまっているので、男女共同参画審議会の評価・提言を踏まえ、引き続き関係部局と連携し、市町、関係団体に働きかけるなど効果的な事業展開を図り、男女共同参画社会の環境づくりを一層推進されたい。

(人権・男女共同参画・文化分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 11 月に男女共同参画センター「フレンテみえ」で開催した男女共同参画フォーラムにおいては、「男女共同参画の視点で進めるまちづくり」をテーマに、県関係部局および市町、団体、県民等が連携して分科会等を主催し、今後の男女共同参画施策をどう進めていくかや新たな取組等について意見交換しました。
- (2) 住民、企業、NPO、行政が連携し、男女共同参画の取組を自主的・主体的に考え、実行に移すために、県内9地域をベースに実践組織(委員会)を設置し、地域課題等に応じた取組を実施しました。
- (3) 地域において男女共同参画を推進する人材(男女共同参画推進員)の育成・確保、市町の円滑な事業展開に向けた支援(市町長リレーインタビュー等)を行い、地域住民が市町と効果的に連携しながら男女共同参画を推進していくための支援、環境づくりを進めました。
- (4) 県議会・市町議会議員をはじめ、行政、事業者等のトップ層や市町担当者を対象に、平成17年12月に策定された国の男女共同参画基本計画(第2次)に関する研修会を開催しました。
- (5) 男女共同参画審議会から平成 16 年度、平成 17 年度施策に対する評価・提言を受け、本年度進めている男女共同参画基本計画の改訂に反映しつつ、関係部局等との連携のもと、同計画第2次実施計画を推進しました。
- 2 取組の成果

以上の取組等により、

- (1) 男女共同参画フォーラム(講演会)の男性参加者は4割を超え、男性に対する意識の普及が進みました。
- (2) (3) (4) 地域において男女共同参画を推進していく気運が醸成され、17 年度末現在では、条例制 定市町は4市、基本計画策定済み市町は10市2町でしたが、新たに本年度末で条例については4市が制定、基本計画については1市2町が策定しました。

また、社会経済情勢の変化を踏まえ、三重県男女共同参画基本計画の改訂を行いました。

(5) 男女共同参画審議会の評価・提言を受け、県関係部局が取組方針を立てました。 また、事業者の男女共同参画の取組を入札制度の評価に入れる取組については、平成19年度実施へ向け、客観的な評価基準の検討など具体的な協議を進めました。

- (1) 基本計画の未策定市町の取組を促進するため、必要な支援や研修等を行います。
- (2) 第2次実施計画の成果と検証をふまえ、三重県男女共同参画基本計画(改訂版)の重点的な取組や平成18年度男女共同参画審議会による評価・提言を反映し、第3次実施計画を策定します。
- (3) 就業をはじめとした社会参画に意欲のある女性の能力発揮を実現するため、支援機関によるネットワークの構築やニーズに合った情報提供や相談などの女性のチャレンジ支援を行うことにより、人材のすそ野を広げ、あらゆる分野における男女共同参画の推進をはかっていきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(障害者雇用の促進)

(7) 民間企業における平成 17 年 6 月 1 日現在の障害者雇用率は 1.43%で、法定雇用率 1.8%を達成 しておらず、法定雇用率を達成している企業の割合も 45.7%となっている。障害者雇用を促進す るため、引き続き国、関係機関と連携し企業への働きかけ、職業相談及び雇用促進の啓発を充実さ れたい。

なお、病院事業庁の障害者雇用率は 1.67%、県教育委員会の障害者雇用率は 1.34%とともに法 定雇用率(2.1%、2.0%)を達成していないので、引き続き雇用促進の働きかけをされたい。

(勤労・生活分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

三重労働局、県内ハローワーク、(社)三重県雇用開発協会、三重県社会保険労務士会等と連携して、 下記のとおり障害者の雇用促進に取り組みました。

- (1) 職業相談、啓発・広報の実施
  - ①雇用相談員による職業相談
  - ②障害者ワークフェアの開催 (障害者雇用優良事業所表彰等)
  - ③街頭啓発
  - ④社会保険労務士等による障害者雇用支援制度等の企業へのPR
- 企業への働きかけ、職業能力開発の実施
  - ①公正採用選考研修会の開催 ②津高等技術学校での〇A事務訓練(期間1年間)の実施
  - ③短期職場訓練事業の実施 ④職場適応訓練事業の実施
  - ⑤障害生徒職域開発促進事業の実施 ⑥第4回三重県障害者技能競技大会の開催
  - ⑦障害者就職面接会の開催 ⑧障害者多数雇用企業からの物品等調達優遇制度の運営
  - ⑨障害者の態様に応じた多様な委託訓練の実施 ⑩社会保険労務士による求人情報の収集
- (3) 県関係機関への働きかけ
- 2 取組の成果
- (1) 職業相談、啓発・広報
  - ①職業相談件数(1,557件)(2月末現在)
  - ②障害者ワークフェア参加者数 123 名、障害者雇用優良事業所知事表彰 1 社
  - ③街頭啓発(9月に県内各地街頭キャラバン)
  - ④社会保険労務士等による障害者雇用支援制度等の企業へのPR実施 151 件
- (2) 企業への働きかけ、職業能力開発
  - ①公正採用選考研修会参加者数(四日市外 4 会場 399 事業所)
  - ②津高等技術学校〇A事務科(身体障害者対象)受講者数 9 名(うち 6 名就職)
  - ③短期職場実践訓練事業受講者数 15名(うち11名就職)
  - ④職場適応訓練実施者数 3名
  - ⑤障害生徒職域開発促進事業による職場実習実施生徒数延べ 146 名
  - ⑥障害者就職面接会参加者数(桑名外7会場、求職者630名)
  - ⑦障害者多数雇用企業からの物品等調達優遇制度による発注額 18,388 千円 (3 月末見込み) 登録企業数 6社 : 登録授産施設数 23施設 (3月末現在)
  - ⑧障害者の態様に応じた多様な委託訓練実施者数10人(うち4名就職)(1月末現在)
- (3) 県関係機関への働きかけ
  - 平成19年1月16日、三重労働局とともに、病院事業庁、県教育委員会に対し障害者雇用の取組 を進めるよう働きかけた。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

実施していく取組内容

平成 18年 12月発表の民間企業における平成 18年 6月1日現在の障害者雇用率は、前年より 0.01 ポイント低下し、1.42%で、法定雇用率を達成している企業の割合も 0.04 ポイント低下し、45.3% となっています。(社)三重県雇用開発協会、三重県社会保険労務士会、三重労働局、県内ハローワ 一ク等と連携して、職業相談、啓発・広報の実施や企業への働きかけ、職業能力開発の実施等障害者 の雇用促進の取組を継続・強化して実施していきます。

障害者多数雇用企業等からの物品等調達優遇制度の普及につきましては、制度の利用促進に向けて 県庁各部局、県民局等へのPRの実施、また登録企業、登録施設数の増加に向けたPRを継続して実 施いたします。

障害者雇用率が未達成の病院事業庁、県教育委員会に対しては、三重労働局と連携して、引き続き雇 用促進の働きかけをいたします。

#### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(交通事故防止)

(8) 平成17年の交通死者数は、163人で前年より24人減少したが、人口10万人当たりの死者数は 全国ワースト5位となっており、また、負傷者数及び物損事故件数も前年より増加している。 死者数の主なものは、飲酒運転、シートベルトの非着用及び高齢者の事故によるものであるので、 引き続き警察、市町、交通関係団体等と連携し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上、高齢者等 交通弱者対策、交通安全施設の整備、交通安全教育・啓発活動の一層の充実を図り、交通安全対策 を推進されたい。 (勤労・生活分野、各県民センター)

#### 講じた措置

## 平成18年度

1 実施した取組内容

地域の特性に応じた多様な交通安全活動への支援を行うとともに、県民一人ひとりの交通安全意 識の向上、交通事故防止を図りました。

- (1) 四季の交通安全運動など年間を通じた啓発活動を、県民、市町、業界団体、関係機関等と連携し て進めるとともに、各種広報媒体を積極的に活用し、飲酒運転の根絶、高齢者等の交通弱者に対す る交通事故防止及び後部座席を含むシートベルトの正しい着用の徹底を中心に広報啓発を実施し ました。(勤労・生活分野、各県民センター)
- (2) 高齢者の主体的な交通安全活動への支援を実施しました。(各県民センター)
  - 高齢者交通安全活動指導員育成研修会(36 回)
  - · 高齢者交通安全県民大会(8地域)
  - 高齢者の交通事故増加地域での集中的啓発(4市)
  - · シルバー交通安全宣言の放映(120人、240回)
- 学校現場を中心とした児童・生徒、保護者等の交通安全活動を実施しました。
  - ・ 交通安全母親指導者講習会(12回)(各県民センター)
  - 教育委員会と連携した高等学校主体での交通安全教育、啓発活動の推進(2校)

(勤労・生活分野)

(4) 高齢者・子ども及びその親の三世代を通じて行う交通安全活動等を推進しました。

(勤労・生活分野)

- ・ 交通安全メッセージの作成と、マスメディアを活用したメッセージの発信(3 地域)
- 交通安全教育の学習施設である三重県交通安全研修センターの指定管理者による管理運営を開 始しました。(勤労・生活分野)
- 2 取組の成果

平成 18 年の交通事故死者数は 167 人で前年に比べて 4 人増加しましたが、負傷者数及び総事故 件数は前年に比べ減少しました。

なお、依然として全死者に占める高齢死者の比率は高水準で推移しています。

## 平成19年度以降(取組予定等)

依然として、多くの尊い命が交通事故で失われていることから、引き続き交通安全対策を推進します。 (勤労・生活分野、各県民センター)

- (1) 交通事故死者数に占める高齢者の割合が高い水準で推移していることから、第2次戦略計画に おける重点事業として、交通弱者を中心とした交通安全意識啓発を推進します。
- (2) 飲酒運転根絶強化週間を設定し、飲酒運転の根絶に向けた研修会やシンポジウムを開催します。
- (3) 四季の交通安全運動など年間を通じた県民、市町、業界団体、関係機関等と連携した活動によ る飲酒運転の根絶、後部座席を含むシートベルトの正しい着用の徹底を促進します。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

## (青少年非行防止対策の推進)

(9) 平成 17 年の刑法犯少年は 1,814 人で、前年に比べ 217 人、10.7%減少しているものの、不良行 為少年は 31,142 人と前年に比べ、3,147 人、11.2%増加している。

不良行為少年を行為別に見ると、深夜はいかいが48.1%と最も多く、その割合は前年より増加している。

こうした中、三重県青少年健全育成条例が改正され、インターネットの利用環境の整備に関する努力義務規定などの新設、深夜における外出制限規定の改正などが行われたので、立入調査による有害環境の浄化や啓発活動に一層取り組まれたい。

(人づくり・協働・国際分野、各県民センター)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成18年7月1日に青少年健全育成条例の一部改正が施行されたことを受け、図書類自動販売機設置業者等への指導を強化しました。
- (2) 条例改正で保護者や事業者等に対して、青少年にインターネット上の有害情報の閲覧等をさせない努力義務が新たに規定されたことを受け、啓発活動に取り組みました。
- (3) 条例改正でインターネットカフェ、漫画喫茶等が青少年の深夜入場禁止施設に追加されたことを受け、11月の「全国青少年健全育成強調月間」に、立入調査対象施設に対する区分陳列等の実態調査を実施しました。
- (4) 地区青少年育成市町民会議連絡協議会の総会、活動者研修会等において、非行防止についての情報共有等を図りました。
- (5) 青少年非行防止活動強化期間、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間、全国青少年健全育成強調月間にあわせ、街頭啓発等の啓発活動を実施しました。
- (6) 立入調査員の資質向上のための研修会を開催し、青少年健全育成条例に基づく立入調査や事業者指導を行ったほか、事業者に対し青少年健全育成協力店運動への協力を依頼しました。

#### 2 取組の成果

- (1) 条例改正による届出基準の明確化と図書類等自動販売機設置業者に対する指導を強化した結果、 未届の自動販売機は、54 台から 0 台へと一掃されました。また、自動販売機の総数も、212 台から 166 台へと減少しました。
- (2) インターネットの安全安心な利用方法に関するリーフレット(保護者向け)を18万部作成し、県内すべての小・中学校保護者に配布するとともに、県内4箇所で研修会(計約680名参加)を開催しました。
- (3) インターネットカフェ、漫画喫茶等の54店舗、書店、コンビニエンスストア等の図書類取扱店の215店舗について実態調査を実施するとともに、条例内容を説明・指導し青少年健全育成への協力を求めました。特に、新たに規制対象となったインターネットカフェ、漫画喫茶等については、全店舗において青少年の深夜入場禁止の表示がされました。
- (4) 青少年育成市町民会議等の関係団体等との情報共有、連携が図られました。
- (5) 関係団体、関係企業や関係機関と連携した啓発活動により、地域の青少年や住民の健全育成についての意識の高揚を図ることができました。
- (6) 立入調査員の資質向上と情報の共有を図るとともに、事業者による青少年健全育成条例の主旨の理解と青少年健全育成への協力を得ることができました。

- 条例対象事業者に対して、立入調査を実施し、適正な指導を実施します。
- 著しく性的感情を刺激するものや粗暴性・残忍性を助長するもの等のインターネット上の有害情 報から青少年を守るため、フィルタリングソフト(受信側で有害情報を拒絶する仕組み)の利用促 進等について、チラシ配布や講習会等により、保護者及び青少年に対するインターネットの安全安 心な利用方法の啓発に取り組みます。
- 青少年の深夜入場禁止施設等の対象施設について、立入調査等による指導を強化し、青少年健全 育成への協力を求めていきます。
- (4) 地区青少年育成市町民会議連絡協議会の活動を通じ、地域での主体的な健全育成の取組を促進し ます。
- (5) 関係団体、関係企業や関係機関と連携した啓発活動により、地域の青少年や住民の健全育成につ いての意識の高揚を図ります。
- (6) 立入調査員の資質向上と情報の共有を図るとともに、事業者に対し青少年健全育成条例の主旨の 理解と青少年健全育成への協力を要請します。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(私立学校施設の耐震化の促進)

(10) 私立学校では昭和 56 年以前の建物が 125 棟あるが、耐震診断が未実施の建物は 49 棟あり、平成 18 年 4 月 1 日現在の耐震化率は 63.2%となっている。

大規模な地震の発生が予想されており、地域の避難所として指定されている学校もあることから、児童・生徒の安全の確保のために耐震工事及び耐震診断の補助制度の周知を図り、私立学校の耐震化を促進されたい。

(人づくり・協働・国際分野)

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 私立小・中・高・養護学校の耐震化については、耐震補強工事、補強工事実施に伴う耐震診断費ともに国庫補助(私立高等学校等施設高機能化整備費)の対象となりますので、補助制度の有効活用により耐震化を促進しました。
- (2) なお、高等学校に関しては、平成17年度から「私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金」を創設し、国庫補助の対象とならない耐震化のための改築についても一定の補助を行うことや、平成18年度から耐震診断費について「私立高等学校施設整備費補助金」の補助対象に加えることで、耐震化を促進しました。
- (3) 私立幼稚園の耐震化については、改築、耐震補強工事、補強工事実施に伴う耐震診断費が国庫補助の対象となりますので、補助制度の有効活用により耐震化を促進しました。
- (4) 今後の私立学校施設における耐震化の計画等を把握し、今後の施策に反映させるため、平成20年度から25年度までの耐震化計画について調査を行っています。

#### 2 取組の成果

- (1) 国庫補助制度の活用等により、高等学校2校、中学校2校、幼稚園2園において校舎の耐震補強工事が実施されています。
- (2) 私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金の活用により高等学校 2 校で、自己資金により高等学校 1 校で校舎の改築が実施されています。
- (3) この結果、平成19年4月1日現在の耐震化率は66.4%となり、3.2ポイントアップしました。

- (1) 引き続き、補助制度の有効活用を促し、私立学校の耐震化を促進していきます。
  - ア 国庫補助制度の活用等により、高等学校延べ3校、中学校延べ2校、幼稚園延べ4園において校 舎等の耐震補強工事が計画されています。
  - イ 私立高等学校校舎等耐震化緊急整備費補助金の活用により、高等学校延べ2校で校舎等の改築が 計画されています。
- (2) 平成20年度から25年度までの耐震化計画調査に基づき、今後の私立学校における耐震化施策について検討をするとともに、耐震化の進まない私立学校に対して重点的に耐震化を促していきます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(私立高等学校等振興補助金等の適正化)

(11) 私立高等学校等振興補助金等について、誤って補助対象外経費を対象経費としたことなどによ り補助金の返還が生じている。

説明会やヒアリング時等において補助対象外となるものの具体的な例を示すなど補助金制度に ついて周知しているが、未だ補助対象経費について交付団体の理解不足等による不適正な事務処理 が改善されていないと見受けられる。

今後、一層事務取扱の指導を強化するとともに、申請書類等を精査し、事業の適正執行に努め、 立入調査等の検査体制を充実されたい。 (人づくり・協働・国際分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- (1) 補助金事務のさらなる適正執行を期するため、新たに次の事項に取組みます。
  - ア 誤りの多い事例等を整理したチェックリストを作成し、変更交付申請時及び実績報告時に学 校法人から提出させます。
  - イ 実務担当者を対象に補助金事務に限定した説明会を開催して、事務能力の向上に努めます。
- より効果的な立入調査とするため、補助金が交付された全ての学校法人を調査対象とすることを 改め、今年度から課題の多い学校法人等を抽出して、重点的に立入調査を実施します。

#### 2 取組の成果

- (1) 平成18年12月に開催した補助金事務説明会で実務担当者に補助金事務について周知徹底を図る とともに、チェックリストを配付しました。
- (2) 9月から12月までの間、抽出した学校法人を対象に重点的な立入調査を実施しました。 こうした取組みを通じて学校法人の振興補助金等に対する理解を深め、補助事業の適正執行を図っ ています。

- (1) 引き続き補助事業の適正執行を図るため、学校法人に対する説明会やヒアリングを実施するとと もに、重点的な立入調査を実施していきます。
- (2) 簡素でわかりやすい補助制度とするため、各都道府県の制度も参考にして本県の補助制度の見直 しを進めていきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(在住外国人との共生社会づくりの推進)

(12) 県内の外国人登録者数は平成17年末で47,551人となり、人口割合は2.49%となっている。こうした中、生活情報の提供、医療、教育、防災などの緊急性の高い課題に取り組んでいるが、在住外国人が生活する上での環境が十分には整っていないなど課題の解決には至っていないので、利用が少ない医療通訳派遣制度などについては必要な見直しを行うとともに、今後も市町、関係団体等と連携・協働して課題に取り組まれたい。 (人づくり・協働・国際分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 在住外国人との共生社会づくりにおける課題の中で、生活情報の提供、医療、教育、防災など緊急性の高い問題を中心に解決に向けた取組を(財)三重県国際交流財団、地域住民、NPO、企業、市町等との連携・協働により事業を実施しました。

特に、医療通訳派遣制度については、実効性のある制度構築のためにパイロット事業の検討などに取り組みました。

- (2) 外国人が困っている特定の課題をテーマにして相談会の開催及び生活全般にわたる様々な電話 相談を行いました。
- (3) 「県民しあわせプラン 第二次実施計画(仮称)」に反映させ、国際化施策を推進するため、三重県国際化推進指針の策定に取り組みました。そのため、学識経験者、外国人住民、NPO、企業関係者、市町関係者などを構成メンバーとする策定委員会のほか、市町担当課長会議及び庁内検討会議を開催しました。

#### 2 取組の成果

- (1) 緊急性の高い課題を(財)三重県国際交流財団、市町、NPO、ボランティア等と協働して取り 組み、在住外国人が抱える日常生活上の課題の解決を進めることができました。
  - ①県内各地で、外国人向けに生活に必要な情報を伝えるため説明会を開催しました。 生活オリエンテーション開催 97 回(鈴鹿市他5市 受講者数 994名)
  - ②在住外国人が抱える生活上の課題に関し、在住外国人支援に関わる主体の裾野を広げ、課題の早期解決を図るため、コミュニティ・ビジネスの手法を活かした取組を促進します。

事業モデル委託 1件

③外国人に対して防災意識の普及啓発を行いました。

中国からの研修生に対する防災研修 (津市 1回)

在住外国人向け防災研修(鈴鹿市他 3回)

三重県地震防災ガイドブック(5カ国語版)の活用

防災レベルアップセミナー「災害時の外国人支援」の開催(鈴鹿市 1回)

災害時の外国人支援にかかる打ち合わせ会(津市 1回)

④外国人が医療機関を利用する際の課題を解決するため、医療通訳体制等の整備を図りました。

スペイン語医療通訳スキルアップ研修 (津市 3回 50名)

ポルトガル語医療通訳スキルアップ研修 (津市 3回 147名)

外国人向け健康相談 ポルトガル語・スペイン語(四日市市他 3回)

医療通訳派遣制度実施病院 9病院 8回派遣

医療通訳公開セミナー (津市 1回)

医療通訳パイロット事業実施のための検討会開催(津市 3回)

電話通訳パイロット事業実施 (津市 4件)

病院における通訳パイロット事業実施 (鈴鹿市 137 件)

⑤外国人の子ども達の就学を支援するため、教育関係者や外国人を支援する NPO 関係者と検討会を 開催するとともに、不就学の外国人児童の居場所づくりのモデルを作りました。

外国人の子どもの教育問題検討会 (津市 4回開催)

外国人児童の居場所 1か所設置(伊賀市)

(2) 外国人が困っている特定の課題をテーマにした相談会の開催及び生活全般にわたる様々な電話相談を行いました。

外国人電話相談の実施 470件

外国人相談窓口担当者研修会の開催 (2回 48名)

テーマ別相談会の実施 (津市他7回 130名)

(3) 三重県国際化推進指針の策定にあたり、学識経験者、外国人住民、NPO、企業関係者、市町など庁内外から多様な主体の意見を集約することができました。

策定委員会

(4回開催)

市町担当課長会議

(2回開催)

庁内検討会議

(4回開催)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

1 多文化共生社会づくりを推進するため、県民一人ひとり(外国人住民を含む)、NPO、企業、市町などと連携し、国籍や民族などの異なる人びとが互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築いていくことができるよう、地域社会のステップアップに取り組むことを検討しています。

(1) コミュニケーション施策の推進

日本語を理解できない外国人住民のため、メディアを活用した多言語での行政・生活情報の提供や、日本語を学ぼうとする外国人住民への日本語学習支援に関する取組などを実施し、外国人住民とのコミュニケーションの推進をはかります。

(2) 外国人住民総合サポート推進事業

外国人住民をとりまく課題を効果的に解決するために、多様な主体との連携強化に取り組みます。また、災害や病気等から外国人住民が安心して暮らせる環境を整備するとともに、通訳ボランティアの育成やスキルアップのための研修を実施するとともに、制度の普及や啓発などに取り組みます。特に、医療通訳制度については、外国人が医療機関を利用する際の課題を解決するため、医療通訳体制等の整備等に取り組みます。

(3) 多文化共生·国際理解推進事業

多文化共生や国際貢献の推進者として期待されるNPO関係者、自治体職員、教職員等を対象に国際理解研修を実施し、地域における国際理解を進めます。また、県内の企業等と連携し、海外から受け入れた中堅技術者の技術研修を行うとともに、企業や地域住民と研修員との交流を通して国際理解をはかります。

(4) 多文化共生啓発事業

多様な主体との連携により異文化理解のためのイベントや講演・シンポジウムなどを実施し、 地域における活動主体へのノウハウの伝達や蓄積、ネットワークの構築などにより活動の広がり を図り、外国人住民の人権尊重など地域社会全体の意識啓発を進めます。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務

ア 未利用地の処分

三重大学農場交換用地については、国との土地交換で残地となったものであるが、調査、測 量等を要するため譲渡等の処分が進んでいないので、引き続き処分方法を検討されたい。

(人づくり・協働・国際分野)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

現況が農道であり、地域住民の利用に供されていることから、道路として地元市(津市、亀山市) に無償譲渡することが望ましいと考えられるため、無償譲渡することで地元市と協議しました。

2 取組の成果

地元市の理解を得られ、平成19年3月30日に津市から無償譲渡申請が行われました。 また、亀山市については、平成19年4月に申請が行われる予定です。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 無償譲渡申請に基づき譲渡契約を締結して、所有権移転の手続きを進めます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

1 業務委託の実施状況(情報システム関係) 情報公開制度運用システム修正業務委託の特命随意契約理由不明確

(経営企画分野)

# 講じた措置

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容 随意契約理由の検討を行ないました。
- 2 取組の成果 特命随意契約における理由を明確にし、透明性が確保されました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

特命随意契約の理由を明確にすることにより透明性の確保に努めていきます。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 2 業務委託の実施状況(プロポーザル(企画提案コンペ)方式)
- (1) キャリアカウンセリング事業業務委託の審査について、審査段階に応じた選定項目の設 定が必要、企画提案書の仕様書配布期間の検討が必要、事業参加者が計画を大幅に下まわ っているので事業の実施方法や内容の検討が必要 (勤労生活分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - 平成17年度に事業のあり方を検討し、平成17年度で事業を廃止しました。
- 2 取組の成果

平成18年度は実施していません。

#### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 3 業務委託の実施状況(特命随意契約)
- (1) 産業人材育成講座プロモーション業務委託の特命随意契約の理由不明確、再委託の状況把握不 (勤労生活分野)
- (2) 「交通事故防止のための特別企画ニュース」制作及び放送業務委託の執行伺い未作成及 び予定価格の根拠なし (勤労生活分野)
- (3) 広域人権まちづくり等推進事業委託の予定価格未設定、特命随契理由不明確、契約書に
- 個人情報の適正管理に関する条項の記載なし

(四日市県民センター) (津県民センター)

(4) 広域人権まちづくり等推進事業委託の完成認定書未作成 (5) 広域人権まちづくり等推進事業委託の特命随契理由の不明確、委託業務の検収未記載、

(松阪県民センター)

- 再委託の承諾の記録なし (6) 広域人権まちづくり等推進事業委託の予定価格未設定、随契理由及び条項の記載なし、
- 特命随契理由不明確、契約書に個人情報の適正管理に関する条項の記載なし (伊勢県民センター)
- (7) 広域人権まちづくり等推進事業委託で有効に事業が展開できるよう内容等検討が必要、協議会 から他団体へ補助することの妥当性の検討が必要 (伊賀県民センター)
- (8) 漫画による啓発冊子作成委託の再委託に関する条項未記載

(人権センター)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - (1) 監査結果を全職員に周知するとともに、会計規則の遵守を指示しました。 なお、平成17年度に当該委託事業は終了しました。
  - (2) 監査結果を全職員に周知するとともに、会計規則の遵守を指示しました。 なお、平成17年度に当該委託事業は終了しました。
  - (3) 平成 18 年度の委託契約書には、予定価格を記入し、特命随契理由を明確にし、「個人情報の適 正に関する条項」を挿入しました。
  - (4) 会計規則の取り扱いについて(完成認定書の作成)、関係職員に対し周知を徹底しました。
  - (5) 実施伺い及び契約伺いの起案において、随意契約の根拠規定及び理由を明記しました。 委託事業実施報告書の提出を受け、委託料の額の確定を行う際に検収を行った旨記載するとと もに、契約の相手方に対して完了認定書を交付する予定です。

委託契約の締結時に、契約の相手方に対して業務を限定したうえで再委託を承諾する旨の文書 を交付しました

- (6) 平成18年度の事業実施に際しては、三重県会計規則に基づき契約しました。
- (7) 広域人権まちづくり等推進事業は見直しの結果廃止され、後継の人権啓発事業については、来 年度以降県民センター直営で事業実施することとしました。
- (8) 監査結果を全員に周知し、契約条項を確認し、必要な内容を記載しました。

#### 取組の成果

- (1) 当該委託事業は終了しています。
- (2) 当該委託事業は終了しています。
- (3) 適正な業務委託事務を遂行しました。
- (4) 完成認定書の作成を含め、適正な事務処理が実行できました。
- (5) 適正な業務委託事務を遂行しました。
- (6) 適正な業務委託事務を遂行しました。
- (7) 見直しにより事業実施方法がわかりやすくなり、事業実施体制のスリム化が図れることとなり ました。適正な業務委託事務を遂行しました。
- (8) 適正な業務委託事務を遂行しました。

<u>平成 19</u>	年度以降	(取組予定等	)

(1)~(8) 共通

会計規則、契約事務等の研修会の実施、指名審査会の厳格な運用等により会計規則を遵守していき ます。

## 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 4 県単補助金
- (1) 青少年育成推進活動補助金について、市町村合併により地区青少年育成市町民会議連絡 協議会への助成見直しが必要、補助金要領に基づき交付申請期日の指定が必要

(人づくり・協働・国際分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

実施した取組内容

平成17年度に青少年育成推進活動補助金について、見直しをおこない地区青少年育成市町民会 議への助成は補助対象外としました。

また、補助金要領に基づく執行を徹底しました。

2 取組の成果

補助金での地区青少年育成市町民会議連絡協議会に対する助成は行なっていません。 補助金要領に基づく執行が徹底されました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

補助金要領に基づき事業を執行していきます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 5 物品購入等
- (1) 行政資料の製本の仕様書未作成

(経営企画分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

監査結果を全職員に周知するとともに、会計規則の遵守を指示しました。

2 取組の成果

会計規則に基づいた契約等がなされました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

契約事務、会計規則等の研修会の実施等により会計規則を遵守していきます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 6 未収金対策
- (1) ひとにやさしいまちづくり支援事業補助金の返還金について、督促状の発行遅延 (伊勢県民センター)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

実施した取組内容

平成 17 年度は、督促状の発行に先立ち電話による督促を行っていましたが、18 年度は、まず督促 状を発行し、納付がなければ訪問等による督促を行うこととしました。

2 取組の成果

平成18年度は督促案件は発生していません。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、法令、規則等を遵守し、適正な事務処理に努めてまいります。

#### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

7 その他

- (1) 三重県総合文化センターの指定管理者において、年度末に自動車を購入しているが、備 品購入については、三重県総合文化センター管理運営業務指定管理者事業計画書等により 計画的に執行するよう指導が必要 (人権・男女共同参画・文化分野)
- (2) みえ県民交流センター管理運営費について、一部支出科目が不適切

(人づくり・協働・国際分野)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 指定管理者に対し、年度別の事業計画を提出する際に、当該年度の年間設備整備・備品購入計画 書を提出するよう要請しました。

また、四半期毎に開催している総合文化センター連絡調整会議(県の関係各室と指定管理者担当 センター長で構成)の場で、進捗状況を確認しています。

- (2) 平成18年度分については、3月補正予算において、歳出予算を補正しました。
- 2 取組の成果
- (1) 計画が提出され、計画的な執行がなされました。
- (2) 適切な支出科目で執行されました。

- (1) 今後も計画的な執行がなされるよう指導していきます。
- (2) 適切な予算科目での執行に努めていきます。

### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成17年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成17年度の不正行為に伴い改正された会計規則実務の取扱いに基づき、会計事務を行ってい ます。

また、各所属長から適切な事務事業の遂行並びに会計事務を行うよう所属の全職員に注意喚起し ました。

なお、部内各室並びに各地域機関で結んだ委託契約について、部会計職員による自己検査を実施 し適正な会計事務処理について確認しました。

2 取組の成果

会計審査事務が一層適切に行えるようになりました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き会計規則等に則り適切な審査支払い事務を行います。

## 監査の結果

# 【部局、各種委員会等共通意見】

#### 2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12,152,562,060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円 (対前年度比 117.5%) となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関する要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

## 1 実施した取組内容

(1) 適正な債権管理事務の徹底、滞納者の状況把握

部長を会長とする「健康福祉部所掌未収金対策会議」を開催し、未収金の発生防止等の方策を 検討し、地域機関長会議、福祉事務所長会議などを通じ、関係機関へ挙所体制による取組強化を 求めました。

また、担当者を対象とした研修会を開催し、平成17年度に改定した「健康福祉部未収金徴収事務の手引き」の運用や実務について説明するとともに、未収金担当者会議や関係機関との個別意見交換を行い、取組情報の共有化や債権管理の適正執行の周知徹底などを行いました。

それらを受け、保健福祉事務所等では債権(者)ごとに状況の把握に努める一方、未収金対策の会議などを開催し、未収金徴収強化月間の設定や具体的な対応策の検討など、所属全体での収納促進対策に取組みました。

#### (2) 収納の促進

未収債権管理事務嘱託員を平成 17 年度より 2 名から 3 名に増員し、担当者等と連携して滞納者の自宅等への訪問や関係者からの情報把握等に努めるとともに、夜間を中心とした電話催告を継続して行いました。

(3) 科目ごとの対応

母子寡婦福祉資金貸付金は、民間の債権回収のノウハウを活用し、収納促進を図るため、未収債権(一部)の回収業務を民間会社に委託しました。また、貸付審査をより厳正に行い未収金の発生防止に取り組むほか、口座振替の推進、郵便局での納付等、収納環境の整備にも努めています。

生活保護費返還金は、引き続き、会議等を通じ、担当者に対し適正な制度の運用を求め、返還金の発生防止に努めています。

貸付金においては借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を実施しています。

(4) 不納欠損の内容

滞納者へは日常から文書や電話、訪問による徴収努力を続けており、全額納付が困難な者には 分納による返済を承認し、時効の中断を図っているところです。しかし、生活困窮や所在不明等 により、やむを得ず時効が成立した債権には、滞納整理台帳等により督促状況等の調査、確認を 行い慎重に不納欠損処理を行いました。

(5) その他

新たに、関係機関の担当職員を「会計員」に任命したことにより、現金収受を可能とすることで訪問徴収を推進するともに、一部の機関に県外等在住者の収納を促進するため、振込み専用口座を新設しました。

### 取組の成果

- (1) 未収債権管理事務嘱託員は延べ 1,782 人に対し、自宅等への訪問や電話催告を行った結果、 訪問時に 1,818 千円を収納したほか、164 人から納付の約束を得ました。(平成 19 年 2 月末現
- (2) 母子寡婦福祉資金貸付金は、口座振替の採用率が 17 年度末 62.5%から 64.9% (平成 19 年 2 月末現在) に増え、より確実な収納が見込まれるようになりました。
- (3) 生活保護費返還金は、生活保護指導監査、運営支援、各種研修会、生活保護担当課長会議等の 機会を通じ、受給者に対する制度の周知徹底、必要な調査等の適正実施及び保護決定事務への 慎重な対応等を指導しました。
- (4) 過年度の未収金について、上記の取組等の結果 41,816 千円を収納しました。

(平成19年3月末現在)

- 「健康福祉部所掌未収金対策会議」による部方針を徹底するとともに、未収金担当者会議や個 別意見交換会等を行い、債権管理事務の適正な執行等を周知徹底します。
- (2) 未収債権管理事務嘱託員による電話督促、訪問徴収の強化に努めます。
- (3) 母子寡婦福祉資金貸付金は、平成 18 年度に引き続き債権回収業務を民間会社に委託し、収納 の促進を図ります。
- (4) 貸付金において借主が支払い困難な事例について、連帯保証人への催告を継続して実施します。

#### 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4,246 件、約230 億19 百万円 (前年度比414 件減、6 億77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は3,357 件、約169 億24 百万円、73.5% (前年度比281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2,350 件、約 102 億 42 百万円であったが、今回、293 件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの 79 件 (27.0%)の不適切な契約が見受けられた。契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査するとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で 115 件、約 23 億 10 百万円となっている。

今回、そのうち 28 件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きなど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

### 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

従来から設置されていた指名競争入札における事業者を審査する「指名業者選定委員会」及びプロポーザル方式を審査する「入札等審査委員会」を廃止し、「健康福祉部入札等審査委員会」を平成 18 年 5 月 1 日付けで設置しました。

当委員会では、本庁執行に係る 100 万円以上の契約全てについて、契約方法、仕様並びに業者選定などを審査し効率性・透明性・公平性等の確保を図っています。

また、部内各地域機関については、同様の組織を設置するように指導しました。

本庁各室及び各地域機関においては、全ての契約について自己検査を実施するとともに、業務委託 契約については、本庁会計職員による個別検査を実施しました。

### 2 取組の成果

契約全般において、契約方法、事業者選定理由など適正な執行に向け改善されました。 また、部内地域機関全てに、「健康福祉部入札等審査委員会」、設置要綱と同様の組織を設置し、 契約全般について、適切な事務手続を行うよう指導しました。

- (1) 健康福祉部入札等審査委員会を有用に活用し、審査体制を充実し適正な契約事務手続きを図っていきます。
- (2) 健康福祉部内会計職員による会計事務に関する研修会を年度当初に開催し、適正な事務処理 の徹底を図ります。

部局等名\_健康福祉部

#### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

5 建築物の耐震化

東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中にあって、「三重地震対策アクションプログラム」では、防災対策の拠点や避難所となる県・市町有施設、医療機関、学校・福祉施設の耐震化を進めることとしている。

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が 85 棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要とする建築物が 109 棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設も含まれていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

また、災害時に地域の防災対策の拠点や避難所となる市町の公共施設についても早期に計画的な耐震化を図るとともに、私立学校、民間の病院・診療所・福祉施設等の耐震化を促進されたい。

さらに、個人住宅の耐震化を進めるために、市町と連携し耐震診断補助事業等の事業推進を図られたい。

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 耐震化または耐震診断を実施していなかった県有4施設(国児学園、草の実リハビリテーションセンター、社会福祉会館、熊野保健福祉事務所)について、耐震補強工事または耐震診断を実施しました。
  - (2) 病院・診療所については、医療施設・避難所耐震化整備促進事業を実施しました。
  - (3) 社会福祉施設については、第3次地震防災緊急五箇年(平成18年度~22年度)計画の施設別編(社会福祉施設)作成にかかる調査を通じて耐震化についての啓発を行いました。
- 2 取組の成果
  - (1) 県有4施設の耐震化
    - ・国児学園・・・耐震診断を実施し、診断の結果改修が必要となりました。
  - ・草の実リハビリテーションセンター・・・耐震診断を実施し、診断の結果改修が不要となりまし た。
  - ・社会福祉会館・・・耐震補強工事を実施しました。
  - ・熊野保健福祉事務所・・・耐震診断を実施し、診断の結果改修が必要となりました。
  - (2) 医療施設の耐震化等 耐震診断補助1件、耐震補助1件、耐震補強工事補助3件、ヘリポート整備補助1件を実施しました。
  - (3) 社会福祉施設の耐震化

第3次地震防災緊急五箇年計画の施設別編(社会福祉施設)の調査結果、平成18年度~22年度 における耐震化の事業予定は31件となりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 県有施設
- ・国児学園・・・平成19年度に耐震設計、平成20年度に耐震補強工事を実施する予定です。
- ・熊野保健福祉事務所・・・改修が必要な箇所は他部との調整が必要なため、関係部と連携しながら改修に向けて取り組んでいきます。
- (2) 医療施設の耐震化等

災害時の医療体制を充実強化させるため、医療施設等の耐震化の促進だけでなく、地域の関係機関が連携した災害医療体制の構築、災害時に適切に対応できる医療従事者の育成に取り組んでいきます。

(3) 社会福祉施設の耐震化

第3次地震防災緊急五箇年計画の施設別編(社会福祉施設)の進捗管理を行っていきます。

### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加 している。

公務員として責任ある行動が求められる中、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の 徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、 事故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため 職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

## 講じた措置

### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- ・機会ある度に、部内幹部職員で構成する室長会議を通じて、交通安全、法令遵守について注意喚起を 行っています。
- ・3ヶ月毎に交通事故の発生状況を取りまとめ、「健康福祉部 交通事故レポート」として職員に周知 するとともに、月3件以上の交通事故が発生した場合には、「交通事故緊急情報」として緊急事態の 発生を周知することで、一層の安全運転意識の高揚及び県有財産管理意識の徹底を図りました。
- ・健康福祉部関係職員を対象とした交通安全講習会を、県内3ヶ所(四日市、津、伊勢)において実施 し、安全運転意識の向上に努めました。(参加者 73 名)
- ・交通事故の発生が多い所属においては、各所属独自で事故防止のための対策を講じ、交通事故発生 の防止に努めました。
- ・各所属からの事故報告が適性に行われるよう、手続きについての指導やヒアリングを十分に行いまし た。
- 2 取組の成果

各種手法を通じ、職員の安全運転意識を高めました。

・事故件数(保健福祉事務所、地域機関含む)

平成 17 年 4 月~18 年 3 月 公務中の事故 20 件 (うち公用車 19 件)

14件 ( " 平成 18 年 4 月~19 年 3 月 10件)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

室長会議等を通じて、交通安全、法令遵守について注意喚起を図るなど、県民の信頼確保に努めます。 交通事故については、平成18年度と同様の手法で発生防止に取り組みます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(社会福祉施設等の指導監査の一層の効果的実施)

(1) 社会福祉施設等に対する指導監査、並びに、介護保険サービス事業者及び指定居宅支援事業者に対する集団指導、書面指導及び実地指導を実施しているが、平成18年度から介護予防サービス事業の導入に伴い、同事業者への指導が加わることとなるので、一層効果的に指導監査等を実施されたい。

また、指導監査等の結果については、対象数、実施数、文書指摘数等を公表しているが、文書指摘の内容や改善状況などの公表についても検討し、積極的な情報提供に努められたい。

(経営企画分野、長寿・障害分野)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)社会福祉施設等に対する指導監査については、今年度から効率化を目的として、比較的優良な法人を対象として平成18年10月10日から20日にかけて、県四日市庁舎他5庁舎において19法人23施設について集合監査を実施しました。
- (2)介護保険サービス事業者等に対しては、平成18年8月から9月にかけて県四日市庁舎他7庁舎において、昨年度の130事業所を上回る205事業所について書面指導を実施しました。

また、介護保険サービスのうち認知症対応型共同生活介護事業者等に対する指導監督権限が市町村に移行したこと等から、県と市町の連携が強化され、指導監査が適正に行われるよう、平成 18年5月に各市町及び介護保険広域連合を対象に説明会を開催しました。

(3) 指導監査等に係る個々の法人への文書指摘の内容や改善状況などの公表については、インターネットによる都道府県等の公開状況を調査しました。その結果、積極的に情報公開が行われている鳥取県及び広島県に協力を依頼し、公開にあたっての準備、注意点等についてベンチマーキングによる聴き取り調査を実施しました。

### 2 取組の成果

- (1)集団指導を実施した19法人23施設に対しては、実地監査を行った場合の所要日数19日、必要延べ人員59人のところ、集合監査を実施したことにより、所要日数は7日間、延べ人員は25人と効率化を図ることができました。
- (2)介護保険事業者に対する指導については、平成17年度実績を上回る実施数を達成できました。また、各市町等に対する説明会の開催により、効果的な指導監査の実施についての連携が図られました。
- (3) 各法人・施設毎の文書指摘の内容や改善状況などの公表にあたって、混乱を生じさせることなく公開するにあたっての事前説明、指摘及び公表に係る基準等について一定の成果が得られました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

1 厚生労働省において「社会福祉法人指導監査要綱」が改正され、平成19年度より、同法人の指導 監査については、法人指導・監査の重点化を図るとともに、法人監査と施設監査の指導監査事項の重 複を避けポイントを絞った指導監査を行うという趣旨のものとなりました。

これを受け、本県においても「三重県社会福祉法人等指導監査要綱」を改正し、法定受託事務である法人監査と自治事務である施設監査について、国要綱に則り整合性を図りながら効率的かつ効果的に監査を行うよう取り組みます。

2 介護保険事業者等に対する指導監査については、厚生労働省の定める指導指針及び監査指針が平成 18 年 10 月に改正されたことに伴い、従来の施設においては原則 2 年に 1 回、事業者においては原 則 3 年に 1 回の実地指導の実施頻度の取扱いについても見直され、各自治体において効率的かつ効 果的に指導を実施することとされました。

こうした国の方針を受け、本県においても適切な実施頻度を設定するとともに、効率的かつ効果的 な指導を行うよう取り組みます。

3 ベンチマーキングにより得られた成果をもとに、指摘基準及び評価基準の見直しを行うとともに、 公表に関する基準の整備を行います。

また、県ホームページに掲載するための準備・調整を進めます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 (医療施設・避難所の耐震化整備促進)

(2) 医療施設・避難所耐震化整備促進事業については、県の最優先課題として取り組む重点プログ ラムの対象事業になっているが、進捗に遅れが見られるので、医療機関等への啓発を図り、事業 を促進されたい。

(経営企画分野)

## 講じた措置

## <u> 平成 18 年度</u>

- 1 実施した取組内容
- (1) 耐震構造となっていない災害時に地域の拠点となる医療施設に対して、平成17年度の個別訪問に 引き続き、耐震化の重要性や医療施設・避難所耐震化整備促進事業等の説明を行い耐震化の促進に努
- (2) 平成 18 年 11 月に災害救助法市町担当者会議を開催し、平成 17 年度に実施した社会福祉施設の耐 震化状況調査の結果概要を説明し、耐震化の促進について啓発を行いました。

また、各社会福祉施設管理者へは、第3次地震防災緊急五箇年(平成18年度~22年度)計画の施 設別編(社会福祉施設)作成にかかる調査を通じて耐震化についての啓発を行いました。

## 2 取組の成果

- (1) 医療施設・避難所耐震化整備促進事業に取り組みました
  - ・医療施設の耐震診断補助 1件
  - ・医療施設の耐震設計補助 1件
  - ・医療施設の耐震補強工事補助 3件
  - ・災害拠点病院のヘリポート整備補助 1件
- (2) 第3次地震防災緊急五箇年計画の施設別編(社会福祉施設)の調査結果
  - 平成18年度~22年度における耐震事業予定 31件

- (1) 災害時の医療体制を充実強化させるため、医療施設等の耐震化の促進だけでなく、地域の関係機 関が連携した災害医療体制の構築、災害時に適切に対応できる医療従事者の育成にも取り組んでい きます。
  - ・地域の災害医療体制を構築するため、医療機関、市町、消防、保健所等が連携した活動のため の検討、研修、訓練等を推進します。
  - ・医療従事者等を対象として、災害に関するセミナーや研修を開催し、災害医療従事者等の知識・ 技術の向上に取り組みます。
  - ・災害時に地域の拠点となる医療施設等の耐震化を促進します。
- (2) 第3次地震防災緊急五箇年計画の施設別編(社会福祉施設)の進捗管理を行っていきます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 (児童虐待の防止)

(3) 平成17年度の児童相談所への児童虐待相談件数は、533件と年々増加の傾向にあるので、市町単位で関係者が協働して児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に取り組む児童虐待防止ネットワークの設置の促進など、市町の児童虐待防止体制の強化に対する支援に引き続き努められたい。

(福祉・子育て分野、児童相談センター)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置促進の取り組み
    - ①5月に、北勢児童相談所管内市町、中勢・南勢志摩・伊賀児童相談所管内市町、紀州児童相談所 管内市町に分け計3回、市町児童福祉主管課と児童相談センターとの連絡会議を実施し、児童虐 待防止ネットワークの設置運営状況を把握し、運営方法の向上や設置促進について意見交換しま した。
    - ②市町職員研修会や児童相談所が主催するケース検討会に市町職員の参加を勧め、市町児童虐待防止ネットワーク個別ケース検討会の運用方法やネットワーク機能の活用方法について理解を深めていただきました。
  - ・市町の児童虐待防止体制の強化(職員研修等人材養成)支援の取り組み
    - ①市町児童主管課と児童相談センターとの連絡会議で、市町の職員研修等人材養成について市町の 課題や要望を聴き取り、意見交換しました。
    - ②市町児童相談担当職員研修会を7月から8回実施し、市町の児童虐待防止相談体制の強化に対する支援を行いました。
  - ③市町職員で児童福祉司相当の資格要件の取得を希望する者を対象に、児童福祉に関する指定講習会を7月~9月に述べ8日間実施し、18名が修了しました。
  - ④全県的な「三重県要保護児童対策協議会」を設置し、関係機関が児童虐待防止に関し、市町への 支援や広域的な調整の協議等を行うとともに、情報共有等を図りました。

#### 2 取組の成果

改正児童福祉法の施行後2年が経過し、これまでの取り組みの成果と見られる市町における児童 相談体制の強化が進み、市町児童虐待防止ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の活動強化 への認識が深まっています。年度内には目標の全市町にネットワークが設置されるように、引き続 き支援していきます。

平成19年3月末現在

- ・市町児童虐待防止ネットワーク設置状況 29 市町(100%)
- ・市町要保護児童対策地域協議会設置状況 22 市町 (75.9%)
- ・市町と協働し、市町児童家庭相談援助マニュアル作成

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

- ・児童虐待防止ネットワークの機能強化のため、市町児童虐待防止ネットワークから市町要保護児童対策地域協議会への移行を支援します。
- ・児童虐待防止にはネットワーク対応が不可欠であり、児童相談所職員が積極的に市町要保護児童対策地域協議会に参加し、特に実務者会議、個別ケース検討会議において機能強化に支援します。
- ・児童虐待対応など専門性の確保に向けて児童相談所職員研修に取り組むとともに、市町児童相談担当職員にも参加を求め、市町の児童虐待防止体制強化を支援します。

上記マニュアルを活用した市町児童相談担当職員研修を通じ、市町の児童相談体制強化を支援します。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(特別保育及び放課後児童クラブの推進)

(4) 就業形態の多様化などにより、保育に対する多様なニーズに応えていくため、県としても平成 17年度から県単独事業を創設するなど、市町における事業実施を支援している。一時保育、延長 保育、放課後児童クラブ等の実施数は着実に伸びてきているが、なお全国的に見て低い状況であ るので、引き続き市町と連携して事業実施を促進されたい。

(福祉・子育て分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 17 年度から延長保育、一時保育等の取組促進のため、次世代育成支援特別保育推准事業を 創設しており、本事業により特別保育を拡充する市町の支援を行いました。
- (2) 放課後児童クラブについては、設置を促進するため、国庫補助事業による補助以外に、県単独事 業により運営費の補助、小規模クラブの初度備品整備への補助を行っています。
- (3) 市町の特別保育等の取組促進のため、平成 18 年 7 月に県内の市町を訪問し、特別保育対策等子 育て支援の拡充について意見交換を行いました。
- 2 取組の成果

延長保育、一時保育、休日保育、放課後児童クラブ実施状況

	17年度	18 年度(予定)
延長保育	127 か所	150 か所
一時保育	44 か所	69 か所
休日保育	5 か所	7か所
放課後児童クラブ	164 か所	186 か所

- (1) 特別保育については、県単独事業により拡充を進めるとともに、病後児保育の促進について市 町の取組支援を行う予定です。
- (2) 放課後対策については新たに実施される放課後子どもプランを踏まえ、教育委員会と連携して 取組支援を行ないます。県においては、市町の取組促進を図るため、関係者による推進委員会を 設置し、事業実施の方針、研修の企画等の検討を行います。市町においては、関係者による運営 委員会が設置され事業計画、人材確保策等の検討が行われます。このような検討組織の意見を踏 まえ、放課後対策の拡充に取り組みます。
- (3) 市町と連携して特別保育等子育て支援策の拡充を進めるため、担当者会議、意見交換会等を開催 していきます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(三重県次世代育成支援行動計画等の推進)

(5) 平成 17 年 3 月に「三重県次世代育成支援行動計画」を策定し、総合的な次世代育成支援を推 進しているが、子どもを生み育てやすい環境づくりが急務になっていることから、18年度目標の 達成に向けて、関係部局・市町等と連携し、計画を着実に推進されたい。

さらに、少子化対策に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図るため設置された「少子化対策 推進本部」を中心に、施策の総合調整、総合的推進などを図り、少子化対策事業の一層の展開に 取り組まれたい。

(福祉・子育て分野)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)「三重県次世代育成支援行動計画」が目指す「子ども・子育て家庭をささえあう地域社会づくり」 に向けて、県内の多様な主体が連携・協働し次世代育成支援に取り組むための環境づくりを進めま
  - ・平成18年6月 「みえ次世代育成応援ネットワーク」発足
  - ・広報キャンペーン等によるネットワークの周知、活動紹介
- (2)企業、団体が市町と協働により行う次世代育成支援の事業の提案を募集し、「ささえあいくらぶ モデル事業」として委託により実施しました。また、昨年度の取組をもとに市町との協働で実施す る事業に対して補助を行いました。
- (3) 県民局の組織改正等に伴い、「三重県少子化対策推進本部」規定の改正を行いました。次世代育 成支援にかかる事業については、少子化対策推進本部会議・幹事会において関係部局の情報共有、 調整を図りました。
- 2 取組の成果
- (1)「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動促進
  - ·参加会員数(企業·団体)発足時 108 → 19年3月現在 494
  - ・ネットワーク会員による取組の実施
    - ベイビー・イン・ミーキャンペーン、お父さんお母さんの職場を見に行こうキャンペーン等
  - ・子育て応援!わくわくフェスタの実施
- (2) ささえあいくらぶモデル事業として8団体に委託して実施しました。また、ささえあいくらぶモ デル事業補助命は 7 団体に対して交付しました。いずれも事業の採択にあたっては市町の意見を 聴取するなど、市町の取組の誘発に向けて、協働を図りました。
- (3) 本部会議を2回開催し、「みえ次世代育成応援ネットワーク」の活動や関連事業の総合的な推進 について情報と意識の共有化を図りました。

- (1) 地域の団体や県内の企業による次世代育成支援の取組をさらに進めるため、「みえ次世代育成応 援ネットワーク」の活動をいっそう促進するとともに、各種の調査研究等も踏まえ、企業が次世代 育成支援に取り組むための環境整備を進めます。同ネットワークの活動や県内の次世代育成支援の 取組に関する情報の収集と発信、広報啓発を引き続いて実施する予定です。
- (2)子育てを社会全体でささえていく機運の醸成に向けて、地域の企業や店舗による子育て家庭への 割引サービスの実施について検討しています。
- (3) 県次世代育成支援行動計画の目標値について、市町の合併後の状況や平成 18 年度までの実績を 踏まえて見直しを行います。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(草の実リハビリテーションセンターのあり方検討)

(6) 草の実リハビリテーションセンターの平成 17 年度の外来患者数は、前年度に比べ 2,615 人減少している。

障害者自立支援法の施行等医療・福祉を取り巻く環境の変化を踏まえ、運営の効率 化に努めるとともに、県立施設としての機能、役割を明確にし、適正な規模、県費負担のあり方 等今後の方向性について検討されたい。

(福祉・子育て分野、草の実リハビリテーションセンター)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ① 平成 18 年度においても引き続き、センター各部署において各業務に関する具体的な数値目標の見直し、設定を行い目標達成度の管理を行っています。経費節減についても引き続き収入、支出の両面から検討を行っています。例えば、平成 10 年度に、現在の施設をわかり易い名称に変更し、入所定員を 110 床から 60 床にするとともに、順次、事務職員、保清員、保育士、看護師、理学療法士等の減員が行われました。業務についても、平成 13 年度に洗濯業務を、平成 14 年度にはボイラー業務の外部委託を行うとともに、営繕業務についても小児心療センターあすなろ学園及び知的障害者福祉センターはばたきとの兼務を行いました。また、平成 15 年度にはあすなろ学園の放射線業務を受託し、平成 16 年度においては調理員 1 名の減員が行われました。
- ② 保育士、看護師については、県立病院やあすなろ学園等との人事交流を行っています。
- ③ 重症心身障害児(者)の地域生活を積極的に支援する通園事業や重症心身障害児(者)を含む障害児(者)の短期入所事業を積極的に実施しています。
- ④ 平成17年度から医療面において、手術療法を中心に診断及び治療などについて、国立病院機構 三重病院との連携を強化し、効率的な運営を図っています。また、虐待を受けた肢体不自由児も受 け入れています。
- ⑤ 外来患者の減少については、県内各地の療育を連携しながら、就学前の障害児の対応を強化しています。なお、外来診療は、原則的に完全予約制とし、患者様の待ち時間の短縮を図っています。
- ⑥ 三重大学整形外科・小児科など関連病院を連携し、小児整形外科、小児リハビリテーションの専門病院として機能しています。
- ⑦ 平成18年7月より適時給食を実施するために、給食勤務者及び看護勤務者の勤務時間の一部変 更を行い、入所児童の夕食時間を生活に適合した時間に実施し、入所生活の質の向上を図りました。
- ⑧ 平成18年10月の障害者自立支援法の改正により契約入所制度を円滑に導入するため、所内にプロジェクトを立ち上げ、センター内でのシステム構築を行ないました。
- ⑨療育計画の作成を行い、その作業を通じて入所児童の療育に関わる課題の把握に努めています。

#### 2 取組の成果

主な数値目標と成果(3月末)

病床占有率( $70\% \rightarrow 68\%$ )外来受診者数(13,000 人以上 $\rightarrow 12,766$  人)、重症心身障害児(者)通園事業(-日 4.6 人 $\rightarrow 4.4$  人)短期入所事業(延べ 300 人 $\rightarrow 143$  人※平成 18 年 10 月から自立支援法改正により日中利用制度を廃止したため)総勤務時間数(1,819 時間 $\rightarrow 1,838$  時間)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- 1 半年に一回、入所児童の療育計画の見直しを行い、児童や家族が期待する療育効果のいっそうの向上を図ります。
- 2 経費節減についても、引き続き検討するとともに、関係機関との連携や人事交流を行い、業務の改善、効率化を図ります。特に、重症心身障害児(者)通園事業や短期入所事業を積極的に実施するとともに、ホームページの活用やパンフレットの作成、頒布等により、センター利用者や関係機関等への周知を図り、目標達成に向けて努力していきます。

なお、草の実リハビリテーションセンターについては、県下唯一の小児整形外科、小児リハビリテーション専門病院であり、また、肢体不自由児施設職員の人材育成の役割なども担っています。その機能が十分発揮できるよう、効果的、効率的な施設運営を行います。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見 (医師の確保)

(7) 県内の医師数は、人口 10 万人当たりで全国平均を下回っており、地域医療等を担う医師を確 保するため、医師修学資金等貸与制度、ドクタープール制度などに取り組んでいるが、特に小児 科医、産婦人科医については集約化が進められるなど、医師確保は県民が医療サービスの提供を 受けるうえで大きな課題となっている。

平成17年度末に「医師の確保に向けた提言」が出されたが、提言に掲げられた各分野での取組 状況を検証するとともに、県、市町、大学、医療機関等が連携を緊密にし、医師確保対策の一層 の充実を図り、県民が安心して暮らせるよう良質な医療サービスの提供体制を確保されたい。

(保健・医療分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 県医療審議会地域医療対策部会を2回開催し、提言に掲げられた各分野での取組状況の検証を 行い、今後とも関係機関等と連携を強化し、取り組んでいくことを確認しました。
- (2) 地域医療対策部会に、産婦人科医療検討分科会を設け、検討を行いました。
- (3)三重県医師修学資金等貸与制度やドクタープール制度については、県外の大学医学部等を訪問し 周知するとともに、民間の医師紹介業者等も活用しながら、へき地勤務医師の確保に努めました。
- (4) インターネットを活用して医師の就業斡旋を行う「みえ医師バンク」を創設し、平成 18 年 11 月から運用を開始しました。
- (5) 三重大学に寄附講座を設け、地域医療の実践的な研究を行うこととしています。
- (6)産婦人科と小児科に関しては、シンポジウムやセミナーを開催し、医療をとりまく現状等につい て県民への啓発に努めました。

### 2 取組の成果

- (1) 県医療審議会地域医療対策部会産婦人科医療検討分科会での検討結果として、平成 18 年 10 月 に産科医療提供体制に関する基本的な考え方と今後の方策についてとりまとめています。
- (2) 医師修学資金については、医学生10名(うち、継続5名)とへき地等で勤務する医師2名に貸 与を行いました。
- (3) ドクタープールについては、平成18年4月から1名を確保し、紀南病院へ派遣を行っています。
- (4)「みえ医師バンク」でも平成19年3月現在8名の医師の登録があり、常勤医師1名が医療機関 に就業しています。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

医師確保対策については、県医療審議会地域医療対策部会を中心に関係機関で連携した取組を進め ます。

また、関係機関と連携を図り、医師の配置調整を補完する機能について検討するとともに、育休等 で退職した女性医師の復帰支援、各地域での医療機関の機能分化の推進、県民への啓発など効果的な 施策を展開します。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 (看護職員の確保)

平成 18年3月に策定した三重県看護職員需給見通し(平成 18年~22年)によると、18年末で 848 人、22 年末では 157 人が不足する見込みとなっている。

不足状況が改善される見込みとなっているが、診療報酬改定による看護職員配置基準の見直し などにより看護職員の需給動向も今後変化することが見込まれる状況にある。

今後もこれらの動向を踏まえ、養成機関、医療機関、関係団体と連携を図り、新卒者の県内定 着の促進、離職防止対策、再就業への支援など看護職員の確保対策の一層の充実を図られたい。

(保健・医療分野、看護大学)

## 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 看護職員確保対策を重点的に取り組むため、新規に「看護職員・離職防止充実事業」として、 ①国庫補助の対象外である設置初年度の運営費を助成する「病院内保育充実支援事業」、②県内 看護系大学生を対象とした「看護大学生修学資金貸付事業」、③スクールカンセラーを派遣し早 期離職やドロップアウト防止を図る「看護学生卒業生支援事業」、④新卒看護職員を対象とした 交流会の開催及びモデル病院へのアドバイザー派遣により離職防止を図る「離職防止対策モデル 事業」により、総合的に看護職員の確保対策を実施しました。
- 今後の看護職員確保対策を検討するため、看護職員業務従事者届けにより県内で従事する看護 職員の状況を把握しました。
- 看護大学では、例年より1ヶ月早めて卒業予定者が就職活動を開始する前の5月に、大学内 において就職説明会を開催し、卒業予定者に対して県内病院の概要を周知しました。
- 看護大学のホームページに、県内病院の見学会に関する案内を掲載しました。

#### 2 取組の成果

- (1)2病院に病院内保育所が新設されました。
- (2) 看護大学生修学資金貸付事業では、17名の新規利用者がありました。
- (3) 看護学生卒業生支援事業では、4校の看護師養成所にスクールカンセラーを派遣しました。
- (4) 離職防止対策モデル事業では、4病院をモデル病院に指定し、アドバイザーを派遣しました。
- (5) 看護職員業務従事者届を現在集計し分析しています。
- (6)看護大学の就職説明会には、県内の31施設から学生102名の参加がありました。

- (1) 看護教員養成講習会を開催し、看護基礎教育の充実を図ります。
- (2) 医師不足が深刻な状況にある産科・小児科の実習施設を確保するため、実習生を受け入れる病 院等への支援を充実します。
- (3) 看護職員の確保については、事業の成果を検証するとともに看護職員業務従事者届の分析結果 を活用し充実を図ります。
- (4) 県立看護大学は、学生に対し県内医療機関に関する情報提供を充実することによって、引き続 き県内就職率の向上に努めます。
- (5) 看護職員への研修・教育の充実を図り、離職防止や再就業を支援します。

## 監査の結果

## 1 事務事業の執行に関する意見

(県立病院のあり方と一般会計からの繰出金)

県立病院については、三重県病院事業庁(県立病院)のあり方検討委員会を平成 18 年度に設 置し、県立病院の位置づけ、期待される機能等の見直しを行っている。

県を取り巻く環境の変化や地域における医療ニーズを的確に把握し、今後の県の医療政策を推 進するうえで、県立病院の担うべき役割と中長期的な方向性を明確にされたい。

なお、一般会計から県病院事業会計への繰出金が、17年度で約39億7,000万円となっている ので、繰出金の目的、成果について県民に広く理解が深められるよう努められたい。

(保健・医療分野)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

県立病院のあり方につきましては、総務部、健康福祉部、病院事業庁で「病院事業庁(県立病院) のあり方検討委員会」を設置し、政策医療のなかでの病院事業のあり方、各県立病院の役割などにつ いて検討を行っております。検討委員会は、約2カ月に一度のペースで開催しており、8月には県立 病院のあり方について有識者による検討会を設置している静岡県、県立病院の統合や町への移譲を進 めている福島県を視察するなど、他県の事例も参考にしながら検討をいたしました。

また、一般会計からの繰出金につきましては、地方公営企業法に基づき、政策医療や医師・看護師 の人材育成費など、経営努力をもってしても不採算な経費などについて、健康福祉部としては医療政 策を推進する視点から、行政経費の負担について、意見を反映しているところです。

## 2 取組の成果

4つの県立病院ごとにその果たすべき役割等については、検討会においての議論及び視察結果を総 合的に勘案し、19年第1回定例会において中間報告を行いました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

県内医療関係者や有識者の意見等を踏まえ、県の判断基準や「新しい時代の公」の考え方に基づいて さらに慎重に検討を行い、19年度内を目途に県としての考え方を報告いたしたいと考えております。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 (介護サービス基盤整備の促進)

(10) 介護サービス基盤整備については、平成18年3月に「第4次三重県高齢者保健福祉計画・第 3期三重県介護保険事業支援計画」を策定し、進められている。県内の特別養護老人ホームの入 所申込者は年々増加を続けているので、状況を分析し地域の実情を把握して、高齢者が安心し てそれぞれの状況に応じたサービスを受けることができるよう、計画的な施設整備等介護サー ビス基盤整備の促進に努められたい。

(長寿・障害分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- (1) 特別養護老人ホーム等の広域型施設について、次のとおり整備を促進しました。 特別養護老人ホーム等 10 施設 496 床、ショートステイ用居室 88 床
- (2) 平成 19 年度に整備する特別養護老人ホーム等の広域型施設の整備方針を 6 月 23 日に公表し、 事前審査会及び選定会議を開催し整備施設の選定を行いました。

特別養護老人ホーム等 7施設 440床(養護老人ホーム改築 1施設 120床を含む) ショートステイ用居室 50床

(3) 地域密着型サービス等の基盤整備が円滑に行うことができるよう、各市町へ出向き情報提供及び 意見交換会を実施しました。

9県庁舎で各2回実施(平成18年6月と平成19年1月に実施)

- ショートステイ用居室の稼働率を向上させ、当該サービスの需要に資するため、インターネット で検索が可能なショートステイ空床検索システムを構築しました。(平成19年5月稼動)
- 2 取組の成果

特別養護老人ホーム等の整備により、早期に入所が必要な方の入所が図られました。また、個室 ユニットケア型での整備により、入所者一人ひとりの尊厳の保持を基本理念としたケアの推進が図 られました。

さらに、安心して在宅生活ができるように、ショートステイ用居室の整備を図りました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

1 特別養護老人ホームをはじめとする基盤整備については重点的に進めてきました。 しかし、入所申込者が依然として増加傾向にあることから、今後は特に、市町が地域密着型サービ ス等の基盤整備を円滑に進められるように、県は整備にかかる手続き等の情報提供及び助言を行うな どの支援を行っていきます。

また、県は広域型施設について第3期介護保険事業支援計画に基づき整備を促進します。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 (障害者の自立支援)

(11) 平成 18 年 4 月から障害者自立支援法の一部が施行され、さらに 10 月から新サービス体系へ の移行等、同法が全面的に施行され、利用者の原則 1 割負担や施設・事業体系の見直し等が行 われた。

同法施行による課題を十分把握のうえ、障害者が地域で安心して暮らすことができるよう支 援されたい。

(長寿・障害分野)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 新法によって市町の事業とされた日常生活用具給付事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活 動支援センター事業等の実施方法等について全市町と協議し、混乱が生じないよう調整をはかりま した。
  - また新サービス体系へ移行が困難なデイサービス事業等の利用者が困らないよう、平成 18 年 10 月から、入浴等の福祉サービスの場を確保するための日中活動支援事業を開始しました。
  - 従来から推進してきた施設からケアホーム、グループホームへの地域移行が、1割負担によって 困難が生じないよう家賃補助を始めました。
  - 一般就労が少し困難な方を対象に授産施設や作業所ではない「働き方」を模索するため障害者版 シルバー人材センターとして「障害者人材センター(ゴールド人材センターみえ)」を 12 月から 開始しました。
- 2 取組の成果

一部には利用料負担が原因で退所したりサービスの利用を控えたりする方も出ましたが、今まで サービスを利用していた方々はほぼ従前通り利用できるようになっています。

障害者人材センターは、開始して3ヶ月で、登録障害者数が51名となり、目標(20人)を上回 っています。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

① 通所・リハビリテーション支援事業

利用料負担が原因で、作業や、リハビリテーションの利用を控える方がないよう、経費の一部を 助成します。これにより非課税の方々の利用料は実質無料になります。

② 居住支援事業

障害者が施設や病院ではなく地域で生活できるようにするため、居住の場としてケアホーム、グ ループホームを緊急的に整備します。

③ 相談支援事業

各圏域ごとに相談支援の拠点を設け、就業支援、療育支援、退院促進を図るとともに、自閉症発 達障害支援センター、高次脳機能障害者相談支援、重症心身障害児(者)相談支援等の専門的広域 的な支援を充実します。

④ 就労支援事業

障害者の就労を支援するため、障害者人材センター、就労サポート事業、県庁舎での職場実習に 引き続き取り組むとともに、作業所等職員の意識改革を促します。また、障害者の一般就労に向け、 新体系への移行支援などにより、工賃アップを図ります。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務(追給・戻入を要するもの)

特殊勤務手当の支出誤りがあったので、すみやかに措置するとともに、今後、適切な事務処 理に努められたい。

- ・四日市保健福祉事務所:保健福祉業務手当(日額)の過払い 1,300円
- ・草の実リハビリテーションセンター:「保育士及び児童指導業務に従事する者」への保 健福祉業務手当の過少支給(月額21,450円のところ18,600円を支給)

# 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

### 【四日市保健福祉事務所】

すみやかに歳入の調定決議を行い、該当者より期限内に納付された。特殊勤務実績簿への記載・決裁 や手当の入力に関しては、従事者・所属長・総務担当者に対して適切な事務処理に努めるよう注意を喚 起しました。

# 【草の実リハビリテーションセンター】

平成 18 年 6 月の給与支給日に、平成 16 年 4 月分~平成 18 年 5 月分までの 26 ヶ月分に遡って、1 ヶ月あたり 2,850 円の差額を該当職員に該当月数分支給しました。また、平成 18 年 6 月分からは適正 な保健福祉業務手当を支給しています。

# 2 取組の成果

### 【四日市保健福祉事務所】

支出誤りによる追給・戻入は発生していませんでした。

## 【草の実リハビリテーションセンター】

適正な処理を行いました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

# 【四日市保健福祉事務所】

今後も引き続き適切な事務処理に努めていきます。

#### 【草の実リハビリテーションセンター】

今後も引き続き適正な処理に努めます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
  - イ 金品亡失

公用車の損傷が発生しているので、管理については万全を期すとともに、再発防止に努め る必要がある。

- (1) 新生児ドクターカーすくすく号 (三重県小児保健協会に無償貸付) の側面損傷 (修 理代 8,139,600 円 原因者たる事故の相手方負担) (福祉・子育て分野)
- (2) 駐車中の公用車のタイヤの損傷(修理代 3,360円) (桑名保健福祉事務所)

(3) 公用車後部ガラスの車庫内での損傷(修理代 104,496円)(熊野保健福祉事務所)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- (1)貸与先に過失はなかったが、交通事故防止に努めるため、貸与先に対し、細心の注意を払って公 用車の運営・管理を行うよう促しています。また、事故や故障時の対処方法について関係機関と 協議しています。
- (2) 公用車の管理及び取扱いについては、細心の注意を払うよう職員に指導しています。
- (3)事故原因である車庫内の棚を撤去するとともに、所長から全職員へ県有財産の適切な管理につ いて注意喚起を促しました。
- 2 取組の成果
- (1)公用車損傷発生後の新たな金品損傷は発生していません。
- (2) 指導により、再発していません。
- (3) 新たな金品損傷は、以後発生していません。

- (1) 引き続き、貸与先に対し、公用車の運営・管理について十分注意し取扱うよう促し、連携をとっ ていきます
- (2)公用車を含めた公有財産の管理・使用については、十分注意し取り扱うよう職員に徹底します。
- (3) 公有財産の適切な管理について、日頃から全職員に注意喚起を行います。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
  - ウ 財産の管理

三重北勢健康増進センターの用地について、普通財産として管理しているものが、行政財 産として台帳に記載されているので、台帳の記載を訂正されたい。

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

誤って行政財産として記載されている台帳を、普通財産とするよう管財室あて訂正を依頼しました。

2 取組の成果

台帳の記載が普通財産として訂正されました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後、同様の事例が起こらないよう、適正な処理に努めます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 1 業務委託の実施状況(情報システム関係)
  - 食品衛生事務処理システム変更業務委託において、検収調書の押印漏れ、予定価格調書省 略の際の支出負担行為書への予定価格記載なし(健康・安全分野)
  - 児童相談所児童記録システム機能修正・強化業務委託及び同システム保守管理業務委託に ついて、予定価格算定根拠不明確、見積に詳細な記載必要、契約書に個人情報の適正管理に 関する条項の記載なし (児童相談センター)

### 講じた措置

# <u>平成 18 年度</u>

- 実施した取組内容
  - (1) 検収調書に押印し、支出負担行為書に予定価格を記載しました。 (健康・安全分野)
  - (2) ① 詳細な金額内訳を明示した見積書を徴求するとともに、仕様書並びに取引実例等を考慮し 予定価格の再算定を行い、適正な金額であることを確認しました。
    - ② 契約の相手方と個人情報の取り扱いについて再確認を行い、適正に取り扱うことを約する とともに、相手方職員に対し教育等による適正管理の継続実施について依頼し合意を得まし た。

(児童相談センター)

### 2 取組の成果

- (1) 適正な会計事務処理が行えました。(健康・安全分野)
- (2) 監査受審後の平成 18 年度における情報システム関係予算の契約については、次により取り扱 いました。
  - ① 児童相談センター入札等審査委員会を開催し、契約方法並びに相手方の選定等について審査 を行いました。
  - ② 積算根拠が把握できる参考見積書を徴求し、適正な予定価格の算定を行いました。
  - ③ 契約書に個人情報の適正管理に係る条項を設けるとともに、別途取扱事項を定めました。 (児童相談センター)

- (1) 職員へ適正な事務処理についての勉強の機会を設けていきます。 (健康・安全分野)
- (2) ① 平成 19 年度当初予算案作成に際しては、三重県情報システム審査会の審査を受けており、 今後ともシステム開発等の予算要求については同審査会の審査を受けて行うこととします。
  - ② 契約の相手方の選定等については、児童相談センター入札等審査委員会において審査のう (児童相談センター) え契約することとします。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 2 業務委託の実施状況 (プロポーザル (企画提案コンペ) 方式)
- (1) 知的財産活用ベンチャー・中小企業等活性化事業において、予定価格調書省略の際の支出負 担行為書への予定価格記載なし (健康・安全分野)
- みえビジネスクリニック 2005 業務委託において、予定価格調書省略の際の支出負担行為書 への予定価格記載なし、契約書に個人情報の適正管理に関する条項の記載なし

(健康・安全分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)予定価格調書省略の際の支出負担行為書に予定価格を記載するよう徹底しました。
- (2) 契約書に個人情報の適正管理に関する条項を記載するよう徹底しました。
- 2 取組の成果
- (1) 支出負担行為書に適正な記載をすることができました。
- (2) 契約書についても個人情報の適正管理に関する条項を記載することができました。

- (1) 今後も支出負担行為書に適正な記載をするよう徹底します。
- (2) 契約書についても個人情報の適正管理に関する条項を記載するよう徹底します。

### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 業務委託の実施状況 (特命随意契約等)
  - 社会福祉会館維持管理委託において、完成認定書の作成なし (経営企画分野)
  - 災害医療指導・普及啓発事業委託において、契約書に個人情報の適正管理に関する条項の記 載なし (経営企画分野)
  - (3) OJT 研修委託において、予定価格調書省略の際の支出負担行為書への予定価格記載なし
  - (経営企画分野) 小動物回収処分及び野犬等捕獲抑留業務等委託において、検収調書なし(委員への成果報告
  - 会に替えていた) (健康・安全分野) みえこどもの城管理運営委託契約において、契約書に個人情報の適正管理に関する 条項の 記載なし
- (福祉・子育て分野) (6)福祉人材センター運営事業委託において、契約書に個人情報の保護に関する事項の不備及び 完成認定書作成なし (福祉・子育て分野)
- 食育推進ボランティア事業の業務委託において、契約書に個人情報の適正管理に関する条項 (7)の記載なし (桑名、四日市、伊賀保健福祉事務所)
- 食育モデル園委託事業業務委託において、契約書の収入印紙が消印漏れ(桑名保健福祉事務 (8) 所)
- 児童虐待防止・子育てキーパーソンフォローアップ事業において、契約書に個人情報の適正 管理に関する条項の記載なし (四日市保健福祉事務所)
- (10)食品衛生検査業務に係る計量・測量機器の定期点検(GLP 点検)において、予定価格の記載 (津保健福祉事務所) なし
- 自家用電気工作物の保守点検業務について、特命随意契約理由が未記載、予定価格を設定す (11)るための参考見積とは別の見積書の徴収必要 (国児学園)
- エレベーター保守点検と医療事務機器保守業務委託において、予定価格の設定なし (草の実リハビリテーションセンター)
- 医事業務及び宿日直業務委託について、特命随意契約の理由不明確、医事業務従事者の残業 (あすなろ学園) 代の履行確認なし
- 医事コンピュータ処理業務委託において、特命随意契約の理由不明確 (14)(あすなろ学園)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - 三重県会計規則第87条に基づき、事業の履行を確認するとともに、完成認定書を作成、交 (経営企画分野) 付しました。
  - (2)平成 18 年度の委託契約から、契約書に個人情報取扱の適正管理に関する条項を記載しまし た。 (経営企画分野)
  - (3) 監査指摘後、直ちに支出負担行為書に予定価格を記載しました。 (経営企画分野)
  - (4) 監査指摘後、完成認定書を2部作成し、1部を相手方に交付しました。 (健康・安全分野)
  - みえこどもの城の管理運営については、平成 18 年度から指定管理者制度を導入し、指定管理 者との基本協定書のなかで個人情報の適正管理に関する条項を記載しました。

(福祉・子育て分野)

(6) 契約書の実施要領で「センター運営事業に従事する職員は、業務上知り得た法人、施設及び個 人に関する秘密を厳守しなければならない」と規定してありましたが、平成 18 年 8 月 23 日付 けで変更契約を締結し、三重県個人情報取扱事務委託基準に基づき、個人情報の保護に関する事 項を契約書の条文として追加しました。

また、地方自治法施行令 167 条の 15、三重県会計規則 87 条に基づき、18 年度事業の契約の 履行を確認するとともに、完成認定書を作成、交付しました。 (福祉・子育て分野) (7) 契約書の中に個人情報取扱いの適正管理に関する条項を設けました。(桑名保健福祉事務所) 平成 18 年度の委託契約から、契約書に個人情報取扱の適正管理に関する条項を記載しました。 (四日市保健福祉事務所)

平成 18 年度の委託契約では契約書に個人情報取扱特記事項を記載しました。

(伊賀保健福祉事務所)

(8) 委託契約書の収入印紙に消印しました。

(桑名保健福祉事務所)

(9) 本事業の目的が達成されたため、平成18年度から事業が廃止されました。

(四日市保健福事務所)

(10) 監査指摘後、直ちに支出負担行為書に室長が作成した予定価格を記載しました。

(津保健福祉事務所)

(11) 18年度については参考見積以外に会計規則等に基づき見積書を徴し、見積合わせにより契約としました。なお、随意契約理由を契約伺いの起案文書に記載するようにしました。

(国児学園)

- (12) 監査受審後の契約において、取引の実例等を考慮して予定価格を設定し、漏れなく記載するよう、所属内で複数名によるチェックを行いました。(草の実リハビリテーションセンター)
- (13) 医事業務従事者の残業の履行確認は、平成18年4月から実施しています。 特命随意契約は、19年度に契約形態を見直すこととしました。

(あすなろ学園)

(14) 現行ソフト以外のソフト運用は、機器導入も含め今以上の費用が必要となることから、業者を変更することは困難であるため特命随意契約とならざるを得ない状況です。(あすなろ学園)

### 2 取組の成果

- (1) 契約の履行を確認した完成報告書を作成し、適正な事務処理を行いました。(経営企画分野)
- (2) 事業を実施するにあたり、個人情報を適切に取扱うことの認識をより高めることができました。

(経営企画分野)

- (3) 三重県会計規則・会計規則運用方針に基づき、適正な事務処理を行うことができました。 (経営企画分野)
- (4) 契約事業の履行を確認した完成認定書を作成し、適正に会計事務処理を行いました。 (健康・安全分野)
- (5) 平成 18 年 3 月に指定管理者と契約した基本協定書の中で、個人情報の適正管理に関する条項を記載しており、問題は解消されています。 (福祉・子育て分野)
- (6) 契約書の実施要領で適切に実施してきたところですが、個人情報の保護に関する事項を契約 書の条文として追加することにより、個人情報を適切に取扱うことの認識をより高めることができました。

また、契約の履行を確認した完成認定書を作成し、適正な事務処理を行うことができました。 (福祉・子育て分野)

(7) 事業を実施するにあたり、個人情報を適切に取扱うことの認識をより高めることができました。

(桑名保健福祉事務所)(四日市保健福祉事務所)

特記事項を追加することで個人情報の適正管理が可能になりました。(伊賀保健福祉事務所)

(8) 委託契約書の収入印紙の消印漏れがなくなりました。

(桑名保健福祉事務所)

- (9) 当該事業は平成 17 年度限りで廃止しましたが、今後類似の事業があれば、個人情報の適正 管理が図られるよう契約書に記載します。 (四日市保健福祉事務所)
- (10) 三重県会計規則等に基づき、適正な事務処理を行うことができました。(津保健福祉事務所)
- (11) 特命随意契約によらず見積合わせを行うことにより競争性が高められました。(国児学園)
- (12) 監査受審後の契約において、取引の実例等や予算等に応じて適正な予定価格の設定ができました。 (草の実リハビリテーションセンター)
- (13) 適切な執行となりました。

(あすなろ学園)

(14) 今後の同種の契約については、競争入札の実施等により競争性や透明性の確保を図る必要性がある事を再確認しました。

(あすなろ学園)

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 平成 19 年度以降は一般競争入札により同事業の委託先を決定することとしているが、遺漏 のないよう適切に事務処理を進めていきます。 (経営企画分
- (2) 委託契約書に個人情報の保護及び適正管理に関する条項を入れ、個人情報の適正管理を行い
- (3) 職員のコンプライアンスの意識を高めるとともに、機会あるごとに契約事務など会計処理の 適正化に関する研修を受講させるなどして適正な会計処理を行っていきます。(経営企画分野)
- (4) 事務事業について、三重県会計規則に則り、適正に会計事務処理を行います。

(健康・安全分野)

- (5) 指定管理者との基本協定は、平成23年3月31日までの契約です。 (福祉・子育て分野)
- (6) 事務事業の執行について、遺漏のないよう適切に事務処理を進めていきます。

(福祉・子育て分野)

(7) 平成 19 年度は同事業の実施はありませんが、同様の委託契約があった場合には個人情報の 保護並びに適正管理に関する条項の記載を行います。

(桑名保健福祉事務所)(四日市保健福祉事務所)(伊賀保健福祉事務所)

- (8) 県で保管する委託契約書について収入印紙の消印を確認します。 (桑名保健福祉事務所)
- (9) 当該事業は廃止されました。

(四日市保健福祉事務所)

- (10) 会計規則等の研修等により職員の資質を高め、三重県会計規則等の遵守や適正な事務処理を 行っていきます。 (津保健福祉事務所)
- (11) 会計規則に基づく見積合わせを行い競争性を高めていきます。

(国児学園)

- (12) 適正な予定価格の設定を行うため、会計規則を遵守し適正な事務処理を行うよう努めます。 (草の実リハビリテーションセンター)
- (13) 19年度から一般競争入札を行うこととしました。 3月分の診療報酬請求は、5月に収入することになるため、その間の業者責任を問うため、4月・ 5月分は特命随意契約となります。 (あすなろ学園)
- (14) 診療報酬請求が平成22年度からオンライン請求に限定されるため、新にソフト開発、構築、 等の設計を行う必要が生じました。委託については、一般競争入札を行う予定で検討していま す。

(あすなろ学園)

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 4 業務委託の実施状況 (その他)
- (1) 北勢児童相談所浄化槽維持管理業務委託において、予定価格の記載なし(児童相談センター)
- (2) 国児学園警備委託見積合わせについて、予定価格積算不明確

(国児学園)

(3) 電話設備保守点検委託見積合わせにおいて、予定価格が 10 万円以上であるが、見積が 1 社の み、予定価格を設定するための参考見積を見積書としており、別途見積書なし

(国児学園)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - (1) 予定価格を記載し、記載漏れの無いように留意しました。

(児童相談センター)

(2) 参考見積及び仕様を考慮し、予定価格を設定しました。

(国児学園)

- (3) 会計規則並びに事業者選要領に基づき、見積書を徴取し適切な事務処理をしました。(国児学園)
- 2 取組の成果
  - (1) 会計規則に基づく事務処理ができました。

(児童相談センター)

(2) 予定価格積算基礎が明確になりました。

(国児学園)

(3) 会計規則等に基づき適切な事務処理ができました。

(国児学園)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 引き続き予定価格を適正に記載し、会計規則に則り事務を行います。 (児童相談センター)
- (2) 詳細な参考見積を徴取するとともに、仕様書により予定価格積算基礎を明確にします。

(国児学園)

(3) 会計規則等に則り事務を行います。

(国児学園)

外 (135)

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、その改善に努められたい。

- 5 県単補助金の実施状況
- (1) 医療施設・避難所耐震化整備促進事業について、交付申請と実績報告が同時に提出される事務 処理を改善する必要あり (経営企画分野)
- (2) 福祉医療事業協力交付金について、実績報告書に支出内訳の記載なし(福祉・子育て分野)
- (3) 民間福祉団体等協働事業補助金について、実績報告書の不備あり、交付要領で補助率が確認できず (桑名保健福祉事務所)
- (4) 民生委員組織活動費補助金について、交付申請、実績報告遅延、実績報告書には、事業経費の具体 的な使途明細の記載なし (四日市保健福祉事務所)
- (5) 心身障害者小規模作業所事業費補助金 (障害者在宅介護等事業) について、交付申請、実績報告書の提出、額の確定とも期限内に未完了 (四日市保健福祉事務所)
- (6) 民生委員組織活動費補助金について、実績報告遅延

(津保健福祉事務所)

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1)事務処理を改善するため、医療施設・避難所耐震化整備促進事業補助金交付要領の見直しについて検討しました。
- (2)福祉医療事業協力交付金について、交付対象団体である医師会等に対し、実績報告書の支出内訳の記載方法を指導しました。
- (3)該当団体(1か所)に対して、実績報告書に添付漏れの書類(決算書)を提出させました。 また、補助率については、交付要領を定めている担当室へ問い合わせました。
- (4) 実績報告の遅延及び実績報告における事業経費の具体的な使途の記載については、代表的な地区 民生委員協議会から平成19年1月に支出状況等の聞き取り調査を実施したのち、交付要領どおり 4月末日までに報告するよう文書にて通知しました。また、同文書で実績報告書の記載例を示し、 事業経費の使途明細について具体的に報告するよう促しました。
- (5)障害者小規模作業所事業費補助金については、市町を通じての間接補助金であることから、提出 書類の期限内提出を四日市市に文書で依頼しました。(平成19年1月31日に四日市市保健福祉部 障害福祉課へ文書を送付)
- (6) 平成 18 年度民生委員組織活動費補助金に関し、平成 18 年 12 月 12 日付け文書で各申請者あて 実績報告書の提出期限の厳守を依頼しました。
- 2 取組の成果
- (1)検討した結果、交付申請と実績報告は分けて提出されるように交付要領を改正しますが、現行の 交付要領については各補助対象事業者へ周知済であり、既に補助事業に着手している事業者もある ため、18年度内の改正は困難です。

よって、18年度内に交付要領の改正案(平成19年度から施行)を作成しました。

- (2) 実績報告書の記載内容が改善され、福祉医療事業協力交付金の使途を明確に確認することができるよう指導できました。
- (3) 実績報告書の内容を確認し、額の確定を行いました。
- (4)実績報告書等の適切な記載や提出時期について申請者へ指導することができました。なお、<u>平成</u> 18年度分実績報告書の提出期限は平成19年4月末日となります。
- (5) 四日市市から、提出書類の期限内提出について、作業所等へ指導する旨の協力を得られました。
- (6) 実績報告書の適切な記載について、申請者へ指導することができました。なお、平成 18 年度分 実績報告書の提出期限は平成 19 年 4 月末日となります。

- (1) 改正後の交付要領に基づいて、適切な事務処理を行います。
- (2) 引き続き福祉医療事業協力交付金交付要領の趣旨を踏まえ、適正な事業の推進と成果の向上を交 付対象団体に指導していきます。
- (3) 適正な書類が提出されるように通知文書等で指導を行います。 (桑名保険福祉事務所) 交付要領で補助率が確認できないとの指摘については、交付要領第4は「補助金の額は、別に定 める額とする。」と規定していることから、各保健福祉事務所長あて補助額の算定に関する通知文 書の中に「交付要領第4に基づき補助額を決定する」旨を記載し、明確にすることとします。

- (4) 交付申請については、予算令達があり次第、文書により各地区民生委員協議会に対して、早期の 申請を促します。実績報告書についても期限内の提出と事業経費の具体的な使途の記載について引 き続き指導して行きます。
- (5) 今後も監査実施時に、提出書類の期限内提出について四日市市等へ指導していきます。
- (6)実積報告書の提出が遅延する申請者へは、文書や電話により期限内の提出について引き続き指導 していきます。

## 監査の結果

- 財務等に関する意見
- その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 6 物品購入等
- (1) 社会福祉施設名簿の印刷について、予定価格の記載なし

(経営企画分野)

- (2) 600 万円超の備品の物品検収調書に検収実施記載なし、備品購入の際に予定価格調書の作成を 省略した支出負担行為書の予定価格を鉛筆書きで記載 (健康・安全分野)
- (3) 予定価格が10万円を超えるハンセン病検証書籍の増刷について、見積書徴取が初版印刷業者1 社のみ (保健・医療分野)
- (4) 購入価格 63,000 円の備品購入について、予定価格の設定なし

(草の実リハビリテーションセンター)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 年に1回の事務でもあるため、担当者及び副室長、室長の3者により予定価格の記載漏れが ないよう確認する体制としました。 (経営企画分野)
  - (2) 備品の検収を実施しましたが、物品検収調書の検収者職氏名欄に記載漏れがありましたので 記載しました。また、支出負担行為書の予定価格はボールペンで書くよう徹底しました。

(健康・安全分野)

(3) 会計規則を遵守し、適切な会計事務処理を行うよう職員に周知徹底しました。

(保健・医療分野)

(4) 以後の契約において、取引の実例などを考慮して、適正な予定価格の設定を行うようにしまし た。なお、予定価格の記載漏れがないように所属内で複数名によるチェックを行いました。 (草の実リハビリテーションセンター)

- 2 取組の成果
  - (1) 今後、3 者による確認体制により適切な事務処理を行います。

(経営企画分野)

(2) 会計規則に則った適正な会計事務処理ができました。

(健康・安全分野)

(3) 適切な会計事務処理ができました。

(保健・医療分野)

(4) 以後の契約において、取引の実例や予算状況等に応じて適正な予定価格を設定しました。

(草の実リハビリテーションセンター)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 会計規則を遵守するとともに、3者による確認体制により適切な事務処理を行います。

(経営企画分野)

- (2) 物品検収調書作成時に検収者職氏名の記載漏れがないよう確認します。 支出負担行為書の予定価格はボールペンで書くよう徹底し、確認します。 (健康・安全分野)
- (3) 引き続き適切な会計事務処理を行います。(保健・医療分野)
- (4) 会計規則を遵守するとともに、引き続き複数名による確認を行い適正な事務処理を行います。 (草の実リハビリテーションセンター)

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 7 食糧費
  - (1) 食糧費の支出にかかる証拠書類不備

(桑名、津保健福祉事務所)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

# 【桑名保健福祉事務所】

証拠書類として必要な書類の添付漏れがないように、職員を指導するとともに、会議参加者名簿を 補正添付しました。

## 【津保健福祉事務所】

監査での指摘後、直ちに食糧費の支出証拠書類にお茶(ペットボトル)の配付先(会議参加者名) を明示しました。

## 2 取組の成果

#### 【桑名保健福祉事務所】

三重県会計規則に基づき適正な事務処理ができました。

### 【津保健福祉事務所】

三重県会計規則に基づき適正な事務処理ができました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

### 【桑名保健福祉事務所】

三重県会計規則を中心とした研修等により職員の資質を高め、三重県関係規則の遵守や適正な事務 処理を行って行きます。

## 【津保健福祉事務所】

研修等により職員の資質を高め、三重県会計規則の遵守や自己検査などにより適正な会計事務処理 を行っていきます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- その他の監査項目 事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。
- 8 人件費
- (1) 扶養手当及び住居手当の事後確認漏れ

(草の実リハビリテーションセンター)

# 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

確認漏れのあった職員に対して事後確認のための書類提出を依頼しました。

2 取組の成果

提出された書類により確認した結果、支給要件の欠如はありませんでした。

# 平成 19 年度以降 (取組予定等)

支給対象者に確認漏れがないよう、的確に事後確認を行います。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今 後、その改善に努められたい。

- 9 未収金対策の状況
- (1) 児童扶養手当返還金について、督促状発行遅延

(福祉・子育て分野)

- (2) 母子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、滞納者の実態把握が不十分(福祉・子育て分野)
- (3) 看護師養成貸付金返還金について、督促状、催告状の発行が年1回のみ (保健・医療分野)
- (4) 身体障害者福祉センター使用料、いなば園使用料について、滞納整理台帳作成なし

(長寿・障害分野)

(5) 生活保護費返還金等の滞納整理台帳に督促状の送付記載不備

(伊賀保健福祉事務所)

(6) 児童措置費負担金等について、債権管理事務の効率化を図る必要あり

(児童相談センター)

(7) 国児学園保護費負担金について、督促状の発行遅延

(国児学園)

(8) 草の実リハビリテーションセンター使用料等の未収金について、滞納整理台帳作成なし (草の実リハビリテーションセンター)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 部の未収金徴収事務の手引きに従い、督促事務を徹底して実施しました。(福祉・子育て分野)
  - (2) 未収債権を分類化し、電話及び個別訪問等を行い、生活実態の把握に努めました。

(福祉・子育て分野)

- (3) 健康福祉部未収金徴収事務の手引きの徴収管理事務の取扱(フローチャート)により、電話に よる催告の実施、適正な督促状、催告状の発行を実施しました。 (保健・医療分野)
- (4) 平成 18 年度から「身体障害者総合福祉センター」については、利用料金制度を導入した指定 管理者制度による施設、「いなば園」は「三重県厚生事業団」直営の施設に移管したところです。 このため、17 年度まで事業団に委託していた負担金徴収業務を県が直接負うことになりました が、17年度までの未収金の引継を十分に行うことができませんでした。今回の指摘を受け、それ ぞれの施設の未収金について、内容を確認し、滞納整理台帳を作成のうえ、納付督促等未収金管 理の適正な手続きを行いました。 (長寿・障害分野)
- (5) 該当する記載不備の件については早急に督促状送付日を滯納整理台帳に記載しました。

(伊賀保健福祉事務所)

- (6) ① 平成 18 年 7 月健康福祉部所管未収金対策会議会長からの通知を受けて、8 月に児童相談セ ンターにおける「児童措置費負担金未収金整理実施計画」を作成し、各児童相談所に徹底しま した。
  - ② 平成 18 年度納入義務者別未収金整理実施計画に基づき、各児童相談所において未納者の取 り扱いを個別に検討し、重点的に取り組む者、訪問調査、文書催告及び不能欠損を検討する者 の分別を行いました。
  - ③ 9月14日に催告状を発送し、納入を促すとともに、宛先不明で返送された者について、住 所等の確認を各児童相談所で行いました。
  - ④ 不納欠損を検討する者については、回収不能理由を家庭訪問等により、明らかにしました。
  - ⑤ 督促状を定期的に発送するとともに、各児童相談所に情報提供を行い、未納の原因等を家庭 訪問を行い調査することとしました。
  - ⑥ これらの措置を滞納整理台帳に整理し、各児童相談所において管理することとしました。
  - (7) 知的障害児施設に入所している児童の保護者に、措置から契約に変更する際、未納がある者 については、担当者から督促を行いました。 (児童相談センター)
- (7) 健康福祉部未収金徴収事務の手引きの徴収管理事務の取扱(フローチャート)により督促状、 (国児学園) 催告状の発行を行い、納入を促しました。

(8) 指摘後の平成 18年5月に台帳を作成しました。 (草の実リハビリテーションセンター)

#### 2 取組の成果

(1) 滞納整理台帳を整理し、適正な情報管理ができました。

(福祉・子育て分野)

(2) 滞納者の実態把握により、滞納者への対応等について一定の改善がみられました。

(福祉・子育て分野)

- (3) 電話により催告の実施、適正な督促状、催告状の発行により、未収金について一定の改善がみ られました。 (保健・医療分野)
- (4) 未収金のうち、

身体障害者総合福祉センター分については、3 名 160,000 円の未収金のうち、2 名 96,000 円が収納されました。

いなば園分については、4 名 480,900 円の未収金のうち、3 名 236,900 円が収納されまし (長寿・障害分野)

(5) 消滅時効の中断事由が明確になりました。

(伊賀保健福祉事務所)

- (6) ① 児童措置費負担金未収金整理実施計画の現年度対策として、「新たな未収金を発生させな い」を合い言葉に、各児童相談所で取り組んだところ、収納率の向上が見られました。
  - ② 過年度分については、催告状の発送、家庭訪問等により、分納等により納付が開始されたり、 問い合わせ等があり、納付に向けて前向きになる未納者がありました。(児童相談センター)
- (7) 19年3月末日現在の収入未済額は2,239,077円(国児学園保護費負担金447,100円過年度収入 1,791,977円)でしたが、平成18年度末の収入未済額2,403,540円(国児学園保護費負担金575,100 円過年度収入 1,828,440 円) よりやや減少しました。 (国児学園)
- (8) 未収金の管理が円滑に行えるようになり、未収金回収に効果がありました。

(草の実リハビリテーションセンター)

### 平成 19 年度以降 (取組予定等)

(1) 部の未収金徴収事務の手引きに従い実施していきます。

(福祉・子育て分野)

(2)引き続き実態把握に努めます。

(福祉・子育て分野)

- (3) 電話での督促を実施するとともに「健康福祉部関係債権の徴収管理事務取扱要綱」の規定に基づ (保健・医療分野) いて、引き続き未収金発生防止に努めます。
- (4) 身体障害者総合福祉センター分 1名 64,000 円 1名 244,000円 いなば園分
  - の滞納者には引き続き納付督促を指導し、未収金の納付に努めます。 (長寿・障害分野)
- (5) 督促状・催告状当発行時には遅滞なく滞納整理台帳に記載を行います。(伊賀保健福祉事務所)
- (6) ① 18 年度引き続き、現年度対策として「新たな未収金を発生させない」ことに力点を置き、施 設入所措置時の保護者等への負担金説明の徹底、督促状発送者への家庭訪問等による調査、指 導の徹底を行います。
  - ② 滞納者の家庭の状況、収入の状況、負債の状況等を家庭訪問を行い、調査します。
  - ③ 嘱託職員からの督促、催告状の発送及び家庭訪問による履行を促し、悪質な未納者について は、地方税の滞納処分の例による処分を検討します。

(児童相談センター)

- (7) 児童相談所との連携をとりながら発生防止に努めるとともに、納期限までに納入されない者に納 入期日後 20 日以内に督促状を発送するとともに、督促状にても納付のない者には催告状を発送し 納入を促します。また、必要に応じ臨戸訪問を行い徴収に努めます。 (国児学園)
- (8) 引き続き台帳を適切に作成管理し、未収債務者への督促等を行い、未収金発生防止について鋭意 (草の実リハビリテーションセンター) 努力します。

# 監査の結果(平成18年度定期監査の結果を記載)

- 財務等に関する意見
- その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今 後、その改善に努められたい。

- 10 事務管理体制
- (1) 郵券証紙類出納簿の作成なし

(津保健福祉事務所)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

監査指摘後、直ちに郵券証紙類出納簿を作成し、郵券証紙類の数量が適正であることを確認すると ともに、定期自己検査において誤りがないか再度確認を行いました。

また、今後このようなことのないよう室長から関係職員に厳重に注意しました。

(津保健福祉事務所)

2 取組の成果

三重県会計規則に基づき、郵券証紙類の受払いを適正に行いました。 (津保健福祉事務所)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

三重県会計規則の研修等により職員の資質を高め、三重県会計規則等を遵守するとともに、定期自己 検査時に再度確認を行い、郵券証紙類出納簿の作成など適正な事務処理を行います。

(津保健福祉事務所)

部局等名 環境森林部

#### 監査の結果

### 【部局・各種委員会等共通意見】

会計処理における不正行為の再発防止

平成 17 年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著しく 失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化されたい。

## 講じた措置

# <u>平成 18</u>年度

- 実施した取組内容
- (1) 県が経費を支出し、かつ事務局を職員が担当している団体等の事務について、見直しを行いまし
- (2) 部内室長会議、室ミーティング等で注意喚起を行うとともに、コンプライアンス(法令遵守)に ついても同様に室ミーティング等により職員に対しての意識付けを働きかけました。
- 2 取組の成果
- (1) 県が経費を支出し、かつ事務局を職員が担当している団体が平成18年度は6団体が該当してい ました。内、3団体について団体の廃止・統合等も検討しながら県以外の主体が事務局の役割を担 っていけるように事業の見直しを行っていくこととしました。2件については構成員である県の持 ち回りとなっているものであり、残り1件については平成18年度で事業が終了しました。
- (2) 各職員のコンプライアンス(法令遵守)意識が向上し、県民の信頼回復に努めています。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

・ 平成 19 年度以降も、引き続き、あらゆる機会を捉え、職員のコンプライアンス(法令遵守)意識 の高揚を図っていきます。

部局等名 環境森林部

### 監査の結果

# 【部局・各種委員会等共通意見】

#### 2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 代執行費用の徴収については、行政代執行法により、国税滞納処分の例によることとなっており、 滞納者との面談、電話連絡により滞納金の納付を求めるとともに、これまでの調査で判明している 預金口座の入出金状況調査を実施しました。また、さらに調査範囲を拡大した調査を行うなど換価 可能な滞納者の財産状況把握を行っています。 (廃棄物適正処理室)
- (2) 林業改善貸付金については、定期的に面談や電話により事業の経営状況や他の借入金の残額等の 状況を聞き取るとともに、現在の返済計画への上乗せを依頼しました。 (林業経営室)
- 2 取組の成果
- (1) 平成 13 年 12 月 4 日に差押えたゴルフ場法人会員権の換価・収納(¥172, 200-)を行いました。 また、財産状況調査の結果、少額ではあるものの、長期間入出金が行われていない預金口座等が 確認できたため、預金2件、出資金1件を差し押さえました。 (廃棄物適正処理室)
- (2) 返済計画の上乗せについては、生活費や他の借入金の返済も残っているため実現しませんでした が、以前に提出された返済計画に従い、偶数月に一定額の返済がされています。(林業経営室)

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

代執行費用については、引き続き滞納者の財産状況把握、支払督促に努めます。

(廃棄物適正処理室)

・ 未収金については着実な返済を求めるとともに、可能であると判断される場合は返済額の上乗せ を依頼し、また、新たな林業改善貸付資金の貸付については、今後も延滞債権が発生しないよう、 貸付先の経営状況等の把握を的確に実施していきます。 (林業経営室)

### 監査の結果

### 【部局・各種委員会等共通意見】

3 県単公共工事の契約変更の適正化

建設工事の設計変更について、新しい「三重県建設工事設計変更要領」を平成 17 年 11 月から試行 し、平成18年4月から施行するなど、チェック機能の強化が図られているところであるが、17年度 においても、地域機関における県単公共工事の件数のうち、約70%が増額変更、約23%が減額変更 されており、依然として県単公共工事に係る契約変更の件数が多くなっている。

また、それら契約変更の中には、当初設計時により適切な調査・計上に努めるべきと思われるもの や、別途発注を検討すべきと思われるもの、変更手続きに不備のあるものなどが見られる。

入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するために、設計変更に係る適切な運用を徹底す るとともに、当初設計時の調査の精度の向上について引き続き努められたい。

# 講じた措置

## 平成 18 年度

#### 実施した取組内容

「三重県建設工事設計変更要領」が平成 18 年 4 月 1 日から施行され、変更契約、追加工事につい ては金額により指名審査会での検討や本庁事業室との協議の義務づけなど、チェック体制が強化され ています。

「当初設計時の適切な調査・計上」、「変更ではなく別途発注すべき工事」、「設計変更要領の適用誤 り」等について、可能な限りでの精度の向上及び公平な入札契約の推進並びに変更要領の適正な運用 について、室長会議、担当者会議等で指導をしました。

- 指導状況 ・4月14日開催の室長会議において指導
  - ・4月24日開催の治山担当者会議において指導
  - ・4月28日開催の林道担当者会議において指導
  - ・5月22日開催の治山林道担当課長会議において指導
  - ・9月12日開催の地域機関森林・林業室長会議において指導
  - ・1月16日開催の地域機関森林・林業室長会議において指導
  - ・1月22日開催の治山担当課長会議において指導
  - ・2月16日開催の治山担当課長会議において指導
  - ・3月12日開催の地域機関森林・林業室長会議において指導

ただし、「当初設計時の調査の精度向上」については、治山工事、林道工事などが小規模な工事 のため、地山の掘削断面が小さいこと及び工事費が少額であることから、費用対効果を考慮して、 ほとんどの場合、設計に当たっての地質ボーリング調査を実施していません。

このため、地山掘削後に構造物の設計が地中岩盤位置と合致しない状況が発現し、設計変更を余 (森林保全室、自然環境室) 儀なくされる場合が多くなります。

### 取組の成果

250万円以上の追加工事を変更契約で実施する場合に、指名審査会にその適否を諮る事になったた め、担当者の意識改革が図られるとともに、組織としてのチェック機能が強化されました。

(森林保全室、自然環境室)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

設計時の適切な計上、公平な入札契約の推進、「三重県建設工事設計変更要領」の適正な運用が されるよう、室長会議、担当者会議等で引き続き指導していきます。

(森林保全室、自然環境室)

### 監査の結果

## 【部局・各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4,246 件、約230 億19 百万円 (前年度比 414 件減、6 億 77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は 3, 357 件、約 169 億 24 百万円、73.5% (前年度比 281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2,350 件、約 102 億 42 百万円であったが、今回、293 件につい て監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおけ る不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの79件(27.0%)の不適切な契約が見受けられた。 契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査す るとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。 また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で115件、約23億10 百万円となっている。

今回、そのうち28件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当 であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きな ど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、 契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 業務委託の実施に当たっては、実施伺いの時点で契約方法を精査するとともに、可能な限り競争 入札等を行うよう部内に周知しました。また、会計事務について職員意識の高揚を図り、契約事務 の適正に努めました。
- (2) 平成 18 年度に契約を行った随意契約について、契約方法の妥当性の再検証を進めています。
- 2 取組の成果
- (1) 随意契約を行う場合、「契約事務(物件関係)にかかる事業者選定取扱要領」を遵守するととも に電子公開見積の積極的活用、出納局への入札依頼を行うなどにより、部独自で完結するだけでな く契約の競争性、公正性、透明性を高めました。
- (2) 委託業務に関して平成 18 年度は 11 件の電子公開見積を行いました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度に引続き契約事務の競争性、公正性、透明性を確保するため、可能な限り競争入札、 公開見積合わせ等を行っていきます。

### 監査の結果

### 【部局・各種委員会等共通意見】

# 6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加し ている。

公務員として責任ある行動が求められる中、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹 底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故 の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため職 員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

### 講じた措置

# 平成 18 年度

### 1 実施した取組内容

公用車による交通事故が発生しているため、部内室長会議、室ミーティング等で職員に対し、交通 安全意識や県有財産の管理意識の高揚について、注意喚起を行うとともに、コンプライアンス(法令 遵守)についても同様に室ミーティング等により職員に対しての意識付けを働きかけました。

## 2 取組の成果

各職員の交通安全意識やコンプライアンス(法令遵守)意識が向上し、県民の信頼回復に努めてい ます。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

・ 平成19年度以降も、引き続き、あらゆる機会を捉え、職員の交通安全意識及び県有財産の管理 意識及びコンプライアンス(法令遵守)意識の高揚を図っていきます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(認定リサイクル製品の安全性確保)

(1) 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定リサイクル製品の使用・購入実績は年々増加しており、利用促進に係る取組の成果が認められる。しかしながら、認定リサイクル製品であったフェロシルトの施工現場で土壌環境基準を超える重金属等が検出され、調査の結果、製造者が虚偽の申請で不正に認定を受けていたことなどが判明したことから、不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保を図るため同条例等を改正している。

今後も、条例等を厳格に運用してリサイクル製品の品質及び安全性の確保に努め、制度の信頼性 を回復するとともに、当初計画よりも回収が遅れているフェロシルトについては、事業者の責任に おいて現計画に基づき回収されるよう強く指導されたい。

(循環型社会構築分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

(認定リサイクル製品の利用推進)

県での利用推進を図るため、認定製品の情報を公共事業分野の関係室毎に「リサイクル認定製品管理責任者」を設置し、工事の設計・積算段階から製品使用の点検を実施するなどの取組を継続して実施しています。

また、公共事業関係部局や市町村の担当者に対して、説明会や新たに認定した製品の情報提供などを行うとともに、ホームページ、パンフレットにより、認定制度の趣旨や製品情報を広くPRしています。 (ごみゼロ推進室)

### (参考) 県での使用購入実績

平成 17 年度 1,632,574 千円 (79 製品) 平成 16 年度 508,483 千円 (65 製品)

## (認定制度改正内容の周知)

リサイクル製品の生産者等を対象として、4 月に制度改正内容の説明会を実施し、生産者の責務 としてリサイクル製品の品質及び安全性の確保に努めるよう指導しました。 (ごみゼロ推進室)

### (制度見直し内容にもとづく審査・事後チェック)

新規申請製品については、新たに生産者に策定を義務付けた品質等管理計画や詳細な生産設備・機器図面の内容を書面審査・立入検査で確認するとともに、会議形式により学識経験者の意見を聴取するなど、制度見直し内容にもとづき審査しており、平成18年度第1回目のリサイクル認定を10月4日付けで、第2回目を2月8日付けで行いました。

また、認定後の事後チェックとして、本年度に新規認定した製品及び既認定製品のうちコンクリート製品など有害物質の溶出試験を義務付けている製品を対象に立入検査を実施し、県による製品サンプルの採取・分析によるクロスチェックを行っています。 (ごみゼロ推進室)

#### (既認定製品の安全性追加調査)

既認定製品の有害物質の安全性等については、平成 17 年 11 月~平成 18 年 4 月に県による製品サンプルの採取・分析による確認を行ったところですが、追加調査として、製品が使用された状況下での安全性を確認するため、11 月から土と混ぜて使用される製品かつ三重県の公共工事で使用された製品を対象に、施工現場周辺の河川水の水質調査を実施し、すべての地点で環境基準に適合していることを確認しました。 (ごみゼロ推進室)

### (石原産業(株)によるフェロシルトの回収・処分)

県内施工現場7箇所のうち、桑名市長島(H18.1.13)、四日市市山田(H18.4.6)、津市榊原(H18.8.3)、 いなべ市大安(H18.8.22)、四日市市垂坂(H19.2.10)の5箇所の回収が完了しました。

未回収となっているいなべ市藤原、亀山市辺法寺の2箇所についても、石原産業㈱が平成18年6月に提出した回収計画にもとづき、平成20年1月までに全箇所の回収作業が完了するよう、引き続き指導していきます。 (廃棄物対策室)

2 取組の成果

認定制度の見直しにより、申請書の審査や認定後のチェック体制の強化が図られました。 (ごみゼロ推進室)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

・ 認定リサイクル製品については、引き続き制度見直し内容を的確に運営し、認定手続きにおける 不正行為の再発防止とリサイクル製品の品質及び安全性の確保に取り組んでいきます。

(ごみゼロ推進室)

フェロシルトの回収については、石原産業㈱が提出した回収計画にもとづき、スケジュールどお り回収作業を進めるよう、引き続き指導していきます。 (廃棄物対策室)

部局等名\_環境森林部

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(三重県廃棄物処理センター溶融処理事業)

(2) 財団法人三重県環境保全事業団が特別会計を設けて運営している三重県廃棄物処理センターは、 平成17年度決算において5億4,644万円の損失を計上し、一般会計を合わせた法人全体でも1億 1,402 万円の損失であったことから、3 期連続の債務超過となり、債務超過額は12 億1,833 万円に 達している。

県は、平成17年度に20億円を無利息単年度で貸し付け、18年度には、市町分にかかる16年度 までの累積欠損額の一部として5億円を補助したほか15億円の無利子貸付を行っている。

参画市町の一般廃棄物処理が円滑に行われるためには、廃棄物処理センターの経営が安定する必 要があるが、一般廃棄物の処理は市町村の自治事務とされていることを踏まえ、溶融処理事業にお いて県、参画市町及び法人が果たすべき役割を明確にした上で、経営健全化に向けた指導・支援を 行われたい。 (循環型社会構築分野、経営企画分野)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

処理センター事業に参画する市町等で構成される三重県廃棄物処理センター(一般廃棄物処理事 業)運営協議会において、平成 19 年度からの適正な処理料金の負担について事業団とともに協議を 行いました。

その中で、昨年度の確認事項(①廃棄物処理センターを存続させること、②料金については、今ま での赤字分に対し県が具体的に対応した段階で、平成 19 年度には適正な処理料金に持って行くこ と。) について、新たなメンバーにより再度確認し協議を進めてきました。

(廃棄物対策室、環境森林総務室)

### 2 取組の成果

- (1) センター運営協議会で協議を進める中で、事業団が説明してきた平成 16 年度における 1 トン当 たりの処理実費相当額(約35,000円)について、市町の側で検証する必要があるとの判断から検 証作業部会を設け検証した結果、「適正な金額である」と評価されました。
- 平成 18 年 11 月 24 日に開催された総会において、検証作業部会の結果が報告され、平成 16 年度 の処理料金35,000円/トンが、新たな処理料金として妥当である旨確認され、これを基本料金と したうえで、世界的な原油価格の高騰に伴う灯油の高騰分については金額が確定した段階で精算す る支払い方法で理解が得られました。これを受け、各市町は19年度の当初予算に新たな処理料金 を計上し、それぞれの議会で説明し理解を得ることとしています。
- (3) また、総会では、今後、処理センターの適正な運営を確保するため、運営協議会の中に検証委員 会を設置して、19年度以降、経営等の検証を行っていくことで合意に至りました。

(廃棄物対策室、環境森林総務室)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- 今後は、一般廃棄物処理事業について参画市・町には適正料金の負担を、事業団には一層の経営 努力を求め、平成19年度には単年度収支が均衡し、県の補助が終了する平成21年度には累積赤字 が解消できるよう事業団とともに取り組みます。
- 平成 19 年度は、16 年度までの累積欠損額約 20 億円の解消に向け 5 億円を補助するほか、10 億 円の無利子貸付を行うことにより、経営健全化へ向けた支援を行います。

(廃棄物対策室、環境森林総務室)

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(公共関与の最終処分場整備のあり方)

(3) 管理型最終処分場(仮称:新小山最終処分場)の用地確保のため、県は財団法人三重県環境保全 事業団に対し、無利息単年度償還で賃借料を貸し付けている。

貸付対象額は法人が支払う年間賃借料約 2,900 万円のうち 1,053 万円であるが、前年度分の償 還に必要な資金と当該年度必要分とを合わせて貸し付けるため、貸付額は毎年度 1,053 万円累増 し、平成17年度の貸付額は、7,111万円となっている。

一方、法人が運営する三田最終処分場は、平成 17 年 8 月に供用開始したところであるが、18 年度以降の埋立可能な残余年数は5か年程度と見込まれている。

公共関与の最終処分場の必要性、法人の経営状況等を総合的に勘案のうえ、整備のあり方につ いて、法人とともに検討・協議を行い、早急に方針を決定されたい。 (循環型社会構築分野)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 事業団が地権者に支払う借地料に対し、無利子貸付を行いました。(貸付額 8, 163 万円)
- (2) 公的関与の最終処分場について、産業廃棄物のみでなく災害時の廃棄物の受け皿として整備をす すめていくということで、事業団との検討を始めました。 (廃棄物対策室)
- 2 取組の成果

無利子貸付を行うことにより、最終処分場用地を円滑に取得できる環境を維持することができまし (廃棄物対策室) た。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- ・ 引き続き、事業団が地権者に支払う借地料に対し、無利子貸付を行うとともに、用地先行取得の ための条件整備を行います。
- 事業団と資金計画などより詳細な検討を重ねながら、公的関与による最終処分場の整備を進めて いきます。

(廃棄物対策室)

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

#### (産業廃棄物監視指導の充実)

(4) 平成 17 年度に新たに確認された産業廃棄物の不法投棄等事案は 28 件、857 t であり、前年度と 比較して件数で 35 件、投棄量で 2,027t 減少したものの、17 年度新規事案のうち、引き続き指導 が必要な事案は 10 件、99 t となっている。

監視指導体制は平成 16 年度の 16 名体制から、17 年度には嘱託職員 5 名を含めた 19 名、18 年度 は同20名体制とするなど強化されているが、不法投棄等については、早期に発見・対処しないと 改善させることが困難になる場合が多いことから、県民の安全で安心な生活を確保するため、引き 続き関係機関等との連携を密にし、監視指導の一層の充実を図られたい。

(循環型社会構築分野)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 20 名体制で地域割りによる監視体制を整備するとともに、硫酸ピッチの不適正処理事案等の悪 質な事案に対しては重点的な監視を行い、早期の是正指導等を実施しました。
- (2) 市町や森林組合と協働による取り組みにより不法投棄を早期発見し廃棄物の適正処理を確保す るため、監視や情報提供に係る協定締結を進めるとともに、県警の車両監視システムを活用した監 視を実施しました。
- (3) 協定締結市町が整備する監視器材の購入費用について支援を実施しました。

### 2 取組の成果

- (1) 過去に不適正処理された事案について重点的な監視を行い、排出事業者を特定し、鈴鹿市深溝町 地内の硫酸ピッチ等、津市芸濃町地内の廃プラスチック類等、津市白山町地内のスラッジなどにつ いて一部是正がされました。
- (2) 不法投棄等の未然防止に向けて、26 市町、10 森林組合と協定を締結しました。また、協定締結市 町のうち、8 市町に対し監視器材の購入費用について支援を行い、監視体制が整備されました。

- 不法投棄等の未然防止を図るため、県警の不法投棄車両監視システム等を活用した監視を進める とともに、協定締結市町等と連携した不法投棄の早期発見・是正に取り組みます。
- 監視記録のシステム化や監視カメラの整備の導入について検討を行い、不法投棄等の未然防止、 早期是正に努めます。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(不法投棄等の是正推進)

(5) 産業廃棄物の不適正処理事案について、生活環境に影響を与える可能性や廃棄物の量等を勘案し て 11 事案を選定し、平成 16 年度から安全性確認調査を実施しているが、17 年度までに調査を行 った8事案のうち4事案について、措置を講じる必要があるとの結果になっている。

措置を講じるにあたっては、原因者の責任を厳しく追及し、止むを得ず行政代執行する場合にあ っても求償額の徴収に努めるとともに、権限と責任に応じた費用負担について県民への説明責任を 果たされたい。 (循環型社会構築分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

環境森林部では総合計画の重点プログラムとして、過去に大量に不法投棄等の不適正処理が行わ れ、その後、長期間放置されたまま改善される見込みのない 11 事案について、地域住民の不安を払 拭することを主な目的として「安全性確認調査」を実施してきました。

平成 17 年度までに調査を行った 8 事案のうち、四日市市大矢知事案、四日市市内山事案(最終処 分場及び中間処理場の 2 事案)、四日市市下海老事案の計 4 事案については、生活環境保全上の支障 等が認められたため、原因者に対し、支障等の除去措置を講じることを求めてきました。

また、平成18年度は、残る3事案(鈴鹿市稲生事案、伊賀市比土事案、松阪市山室事案)につい て調査を実施しました。

#### 2 取組の成果

四日市市内山町地内の2事案(最終処分場及び中間処理場)については、高濃度の硫化水素等が発 生しており、悪臭の漏洩等が懸念されることから、原因者に対し平成 17 年度末に措置命令を行い、 その履行を求めてきましたが、着手期限を過ぎても着手の見込みがないため、緊急に対応する必要の ある硫化水素ガスの吸引・処理について、行政代執行に着手しました。

四日市市大矢知町地内最終処分場事案については、ただちに人体への影響など生活環境保全上の重 大な支障はないものの、一部で有害物質が検出されたため、継続的な水質調査を実施するとともに、 覆土及び雨水排水対策を求める措置命令を行いました。

また、四日市市下海老地内事業所跡事案については、地下水で高濃度のアンモニア性窒素が検出さ れ、現状では差し迫った支障はないものの、将来公共用水域への影響や悪臭のおそれもあるため、原 因者等に廃棄物の撤去を行うよう指導しています。

さらに、鈴鹿市稲生事案については、3度にわたって小規模な火災が発生したため、火災防止の緊 急的な措置命令に続き、可燃物の撤去を求める措置命令を行いました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

内山事案については、代執行を進めるとともに、原因者に対して厳しく求償を行ってまいります。 また、その他の事案については、原因者が支障等の除去措置を講じるよう、厳しく指導していき ますが、原因者が措置を講じないため行政代執行を行った場合は、原因者に対して厳しく求償して まいります。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

#### (環境経営の取組促進)

(6) 平成 16 年度に「みえ・環境マネジメントシステム・スタンダード (M-EMS)」を構築し、よ り幅広い事業者による環境負荷低減取組の促進を始めたところであるが、M-EMSのシステム構 築に取り組んでいる事業所数は 17 年度目標 110 に対し、85 にとどまっている。M-EMS認証取 得が企業間のグリーン調達基準に採用されるなどの社会的認知を高めるため、積極的な働きかけを 行い、M-EMSがより多くの小規模事業者に普及するよう努められたい。

(地球環境・生活環境分野)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) M-EMS (ミームス) の制度普及については、新たに平成18年度からM-EMS普及活動を 行う普及員を公募し、現在、5名の普及員がボランティアの普及活動をしています。商工会議所、 商工会、事業協同組合等において説明会を開催するとともに、希望者に対しては随時個別の相談を 行っています。

さらに平成 18 年度から商工会議所・商工会広域連合に対して、会員事業所を対象にしたM-E MS周知、M-EMS説明会及び構築講座の開催、M-EMSへの取組企業促進を内容とするモデ ル事業を委託しています。

また、引き続きM-EMSを企業のグリーン調達基準に採用するように、「企業環境ネットワー ク・みえ」、「みえ・グリーン購入倶楽部」会員をはじめ、県内大手企業等に働きかけています。

(2) 平成 18 年度から「三重県庁組織におけるIS〇14001 対象外組織」に対して、M-EMS説明 会を実施して、環境経営への取組の一つとして、M-EMSへの取組を促しました。

### 2 取組の成果

平成 19 年 3 月末現在で、M-EMSの取組事業所数は 120 事業所(平成 18 年 3 月末は 85 事業所)、 うち認証取得事業所数は46事業所(平成18年3月末は25事業所)となりました。

またM-EMSの一層の普及を図るため、平成18年度から商工会議所・商工会等との連携を強化 し、商工会議所・商工会等の説明会を 10 回開催するとともに、四日市商工会議所、桑名商工会議所、 志摩度会商工会広域連合に委託したモデル事業を開始しました。このモデル事業により、15 事業所 が認証に向けて取り組んでいます。

なお、M-EMS認証取得企業に対し、自社のグリーン調達基準として優遇している企業は平成 19年3月末現在で45社となっており、今後も県内大手企業等に働きかけていきます。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

・ 県内企業、県民に対してリーフレット、認証企業の事例等を使用してM-EMSの制度普及を行 います。さらに、18 年度に引き続き、商工会議所、商工会広域連合等と連携したモデル事業を実 施する予定です。

また、引き続き、M-EMSを企業のグリーン調達基準に採用するように「企業環境ネットワー ク・みえ」、「みえ・グリーン購入倶楽部」会員をはじめ、県内大手企業等に働きかけていきます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(エコポイント事業のあり方)

(7) エコポイント事業の取組については、平成17年度冬季から、事業者の協力を得て個人参加が可 能になったが、夏季の参加世帯数は年々減少しているほか、17年度の延べ参加世帯数は 20,987世 帯で目標(30,000世帯)の70%にとどまっている。地球温暖化防止を推進するための県民運動と して、多数の県民の参加が得られるよう制度のあり方を検討されたい。

(地球環境・生活環境分野)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) エコポイント事業については、平成18年度も平成17年度冬期と同様に、家庭での電気使用量の 削減量に応じて支援金を支給するグループ参加型のものと、事業者の協力を得た個人参加型のもの を並行して実施しました。
- (2) 取組期間は平成17年度には夏期、冬期に分けて実施しましたが、18年度は7月から12月まで の6ヶ月間とし、削減対象も電気使用量だけとして、これまでの参加者の意見を取り入れ、単純化 して実施しました。
- 個人参加型エコポイントの事業拡大を図るため、協力していただけるスーパーマーケット等の事 業者の新規開拓を行いました。
- (4) 県民への一層の周知を図るため、協力店舗へ啓発用の幟の設置、店頭でのちらしの集中配布と来 店者への説明、FMラジオでのスポット広告放送、テレビ番組内でのPRなどいろいろな手段を用 いた広報活動を実施しました。

### 2 取組の成果

- (1) 実施期間を2期から1期にまとめたこともあり、従来のグループ型の延べ参加者数は減少しまし たが、事業者と連携して取り組んだ個人型の参加者数は増加しました。
- (2) エコポイント協力事業者を募集した結果、協力していただける事業者数は平成 17 年度に比べて 2社増えて9事業者になりました。
- 協力事業者が新聞折り込みちらしを用いてエコポイントのPRを実施したり、社員がちらしの配 布を行うなど、協力体制が整いつつあります。
- (4) 家庭におけるエネルギー使用量はここ数年、少しずつではありますが減少傾向にあります。

- 「新しい時代の公」の考えのもとにエコポイント制度について検討した結果、これまで実施して きた削減量に応じて県から支援金を支給する形のものは廃止し、事業者と連携して実施する個人参 加型のもののみを実施します。
- ・ 県の関与は、エコポイント事業の普及のためのPR等の支援に力点をおくなど、事業者と県が連 携して取り組むシステムとします。
- エコポイントを含めた地球温暖化対策について、県民への普及啓発活動をより一層活発にして、 地球温暖化についての理解と自主的な取組を促進します。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(地球温暖化防止対策)

(8) 県では、2000年(平成12年)に「三重県地球温暖化対策推進計画(チャレンジ6)」を策定し、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を2010年までに1990年比6%削減することを目標として、地球温暖化防止対策に取り組んできた。

しかし、県内の 2003 年度における温室効果ガス総排出量は京都議定書の基準年度と比較して 8.2%増加しており、特に、温室効果ガスの 95%以上を占める二酸化炭素については、運輸部門で 11.2%、民生部門で 46.4%と著しく増加している。

三重県地球温暖化対策推進計画については、温室効果ガスの排出量を基準年度比 0%とする改定素案が環境審議会地球温暖化対策部会の意見として示されたところであるが、これまでの対策を十分検証し、実効性のある対策を講じられたい。

(地球環境・生活環境分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 12 年 3 月に策定した「三重県地球温暖化対策推進計画(チャレンジ 6)」に基づき、大規模事業所に対する削減計画の策定の義務付けや家庭での電気使用量などの削減に取り組む「エコポイント」事業などの温室効果ガスの削減対策を進めてきました。
- (2) 京都議定書の発効を受けて平成17年4月に国が策定した「京都議定書目標達成計画」の考え方と整合を計り、また、今後、削減に向けてさらに実効性を高め、進行管理が適切に行えるよう、三重県地球温暖化対策推進計画を改定しました。
- (3) 増加傾向の大きい民生、運輸部門については、三重県地球温暖化防止活動推進センターや地域協議会と連携し、地球温暖化防止活動推進員等を活用しながら、普及・啓発活動を進めました。
- (4) 平成 17 年度冬期に引き続き、スーパーマーケット等の事業者の協力のもとに、参加者が店頭でサービスの提供を受けることができる新しいエコポイントシステムを、これまでの県が奨励金を支給する方法と並行して実施し、家庭における電気使用量等の削減の取組を進めました。

取組期間 平成 18年7月~12月

### 2 取組の成果

県内の二酸化炭素排出量は、1999 年 (平成 11 年) 以後、わずかではありますが減少傾向にあり、2003 年度 (平成 15 年度) は、前年の 2002 年度 (平成 14 年度) と比較して約 1.4%減少しました。(※) ※ (今後、算定方法の改善等により数値が変更する場合があります。)

- ・ 「地球温暖化対策計画書」の策定・提出を条例で義務付けている大規模事業所等の訪問調査を実施し、計画の進捗状況の確認、温暖化対策に関する情報提供・意見交換等を行うとともに、省エネ診断を実施することによって中小事業者の地球温暖化の取組を進め、産業、業務系における省 002 に配慮した事業活動を促進します。
- ・ 温室効果ガスの排出量の増加傾向の著しい家庭部門について、地球温暖化防止活動推進員等を活用した普及・啓発活動を実施するとともに、三重県地球温暖化防止活動推進センター等の各種団体、市町、県民等の多様な主体と連携して、日常生活における省エネ・省資源に配慮した行動を促進します。
- ・ 他部局で実施している新エネルギーの導入促進等と連携をとりながら取り組むことにより、実効 性のある地球温暖化対策を促進します。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(自動車排出ガス対策)

(9) 自動車交通の増大等に伴って二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染が厳しい地域を対象に、三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を平成 15 年 8 月に策定し、車種規制等の対策を実施しているが、対策地域における 17 年度の一般測定局も含めた監視結果は、二酸化窒素は 1 局で、浮遊粒子状物質は 7 局で環境基準を達成していない状況である。

二酸化窒素等の総量削減に向け、関係機関と連携し引き続き総合的な排出量削減対策を推進されたい。 (地球環境・生活環境分野)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

(大気環境の状況の把握等)

沿道の大気環境の状況について常時監視するとともに、自動車環境対策の進捗状況を把握するために、自動車走行量調査、窒素酸化物、粒子状物質の排出量調査を実施しました。

## (自動車排出窒素酸化物等の削減への取り組み)

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NOx・PM法)に基づく「事業者の自動車使用管理計画」について、事業者への計画策定指導、計画実施状況報告の指導、計画実施状況の確認などを行いました。

天然ガス自動車やNOx・PM低減装置を導入する事業者に対し経費の一部を補助するとともに、三重県中小企業融資制度(環境保全資金)により排出基準適合車に代替する事業者への融資を行いました。

・天然ガス自動車補助

・車両代替への融資

平成18年度末

10台 5, 148千円

・NOx・PM低減装置補助

" 平成18年4~12月 1基 250千円

85台

822. 355千円

平成15年度に策定した「三重県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画」 (総量削減計画)に基づき、関係機関において、交通流円滑化対策、道路網の体系的整備、普及啓 発等の取り組みを実施しました。

対策地域外から流入する車両について、対策地域を有する他の8都府県と共同で抜本的な負荷削減対策を実施するよう国に要請するとともに、自動車メーカに対して新規制車を早期投入するよう要請しました。

#### 2 取組の成果

上記の取り組みのほか、平成 15 年 10 月から実施されている自動車N〇x・PM法の車種規制により、古いディーゼル自動車等が順次更新され、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の量は漸減しました。

・NOx H9 5, 199. 0t→H17 3, 024. 7t (実績) : (中間目標値) H17 2, 384t ・PM H9 770. 6t→H17 289. 9t (実績) : (中間目標値) H17 202t

- ・ 平成 18 年度に引き続き、大気環境の状況の把握、自動車使用管理計画の策定指導、低公害車の 普及促進等の排出量削減対策を進めていきます。
- ・ 自動車の排ガス規制や自動車NOx・PM法による車種規制は、窒素酸化物等の削減を進めるための主要な対策であることから、その適正かつ確実な実施について、国と共に普及啓発に努めます。
- 対策地域外から流入する車両規制の実施について、引き続き国に要望します。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(アスベスト対策)

(10) アスベストによる健康被害問題等に関して、平成17年7月にアスベスト飛散対策会議を設置し、アスベストを使用している施設・機器等の調査、県民の健康相談、県民や事業者への普及啓発など関係部局が連携してアスベスト対策に取り組んでいる。

アスベストの飛散の恐れがある場合には、人への曝露が生じないような適切な対応及び除去等の処理が早期に行われるよう、引き続き関係部局と連携を強化して取り組むとともに、建築物のアスベスト除去作業が適切に行われるよう立入検査、環境調査を的確に実施されたい。

(地球環境・生活環境分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 平成 18 年 6 月にアスベスト飛散対策会議を開催し、昨年度の関係部局の対応状況の報告と、平成 18 年度に行う各部局の事業について情報交換を行い、昨年度に引き続いて連携して取り組むことを確認しました。

また、連絡会議を開催し、関連部局と共通した認識で最近の法令改正事項に対応するよう意見交換を行いました。

- (2) 県有施設のアスベスト除去を進めるとともに、市町、学校、病院等へアスベスト対策の実施を働きかけました。
- (3) アスベストの除去作業の規制対象が工場のプラント等の工作物などについても拡大されたことから、建築物での除去作業現場への立入検査及び周辺環境調査に加えて、新たに対象となった除去現場についても必要に応じて立入検査等を実施しました。
- (4) アスベストによる環境汚染の状況を把握し健康被害の発生を未然に防止するため、県内 30 地点で環境大気中のアスベスト濃度の調査を行いました。
- (5) 三重県中小企業融資制度の環境保全資金融資により、アスベスト対策に取組む中小事業者への融 資を行っています。

# 2 取組の成果

- (1) アスベスト除去現場に立入検査と周辺環境調査を実施した結果、2月末現在、132 現場への立入 検査と78 現場での周辺環境調査を実施し、そのすべてで県が判断基準として準用しているアスベストの敷地境界基準を満足していることを確認しました。
- (2) 環境大気中におけるアスベストの飛散状況を把握するため、過去にアスベストに係る特定粉じん発生施設を設置していた7工場の敷地境界、居住地域18地点及び主要道路周辺5地点において、大気中のアスベスト濃度の調査を実施した結果、全ての地点で検出されませんでした。

- ・ 平成 18 年度に引き続き、関係部局での情報共有、県有施設のアスベスト除去、建築物解体現場 等への立入検査、一般環境大気中のアスベスト調査などを進めていきます。
- ・ アスベストにより健康被害を受けた方を救済するため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が施行され、国は救済給付に要する経費の一部について、平成19年度から10年間都道府県にその一部の負担を求めており、三重県は毎年1,312万円の負担金を拠出します。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(松阪木材コンビナートへの支援)

(11) 松阪木材コンビナートについて、各事業体の稼働率向上に向けて種々の取組が行われているが、平成17年度の目標に対する各事業体の達成率は13.4%から70.4%にとどまっており、また、16年度と比較しても下がっているところが多くなっている。

県では、平成17年度に施設整備や調査・研修など業績拡大のための事業体の取組に支援を行ったところであるが、稼働率が向上していない要因を十分に分析し、引き続き、生産流通拠点としての所期の目標が達成できるよう、生産性の向上や流通合理化、販路拡大などに対する指導、支援に努められたい。 (森林・林業分野)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 県産材の安定供給体制を構築するため、「松阪木材コンビナート全体構想書」の検証を行うだけでなく、課題の抽出を行い、総合的な木材経営の診断、アドバイスや各事業体の生産性向上を行う「木材コンビナート再生事業」により2組合を重点として生産、加工、流通コストの削減とあわせ、新たな販路開拓に取り組みました。
  - ・ 松阪木材コンビナートを核として、原木の集荷から製品流通、消費者まで、県産材の生産流通体制を整備し、県産材の利用を促進しました。
  - ・ 松阪木材コンビナートに設置されている経営改善に向けた各種会議にオブザーバーとして参加 し、各事業体の連携促進等について助言を行いました。
  - ・ 未売地への木材関連企業の進出を促進するため、県及び市の企業立地推進部所と連携を図りなが ら、補助事業や融資制度の情報提供等の支援を行いました。
  - ・ 商工関係の補助金を活用し、新技術、新商品の開発に引き続き取り組みました。

## 2 取組の成果

・ 「木材コンビナート再生事業」を通じて、コンビナート内各事業体の連携強化を図るため、販売 部門の強化を軸としたビジョンを示しました。

また、製造部門を担う2工場においては、5S活動(整理・整頓・清潔・清掃・しつけ)並びに 製造工程の見直しを図った結果、在庫削減と生産コストの削減を可能としました。

・ 各種会議にオブザーバーとして参画、情報提供等を実施したことにより、生産側と販売側の意思 の疎通を図ることができ、両者の連携を密にすることができました。

- ・ 「木材コンビナート再生事業」を通じて、コンサルタント会社から提案のあった再生プランの進行管理を行うとともに、各事業体の経営の安定化、健全化の推進について、指導・助言等の支援をしてまいります。
- ・ 未売地への木材関連企業の進出を図るため、県及び市の企業立地推進部所と連携を密にしながら、引続いて情報の提供等の支援を行います。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(森林環境創造事業の推准)

(12) 森林環境創造事業について、45,000ha を対象森林面積として毎年度 2,250ha を目標に取り組ん でいるが、平成 16 年度 944ha、17 年度 1,480ha と目標を大きく下回っており、また、県内 7 地域 別の進捗状況は、着手率が 8.4%から 27.8%と較差がある。

当事業は、森林所有者と認定林業事業体が20年間の管理委託契約を締結し、森林管理業務など 毎年度の事業費を市町が原則 20%負担するもので、事業の促進には森林所有者や市町の理解と協 力が必要なので、森林所有者や市町に対し事業趣旨への理解を一層強く求め、推進を図られたい。 (森林・林業分野、各農林水産商工(農林商工)環境事務所)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 地域機関が市町に対して、会議等を通じて事業の趣旨を説明し、理解が得られるよう努めました。 (森林保全室)
  - ・ 亀山市、いなべ市の森林管理協議会において、事業の趣旨を説明し、取り組みの推進を図りま (四日市農林商工環境事務所)
  - ・ 市及び森林組合に対して説明会を開催するとともに、事務所ホームページに掲載し、広く住民に 周知を図りました。 (津農林水産商工環境事務所)
  - 事業の趣旨を充分理解し、期待する効果、事業の仕組み等を納得していただくため、市町と認定 林業事業体の連携のもと、森林所有者に対して地区説明会を開催するなど、地域の取り組みを支 援・指導しました。 (松阪農林商工環境事務所)
  - ・ 未着手の市町について、森林環境創造事業の目的、趣旨等についての説明を実施し、事業への理 解を求めました。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
  - 着手率を高めるための取組として、市と認定林業事業体の連携のもと、森林所有者に対し、地区 説明会を開催するなどにより補助事業の趣旨、期待する効果、事業の仕組み等を説明し、新たな取 り組みを支援・指導しました。また、事業の実施にあたっては、十分審査するとともに、計画的な 執行に努めました。
  - 事業を推進するため市及び認定林業事業体と連携し、森林環境創造事業にかかる地区説明会等の 取り組みを行いました。 (伊賀農林商工環境事務所)
  - 事業を推進するため、市町、認定林業事業体に対して森林環境創造事業の制度等について説明会 を開催しました。また、新たな環境林整備計画の策定に向け、尾鷲市と認定林業事業体に対して予 定森林毎に個別指導を行いました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)
  - ・ 市町、森林組合等と連携のもと、着手地域の拡大のため実施対象地の測量等調査を進めるととも に森林所有者等の理解を求め、翌年度の着手に向けて準備を進めました。

(熊野農林商工環境事務所)

### 2 取組の成果

- ・ 未着手市町への働きかけを行ったところ、新たに「名張市」が事業に着手することになりました。 (森林保全室)
- ・ 亀山市において新たに3地区(23.35ha)で事業に着手することになりました。

(四日市農林商工環境事務所)

- 市及び組合に対する働きかけにより、新規の環境林整備計画樹立面積が 28.6ha 増加しました。 (津農林水産商工環境事務所)
- 森林環境創造事業の事業対象面積に対する着手率は、15.8%から17.3%に向上しました。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
- ・ 未着手地域であった旧多気町で、事業への取り組み意欲が増加し、新規計画に着手しています。 (松阪農林商工環境事務所)

- 環境林整備面積は、538.58ha となり、前年度末(403.26ha)と比較し、新規5地区を含め135.32ha 増加となりました。 (伊賀農林商工環境事務所)
- ・ 平成19年度において、尾鷲市で新たな環境林整備計画(1地区)の樹立予定です。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

・ 平成19年度新規着手予定地区12箇所の調査が終了しました。 (熊野農林商工環境事務所)

## 平成 19 年度以降 (取組予定等)

・ 環境林整備計画樹立に際して、事業主体が森林所有者の理解を得やすい環境づくりを検討してま いります。なお、未着手市町のうち、鳥羽市が着手に向け、準備を進めているところです。

- ・ 未着手市町に対して事業実施の成果をPRし、事業の趣旨に対する理解が得られるよう努め、事 業への取組みを働きかけていきます。 (四日市農林商工環境事務所)
- 森林所有者への働きかけにより森林所有者の理解を深め、森林整備の拡大に努めます。
- ・ 新規の環境林整備計画樹立面積は 25ha を予定しています (津農林水産商工環境事務所)
- ・ 整備済み森林の良さをアピールする等、森林所有者および地域住民に対し、事業の成果を理解し てもらい、事業の普及に努めます。 (松阪農林商工環境事務所)
- 市町の課長、担当者との会議の席上で、森林環境創造事業の新たな着手や事業の効率的・効果的
- ・ 未着手の市町について、森林環境創造事業の目的、趣旨等についての説明を実施し、事業への理 解を求めます。
- なお、未着手市町のうち、鳥羽市が着手に向け、準備を進めています。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

- 平成19年度以降も引き続き事業の趣旨、期待する成果等について、市と連携し認定林業事業体 及び森林所有者に啓発を行うなど新たな環境林整備の取組を支援し、着手率を高めるよう努めま (伊賀農林商工環境事務所)
- ・ 尾鷲市において新たな環境林整備計画が樹立できるよう、関係者への指導を行うとともに、より 多くの森林所有者等関係者の理解が得られるよう制度等のPRを引き続き行います。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

・ 引き続き、新規着手地区の拡大のため、市町、森林組合と連携のもと森林所有者の理解を得て予 定地域の森林調査を順次進めてまいります。 (熊野農林商工環境事務所)

外

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
  - ア 未利用地

環境森林部所管の普通財産が 5,006.42 ㎡あるので、利用計画を策定しその有効活用を図るほ か不用のものにあっては、売却等を推進されたい。 (森林・林業分野)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 緑づくりを行うNP〇等の活動の場を斡旋・提供する目的で、平成 11 年度末に、(財) 三重県環 境保全事業団から当該土地の無償譲渡を受けましたが、NP〇等が求めている年間をとおして活用 できるフィールドとしては手狭であることなどで、当該土地が未利用となっています。
- (2) 当該土地を2分する形で、ほぼ中央部に四日市市の水道施設があること、また、県道宮妻峡線に 面して地理的条件が良いことから、四日市市としての利活用の可能性について、四日市市税務理財 部管財課と協議を行いました。
- 2 取組の成果

当該土地の活用について、四日市市と協議の結果、土地利用の計画も無いことから、土地は必要な い旨の回答があったため、行政財産から普通財産として処分することも含め関係部と調整することと しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

・ 平成18年度に引き続き関係部と調整し、処分の方法等を検討していきます。

## 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
  - ウ 金品損傷

公用車の損傷が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発防 止に努められたい。 (地球環境・生活環境分野)

# 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

今回の公用車の損傷は、駐車場に駐車中に他車に接触され生じたものであり、県に過失はありませ んが、今後も物品の管理・使用について万全を期していきます。

2 取組の成果

物品の管理・使用についての職員の意識が高まりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

· 引き続き、物品の管理・使用について万全を期していきます。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

- 1 業務委託の実施状況 (情報システム関係)
- (1) 三重県環境総合情報システム等保守委託の応札者を不適とした根拠が不明確、再委託につい ての契約条項の不備、再委託における緊急時対応の確認が不十分

(地球環境・生活環境分野)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

実施した取組内容

不適とした業者に対しては、三重県環境総合情報システム等保守委託業務の3件すべてを同時に履 行することが困難であることを応札時に確認し、3件の委託業務の内、受託が可能な1件の業務のみ 入札するとしたためであり、不適とした根拠となる履行困難を確認した内容の書面を整備しました。 受託者の責任において再委託を可能とし、契約書は再委託条項を明記した契約に変更し承認手続き を実施します。

緊急時の対応については、受託者の責任において系列企業を再委託先として参加させている旨の書 類を整備しました。また、受託者との協力関係により、対応する業務の内容を明らかにした書面を整 備しました。

2 取組の成果

契約では再委託は可能としていますが、当面保守業務すべてについて、受託者自ら、あるいは受託 者の監督の下で実施する体制に改めました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

情報システム関係の業務委託については、入札参加条件を精査し、条件を満たさず不適とした場 合は、その根拠を明らかにします。また、入札参加申請においては、協力企業や再委託の予定及び 受託者との協力関係を明らかにした内容を書面にて確認します。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

- 2 業務委託の実施状況 (プロポーザル (企画提案コンペ) 方式)
- (1) 複数年契約である生活排水処理アクションプログラム見直し策定業務の年度ごとの業務量 の根拠が不明確 (地球環境・生活環境分野)
- (2) 三重県版レッドデータブック発行事業の業務完了後の義務について、実効性の確保対策が不 十分 (森林・林業分野)

## 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 複数年度にわたる業務においては各年度の業務量を明確に示します。

(水質改善室)

- (2) 販売方法については、仕様書に明記していますが、販売部数については協議事項として、定期的 に販売実績等を聴き取りしています。 (自然環境室)
- 2 取組の成果
- (2) 販売方法、販売実績の聴き取りをした結果、契約どおり執行されていることが確認できました。 (自然環境室)

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も、販売実績等の聴き取りを行います。 なお、今後の契約については、適切な方法を検討 して実施することといたします。 (自然環境室)

### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

- 3 業務委託の実施状況(特命随意契約等)
- (1) レーザーモノクロプリンタ保守管理委託の随意契約の適用条項の記載なし

(経営企画分野)

- (2) 産業廃棄物処理実績報告書データ入力業務委託契約に三重県個人情報取扱事務委託基準に 基づく個人情報の保護に関する記載なし (循環型社会構築分野)
- (3) 三重県温泉情報管理システム改善委託業務の業務のほとんどを再委託業者が行っており、随 意契約の妥当性が不明確、再委託承認の書類なし (地球環境・生活環境分野)
- (4) ふるさと公園維持管理業務委託の特命随意契約理由が不明確

(森林・林業分野)

「三重の木と暮らす」住まいづくり支援事業認証事務委託契約に三重県個人情報取扱事務委 託基準に基づく個人情報の保護に関する記載なし (森林・林業分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 適用条項について起案に追記を行いました。

(環境森林総務室)

(2) 仕様書を変更し、「個人情報の保護に関する事項」を追加しました。

(廃棄物対策室)

(3) システム改善委託業務については、システムの設計・開発業者がソフトウエアの内容等を明らか にするならば随意契約の要件に当たらないこととなることから一般競争入札とし、仕様書にはあら かじめシステム設計・開発業者と協議する旨を明記します。

契約書の再委託条項の規定に基づき、再委託を承認した書面を整備しました。(環境活動室)

- (4) ふるさと公園維持管理業務委託の随意契約について、地方自治法施行令第 167 条の 2 に該当す るか再検討を行いました。
- 当該事業は、事業者の情報を公開することを前提としており、事業者の同意を得たうえで実施 しているところですが、委託先に対して、三重県個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報の 適切な取り扱いの徹底について、文書で注意を促しました。 (森林振興室)

## 2 取組の成果

(1) 随意契約を行う場合、「契約事務(物件関係)にかかる事業者選定取扱要領」を遵守するととも に電子公開見積の積極的活用、出納局への入札依頼を行うなどにより、部独自で完結するだけでな く契約の競争性、公正性、透明性を高めました。

委託業務に関して平成18年度は11件の電子公開見積を行いました。 (環境森林総務室)

- (3) 当該業務等の契約方法については、次回の業務委託より一般競争入札にて実施することとしまし た。また、委託業務において、受託者が再委託する場合は、契約条項にもとづき、あらかじめ承認 (環境活動室) 手続きを実施することとしました。
- (4) 伊賀市は、ふるさと公園内の青山高原山頂小屋に市事業で嘱託員を配置し、ふるさと公園利用者 の案内などを行うとともに、地域住民による管理を行い、地域の振興資源としての活用を行ってい ます。

伊賀市の事業と一体として地域住民を活用した管理を行うことにより、ふるさと公園の適正な管 理についての意識を啓発できること、また、その結果として、ふるさと公園の適正な利用促進が期 待されることから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当すると判断しました。

(自然環境室)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

システム改善委託業務については、一般競争入札にて実施します。また、委託業務おいて、受 託者が再委託する場合は、契約条項にもとづき、あらかじめ承認手続きを実施します。

(環境活動室)

- ・ 平成 18 年度に引き続き、伊賀市の事業と一体として地域住民を活用した管理ができる伊賀市と 契約を行っていきます。 (自然環境室)
- ・ 平成18年度に引続き契約事務に競争性、公正性、透明性を確保するため、可能な限り競争入札、 公開見積合わせ等を行っていくとともに、随意契約を行う場合においても会計規則を遵守し、適正 な事務手続きを行います。 (環境森林総務室)

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

- 4 県単工事
- (1) 自然災害防止事業(県単)第松-23号工事の監督員選任通知等契約先へ送付した書類の添付 なし (松阪農林商工環境事務所)
- (2) 新藤越線 小萩工区開設工事の変更の一部について変更協議等の手続きの遅れ (伊勢農林水産商工環境事務所)
- (3) 沿岸地域林地崩壊防止等緊急対策事業第尾 8 号工事の当初設計時の積算漏れ、指名審査会 への事後報告なし (尾鷲農林水産商工環境事務所)

#### 講じた措置

# <u>平成 18</u> 年度

- 実施した取組内容
- (1) 契約に係る一連の文書類について総点検を行うとともに、再発防止のためチェック体制を見直し ました。 (松阪農林商工環境事務所)
- (2) 三重県建設工事設計変更要領に基づく事業実施について、職員に周知を図りました。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

- (3) 設計審査を複数の職員で実施し、積算漏れ等の防止に努めています。また、毎月、課内で工事の 進捗状況の確認や執行上の課題等について意見交換を行い情報の共有を図り、指名審査会への報告 漏れ等がないように努めています。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)
- 2 取組の成果
- (1) 総点検及び複数のチェック体制により、事務手続きを適正に処理しました。

(松阪農林商工環境事務所)

- (2) 三重県建設工事設計変更要領に基づく適正な手続きを行い、順調な事業実施ができました。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
- (3) 進捗状況の確認や意見交換による情報の共有化を進めたことで、事務手続きの遺漏の防止、設計 積算における技術力等の向上や職員意識の高揚が図られました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

・ 複数のチェック体制を維持し、契約事務の適正な運営を図ります。

(松阪農林商工環境事務所)

・ 今後も、三重県建設工事設計変更要領に基づく適正な事業実施に努めます。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

引き続き、複数の職員による設計審査を行うとともに、毎月の進捗状況の確認や意見 交換による情報共有を進めることで、設計時における積算ミスや指名審査会への報告遺漏等防止 (尾鷲農林水産商工環境事務所) し、事務手続きの適正化に努めます。

号 外 (169)

## 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成 17 年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された (経営企画分野)

## 講じた措置

# 平成 18 年度

実施した取組内容

委託事業完成検査について検査員の基準が無かったため、他グループの副室長等で検査を実施する ルールを作り、支払いのチェック機能を強化した。

部内会議等で契約事務の問題事例をもとに、会計全般の注意点の徹底を図りました。

2 取組の成果

適正な事業執行や会計事務が行われました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も適正な事業執行や、会計事務のチェック体制を一層強化していくように取り組んでいきます。

### 監査の結果

# 【部局、各種委員会等共通意見】

2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。 (団体金融分野)

## 講じた措置

(中小企業者等支援資金貸付金元利収入)

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容(19年2月末現在)
  - (1) 債権管理業務嘱託員、職員により書面、電話、訪問等による督促の強化を図りました。 高度化 246 回、設近 63 回
  - 高度な法的な判断の必要な案件について弁護士に回収業務を委託しました。 1件(設備近代化資金)
  - 設備近代化資金の債権管理、未収金回収を債権管理回収専門業者に委託しました。
  - 返済に関する相談を受け、事業等の改善指導及び条件変更にかかる手続き指導により、延滞の 未然防止対策を行いました。

相談回数 訪問 80 回、来庁 15 回

- (5) 貸付時における債務者等の保証能力審査の実施 貸付対象物件への抵当権設定だけでなく、追加担保が必要と認められる場合には債務者及び連 帯保証人に固定資産評価証明書を提出させ担保提供を要求しています。
- (6) 債務者及び連帯保証人の資産調査を行いました。
- 2 取組の成果

債権回収実績 75 件 83. 249. 902 円

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

- 設備近代化資金の債権管理
  - 設備近代化資金の債権管理、未収金回収を債権管理回収専門業者に委託します。
- 2 高度化資金条件変更の指導

景気回復、上昇傾向にあるが、高度化資金の貸付先である中小企業等にはまだまだ厳しい状況にあ ります。このため単年度、複数年度の条件変更を行い、企業の体力回復を図るための対策を講じます。

3 高度化資金事後指導

組合・組合員企業等を積極的に訪問し、延滞防止のための事後指導等を行っていきます。また、す でに延滞になっているものの返済意志を示す貸付先には、分納を継続させ、経営改善の指導を行い分 納額の増額を図っていきます。

4 弁護士等への相談、委託

高度な法的な判断の必要な案件について、弁護士等専門家へ相談するとともに、必要な場合には回 収業務、法的措置等の委託を行います。

5 職員研修

債権管理にかかる職員向け研修を実施し、資質向上を図ります。

### 監査の結果

# 【部局、各種委員会等共通意見】

# 2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。

## 講じた措置

## (貸付金返還金)

### 平成 18 年度

## 1 実施した取組内容

- (1) (財) 三重ビジターズ推進機構は、平成 18 年 3 月 31 日に裁判所へ自己破産の申立を行い、裁 判所は4月7日に破産手続開始決定を行いました。
- (2) 県は、(財)三重ビジターズ推進機構に対する債権(貸付金)と債務(平成 17 年度委託料等の 未払金)を相殺した残額を、破産法に基づく破産債権として裁判所に届け出ました。
- (3) 債権者である県は、裁判所が開催する債権者集会に出席するなどして、破産手続の状況確認に 努めています。

### 2 取組の成果

- (1) 同債権は、破産法の手続によって処理されることになります。
- (財)三重ビジターズ推進機構の債権債務や資産処分は、裁判所が選任した破産管財人によっ て破産手続を行っているところです。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

同債権は、破産法の手続に従って、配当されることとなります。

## 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

### 2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297円(対前年度比 114.9%)あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。 (経営企画分野)

## 講じた措置

# (談合弁償金)

### 平成 18 年度

## 実施した取組内容

全 32 社のうち、分割払(最長 10 年分割)を選択した 14 社(農水商工部関係)から和解条項に基 づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていたところ、分割納付を行っていた A 社から 平成 18 年 6 月 26 日に破産申立の通知があったため、その A 社の連帯債務者となっている 27 社に対 して、各社別の債務額を通知するとともに支払方法等を確定し、各社の支払方法に基づき納付される 損害賠償金等の収納管理を適切に行いました。

なお、その他の業者の損害賠償金等については計画どおり納付されており、この収納管理を適切に 行いました。

また、個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に翌月納付分の納入通知書を発送する 送付文書において、必ず納付期限までに納付するよう周知しました。

#### 2 取組の成果

平成19年3月分割納付分までの収納状況は次のとおりです。

·平成 18 年度以降分割納付対象額

194, 500, 499 円

・平成18年4月から平成19年3月分割納付分までの納付額

30, 713, 642 円

また、分割納付業者の内2社から、分割納付の繰上償還の申し出があり、承認しています。

- ・H17. 6.13 120 回分割を 10 回分割に変更 (H18. 2 月末にて完納)
- ・H17.11.10 60回分割を一括払いに変更 (H17.11月末にて完納)

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度に引き続き、和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていく とともに、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保全が図れ るよう努めていきます。

### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。 (団体・金融分野)

### 講じた措置

## (農業改良資金償還金返還金収入等)

### 平成 18 年度

実施した取組内容

書面、電話、訪問等による督促を行い債権回収に努めました。

- ・ 現年度に発生した延滞先に対し、書面、電話による督促を行うことで長期延滞債権化防止に 努めました。
- ・ 過年度に発生し長期にわたり償還が滞っている延滞先及び保証人に対し、面談等による督促 を行い、債権回収に努めました。
- ・ 個別に回収計画を作成するとともに、債権回収上必要な債務者及び連帯保証人に対し、財産 調査を行いました。

### 2 取組の成果

平成 18 年度債権回収実績(2月末現在)

- ・過年度に発生した未収金の償還がなされたもの
  - 6. 424 千円 (前年度 688 千円)
- ・一旦未収となったが年度内に償還なされたもの 15,805 千円 (前年度 14,534 千円)

- 長期にわたり償還が滞っている延滞先に対しては、資産の任意処分、法的措置の検討を行ったうえ で債権回収に努めます。
- 2 新たに発生した延滞に対しては、早期に督促を行い、経営状況の把握を通じ早期回収に努めます。

## 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

#### 2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。 (団体・金融分野)

#### 講じた措置

(沿岸漁業改善資金貸付金償還金収入等)

# <u>平成 18 年度</u>

実施した取組内容

書面、電話、訪問等による督促を行い債権回収に努めました。

- 現年度に発生した延滞先に対し、書面、電話による督促を行うことで長期延滞債権化防止に 努めました。
- 過年度に発生し長期にわたり償還が滞っている延滞先及び保証人に対し、面談等による督促 を行い、債権回収に努めました。
- ・ 個別に回収計画を作成するとともに、債権回収上必要な債務者及び連帯保証人に対し、財産 調査を行いました。
- 取組の成果

平成 18 年度債権回収実績(2月末現在)

- ・過年度に発生した未収金の償還がなされたもの
  - 1,415 千円 (前年度 2,205 千円)

- 1 長期にわたり償還が滞っている延滞先に対しては、資産の任意処分、法的措置の検討を行ったうえ で債権回収に努めます。
- 2 新たに発生した延滞に対しては、早期に督促を行い、経営状況の把握を通じ早期回収に努めます。

### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

## 2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12,152,562,060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円 (対前年度比 117.5%) となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関する要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。 (中央卸売市場、農水産物供給分野)

### 講じた措置

(中央卸売市場使用料等、違約金(中央卸売市場))

## <u>平成 18 年度</u>

## 1 実施した取組内容

### (中央卸売市場使用料)

平成 14 年度に制定した「施設使用料等滞納整理事務内規」に基づき、訪問催告などの取組により 未収金の早期回収に努めました。

平成 15 年 8 月 29 日付けで提訴した 2 業者については、和解による分割納付を進めるなど債権の回収に努めました。

また、施設の使用許可は1年更新であるため、使用料の収納状況を更新許可の判断基準のひとつとし、納付意思の欠如している者については更新させない方針としました。

#### (違約金)

債務者(建設会社)所在地の現地調査の他、建設業許可の状況等を調査して、債務者の営業実態を 確認しました。

### 2 取組の成果

### (中央卸売市場使用料等)

上記の取組の結果、平成 17 年度末未収金 80 件 9,625,173 円については、平成 18 年度で 15 件 1,702,971 円を回収し、平成 19 年 3 月末の未収金額は 65 件 7,922,202 円となっています。

#### (違約金)

債務者の社屋には別の会社名の看板がかかっており、建設業の許可も切れ、入札参加者名簿にも登載されていないことから、営業実態は無く、現在のところ債権回収の元となる収入、資産は無いと推測されます。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

#### (中央卸売市場使用料等)

平成 18 年度に引き続き、「施設使用料等滞納整理事務内規」に基づく滞納整理を進めるとともに、納付意思の欠如している者に対しては、施設使用停止や取消などの行政処分の実施、施設使用許可更新の拒否を行い、さらに、悪質と判断される者については督促状を発し、法的措置を講ずるなど適切な債権管理・回収を図っていきます。

### (違約金)

引き続き債務者の営業実態、資産等を調査するとともに、他部局と連携を図って対応していきます。

## 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297円(対前年度比 114.9%)あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。 (観光局)

## 講じた措置

(県営サンアリーナ使用料)

# <u> 平成 18 年度</u>

- 1 実施した取組内容
  - (1) 平成 18年11月、督促を行うため債務者の住居を訪問し、生活状況の調査を行いました。
  - (2) 裁判所に預貯金を差押えする申立てを行いました。
- 2 取組の成果
  - (1) 預貯金はなく、差押えをすることはできませんでした。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も債務者に対して支払いを求めるとともに、預金口座の特定等が可能となった場合は、強制執行 等の措置を講じます。

### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

## 2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297円(対前年度比 114.9%)あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。 (担い手・基盤整備分野)

## 講じた措置

#### その他(補助金返還金)

### 平成 18 年度

### 実施した取組内容

三重県養鰻漁業協同組合の精算にかかる財務状況の整理が完了したため、平成18年7月14日に 清算人から提出された書類により財務状況について調査を実施しました。

### 2 取組の成果

調査を実施した結果、負債が資産を上回っており、県の債権である補助金相当額の返還金について は、債権の優先順位が低く、回収が困難であることが確認されました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後、この結果を踏まえて適切に事務処理を行っていきます。

### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。

(伊勢農林水産商工環境事務所、担い手・基盤整備分野)

### 講じた措置

その他((契約解除) 違約金)

# <u>平成 18 年度</u>

実施した取組内容

平成17年度に、事業所所在地を現地調査し、代表者の不在(失踪)を確認しました。また、配達 証明郵便にて、4回違約金の督促を行いましたが、すべて受取人不在で返送されてきました。(平成 17 年度末時点)

平成 18 年度において、部内金融室と協議し、取り組み方法として次の点を確認しました。

○ 今後は、法務局へ法人の状態(商業登記簿)を確認し、破産していれば不納欠損処理を行います。 破産していない場合(事業停止など)は、代表者を探します。

具体的には、代表者の帰宅の有無、あるいは住民としての異動情報の収集などを行います。

- ・住民票の確認
- ・土地、建物の登記簿を確認
- ・会社、自宅の現場を確認するとともに、隣家への聞き取りを行うなど
- 2 取組の成果

調査を継続中です。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度の取り組みを継続し、調査を行います。

号 外 (179)

## 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

3 県単公共工事の契約変更の適正化

建設工事の設計変更について、新しい「三重県建設工事設計変更要領」を平成 17 年 11 月から試行 し、平成18年4月から施行するなど、チェック機能の強化が図られているところであるが、17年度 においても、地域機関における県単公共工事の件数のうち、約70%が増額変更、約23%が減額変更 されており、依然として県単公共工事に係る契約変更の件数が多くなっている。

また、それら契約変更の中には、当初設計時により適切な調査・計上に努めるべきと思われるもの や、別途発注を検討すべきと思われるもの、変更手続きに不備のあるものなどが見られる。

入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するために、設計変更に係る適切な運用を徹底 するとともに、当初設計時の調査の精度の向上について引き続き努められたい。

(経営企画分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

実施した取組内容

建設工事の設計変更については、「三重県建設工事設計変更要領」の周知徹底を図りました。

### 2 取組の成果

土木工事においては、土質の状況等当初設計時に把握しがたいものもあり、止むを得ず設計変更す る工事が多くあります。

しかしながら、事業量増となるものを別途発注するなど、県単公共工事の契約変更の適正化が図ら れました。

また、職員の設計変更に対する意識も向上しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

「三重県建設工事設計変更要領」の周知徹底をさらに図り、適切な運用に努めます。

号

外

## 監査の結果

# 【部局、各種委員会等共通意見】

## 4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4,246 件、約 230 億 19 百万 円 (前年度比 414 件減、6 億 77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は 3,357 件、約 169 億 24 百万円、73.5%(前年度比 281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増) となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2,350 件、約 102 億 42 百万円であったが、今回、293 件につい て監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおけ る不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの79件(27.0%)の不適切な契約が見受けられた。 契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査す るとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。 また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で115件、約23億10 百万円となっている。

今回、そのうち 28 件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当 であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きな ど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、 契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。 (経営企画分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

### 実施した取組内容

平成 18 年度からは、県庁において農水商工部物品調達等指名審査会を設置し、物件関係について も指名審査会に諮り、随意契約について契約理由等を精査するとともに、適正な契約手続きの実施に

また、今年度から 100 万円以上の委託については、出納局の事前検査を受けることとなったので、 執行伺いの段階で検査を受け適正な執行に努めました。

その他書類の不適切な記載や不備などにつきましても、事務改善の見直しを進めました。

#### 2 取組の成果

出納局の事前検査を受け、指名審査会に諮ることにより、随意契約について契約理由を精査すると ともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施が図られました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

随意契約を実施する場合は、指名審査会に諮る等、随意契約理由等のチェック・審査体制の強化に努 め、真に当該業者しか選定できないのかどうかの検討を行い、可能な限り競争入札を行うことで、より 競争性、公正性、透明性が確保された契約がなされるよう努めていきます。

平成19年度からは、入札制度改正により一般競争入札の拡大が図られるため、随意契約から一般競 争入札への移行を進めていきます。

### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

5 建築物の耐震化

東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中にあって、「三重地震対策アクションプログラ ム」では、防災対策の拠点や避難所となる県・市町有施設、医療機関、学校・福祉施設の耐震化を進 めることとしている。

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が85棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要とす る建築物が109棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設も含ま れていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

また、災害時に地域の防災対策の拠点や避難所となる市町の公共施設についても早期に計画的な耐 震化を図るとともに、私立学校、民間の病院・診療所・福祉施設等の耐震化を促進されたい。

さらに、個人住宅の耐震化を進めるために、市町と連携し耐震診断補助事業等の事業推進を図ら れたい。 (担い手・基盤整備分野、農水産物供給分野)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 農業大学校の建築物の内、耐震診断が必要とされる建物について、耐震診断計画を策定しまし (担い手・基盤整備分野)
  - (2) 中央卸売市場については、耐震診断で改修が必要と判定された卸売棟の耐震補強工事を実施し ました。 (農水産物供給分野)
- 2 取組の成果
  - 耐震診断を必要とする建築物2棟について、H19年度に耐震診断を実施します。

(担い手・基盤整備分野)

(2) 中央卸売市場の耐震補強工事を行い、防災対策を強化することができました。

(農水産物供給分野)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 農業大学校の耐震診断を必要とする建築物について、耐震診断を実施し、結果に基づき必要に (担い手・基盤整備分野) 応じて耐震改修計画を策定し、耐震化を進めます。
- (18年度で取り組み終了) (2)

(農水産物供給分野)

### 監査の結果

# 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加し ている。

公務員として責任ある行動が求められる中、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹 底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故 の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため 職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

(経営企画分野)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

実施した取組内容

本庁室長会議、農林水産商工(農政、農林商工)環境事務所長会議等で交通事故防止や適正な県有 財産管理に努めるよう注意を喚起するとともに、「無事故・無違反チャレンジ123」への参加を働 きかけるなど、職員の交通安全意識、県有財産管理意識の高揚を図りました。

また、平成18年6月には、部内全職員に対し、飲酒運転の防止や交通事故の防止についてメール で通知したほか、定期的に飲酒運転の根絶と交通事故防止について注意を喚起してきました。

#### 2 取組の成果

平成 18 年度の公用車での交通事故件数は、本庁では、2件(自損事故2件)であり、平成 17 年度 の4件(職員に過失がある事故2件、職員に過失がない事故2件)と比較して2件減少しています。 また、農林水産商工(農政、農林商工)環境事務所の環境森林関係室を含む地域機関では、16件 (自損事故9件、職員側に過失がある事故4件、職員側に過失がない事故3件)となっており、平成 17年度の13件(自損事故8件、職員に過失がある事故4件、過失がない事故1件)と比較して3件 増加しています。

部全体の事故件数は、平成 17 年度の 17 件に比べて平成 18 年度は 18 件と 1 件増加しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

交通事故の防止には、継続して取り組んでいくことが肝心です。

引き続き、平成18年度に実施した交通事故防止対策に取り組み、職員の交通安全意識と県有財産管 理意識の高楊を図っていきます。

また、部内の各種会議等を活用し、飲酒運転の防止に代表される法令遵守の徹底を図ります。

# 監査の結果(平成18年度定期監査の結果を記載)

1 事務事業の執行に関する意見

(沿海地区漁業協同組合の合併)

(1) 沿海地区漁業協同組合の合併については、「漁協の組織・事業基盤の強化に関する基本方針」に基づき、平成20年4月に3漁協とすることを目標に合併に向けた取組を進めているものの、18年4月の漁協数は未だ42漁協という状況なので、漁業協同組合の経営合理化・強化が図られるよう、一層効果的な取組を行われたい。

(団体・金融分野、津・伊勢・尾鷲農林水産商工環境事務所)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

3漁協構想の実現に向けて合併推進の環境づくりを行うため、つながりの深い8つのエリア毎に合併を阻害している問題点を、漁協系統団体とともに整理しました。

特に、尾鷲地区においては、関係漁協長で組織する合併小委員会を5回開催し、合併基本構想について検討を重ねました。

また、漁協の財務状況が悪いことが合併の大きな阻害要因となっているため、累積欠損金や固定化債権を抱えている漁協に対して財務改善計画を樹立し、この計画に基づいて経営の立て直しを着実に行うよう指導しました。

(団体・金融分野、津・伊勢・尾鷲農林水産商工環境事務所)

### 2 取組の成果

伊勢湾南地区においては、平成18年4月1日に伊勢市及び明和町の5つの漁協が合併し、新しく「伊勢湾漁業協同組合」が誕生しました。

また、組合員の高齢化等によって組合の運営に支障をきたしていた「米津浦漁協」に対して解散の 方向で指導をした結果、総会において解散が決議され、現在の沿海地区漁協数は 41 となっています。 財務改善計画を樹立している 6 漁協に対して、計画の進捗状況の確認を行いました。

(団体・金融分野、津・伊勢・尾鷲農林水産商工環境事務所)

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 引き続き、3漁協構想に向けて合併推進の環境づくりを行い、合併推進協議会の未設置地区に ついては設置を進めるとともに、つながりの深い8つのエリアごとに合併を阻害している問題点 を整理して、一つ一つ解決する中で合併を進めることとしています。

(団体・金融分野、津・伊勢・尾鷲農林水産商工環境事務所)

(2) 財務状況の悪い漁協に対しては、経営改善計画を着実に実行させるべく、県と系統団体が計画の進捗を毎年度チェックし、経営改善を図りながら合併へと誘導していきます。

さらに固定化債権の回収を進めるため、系統団体の債権調査結果に基づき、県と系統団体で構成する委員会において債権毎の処理方針を策定し、系統団体による債権回収が的確に実施されるよう働きかけることで経営改善の進度を速めます。

(団体・金融分野、伊勢・尾鷲農林水産商工環境事務所)

(3) 組合員資格審査については実施している漁協としていない漁協があり、このことが合併の阻害要因ともなっていることから合併参加条件を整える上でも早期に実施する必要があるため、常例検査等による指摘を踏まえた改善指導を行い、法定要件を欠くことが懸念される漁協に対しては、解散か早期合併を指導していきます。

(団体・金融分野、津・伊勢・尾鷲農林水産商工環境事務所)

# 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(未分譲の公的工業団地への企業立地促進について)

(2) 平成17年度における分譲中の公的工業団地については、依然として119.69haが未分譲となっ ているので、関係市町等と連携のうえ一層企業立地促進に努められたい。 (商工政策分野)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 県民しあわせプランの重点プログラムにおいて、研究施設・過疎地域等立地促進補助金、バレー 構想関連産業等立地促進補助金を活用した企業誘致活動を行いました。
- (2) 企業の進出計画等を把握するため、全国の企業21,209社を対象にアンケートを実施し、そ の情報をもとに、企業誘致活動を行いました。
- (3) 企業等へ延べ1,631社に訪問し、誘致活動を行いました。
- 2 取組の成果
- (1) 県内の公的工業団地で6箇所10.81haに企業を誘致しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

東京、大阪にも引き続き企業誘致担当を常駐させ、本庁と共にバレー構想関連企業、外資系企業等へ の積極的な企業誘致活動を図り、公的工業団地の所有者である市町等との連携を密に取り合い、企業誘 致を図ります。

補助制度については、第二次戦略計画の策定に伴って再構築を行い、対象業種及び補助率の見直し等 により、産業構造の高度化に繋がる企業立地を促進します。特に未分譲の公的工業団地については、補 助率を上乗せすることにより、誘致促進に努めます。

また、従来までの東紀州、過疎、準過疎地域への補助制度を見直し、対象地域及び業種の拡大、補助 率の見直しを行い、県南部地域への支援を強化します。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(財団法人三重県産業支援センターのあり方)

(3) 財団法人三重県産業支援センターは、県の中小企業支援やベンチャー支援に関してワンストッ プサービスをめざして取り組んでいるが、先駆的な事業や地域政策的事業は県が直接に実施してい るほか、支援センターと他の支援機関との連携も十分ではない状況にある。

これまでの支援事業の成果を検証するとともに、県とセンターの役割分担を明らかにし、センタ ーのあり方を検討されたい。

また、それらを踏まえて、センターの今後のあり方を展望する中長期計画の策定を支援された 120 (商工政策分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 全国の都道府県中小企業支援センターの事業内容や先駆的な事例等を把握するためのアンケー トやヒアリング調査を実施しました。
  - (2) 県と(財)三重県産業支援センターとの役割分担を整理するため、平成19年度に「あり方検討 会(仮称)」の開催に向けたワーキンググループを立ち上げました。
  - (3) 経済のグローバル化による国際競争力の激化などの社会環境の変化を受け、中小製造業が集積 している北勢地域を支援する(財)三重県産業支援センター北勢駐在による支援機能については、 ワンストップサービスの視点から県との役割も含めて見直しました。

#### 2 取組の成果

- (1) アンケート調査等により把握した先駆的な取り組を実施している全国の都道府県中小企業支援 センター等と意見交換を行い、ワーキンググループにおいて今後の産業支援の方向、(財)三重県 産業支援センターの現状と課題、役割、今後のあり方などの検討を進めています。
- (2) 中小企業の課題を把握し、その解決のために機能の充実を図るために〇B人材等を活用した事 業を(財)三重県産業支援センター北勢駐在で実施することとしました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 引き続き、先駆的な取り組を実施している他府県の都道府県中小企業支援センター等と意見 交換を踏まえ、平成 19 年度の 9 月頃を目途に「あり方検討会(仮称)」の報告を取りまとめ、今 後の(財)三重県産業支援センターにおける産業支援の方向や県との役割分担を整理していきま す。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(商工会等の合併・広域連携の促進と小規模企業支援機能の充実)

市町村合併に伴い、商工会等も合併・広域連携を推進しているが、一市町内に複数の商工会 等が設置されている場合もあるので、効率性、一体性を高めるための手段を検討するとともに、 商工会等に対する小規模企業支援機能の充実・強化の支援をさらに行われたい。

(商工政策分野)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

実施した取組内容

国等の動向を注視しつつ、地域の事業者の実情に沿った合併や連携による効率化が図られるよう、 関係団体等の意向を尊重しながら協議・調整を進め、小規模企業支援機能の充実・強化に向け支援 してきました。

#### 2 取組の成果

- (1) 平成 16 年度は 55 の商工会が設置されていましたが、合併等の推進により 18 年度には 34 の商 工会となりました。引き続き合併等の協議が進んでおり、19年4月には26の商工会になりまし
- また、平成18年6月、県内5箇所に商工会広域連合が設けられ、各商工会との役割分担と連 携のもと、小規模企業への専門的、あるいは広域的支援が実施されています。
- なお、商工会議所と商工会の合併については、平成18年10月に亀山商工会議所と関町商工会 の合併が行われた他、平成19年4月には、熊野商工会議所と紀和町商工会が合併しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

商工団体の合併、広域連携の推進については、地域の事業者の実情に沿った合併や連携によって効率 化を図り、小規模企業支援の充実、強化が行われるよう、関係団体等の意向を尊重しながら協議・調整 を進め、運営支援、環境整備、広域事業支援など、必要な措置を講じていきます。

#### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(認定農業者等中核的経営体の確保・育成)

(5) 地域における農業を中心的に担っていくことが期待されている認定農業者等について、平成17 年度末で 1,999 経営体と前年度に比べ 33 経営体の減となっている。平成 27 年度目標の 3,400 経営 体に対する達成率は 58.8%といった状況にあるので、地域の現状を踏まえ、市町等と連携を図り ながら認定農業者等中核的経営体の確保・育成のための取組をさらに進められたい。

(担い手・基盤整備分野、各農林水産商工(農政・農林商工)環境事務所)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 認定農業者の認定基準となる市町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(市町 村基本構想)」の見直しに際し、営農類型毎の指標を「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する 基本方針(基本方針)」に沿ったものに誘導しました。 (担い手・基盤整備分野、全事務所)
  - (2) 平成 19 年度から実施される「品目横断的経営安定対策」に的確に対応するため、関係市町、全 農、農協等の連携の元に同対策への加入要件が一定要件を満たす認定農業者または営農組織であ ることを農家・集落代表者等へ対策説明を行いました。また、品目横断的経営安定対策に的確に 対応するため、担い手基本台帳により対策加入候補者をリストアップし進捗状況を把握しながら、 認定農業者等の掘り起こしを行いました。 (担い手・基盤整備分野、全事務所)
  - (3) 「肉用牛肥育経営安定対策」の加入対象要件についても認定農業者となったことから、関係市町、 農協等の連携の元に事業説明と認定農業者への誘導を行いました。

(担い手・基盤整備分野、全事務所)

- (4) 認定農業者制度の啓発活動、認定農業者向け制度資金、高品質生産技術や省力栽培技術の導入、 地産地消運動や環境保全型農業への取組等経営改善の促進、農業経営研修会、農業経営改善計画 書の作成支援、パソコン簿記講習会、適正な農薬使用方法等の研修会、みえの農産物表示制度・ エコファーマーの推進、共同申請の普及推進、イベント・特産品づくり等の研修会を行いました。 (津、松阪、伊勢、伊賀、熊野事務所)
- (5) 再認定のための各種指導・相談、経理の一元化、法人化に向けた支援を行いました。

(桑名、松阪、伊賀、熊野事務所)

(6) 担い手育成総合支援協議会に対する設立・運営、研修活動等の支援を行いました

(桑名、四日市、津、松阪、伊勢、伊賀事務所)

(7) 水田農業のシステム化(土地利用型担い手、組織の育成確保)を促進するため、市町、農業団 体と連携し集落等で集落座談会を開催しました。

(桑名、四日市・鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀事務所)

(8) 認定農業者だよりを発行し、情報提供を行いました。

(伊賀事務所)

# 2 取組の成果

- 品目横断的経営安定対策(秋まき麦作付)への加入申請は、479 経営体(391 個別経営体、88 組織経営体)となりました。
- 平成 18 年 12 月現在の認定農業者数は、2,163 経営体、うち 6 特定農業法人、10 特定農業法人 となりました(H18.3 末現在 1.999 経営体)。
- (3) 平成 18 年度末現在、地域担い手育成総合支援協議会は 15 協議会となりました。(H18.3 末 8 協
- 28市町で、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(市町村基本構想)」の見直し がなされました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 品目横断的経営安定対策(水稲、大豆作付)の加入申請に向け、制度の周知徹底、認定農業者等の掘り起こしを行います。 (担い手・基盤整備分野、全事務所)
- (2) 市町基本構想の数値目標に沿って認定農業者になりうる農業者、集落営農組織等の育成を行うとともに、経営指導、技術指導、法人化等の支援を行っていきます。

また、家族経営協定締結による女性農業者、後継者の共同申請を推進していきます。

(3) 国の直轄事業(担い手アクションサポート事業、担い手経営革新促進事業、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業、支援展開リース事業他)等に的確に対応するため、市町ごとに地域担い手育成総合支援協議会(H19.3 末現在15 地域協議会)を早急に立ち上げ、認定農業者等担い手に対し重点的・総合的に支援する体制を整備し、自立経営体や経営改善に意欲的な農業者への支援を行います。

(担い手・基盤整備分野、全事務所)

(担い手・基盤整備分野、全事務所)

- (4) 経営改善計画の更新時期を迎えた農業者について再認定のための経営指導等を行っていきます。 (担い手・基盤整備分野、全事務所)
- (5) 市町、農協等関係団体と連携して、法人化、経理の一元化等の集落営農組織の育成を行い、地域の担い手育成・確保を進めます。 (担い手・基盤整備分野、全事務所)
- (6) 合併市町村の地域を1本化させた広域的な認定農業者協議会の設立、運営及び活動について支援していきます。 (伊賀事務所)

#### 監査の結果

- 1 事務事業の執行に関する意見
- (土地改良区の指導及び土地改良施設の安全管理指導事業の効率的な促准)
- (6) は場整備や農業用ため池等の維持・管理を行う土地改良区について、活動が行われていない団 体もあるので、実態を把握するとともに維持管理に課題のある土地改良区に対しては、方針を定 め適切な対応を図られたい。

また、排水機場等の土地改良施設について、三重県土地改良事業団体連合会が土地改良区に対 して行う操作運転・点検等の管理技術の指導に対し助成しているが、1 地区で数年かけている事 例があるので、指導方法や指導期間について検討した上で、効率的な事業の促進が図られるよう 指導されたい。 (担い手・基盤整備分野)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (土地改良区の指導)
  - (1) 土地改良区の実態については、「土地改良区等統合整備推進状況調査」を行って実態の把握を行 いました。
  - (2) 本庁と事務所の担当者で構成される「土地改良事業関係WG」において、活動が極めて不活発 な土地改良区に対して解散を指導するための指針の検討を行いました。
  - (3) 最近の厳しい農業情勢を受けて、組織や活動が弱体化している中小の土地改良区に対しては、 経営基盤を強化するため「土地改良区整備推進対策事業」などを活用して統合合併を推進しまし た。 (農地調整室)
- (土地改良施設の安全管理指導事業の効率的な促進)
  - (4) 管理技術の指導については、三重県土地改良事業団体連合会や管理者(土地改良区等)と施設 管理の課題や管理技術の指導方法について、検討を行いました。 (農業基盤室)
- 2 取組の成果
- (土地改良区の指導)
  - 「土地改良区等統合整備推進状況調査」の結果、活動が極めて不活発で解散を指導する必要性 があると思われる土地改良区が6改良区あることが把握できました。
  - 「土地改良事業関係WG」では、先進地の調査や弁護士の法律的な助言も受けて、解散を指導 するためのフロー図を作成しました。
  - (3) 菰野町他4地域において統合整備推進協議会で統合のための協議を推進し、菰野町(旧10改良 (農地調整室) 区)及び旧白山町地域(旧3改良区)において統合合併が行われました。
- (土地改良施設の安全管理指導事業の効率的な促進)
  - (4) 現地での指導は、1ケ月点検を中心に行うこととしました。また、指導期間については、5ケ 年を目処に完了するスケジュールを作成し、実施していくこととしました。その結果、指導期間 の長い3地区について、平成18年度で完了しました。 (農業基盤室)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(土地改良区の指導)

- (1) 土地改良区の解散については、解散後の所有財産の取扱いなど法的に処理が困難な場合も多いこ とが予想されますが、18 年度に作成した指導フローに基づき少なくとも1土地改良区に対して解 散を指導します。
- (2) 18 年度に引続き中小土地改良区の統合合併を推進し、名張市他3地域において統合整備推進協 議会での協議を進め、2地域(旧5改良区)での統合整備を実現します。 (農地調整室)
- (土地改良施設の安全管理指導事業の効率的な促進)
- (3) 指導地区の採択については、施設の重要性や管理体制の把握に努め、効率的な採択を行います。 管理者の管理技術の取得状況を把握しながら、適切な指導に努めてまいります。 (農業基盤室)

#### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(農村・漁村における男女共同参画の推進)

(7) 農村・漁村における男女共同参画を推進するため、農村・漁村女性アドバイザーの認定や家族 経営協定の締結、農業委員への女性の登用の促進に取り組んでいるが、いずれも男女共同参画基 本計画第二次実施計画の目標が達成されていないので、男女共同参画の推進に一層努められたい。

(担い手・基盤整備分野、各農林水産商工(農政・農林商工)環境事務所)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - (1) 女性の農業委員への登用については、市町村合併を踏まえ、各農業委員会あたり女性委員の複 数確保を目指し、各事務所長が改選期 10 市町の首長、議長、農業委員会長に対して直接農業委 **員への女性登用を働きかけるなどの活動を行いました。 (担い手・基盤整備分野、事務所)** また、市町長と農村女性アドバイザーとの懇談を通じて、農業委員等への女性登用を働きかけ ました。 (桑名事務所)
  - 農村・漁村女性アドバイザーの認定推進と認定者の資質向上のため、各地域において、地域参 画セミナー(研修)、情報交換会の開催やアドバイザー活動の支援、各種イベントにおける女性 活動のPR等を行うとともに、市町の担当者や女性アドバイザーとともに、候補者への働きかけ を行いました。 (各事務所)

県域では、新規認定者を対象に、アドバイザー名刺を配布するとともに、アドバイザーの役割 と活動事例について先輩アドバイザーから研修をしていただきました。また、アドバイザーの活 動が全県的なものとなるよう、農村女性アドバイザーのネットワーク化を進めるとともに、名簿 の作成を行い、情報交換が図れる体制づくりをしました。(担い手・基盤整備分野、各事務所)

家族経営協定を推進するため、講演会や研修会を開催しその必要性を啓発するとともに、生産 部会や認定農業者の経営改善計画策定時等において制度の説明や締結の働きかけをしました。ま た、締結希望農家に協定作成の支援をしました。 (各事務所)

各事務所の担当者に対し、家族経営協定の制度内容や必要性、その事例等について、学識経験 (担い手・基盤分野) 者を招き研修を実施しました。

- 農山漁村の男女共同参画をより推進するため、女性アドバイザーや関係団体の代表者で構成す る実行委員会による「農山漁村のつどい」を開催するとともに、「食育」をテーマに研修会を開 (担い手・基盤分野) 催しました。
- 2 取組の成果
  - (1) 農業委員については、平成19年1月末時点で女性の登用数は44名、女性登用市町は、21市町 となりました。平成18年中に9市町で改選があり、農業委員数が減少(876人→840人)するな か、1市町あたりの女性農業委員数は、1.55 人→1.52 人とやや減少しました(1市で1名増、 (担い手・基盤分野) 2町で2名減)。
  - 農村・女性アドバイザーは、平成 19 年度に農村女性アドバイザー8名、漁村女性アドバイザー 2名を認定しました。しかし、年齢等による退任者が3人あったため、農村女性アドバイザーが 167名、漁村女性アドバイザーが14名となり7名増となりました。また、農村女性アドバイザー (担い手・基盤分野) の情報交換の場として、ネットワークを立ち上げました。
  - 家族経営協定に関心を持つ農業者が増え、3戸が新規締結準備をしています。(熊野事務所)
  - (4) 認定農業者の共同申請も視野に入れた家族経営協定が1件締結されました。 (津事務所)
  - (5)- 12 月までに3戸が家族経営協定を締結しました。

(松阪事務所)

(6) 家族経営協定及び認定農業者共同申請が1件の予定です。

- (伊賀事務所)
- (7) 新規に2戸、内容変更1戸の家族経営協定締結がありました。

(桑名事務所)

(8) 家族経営協定の新規締結が、1戸ありました。

(四日市事務所)

家族経営協定を新たに2戸締結しました。また、女性の認定農業者や法人の構成員としての参 (伊勢事務所) 加が少しずつ増えてきました。

# 平成 19 年度以降 (取組予定等)

- 1 方針決定の場への女性の参画を推進するため、女性農業委員の各市町複数以上の確保を目標に、改選期の市町を中心とした首長等を対象に直接働きかけるとともに、市町長と女性アドバイザー等との懇談会を通じて、女性登用を働きかけていきます。 (担い手・基盤分野、各事務所)
- 2 新任アドバイザーに対し、その役割と活動等についての研修を実施するとともに、アドバイザーネットワークの研修会を開催し、県下のアドバイザーの交流と情報交換を図ります。

(担い手・基盤分野)

- 3 アドバイザーを中心に研修会やセミナーを開催し、資質向上と男女共同参画の必要性を啓発するとともに、アドバイザーの活動を支援します。 (各事務所)
- 4 家族経営協定については、研修会や各種会議において啓発するとともに、経営改善計画の新規認定 や再認定時をとらえ締結の推進を行います。 (各事務所)
- 5 農山漁村における男女共同参画を推進するため、アドバイザーや指導農業士、農協・漁協の女性部などの代表者で構成する実行委員会により、農山漁村のつどいを企画・開催します。

(担い手・基盤分野)

### 監査の結果

### 事務事業の執行に関する意見

# (中央卸売市場のあり方検討)

(8) 三重県中央卸売市場では、流通形態の変化等により取扱高が減少傾向にあるとともに、一部事 業者の経営悪化による未収金の発生、未貸付面積の増加などの課題がある。また、国の中央卸売 市場整備計画(平成 17 年 3 月)において、当市場の水産物部については、再編に取り組むこと が必要な市場とされ、平成 19 年 4 月から水産物部の地方卸売市場への転換が図られることとな った。これらのことを踏まえ、中央卸売市場のあり方について4人の有識者で構成される調査・ 検討委員会で検討されているが、その報告を受け県として抜本的な見直しを含め早急に結論を出 すよう努められたい。 (農水産物供給分野)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - (1) 中央卸売市場の将来の運営方法等について、客観的で専門性の高い検討を行うため、学識経験 者による「三重県中央卸売市場のあり方調査・検討委員会」を6月に設置し、調査・検討を進め
  - (2) 一方、場内事業者とともに、自ら地方卸売市場へ転換し活性化に努めている卸売市場、指定管 理者制度を導入して効率的な運営を行っている卸売市場、配送センターを整備し戦略的な事業展 開を行っている卸売市場など、全国の先進事例を調査し、今後の市場のあり方を勉強しました。
  - また、市場の運営方法を変更する場合、集荷の上で影響が危惧されることから、主要な取引産 地の意向を確認しました。
  - (4) そのほか、平成19年4月からの水産物部の地方卸売市場への転換に向け、市場関係事業者によ る検討会、市場運営協議会での協議等を行い、地方卸売市場条例・同規則の制定手続きを進めま した。

#### 2 取組の成果

あり方調査・検討委員会での専門家の意見や全国の卸売市場の動きなどを踏まえ市場関係事業 者と協議を進める中で、今後の中央卸売市場の方向性について合意を得ることができました。

- (1) 指定管理者制度など効率的な市場運営体制について、引き続き関係事業者と勉強を続け、合意 形成を図ります。
- (2) 青果部の地方卸売市場への転換に向け、関係事業者と運営ルール等の協議を進めます。
- (3) 地方卸売市場にふさわしい卸・仲卸業務のあり方や施設機能の改善など、地方卸売市場の特徴 を活かした事業戦略・体制の研究を進めます。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

# (食肉処理施設の再編統合)

(9) 平成13年3月に定めた基本方向に基づき、経営健全化をめざして県内食肉処理施設の再編統合 に向けて検討を行っているが、依然として具体的な方針決定には至っていない。概ね平成20年に おける統合を目標としていることから、さらに検討を進められたい。 (農水産物供給分野)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

# 実施した取組内容

- (1) 県内基幹食肉処理施設の再編統合については、平成18年度末に移転新設された名古屋市中央卸 売市場南部市場(食肉市場)の影響も考慮し、引き続き四日市及び松阪の両公社関係者等との検 討・協議を進め、再編統合についての道筋の確立を図りました。
- 一方、再編の前提となる両公社の経営改善を図るため、四日市畜産公社については、公社が集 荷・販売の拡大のために行う卸売市場機能強化対策を引き続き支援するとともに、平成19年2月 に開設された名古屋市新食肉市場の影響を回避するため、豚部分肉加工施設の整備について検討 しました(ベンチマーク1カ所)。
- (3) 松阪食肉公社については、主要株主による施設維持管理に対する支援を引き続き実施して経営 の安定化を図るとともに、集荷対策の一環として、枝肉処理品質の向上のためのベンチマーク (4 カ所)を実施しました。また、さらなる経営の健全化を進めるために経営診断を行うとともに、 関係者による施設等整備検討委員会を立ち上げ、今後の施設整備や支援のあり方について検討を 進めました(8回)。
- (4) さらに、再編の前提となる松阪食肉公社の累積欠損金を解消するため、資本金の無償減資の実 施について株主の説得に努めました。

#### 2 取組の成果

- (1) 再編統合については、依然として合意形成は困難な状況にありますが、再編の前提となる松阪 食肉公社の累積欠損金は無償減資の実施(平成19年3月に登記完了)によって解消されました。
- 両公社の経営状況については、平成 17 年度は当期利益が赤字であった四日市畜産公社は、豚 の集荷頭数が増加したことから黒字に転じる見込みです。
- また、松阪食肉公社は、豚の集荷頭数の増加に加え、個体識別システムやネットオークション など新規収益事業が拡大したことから昨年度に引き続き黒字の当期利益を維持する見込みです。

- (1) 再編統合については、関係者から様々な意見が出され、現状ではたちまちの合意形成は厳しい 状況となっていますが、移転新設された名古屋市新食肉市場の影響等も考慮し、引き続き両公社 関係者との検討・協議を進め、今後の方向性について早期に道筋を付けることとします。
- 再編の前提となる両公社の一層の経営改善に向け、経費削減、集荷拡大、技術向上等に対する 指導及び支援を実施します。
- 特に、四日市畜産公社については集荷対策支援を継続するとともに、新たに建設する豚部分肉 加工施設の運営等に対して支援します。
- (4) 一方、松阪食肉公社については、施設の維持更新等に対して引き続き主要株主による支援を実 施するとともに、経営改善計画の見直し、関係(出資)するすべての市町による支援体制の構築 に向けた取組みを展開します。また、豚部分肉加工施設の整備についての検討を行います。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(地産地消への取組の推進)

(10) 地産地消の推進については、地産地消ネットワークみえによる県民運動や「みえ地物一番の日」 キャンペーンによる流通業界等との協働などを行っているが、地産地消による産業活性化や県産 食材を求める消費者ニーズに対応するため、一層流通事業者等に対する働きかけを行うと同時に、 地産地消に対する県民の意識が一層高まるよう市町等との連携を強化し情報発信などの取組を推 准されたい。 (農水産物供給分野、各農林水産商工(農政・農林商工)環境事務所)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 地産地消ネットワークみえとの協働により、県内各地でのフォーラムや交流会、ニースレター の発行、メールマガジンの配信等を通して、地産地消運動の普及啓発を図るとともに、地産地消 ネットワークみえの会員が取り組むプロジェクト活動の支援等により、地産地消の実践活動を促 進しました。

また、地産地消ネットワークみえの地産地消情報データベースの運用を支援し、地産地消に関 する人・物・サービスのやり取りを活性化するとともに、県産食材の取扱を定期的にクローズア ップする「みえ地物一番の日」キャンペーンに取り組みました。

これらの取組の成果を把握するため、「みえ地物一番の日」協賛事業者に対する県産品の取扱動 向等の調査(3月実施)や消費者に対する県産品の購入意向等に対する調査(3月実施)を実施 (農水産物供給分野)

- (2) 地産地消を推進するための地域ネットワーク等の主催により、地域の状況に応じた体験イベン トや交流会、コンクール等を開催しました。(各農林水産商工(農政・農林商工)環境事務所)
- 2 取組の成果

地産地消運動の普及啓発や実践活動の促進、地域段階での取組を通して、地産地消ネットワーク みえの会員数は 18,750 名 (3月末) となりました。

また、地産地消ネットワークみえは、12月にNPO法人となり活動体制の確立が図られました。 県産品の取扱動向等の調査結果では、県内産品を意識的に購入する人の割合は 34%となってお り、地産地消に対する県民の意識醸成が図られてきています。

さらに、「みえ地物一番の日」の協賛事業者は、小売店舗数で 675、外食店舗数で 220 (3月末) となり、民間事業者における地産地消の取組が増加しています。 (農水産物供給分野)

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 地産地消運動の民間活動の一層の定着を促進するため、「NPO法人地産地消ネットワークみ え」との協働により、県民のニーズに応じた情報の発信や優良活動の表彰、地産地消情報データ ベースの運用に取り組みます。 (農水産物供給分野)

また、地産地消運動の実践・定着に向けて、県内各地域における新たな連携活動を促進します。 (農水産物供給分野、各農林水産商工(農政・農林商工)環境事務所)

「みえ地物一番の日」を引き続き展開するとともに、企業や福祉施設等の事業者給食での地物 一番企画の実施に向けた検討を行います。

さらに、県産食材の価値向上や魅力づくりに取り組む事業者に対して、アドバイザー派遣やマ (農水産物供給分野) ッチング支援等を行います。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

### (三重県観光振興プランの推進)

(11) 観光構造の変革、観光文化の創造をめざした「三重県観光振興プラン」を平成 16 年度に策定 し、その推進を部局横断的に図るために18年度から観光局を設置し取り組んでいるところであ るが、観光関連施設従事者のホスピタリティの向上や、県内における経済波及効果の推計手法 である三重県観光経済データバンクシステムの整備等、未だ十分な効果を上げていない項目が あるので、プランの目標達成に向けて一層努力を図られたい。 (観光局)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - (1) 観光関連施設従事者のホスピタリティの向上については、地域が主体となって進める人材育成 の取組に対して財政的に支援するとともに、観光地づくりや観光商品づくりの取組の過程におい て、専門家から観光客の視点から適切な助言を行ってもらいました。
  - (2) 三重県観光経済データバンクシステムの整備については、経済波及効果の推計に必要な基礎デ ータの精度を高めるために観光入込客数調査のさらなる充実に向けた検討を行うとともに、経済 波及効果の推計方法について検討しました。

#### 2 取組の成果

- (1) 尾鷲市や紀宝町等の人材育成の取組への支援や、湯の山温泉や鳥羽市国崎等での観光商品づく り等の過程における観光プロデューサー等からの助言により、各地域におけるホスピタリティの 向上に貢献できました。
- (2) 観光入込客数調査の調査地点の精査を行うとともに、経済波及効果の推計方法を決定し、三重 県観光経済データバンクシステムの構築につながりました。
- 上記の取組のほか、三重県観光振興プランに定める戦略に基づいた取組を着実に実施してきた 結果、平成18年の観光レクリエーション入込客数は5年連続で増加する見込みであり、これに貢 献することができました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、「三重県観光振興プラン」に基づき、三重県観光の新たなイメージづくりと情報発信・誘 客戦略、多様な主体による観光の魅力づくり・人づくり、観光客の快適性の向上に資する社会基盤整備 を推進し、プランの実現に努めていきます。

また、観光がもたらす経済波及効果については、決定した推計方法に基づき、毎年度推計を行ってい きます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (3) 公有財産の管理事務

### ア 未登記

過年度に取得した公共用地の未登記処理について、未登記土地調査表(カルテ)に より未登記用地の解消に向けて取り組み、平成17年度109筆の登記を完了しているが、未だ1,091 筆もの未登記用地が残っているので、各案件について未登記の理由やその解消の困難度を検討し、 計画的に未登記の解消を進められたい。 (担い手・基盤整備分野)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 外部機関の支援を得るとともに、各事務所の担当者と移転登記が困難な案件の原因と分析、今 後の対応についてのヒアリングも行って処理を進めるなど、未登記解消第6次5カ年計画に基づ き計画的に未登記の解消に努めました。
  - (2) 未登記解消調査(カルテ)の全体分析を行い、問題点の洗い出しと今後の対応を検討しました。
  - (3) 農地調整室の素案に基づき、各事務所の進捗を庁内LANで結び、県全体の進捗が即時に把握 できるシステムを運用し業務の効率化に努めました。
- 2 取組の成果
  - (1) 平成 18 年度は年度当初の目標の 100 筆を超える未登記を解消しました。
  - (2) カルテの全体分析の結果、未登記を原因として施設の譲渡ができていない多くの地区があるこ とが判明したため、今後は未登記の解消と未譲渡施設の譲渡を一体的、集中的に進めることとし、 第7次5カ年計画を策定しました。この計画では、処理が困難な案件の割合が増加していること や、未譲渡施設の老朽化に伴う補修、修繕が必要な案件も多いことから、5ヵ年間の目標を34 9筆としました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後対応する未登記は、地域全体の公図が混乱して大幅な公図訂正が必要なものや、第三者に権利が 移転して了解が得られないものなど、解決が困難な案件が多くなってきており解決に長期間を要するこ とが予想されますが、未登記解消第7次5カ年計画に沿って、外部専門機関の支援も得て、70 筆以上 の未登記解消に努めます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (4) 補助金交付事務等

ア 財務事務に関するチェックの強化等

補助金の額の確定前に支払いをされているものや、補助金交付要綱の未整備、完了報告書提出 前に完成認定を行っているものなどが見受けられた。部内の財務執行に関するチェックを一層強 化するとともに、補助効果についても検証されたい。

また、農水商工部関係補助金等交付要綱に定める交付申請書等の提出時期及び添付書類その他 補助金等の交付について、必要な事項が別に要領として定められていなかったものがあるので、 補助金の交付手続きの透明性、公正性を高めるため、策定されていない補助事業等については、 早急かつ統一的な整備を図られたい。 (経営企画分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・部内会議等で財務執行の問題事例をもとに、会計全般の注意点の徹底を図りました。 また、「農業団体関係補助事業の手引き」の見直しを行い、補助金事務の適正化に努めました。
  - ・補助効果につきましては、事務事業目的評価表等で適正な検証を行っています。
  - ・補助金交付要領につきましては、策定されていないものについて、整備を進めました。
- 2 取組の成果

各種の取組みを実施することによって、適正な財務執行や補助事業の整備が図られています。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も適正な財務執行に努め、会計事務のチェック体制の強化に取り組んでいきます。 また、補助金等交付要領につきましては、適正な整備を進めていきます。

# 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (4) 補助金交付事務等
  - イ 補助金交付要綱等の見直し

財団法人三重県産業支援センターに対する補助事業において、県 10/10 補助金であるにもかか わらず事務事業評価の実績を報告させる手続きとなっていないものや、十分に事業の成果の把握 ができる様式になっていないものが見受けられるので、補助金交付要綱等の見直しを図られたい。 (商工政策分野)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成 18 年度の補助事業実績報告に、事務事業評価目標に対する実績を報告する様式を新たに追加 する補助要領の改正手続を行いました。

2 取組の成果

事務事業評価目標を文書化して共有できるようになりました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

改正手続きに基づき適正に運用していきます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 1 業務委託の実施状況(情報関係)
- (1) かんこうみえホームページ管理・運用業務委託の随意契約の理由不明確

(観光局)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 平成 18 年度の当該業務委託の契約事務手続きのなかで、随意契約の理由が明確になるように見 直しを行い、農水商工部内の指名審査会に諮りました。
  - (2) なお、農水商工部において委託契約に係る指名審査会のあり方が見直され、平成18年度から、 審査会において、全ての随意契約を対象にその理由等の精査・検証も行われるようになっていま す。
- 2 取組の成果
  - (1) 当該業務委託の随意契約の透明性が高まりました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 今後も、必要に応じて随意契約の理由の見直しを行いつつ、部内指名審査会での審査を受けな がら、当該業務委託の随意契約の透明性を確保していきます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 2 業務委託の実施状況 (プロポーザル (企画提案コンペ) 方式)
- (1)「まるごしでチャレンジ、三重キャンペーン事業」の広告業務契約において、予定価格調書 が未作成 (商工政策分野)
- (2) 外客向け旅行商品造成・PR 事業委託の変更契約において、変更手続の一部改正が必要

(観光局)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 再発防止のため、グループ内で三重県会計規則等を確認するとともに、副務者、副室長による チェックをより十分に行うようにしました。 (商工政策分野)
  - (2) 農水商工部物品調達等指名審査会設置要領が平成18年10月に改正され、重要な仕様等の変更 に係る審議基準が規定されたことから、平成18年度に実施する事業委託の契約変更に際して、当 指名審査会に諮りました。 (観光局)
- 2 取組の成果
  - (1) 指摘以降、改善され同様の事例はみられなくなりました。

(商工政策分野)

(2) 変更契約に係る透明性の確保が図れました。

(観光局)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 今後も、事務執行にあたっては、チェック体制を十分にして再発防止に努めます。

(商工政策分野)

(2) 今後とも、委託契約の変更が生じた場合には、上記の要領に定める基準に基づいて、適切に処 (観光局) 理していきます。

### 監査の結果

### 2 財務等に関する意見

(5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、その改善に努められたい。

- 2 業務委託の実施状況 (プロポーザル(企画提案コンペ)方式)
  - (3) 三重の食パワーアップ 100 事業及び地域食品振興事業対策事業費委託において、「個人情報特記事項」の添付漏れ (農水産物供給分野)
  - (4) 三重ブランド情報発信事業及び「2005 食博覧会・大阪」出展事業委託において、「個人情報 特記事項」の添付漏れ (農水産物供給分野)

### 講じた措置

# <u>平成 18</u>年度

- 1 実施した取組内容
  - (3) 全ての委託関係について「個人情報特記事項」の添付状況を調査し、その原因を確認した結果、 事業の円滑な推進を行うため平成 17 年 3 月末に契約事務を行っており、契約に関しても、平成 17 年 4 月 1 日付けであったため添付できませんでした。よって、委託契約に際しての法律関係案 件を再度確認するよう職員教育を行いました。
  - (4) 全ての委託関係について「個人情報特記事項」の添付状況を調査し、その原因を確認した結果、事業の円滑な推進を行うため平成17年3月末に契約事務を行っており、契約に関しても、平成17年4月1日付けであったため添付できませんでした。よって、委託契約に際しての法律関係案件を再度確認するよう職員教育を行いました。

### 2 取組の成果

- (3) 契約行為に関する法律改正等の案件があった場合、職員全員に情報共有できる環境を整備し、 添付漏れが無くなりました。
- (4) 契約行為に関する法律改正等の案件があった場合、職員全員に情報共有できる環境を整備し、 添付漏れが無くなりました。

- (3) 契約行為に関する法律改正等の案件情報を室内会議の議題に加え、職員全員に情報共有するできる環境を継続していきます。
- (4) 契約行為に関する法律改正等の案件情報を室内会議の議題に加え、職員全員に情報共有するできる環境を継続していきます。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 3 業務委託の実施状況 (特命随意契約)
- (1) 農水商工部県民サービス向上運動等実践事業委託において、予定価格の設定根拠不明瞭
- (2) 農水商工部経営幹部オフサイトミーティング事業委託において、検収にかかる確認等の書類 作成不十分 (経営企画分野)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 農水商工部県民サービス向上運動等実践事業委託 積算に基づく予定価格の設定根拠を明確にしました。なお、業者の選定方法を特命随意契約か ら5社による見積り合わせに変更しました。
  - (2) 農水商工部経営幹部オフサイトミーティング事業委託 本年度は委託事業を廃止しました。
- 2 取組の成果
  - (1) 農水商工部県民サービス向上運動等実践事業委託 予定価格の設定根拠を明確にしました。
  - (2) 農水商工部経営幹部オフサイトミーティング事業委託 この委託事業は廃止しましたが、その他の委託事業においては、検収による事業結果・成果の 確認を行いました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

業務委託の実施に際し、適切な事務処理を行っていきます。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 3 業務委託の実施状況 (特命随意契約)
- (3) 平成 16 年度農業協同組合の概況作成委託において、成果物を検収前に配布

(団体・金融分野)

(4) 漁業近代化利子補給計算システム出入力作業事務委託において、契約金額算出不備

(団体・金融分野)

(5) 農業経営近代化資金利子補給計算事務委託において、完了報告書提出前に完成認定

(団体・金融分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (3) 検収後に成果物を配布するように改めました。
  - (4) 事務効率改善の観点から委託すべき事務の精査を行ないました。
  - (5) 監査を受けた後、委託先である(株)三重県農協情報センターに対し、速やかに完了報告書を 提出するよう指導を行いました。
- 2 取組の成果
  - (3) 平成18年度は検収後に成果物を配布しました。
  - (4) 精査の結果、委託事務量が減少し契約金額の減少につながりました。
  - (5) 1による指導の後、完了報告書が提出されました。

- (3) 平成19年度以降も検収を適正に行います。
- (4) 事務の効率化等について検討の結果、事務委託を行なわないこととしました。
- (5) 委託先に対し、事業完了後速やかに完了報告書を提出するよう指導を行います。 当室においては、委託先から完了報告書が提出されるまで完成認定する事がないよう留意しま す。

# 監査の結果

- 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 3 業務委託の実施状況 (特命随意契約)
  - (6) 三重県経営品質賞推進事業委託において、変更契約内容が金額のみの記載で変更理由等が 未記載 (商工政策分野)
  - (7) 広域農道等用地事務委託において、業者からの見積書提出漏れ

(経営企画分野)

(8) 未登記解消に係る未登記用地交渉業務において、業者からの見積書提出漏れ

(担い手・基盤整備分野)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (6) 今年度は変更契約がある場合は、変更理由を変更契約書に記載します。

(商工政策分野)

(7) 本年度からは、業者から見積書の提出を依頼しました。

(経営企画分野)

(8) 業務委託の事務処理の進め方について早急に業者と協議しました。

(担い手・基盤整備分野)

- 2 取組の成果
  - (6) 今年度も3月に変更契約をする予定ですが、金額のみでなく変更理由を記入させることにより 事業の実行性・透明性などが明確となります。

(商工政策分野)

(7) 業者から見積書を徴取しました。

(経営企画分野)

(8) 業者と協議の結果、来年度から見積書を徴収することとしました。

(担い手・基盤整備分野)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (6) 委託契約書に変更する場合の条文を設けて、'委託変更する場合は産業支援室と協議し、金額と 理由を明記することとします。 (商工政策分野)
- (7) 今後も、業者から見積書を徴取し適正な事務処理に努めていきます。 (経営企画分野)

(8) 今後も見積書の徴収など、業務委託における適正な事務処理に努めます。

(担い手・基盤整備分野)

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 3 業務委託の実施状況 (特命随意契約)
- (9) コンテナ流通の導入実証事業委託において、契約内容に業務内容等具体的な内容記載不十分 (農水産物供給分野)
- (10) 県栽培センター(浜島)種苗生産供給業務委託において、再委託について一部報告漏れ

(農水産物供給分野)

(11) 産地市場自主衛生管理型漁業取組実証事業委託において、具体的な業務内容の明示漏れ (農水産物供給分野)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - (9) 該当の実証委託事業について、指摘を受けた具体的な業務内容の記載が不十分であったことに 伴う影響を確認するため、事業目的に照らして実績を再検証しました。
- (10) 平成18年度業務については、第三者に再委託する場合、委託契約に基づき事前に再委託申出書 の提出を求め、内容審査をしたうえで県が承認をした後、業務を発注するよう指導しました。
- (11) 水産物自主衛生管理を推進するために、県で推進モデル漁協を設定し、モデル漁協の浜の漁業 実態状況や漁協の運営状況等内容の詳細かつ人材的に具体的に把握している漁協組織の連合会で ある三重県漁連に委託して水産物自主衛生管理推進マニュアルを作成するもので、これら委託す る具体的な業務内容(項目)を仕様書として作成して、委託契約を締結しました。

### 2 取組の成果

- (9) アンケートの実施計画数等契約書に記載されていなかったが、担当者と委託先の打ち合わせで、 品目をホウレンソウに絞り、生産者、JA、仲卸、小売・量販店の生産から流通までの4段階に分 けて、アンケートを実施する等具体的な業務が実施されており、事業の目的であるコンテナ流通 システムの導入実証の効果を上げていることが確認できました。
- 不適切な再委託により効率性が損なわれたり、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐな ど、その適正な履行の確保に努めることができました。
- ・仕様書に基づき、委託契約が締結でき、計画的な事業実施が図られました。
  - ・モデル地区毎に協議会が結成され、年2回以上開催され、取組内容が協議されました。
  - ・衛生管理推進人材育成のための研修会や学習会が年1回以上開催されました。
  - ・衛生管理の取組に伴うデータの収集と分析が着実に行われました。
  - ・衛生管理マニュアルが作成されました。

- (9) 当事業は、単年度で終了しましたが、同様の実証業務委託等については、業務内容をより具体 的に記載し、契約業務の適正化に努めます。
- (10) 引き続き、委託契約に基づいた適正な事務処理について指導していきます。
- (18 年度で終了) (11)

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 3 業務委託の実施状況 (特命随意契約)
  - (12) 河曲中部地区(全換地区)換地業務委託において、換地計画書等の部分検収等未実施 (四日市農林商工環境事務所)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (12) 換地計画書が土地改良区から県へ提出された時、換地計画書事前審査表により内容審査を行っ ておりこの審査をもって、部分検収として実施していきます。
- 2 取組の成果
  - (12) 18 年度で委託している経営体育成基盤整備事業三寺地区においては、まだ換地計画書が提出 されていないが、事前審査をもって部分検収として実施します。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(12) 19年度以降、換地計画書の委託があれば18年度と同様に対応していきます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 3 業務委託の実施状況 (特命随意契約)
  - (13) 神島漁港県単漁港環境整備事業において、添付資料に一部不備

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(14) 島・食の文化祭「わが家の一品から島の一品へ」事業業務委託において、県事業の成果 としてPR不足 (伊勢農林水産商工環境事務所)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (13) 各漁協の責任者を集めて、事業の概要及び資料の整理について再度説明会を開催するとともに、 清掃実施日については、水産室へ報告をするようにし、監督員が立ち会う等により業務の確認を 行いました。

(14)

- ① 17年度の取組を広くPRするため、当事務所水産室漁政課と連携して、18年11月にJA一志東 部女性部を菅島へ招き、鳥羽磯部漁協女性部が中心となり、17年度に作成したレシピ集を活用し て離島地域の食文化を農村地域へ発信する交流活動を行いました。
- ② 地元小学校において、レシピ集を活用した郷土料理の授業を行いました。
- ③ 大手百貨店や専門学校から商品開発・郷土料理の研究に活用したいなど、地域外からの要望に対 しレシピ集を配布し、離島の食文化の普及に努めました。
- ④ 17年度に引き続き、19年3月に「島の旅社推進協議会」が主体となって、「鳥羽四島・食の文化 祭」を開催しました。
- 2 取組の成果
- (13) 事業の趣旨の徹底も図られ、参加者も増え、清掃活動が活発に行われました。また、資料の整理 も適正に処理されています。

(14)

- ① 17 年度事業をきっかけに地域が自主的に継続して取り組むことで、四離島が共同で取り組む というネットワークづくりが構築できました。
- ② 作成された冊子を地域の宿泊施設に配布したことで、メニューとして取り入れる宿が出てくる など、新たな宿泊施設の食の魅力や地産地消の推進に貢献することができました。
- ③ 17 年度の取組をPRしたことで、地域内外に離島地域の食文化を普及啓発することができま した。
- ④ 地元小学校での授業を通じ、食育の推進に寄与できました。

- (13) 業務内容及び資料(報告書等成果品)のまとめ方について、各漁協に周知徹底を図るとともに、 出来るだけ、県監督員も清掃活動に参加していきます。
- (14) 今後も、継続して地域の住民や団体などが主体となって取り組むことで、離島観光の魅力を創 出し、ひいては離島の活性化に繋がるよう必要な支援を行っていきます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 3 業務委託の実施状況 (特命随意契約)
  - (15) 海岸維持修繕事業委託において、設計書類等の添付漏れ

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(16) 海岸維持修繕事業委託において、県と町の負担区分の明確化及び競争入札の検討が必要 (尾鷲農林水産商工環境事務所)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (15) ① 平成17年度の当事業委託契約書(2地区)における委託費について、委託に要する経費 の設定根拠が明確となる設計書類等の資料を添付しました。
    - ② 本年度においても、当事業委託契約書(4地区)における委託費について、委託に要する 合理的な経費の設定となるよう留意して、設計書類等の資料整理に取り組みました。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

- (16) ① 当事業委託契約書における委託業務の内容について、管理委託契約書で締結されている業 務の範囲をもとに負担区分に関して町と協議を行い、明確化に取り組みました。
  - ② 当事業委託業務の内容について、委託に要する経費の経済性及び緊急性をもとに、競争入 札の実施の検討を行いました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)
- 2 取組の成果
  - (15) 当事業委託契約書における委託費に係る設計書類等の資料を添付し、改善に努めました。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
  - (16) ① 県と町の負担区分の明確化を図り、本年度当事業委託契約書の締結において、適切な委託 業務の内容に改善しました。
    - ② 本年度の当事業における実施業務の内容を検討し、競争入札が妥当な業務について、競 (尾鷲農林水産商工環境事務所) 争入札を実施しました。

- 当事業の委託費が効率的に執行できるよう引き続き留意し、事業を実施していきます。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
- (16) (1) 管理委託契約書で締結されている内容について、県と町の管理区分を踏まえ検討を行い、 見直しに取り組んでいきます。
  - (2) 今後も当事業の実施業務を精査し、最適な契約方法により事業を実施していきます。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 4 県単補助金
- (1) 創造的中小企業創出支援補助金について、要綱の改正が必要であるとともに、一部で補助金 の目的外使用あり (団体・金融分野)
- (2) 合併漁協自立基盤確立事業補助金において、補助金の額の確定以前に、補助金の精算払いあ (団体・金融分野)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 創造的中小企業創出支援補助金について、必要な要綱改正を行い、要領も作成して補助金の適 正な執行に努めました。

目的外使用と指摘のありました補助金については、補助金の額の確定時に補助金から除外し、 返還させました。

- (2) 平成18年度以降の合併漁協自立基盤確立事業補助金において、今回のような不適切な事務処理 をしないように室内で徹底するとともに、支出担当室との連携を強化しました。
- 2 取組の成果
  - (1) 補助金の事務処理上必要な改善を行い、適正な事務事業の執行が実施できた。
  - (2) 実績報告書の提出があった際に所属長の内容の確認印を経て交付するようにしました。

- ・補助金の事務処理など事務事業の適正な執行に努めます。
  - ・複数の者による内部チェックをより一層確実なものになるように努めます。
- (2) 室内での適切な事務処理の徹底及び支出担当室との連携強化に努めます。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 4 県単補助金
  - (3) 市町村営漁港海岸保全事業費補助金において、繰越承認の申請・通知手続き不備

(担い手・基盤整備分野)

(4) 土地改良施設整備補修事業費補助金において、実績報告書が提出期日超過

(担い手・基盤整備分野)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・繰越承認の申請書については、市町から知事宛に公文書により申請を行うよう改めました。 なお申請書の様式等についても統一し、周知徹底を図りました。
    - ・繰越承認の通知については、市町の申請に基づき繰越手続き終了後、知事から市町宛に公文 書により行うよう改めました。
  - (4) 実績報告書の提出期限を厳守させるために、農業基盤室関係補助金等交付要領に記載された内 容について申請者(三重県土地改良事業団体連合会)に指導を行いました。

#### 2 取組の成果

- (3) 平成18年度に繰越を行う市町については、公文書による申請書の提出があり、繰越手続きを 行った後、公文書で繰越承認通知書を市町へ送付しました。
- (4) 次回の実績報告書の提出は平成19年4月予定であるため、現時点ではまだ提出されていません が、申請者には上記のように再度内容を周知徹底しました。

- (3) 毎年実施している漁港漁場関係事業担当者会議及び3事務所室長会議において、今後とも周知 徹底を図っていきます。
- (4) 申請者とは、平成19年4月初めに年度スケジュール及び事務手続きについて打合せを行い、報 告の期日等について再度徹底する予定です。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 4 県単補助金
  - (5) 2005 年集客交流戦略推進事業費補助金(報告書作成事業) において、補助金交付要綱未整備
  - (6) 2005 年集客交流戦略推進事業費補助金(情報発信事業)において、補助金交付要綱未整備 (観光局)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

今後は、事業担当者が作成した補助金交付要綱を、所管の副室長や局予算担当者などが複数の目で 予算見積書と突合させながら確認し合うなど、チェック体制を整えました。

2 取組の成果

新年度における補助金交付要綱については、十分なチェック体制のもとで整備し、掲載漏れや誤り のないようにします。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

同様の事故が生じないように、チェック体制を維持していきます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 4 県単補助金
  - (7) 農的企業誘致促進事業において、間接補助と誤って経由機関に対し交付決定

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(8) 団体営農業集落排水整備支援事業において、年度早期の精算払いに変更する検討が必要

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(9) 県単漁港改良事業費補助金において、履行確認漏れ

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (7) 18年7月11日に補助金調査を行い、交付機関(大紀町役場)から事業主体である「あじさいの道ほほ えみ会」に補助金が支払われた証拠書類を確認しました。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
  - (8) 補助金を精算払いにより交付することを検討しましたところ、本支援事業は補助金相当額を起債償還基 金に年度内に造成したことをもって事業の完了とするこことしていますが、事業主体である玉城町が補助 金交付を受け基金造成するのが適当であるため、概算払により補助金をできる限り早く交付することとし ました。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
  - (9) 本年度該当市町に対して、年度末に履行状況が確認できる調書の提出を依頼しました。 (尾鷲農林水産商工環境事務所)
- 2 取組の成果
  - (7) 17 年度事業のため予定無し

(伊勢農林水産商工環境事務所)

- (8) 農業集落排水施設整備に係る平成17年度の国庫補助対象事業費に対する本支援事業補助金については、 平成17年度内の完成分と平成18年度への繰越分も含めて概算払いにより平成19年2月に交付しました。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
- (9) 当該事業を実施した2市町から関係調書を徴求し、履行確認を行いました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(7) 17年度事業のため予定無し

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(8) 農業集落排水施設整備に係る前年度の補助金確定後、速やかに本支援事業補助金の交付決定通知及び実 績確認等所定の手続を進め、概算払いにより補助金を交付します。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(9) 年度末に、事業主体から工事検査調書を提出させるとともに、事務費等の使用状況を聴取し、 履行状況を確認します。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 5 県単工事
- (1) 原・積良知区県営ふるさと農道整備工事において、すみやかな変更契約協議が必要

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(2) 上岡地区県営ふるさと農道整備工事において、当初積算における数量の精査漏れ

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 工事施工の過程で、やむを得ない事情により契約図書と差異が生じ、設計変更並びにそれに伴 う変更契約等を行う場合は、請負者と早めに協議し変更契約を行うと共に設計変更要領により速 やかに対処し、追加工事にあっては指名審査会に諮り審査を受けてから契約し工事を行っていま す。また、軽微な変更にあっては契約後速やかに指名審査会に報告しています。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(2) 当初積算時において、立木処分量の積算重量を過去の実績と現地の木の種別を調査した結果を設計書に 計上しました。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

### 2 取組の成果

(1) 工事施工の過程で、やむを得ない事情により設計変更並びにそれに伴う変更契約等行う必要が 多々ありましたが、地元や請負者と早め早めに対処し事務手続きを行ったため、書類上の不備は ほとんど無くなりました。

(伊勢農林水産商工環境事務所)

(2) 当初の設計重量とおおむね合致する予定です。(根株や小枝、葉の重量推定が非常に困難であるが、森 林関係者の意見を参考に想定しました)

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 18年度の取組をさらに強化し、現場は勿論のこと書類等の不備がないようにしていきます。 (伊勢農林水産商工環境事務所)
- (2) 本年度の算出根拠を基に設計積算を行います。

(尾鷲農林水産商工環境事務所)

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 6 物品購入等
  - (1) 水中カメラ TV システム仕様書に金額記載漏れ (尾鷲農林水産商工環境事務所)

# 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 3社以上から下見積もりを取り積算資料を作成のうえ、仕様書に積算金額を記述することとしまし た。
- 2 取組の成果 備品等の物品購入等はありませんでした。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

3社以上から下見積もりを取り積算資料を作成のうえ、仕様書に積算金額を記述することとします。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 7 人件費
  - (1) 扶養手当の新規認定において、未収入証明等の受付漏れ

(経営企画分野)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年4月から、扶養手当の新規認定に際し、被扶養対象者の退職による収入減が理由の場合 には、申請する職員に必ず申立書(①今後収入がないこと及び②被扶養者の収入が限度額を超えるこ ととなった時は取消しの申請を行うことを記した書面)を提出させることとしました。

2 取組の成果

申請時に申立書を作成させることによって、申請する職員側は扶養手当の制度及び認定要件につい てあらためて理解することができ、また、認定事務担当者側も提出された申立書を確認することによ って、扶養手当の認定要件を確認し、適正に認定事務を行うことができました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度においても、平成18年度と同様に扶養手当認定に際し、申請する職員に申立書を作成さ せるとともに、必要な書類が整っているかを十分確認して、適正な認定を行うこととします。

部局等名 農水商工部

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 8 その他
  - (1) 公示された補助事業等について、交付要領が策定されてないものがあり統一的な整備が必 (経営企画分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - 補助金交付要領が策定されていないものについて整備を進めました。
- 2 取組の成果

補助金交付要領について整備を進め、適正な事業執行が図られています。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

補助金等交付要領につきまして、適正な整備を進めていきます。

部局等名 農水商工部

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 8 その他
- (2) 三重県産業動物獣医師確保特別修学資金貸付金の有効性・必要性等の早急な検討が必要 (農水産物供給分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

実施した取組内容

県内部(農水産物安全室、家畜保健衛生所)において対応を協議するとともに、獣医大学及び獣医 師会等の関係団体から意見をいただきました。

また、各都道府県の実施状況について調査を実施しました。

2 取組の成果

意見の聞き取りや調査を行ったところ、貸付実績は全国で平成16年度6名、平成17年度3名と 年々減少していました。また、各都道府県(回答は 31)の調査で、現在も実施しているのは2県で

これは、獣医大学生の大半が犬猫などのペットの診療業務を希望していること、また、ペット診療 獣医師と産業動物獣医師の収入格差が大きいことが原因と推察され、今後とも貸付希望が見込めない 状況でした。

このため、本貸付事業は廃止することとし、平成19年第1回三重県議会定例会に「三重県産業動 物獣医師確保修学資金貸付事業資金返還免除に関する条例を廃止する条例案」を上程しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

・本貸付事業は廃止します。

# 監査の結果

# 部局、各種委員会共通意見

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成 17 年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された 11.

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

現在の審査補助の体制を再確認し、確実に実施しています。

主務者と副務者が相互に業務を遂行しているので、担当室以外の業務についても情報共有を図って います。

2 取組の成果

担当者の相互チェックが機能し、情報共有が図られており、担当者不在であっても別の職員でも対 応が可能となっています。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

成果を確認し、必要があれば見直します。

### 監査の結果

部局、各種委員会共通意見

#### 2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12,152,562,060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円 (対前年度比 117.5%) となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関する要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。

### 講じた措置

# 平成 18 年度

# 1 実施した取組内容

(損害賠償請求関係分)

平成17年4月27日の和解成立にて、全32社の損害賠償金等が確定し、分割払い(最長10年分割)を選択した業者から和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていたところ、平成18年6月26日に分割納付していたA社から破産申立の通知があったため、そのA社の連帯債務者となっている27社に対し、各社別の債務額を通知するとともに支払方法等を確定しました。現在は、それぞれの業者の支払方法に基づき納付されてくる損害賠償金等の収納管理を適切に行いました。また、個々の業者の経営情報の収集に努めながら、毎月中旬に翌月納付分の納入通知書(収納済通知書)を発送する送付文書において、納付は必ず納付期限までに納付するよう周知を行いました。(公営住宅関係分)

家賃滞納者を対象に督促月間を年 2 回定め、電話、夜間訪問等を集中的に行いました。 (4 月、11月)。

県外に居住している退去滞納者及び保証人に対しても督促を行いました。

3月末までに法的措置を18件(退去滞納者5件含む)行いました。

嘱託員(2名)による訪問督促を計画的に行いました。

# (地域機関分)

近年の経済不況による会社の倒産や生活困窮などの原因により、占用料の支払が遅延するケースが 増加してきていますが、滞納者に対しては督促状を送付するとともに、電話や訪問による督促を定期 的に行うなど、粘り強く未収金の徴収に努めました。

許可時には許可条件や占用料の納入などについて詳しく説明し、期限内納付を呼びかけて新たな未収金の発生防止を図りました。

また、行方不明者や倒産によるものについては、実態調査を行い、時効完成等要件に該当するものは、不納欠損処分をすべく作業を進めています。

道路占用料に係る未収金対応につきましては、「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分 要領」を策定し、平成19年度から施行することにしています。

この要領では、滞納処分が円滑に行われるよう、滞納整理票の作成、督促、催告、預金等の差押などの事務手続きを定めています。

また、要領の施行に併せて、滞納処分を執行する職員の身分に係る証明書に関する規定を追加するため、「三重県道路占用等に関する規則」の改正を行います。

河川流水占用料に係る未収金対応については、滞納処分を円滑に進めるため「三重県河川流水占用料等に係る金融機関等預金滞納処分要領」を策定しました。

海岸使用料や岸壁荷揚場その他手数料については、各地域機関の事務担当者との会議などにおいて、 未収金対策として、効果的な徴収事例などについて、地域機関の処理状況や意見の集約の取扱いなど について検討しました。

外 (221)

### 2 取組の成果

#### (損害賠償請求関係分)

平成18年4月から平成19年3月分割納付分までの収納状況は次のとおりです。

※数値は、県土整備部分です。

○ 平成 18 度以降分割納付対象額

290, 696, 510 円 ①

○ 平成 18 年度収納済額(H19 年 3 月末現在)

46, 375, 309 円 ②

○ 今後の納付予定額 (H19 年 4 月分割納付分以降)

244, 321, 201 円 ③=①-②

(公営住宅分)

過年度未収金が18年4月に69,513,730円あったのが3月末には45,992,406円に縮減されました。6ヶ月以上の滞納者が18年4月に41件あったのが3月末には19件に縮減されました。

#### (地域機関分)

取り組みの結果、平成18年4月に17,292,632円の収入未済額が、平成19年3月末現在で11,196,674円に縮減されました。

「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」の策定を行いました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

#### (損害賠償請求関係分)

平成 17、18 年度に引き続き、和解条項に基づき納付される損害賠償金等の収納管理を適切に行っていくとともに、毎月中旬に翌月納付分の納入通知書(収納済通知書)を発送する送付文書において、納付は必ず納付期限までに納付するよう周知徹底を行っていきます。

なお、今後も、個々の業者の経営情報の収集に努め、経営不安等の兆候があれば速やかに債権の保 全が図れるよう努めていきます。

### (公営住宅分)

家賃徴収督促月間(年2回)を定め、集中的に督促を行います。

県外に居住している退去滞納者に対しても計画的に訪問し、徴収率を向上します。

長期滞納者への最終催告を今までは 6 ヶ月以上の者に対して行ってきましが、平成 19 年度からは、3 ヶ月以上の者に拡大します。

### (地域機関分)

許可申請時点での納入義務者への事前周知を徹底し、期限内納付を呼びかけることによって、発生 防止に努めていきます。

未収金の原因としては、会社の倒産や生活困窮などによる徴収困難なものが多いですが、滞納者に対しては督促状を送付し、電話や訪問等による督促を定期的に行い、引続き粘り強く徴収に努めていきます。

収入未済の個々のケースの実態把握に努め、その滞納の状況によっては分割納付により徴収するなど、計画的な回収を図っていきます。

また、今後も各地域機関の事務担当者との会議などにおいて、効果的な徴収事例などについて、地域機関の処理状況や意見の集約を行うことによって、未収金対策についての検討を行っていきます。 道路敷使用料について、平成19年4月から施行する「三重県道路占用料に係る金融機関等預金滞納処分要領」が確実に実施されるよう各建設事務所と連絡を密にしていきます。

#### 監査の結果

### 部局、各種委員会共通意見

### 3 県単公共工事の契約変更の適正化

建設工事の設計変更について、新しい「三重県建設工事設計変更要領」を平成17年11月から試行し、平成18年4月から施行するなど、チェック機能の強化が図られているところであるが、17年度においても、地域機関における県単公共工事の件数のうち、約70%が増額変更、約23%が減額変更されており、依然として県単公共工事に係る契約変更の件数が多くなっている。

また、それら契約変更の中には、当初設計時により適切な調査・計上に努めるべきと思われるものや、別途発注を検討すべきと思われるもの、変更手続きに不備のあるものなどが見られる。

入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するために、設計変更に係る適切な運用を徹底するとともに、当初設計時の調査の精度の向上について引き続き努められたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

# 1 実施した取組内容

平成 18 年 4 月 1 日から見直した「三重県建設工事設計変更要領」の運用を開始し、設計変更の適 正化を図っています。

また、上半期発注分の変更手続状況について各地域機関に調査を実施したところ、前年度と同様に約70%が増額変更されていました。

このため、建設事務所等職員によるWGを設置し、設計変更の適正化について検討を行い、原則、 設計変更は行わないように努めること、あるいは、当初設計時の調査精度の向上に努めること等の方 針(案)をまとめ、その方針(案)について、建設事務所等の各職階別幹部会議において周知・徹底 に努めました。

#### 2 取組の成果

上半期の調査結果では、これまでの周知にも関わらず、上半期は増額変更の割合に改善が見られませんでしたが、当初設計時での計上漏れや別途発注を検討すべき等の大幅な増額変更は減少傾向にあり、一定基準以上の設計変更については、指名審査会で審査を行うなど、適正な運用に向けた成果も見られました。

また、WGでの基本的な方針(案)について、建設事務所等職階別幹部会議で再徹底を行ったことから、建設事務所等幹部職員の意識向上が図られました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度下半期の状況について再調査を実施し、その状況を踏まえて、適正な設計変更に向けて 地域機関等職階別幹部会議や各地域機関廻りにより再周知・徹底を行います。

### 監査の結果

#### 部局、各種委員会共通意見

# 4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4,246 件、約230 億19 百万円 (前年度比414 件減、6 億77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は3,357 件、約169 億24 百万円、73.5%(前年度比281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2,350 件、約 102 億 42 百万円であったが、今回、293 件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの 79 件 (27.0%)の不適切な契約が見受けられた。契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査するとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務系託契約の実績は、全体で 115 件、約 23 倍 10

また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で 115 件、約 23 億 10 百万円となっている。

今回、そのうち 28 件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きなど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

# 1 実施した取組内容

業務委託契約については、競争入札を原則としていますが、契約の性質上競争入札に適さない案件等については、契約理由・仕様書・予定価格調書等を室内で精査・検討し、指名審査会での審査等を経たうえで、慎重に随意契約締結の適否を判断しました。

随意契約について、県土整備部関係全所属あてに随意契約理由を精査し、競争性・公正性・透明性の確保・向上を目指すよう、周知しました。

プロポーザル方式についても、実地要綱を遵守し、取扱指針・実施要領に基づき、競争性・公正性・透明性の確保に努めながら、適正な執行に努めました。

#### 2 取組の成果

契約の機会均等、公正性、競争性、透明性の確保に努めましたが、業務の特殊性、業務執行機関が 1機関しか存在しないなどの理由から、競争入札に適さない等やむをえないときに限り、特命随意契 約を締結しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

業務委託契約については、これまでと同様に、競争性、公正性、透明性の観点から引き続き競争入札を原則としつつ、適正な契約方法を実施していきます。

また、その性質、目的が競争入札に適しないときなどに締結する随意契約についても、理由等を十分精査し、競争性、公正性、透明性の確保に努めつつ、随意契約の割合が少しでも減少するよう努力していきます。

### 監査の結果

### 部局、各種委員会共通意見

5 建築物の耐震化

東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中にあって、「三重地震対策アクションプログラム」では、防災対策の拠点や避難所となる県・市町有施設、医療機関、学校・福祉施設の耐震化を進めることとしている。

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が85棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要とする建築物が109棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設も含まれていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

また、災害時に地域の防災対策の拠点や避難所となる市町の公共施設についても早期に計画的な耐震化を図るとともに、私立学校、民間の病院・診療所・福祉施設等の耐震化を促進されたい。

さらに、個人住宅の耐震化を進めるために、市町と連携し耐震診断補助事業等の事業推進を図られたい。

# 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

(建築開発室)

10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるため国は「基本方針」を策定し、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに9割とする目標を掲げました。この方針に基づき、次に掲げる事項を定めた「三重県耐震改修促進計画」を策定しました。

- (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- (2) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- (3) 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- (4) 建築基準法の規定による勧告等の措置の実施について、所管行政庁との連携に関する事項
- (5) 建築物が地震によって倒壊した場合において、閉塞させてはならない道路に関する事項
- (6) 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項
- (7) 独立行政法人都市再生機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項(住宅室)

個人住宅の耐震化を進めるためには、市町と連携することが必要不可欠であるとの認識のもと、年度当初に全市町を訪問し、住宅耐震化推進のための協力体制について確認を行いました。

今年度は特に自治会や企業といった特定多数の団体へ直接働きかける活動を強化し、市町とともに 自治会や昭和56年以前の住宅団地へ出向き、住宅の耐震化の必要性を説明し、耐震診断等の制度の 周知を図りました。

また、地震防災講演会や出前トークの会場において、市町の協力のもと、耐震診断の申込受付を実施しました。

# 2 取組の成果

(建築開発室)

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標については、対象建築物である県・市町・民間 建築物別に設定し、県有・市町所有建築物の耐震化率を100%とし、民間建築物を含めた全体の対象 建築物の耐震化を90%とする「三重県耐震改修促進計画」を作成しました。

(住字室)

平成 18 年度の防災に関する意識調査(平成 18 年 10 月)によると、県民の東海・東南海・南海地震への関心度は「非常に関心がある」と「多少関心がある」をあわせると 93%となり、大地震に対する関心が高いものの、耐震診断や補強までの行動には至っていない結果となっています。

(1) 木造住宅耐震診断支援

平成 18 年度は目標を 9,800 戸とし、昨年度に引き続き全市町 (29/29) で事業に取り組みました。3 月末現在で 3,003 戸の実績でした。

(2) 木造住宅耐震補強補助

平成 18 年度は目標を 256 戸とし、10 月より全市町が事業に取り組みました。3 月末現在で 158 戸の実績でした。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

# (建築開発室)

「三重県耐震改修促進計画」に定めた「建築物が地震によって倒壊した場合において、閉塞させては ならない道路」のうち、優先順位の高い道路について道路閉塞建築物調査を実施します。この調査によ り特定された建築物の所有者等に対して、耐震診断及び耐震改修の実施について指導・助言を行います。 (住宅室)

市町と連携し、以下の制度の利用を促進することによって、住宅の耐震化を推進します。

- (1) 木造住宅耐震診断支援
  - 平成 19 年度より目標を毎年 3,000 戸×4 年とし、引き続き全市町 (29/29) で事業に取り組む予 定です。
- (2) 木造住宅耐震補強補助 平成19年度は目標を400戸とし、引き続き全市町(29/29)で事業に取り組む予定です。

# 監査の結果

#### 部局、各種委員会共通意見

# 6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加し

公務員として責任ある行動が求められる中、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹 底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故 の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため職 員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

# 講じた措置

### 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

該当職員の事故状況聴き取りに加え、直属の上司も同席させて一緒に事故防止対策を検討するな ど、小さい単位の組織としての取り組みを実施しました。

交通事故の状況を聴き取り分析した結果を利用した安全運転講習を 10 月に実施し、身近な事故事 例についてグループで検討することにより危険回避能力の向上と安全運転意識の向上を図りました。 引き続き、各所属で定期的に注意喚起することとし、本庁でも安全運転講習を開催することで、職 員の交通安全意識の高揚、安全運転の徹底を図り、交通事故防止の推進に努めました。

### 2 取組の成果

上記のとおり各種の交通事故防止策を推進し、交通事故防止意識の高揚に努め、公務中の交通事故 は昨年同時期より減少しました。

17年度(3月末日時点) 18 年度(3月31日時点) 公務中の交通事故総数 37 件 (うち公用車 34 件) 17件(うち公用車 16件) うち加害事故 9 件 (うち公用車 7 件) 8件(うち公用車7件)

14 件(うち公用車 14 件) 9件(うち公用車 9件) 自損事故

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、該当職員の事故状況聴き取りに加え、直属の上司も同席させて一緒に事故防止対策を検討 するなど、小さい単位の組織としての取り組みを実施していきます。

各所属で定期的に注意喚起することとし、本庁でも安全運転講習を開催することで、職員の交通安全 意識の高揚、安全運転の徹底を図り、交通事故防止の推進に努めます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(入札・契約制度の改善)

(1) 公共事業の入札・契約制度の改善について、平成17年10月から電子入札が原則全面適用される など、公共事業総合推進本部により全庁的に進められているところであるが、競争性、公正性、透 明性の確保に、引き続き取り組まれたい。

また、総合評価落札方式など、価格と品質が総合的に優れた調達をめざした新たな入札方式が試 行されており、試行結果の検証なども行いながら効果的、効率的な制度の導入を図られたい。

(公共事業総合政策分野)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

### (建設業室)

平成18年6月に公正な競争を確保するため、独占禁止法の改正に併せ、独占禁止法違反、競売入 札妨害及び談合等の不正な行為に対して最長24ヶ月の指名停止期間の強化を行いました。

また、特に悪質な談合行為に関わった契約者には違約金を 10%から 15%に増額する約款改正を行 いました。

#### (公共事業運営室)

平成17年度より総合評価落札方式の試行を行っており、平成18年度は186件の試行を行いました。

### 2 取組の成果

#### (建設業室)

談合行為等に関する不正行為に関して24ヶ月の指名停止措置を講じました。

(24 ヶ月指名停止措置業者数 延べ 23 社)

#### (公共事業運営室)

総合評価落札方式を試行した開札状況は、平成19年3月末現在で173件です。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

### (建設業室)

全国的に発覚している談合等の防止対策として、一般競争入札を全面に拡大し、総合評価方式の拡充 を行い、より競争性、透明性、公正性の高い入札契約制度を目指す改正を行い4月1日から実施してい きます。

# (入札管理室)

入札契約制度の見直しを含め、公共事業の品質確保に向けた取り組みを実施していきます。その中で、 総合評価落札方式における企業技術力の評価方法等について、試行案件の事後アンケートをもとに検討 を進めていきます。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(伊勢二見鳥羽有料道路の採算性確保)

(2) 三重県道路公社の管理する有料道路について、志摩開発有料道路(パールロード)の無料開放に あたっては、I 期分について約 16 億 5,500 万円、II 期分について 30 億 5,700 万円を県が負担して 未償還残高を清算したところである。

同公社の管理する伊勢二見鳥羽有料道路については、有料道路事業として、料金徴収期間の料金 収入で建設費や維持管理費を回収したうえで無料開放することができるように、維持管理費の節減 等、同公社の経営努力を促されたい。 (道路政策分野)

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

実施した取組内容

伊勢志摩管理事務所の定数(職員3名、嘱託職員2名)について見直しを行い、平成18年10月か ら嘱託職員1名を削減しました。また、料金徴収業務委託においては、複数年契約を導入しました。 さらに、次の事業を実施し、有料道路の利用促進に努めました。

- ・(自主事業) 8月10日道の日PR事業
- ・(協賛事業)三重県観光連盟夏キャンペーン「三重の街道をゆく『三重食紀行』」
- ・(協賛事業)中日本高速道(株)「三重ハイウェイキャンペーン2006」
- ・ 三重県観光連盟と連携を取りつつ、公社広報(有料道路の利用促進)について、観光連盟HPに 掲載

# 2 取組の成果

嘱託職員の削減により一般管理費を節減し、また、料金徴収業務委託に複数年契約を導入し、単年 度あたりの維持管理費を削減することができました。さらに、伊勢志摩地域の観光入込客数が低迷す る中で、有料道路の利用促進と伊勢志摩地域の観光PRを行うことができました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、維持管理費の節減に努めるとともに、有料道路の利用状況は依然として厳しい状況にある ことから、県観光部局等と連携しながら、有料道路利用促進策を積極的に実施します。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(道路整備に係る弾力的運用)

(3) 道路の整備について、通行量など地域の実状に応じた道路整備を図るべきことや、人口減少社会 など将来を見通した社会資本整備の観点から、1.5 車線的道路整備 (ローカルルール) の採用など、 道路整備に係る弾力的な運用について検討し、より一層、費用対効果に配慮した効率的な道路整備 を進められたい。 (道路政策分野)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

従来の道路整備は、道路構造令により定められた基準に基づき道路構造を決定し進めていました が、平成15年度の道路構造令の改正にともない、道路構造令の解釈と運用の範囲において、一定の 条件のもと地域の実情に応じた弾力的な対応が可能となりました。

これを受け、平成 17 年度より三重県における 1.5 車線的道路整備(ローカルルール)の基準を定め、 従来の2車線による整備ではなく、交通量などに応じ、車がすれ違える最低限の幅員による改良や待 避所の設置など、地域が求める効果を早期に発現できるよう整備を進めています。

また、歩道整備については、平成 15 年度に歩道設置に関する基準を定めており、従来の一律の歩 道幅員ではなく、自動車交通量や歩道利用状況に応じた歩道幅員を採用することとしており、平成 18年度までに7箇所の事業中箇所において歩道幅員の見直しを行っています。

2 取組の成果

地域の実情に応じた道路整備を進めるため、5路線において1.5車線による道路整備を、5路線6 箇所において待避所整備を実施しており、早期に効果が発現できるよう積極的に整備を進めていま す。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

地域の実情に応じた道路整備を行うため、ローカルルールの適用や利用状況に応じた歩道幅員の採用 を計画段階から検討するとともに、現在整備を進めている 1.5 車線整備箇所や待避所設置箇所の早期完 成に向け取り組んでいきます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(自然災害に対するハード・ソフト対策の推進)

(4) 自然災害に対する対策について、平成17年度末における土砂災害保全率が23.9%、河川整備率が37.1%、海岸整備率が63.1%などであるので、引き続き、優先度を判断しながら、戦略的な河川整備、砂防施設及び海岸保全施設の整備、橋りょうの耐震補強などに取り組むとともに、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域の指定やハザードマップの作成支援、土砂災害情報相互通報システムの整備など、ハード対策とソフト対策との連携を図り、効果的、効率的に対策を講じられたい。

また、平成16年台風21号などによる自然災害に係る災害復旧事業などについて、万全かつ円滑な事業の推進を図られたい。 (流域整備分野)

### 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

#### (河川室)

限りある予算を効率的、効果的に執行し、水害に対する安全性を向上していくため、県管理河川全体の中で優先度を考慮し、河川整備を進めていく必要があります。このため、今後概ね 15 年間のハード対策とソフト対策の整備方針を示した「三重県河川整備戦略」を平成 18 年 12 月に策定しました。ハード対策については、洪水等の浸水被害から県民の生命・財産を守るため、三滝川他 24 河川で河川改修事業を進めています。特に三滝川については、狭窄部となっている近鉄橋梁を架替え、河川断面を拡幅することにより、浸水被害を軽減するための鉄道橋・道路橋緊急対策事業に平成 18 年度から着手しています。

ソフト対策についても、市町の作成する洪水ハザードマップが早期に整備されるよう、平成 18 年度は、11 河川の浸水想定区域図を作成中であり、6 市町に提供する予定です。

#### (砂防室)

ハード対策については、平成 16 年の台風 21 号豪雨により被災した箇所について再度災害を防止するための激甚災害対策特別緊急事業など土砂災害を防止するため、三戸川(紀北町)他 81 箇所で土砂災害防止施設の整備を行っています。

ソフト対策については、土砂災害情報相互通報システムの整備や土砂災害防止法に基づく基礎調査 を進めています。

また、いなべ市藤原町で土砂災害防災訓練、松阪市で出前トークを実施し、1月末には市町職員を対象とした研修を実施しました。

### (港湾・海岸室)

海岸保全施設整備について、限られた予算のなかで、高潮、津波等の被害の防止・軽減を図るため、 効果の早期発現に向け、14 地区海岸で高潮対策事業等を進めました。

また、海岸保全施設整備を進めるにあたり、高潮、浸食等の対策に加え、耐震対策も視野にいれた整備を進めるため、整備の方向性を示した海岸整備アクションプログラムや海岸保全基本計画の見直しを行いました。

#### (道路整備室)

既設橋梁の耐震補強については、災害時における救助・救援、緊急物資等の輸送ルートを確保するため、緊急輸送道路を中心に整備を進めており、橋梁の種別、架設年度、現場条件をもとに優先順位を定め、効果的で、効率的な執行に努めています。

緊急輸送道路にかかる橋梁は 390 橋あり、そのうち平成 17 年度末までに 270 橋の橋梁の耐震補強が完了しています。残る 120 橋については、地震対策アクションプログラムに基づき、平成 22 年度までに耐震補強を完了すべく整備を進めています。

平成 18 年度では 22 橋の耐震補強に取組み、緊急輸送道路にかかる 292 橋の耐震対策が完了しました。

### 2 取組の成果

平成 19 年 4 月 27 日

#### (河川室)

河川整備を進めた結果、河川整備率が37.2% (対前年比0.1%up) となる見込みです。(平成18年度

市町の作成する洪水ハザードマップの基礎資料となる浸水想定区域図を 11 河川提供し、3 市町 (松 阪市、伊勢市、玉城町)で新たに洪水ハザードマップが作成されました。(平成 18 年度末) (砂防室)

砂防施設整備を進めた結果、土砂災害保全率が24.4%(対前年比0.5%up)となる見込みです。(平 成 18 年度末)

ソフト対策としては、土砂災害情報相互通報システム整備事業により保全人家のある土砂災害危険箇 所の内の70%の箇所で行政と住民の情報共有が可能になる予定です。

また、土砂災害に対する意識を向上させるため、土砂災害防災訓練や出前トークを実施しました。 (港湾・海岸室)

海岸保全施設整備を進めた結果、海岸整備率が63.6%(対前年度比0.5%up)となりました。(平成 18 年度末)

また、海岸整備アクションプログラム及び海岸保全基本計画の見直しは、平成 19 年度完了の予定で す。

#### (道路整備室)

平成 18 年度では 22 橋の橋梁の耐震補強が完了しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

#### (河川室)

平成 19 年度以降は、平成 18 年 12 月に策定した「三重県河川整備戦略」に沿ったハード対策及び ソフト対策を推進するとともに、県民しあわせプラン第二次戦略計画(仮称)の重点事業「異常気象 に備える緊急減災対策」の中でも、早期に減災効果が期待できるハード整備やソフト対策について重 点的、計画的に推進します。

#### (砂防室)

平成19年度には、平成16年度に被災した箇所の激甚災害対策特別緊急事業を完了する予定です。 また、ソフト対策については、気象台、防災危機管理部と連携を図りながら、土砂災害の危険性を 示す情報「土砂災害警戒情報」の運用を開始するとともに土砂災害情報相互通報システム整備事業や 土砂災害防止法に基づく基礎調査を進めます。

### (港湾・海岸室)

平成 19 年度以降も、海岸整備アクションプログラム及び海岸保全基本計画を踏まえ、効果の早期 発現に向け、重点的、計画的に整備を進めます。

# (道路整備室)

引き続き緊急輸送道路にかかる橋梁の耐震補強の促進をはかっていきます。 平成 19 年度から平成 22 年度では、98 橋の耐震補強に取り組む予定です。

号 外

# 監査の結果

- 1 事務事業の執行に関する意見
  - (土砂災害防止法に基づく警戒区域指定の推進)
- (5) 土砂災害警戒区域の指定について、平成26年度末までに県内の土砂災害危険箇所16,206箇所の 調査を終え、区域指定を完了させる目標設定により取り組まれているところである。17 年度末で の調査済箇所は 1,435 箇所、土砂災害警戒区域の指定箇所は 17 箇所であるので、引き続き、関係 市町と連携しながら、着実な進捗を図られたい。 (流域整備分野)

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 市町の建設、防災担当者に対して説明会を開催し、事業協力を依頼しました。
- (2) 予算確保に向けて、次期戦略計画の重点事業に位置づけられるよう提案をおこないました。
- (3) 県全体で 425 箇所の基礎調査を発注しました。
- (4) 調査済箇所の調査結果について、関係市町及び住民への説明をおこないました。
- (5) 事業の効率化を図るため、土砂災害防止法の推進方針の見直しを検討中です。 (見直し内容:指定対象箇所の絞り込み、特別警戒区域の同時指定等)
- 2 取組の成果
- (1) 市町との連携がより一層深まりました。
- (2) 次期戦略計画の重点事業に位置づけられる見込みです。
- (3) 基礎調査の進捗率が約3%向上しました。
- (4) 調査済箇所の区域指定に向けて、関係市町と調整を進めています。
- (5) 推進方針の見直しについては、現在関係機関と協議中です。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

新たな推進方針に基づき、土砂災害防止法の推進を図ります。

平成19年度については、県全体で170箇所程度を対象に基礎調査を実施する予定です。

#### 監査の結果

### 1 事務事業の執行に関する意見

平成 19 年 4 月 27 日

(市町村合併に伴う都市計画区域等の整理の推進)

都市計画区域について、市町村合併により、一つの行政区域の中に線引・非線引の都市計画区域 が混在するなどの状態が生じている。

また、決定されたまま長期間未改良になっている都市計画道路については、全国的に見直しが検 討されている。

都市計画の変更は随時行われているが、市町村合併に応じた都市計画区域の見直しを進めるとと もに、社会経済情勢の変化に応じた都市計画道路の見直しについて、的確に対応されたい。

(住民参画まちづくり分野)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

### 1 実施した取組内容

#### 【都市計画区域】

市町村合併により線引き制度の異なる都市計画区域が混在することとなった市については、平成 17年度に県とともに線引きのあり方について研究会を組織しており、18年度も引き続き県、市協働 で検討しました。検討の一部として 11 月に線引きを行っている市町に対し、まちづくりの方向性や 市街化調整区域のあり方に関する市町の考え方をヒアリング調査しました。また、2月には県と市町 で市街化調整区域のあり方に関する検討会を開催しました。

#### 【都市計画道路】

都市計画道路見直しに際しては個別路線の見直しに先立ち基本的な考え方や進め方について、ガイ ドラインとしてとりまとめ、その後順次各市町毎に県と市町共同で路線の必要性の検証作業を行い、 結果として行政案を公表します。その後、住民説明会を開催し住民意見を反映しながら順次都市計画 の変更手続きを行う予定です。平成 18 年度は、ガイドラインの策定に向け都市計画審議会の小委員 会で調査審議いただくとともに、素案段階でパブリックコメントを実施しました。このようにしてと りまとめられたガイドライン案の内容をもって都市計画審議会より答申をいただきました。

# 2 取組の成果

# 【都市計画区域】

関係市町へのヒアリングにより、都市計画区域の見直しを行うために必要な市町のまちづくりの方 向性や市街化調整区域に対する考え方が確認できました。このヒアリング結果を踏まえて県と市町で 検討会を開催し、市街化調整区域における土地利用のあり方についての素案を策定しました。

# 【都市計画道路】

都市計画審議会の小委員会での調査審議、市町との協議、パブリックコメント、都市計画審議会の 答申を経て、ガイドラインを策定しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

# 【都市計画区域】

市町村合併を行ったほとんどの市町では、現在、都市計画マスタープラン(市町マスタープラン)の 改定を検討している段階であり、県においても平成22年度までに都市計画区域マスタープラン(県マ スタープラン)を改定していくこととしており、これらの中で線引きのあり方も含めた都市計画区域見 直しの考え方を明確にします。

### 【都市計画道路】

ガイドラインに沿って各市町で個別路線の評価作業を進める予定です。

平成 19 年度は交通量推計のための基礎データが整っている北勢、伊賀圏域から順次作業に着手する 予定です。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(県営公園の管理の効率化)

(7) 県営6公園のうち、熊野灘臨海公園について平成18年度から指定管理者制度を導入しているが、 他の公園についても導入の可能性を検討するなど、利用増進や維持管理費の節減を図り、より一層 の県民サービスの向上を図られたい。 (住民参画まちづくり分野)

### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 熊野灘臨海公園においては、指定管理者制度により紀北町が公園管理を実施しています。
- (2) 北勢中央公園及び熊野灘臨海公園においては、利用者ニーズを取り入れた計画に基づき重点的に 公園整備を実施しました。
- (3) 熊野灘臨海公園を除く直営で管理する 5 箇所の県営都市公園における指定管理者制度の活用に ついて、関係建設事務所及び都市政策室による検討を行いました。
- (4) 適正かつ効率的な維持管理業務の実施を図るため、費用対効果や多様化する利用者ニーズに留意 しつつ適正な管理水準の検証を行いました。
- 2 取組の成果
- (1) 直営で管理する県営都市公園のうち県庁前公園を除く4箇所について、指定管理者制度を活用す る方針を決めました。
- (2) 平成 19 年度の具体的手続の開始に向けて、4 公園において同制度の活用にあたっての課題・問 題等を概ね整理するとともに、管理水準の検証を終えました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- 北勢中央公園においては、東側玄関口や駐車場など平成9年度以来の追加開園を図ることによって 公園の魅力を高め利用増進を図ります。
- 2 指定管理者制度を導入する4箇所の県営都市公園について、同制度導入前に整理すべき課題等の処 理や県営都市公園の標準的な管理水準を踏まえた公園施設等の修繕・改築等を実施します。
- 平成20年4月からの指定管理者制度による県営都市公園管理に向けて、三重県都市公園条例の改 正や指定管理者の公募等の手続を進めてまいります。

# 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(流域下水道事業の会計の明確化)

(8) 流域下水道事業の会計の明確化

流域下水道事業の運営について、人件費や高度処理費に係る経費において、一般会計との区分が 明確でない部分がある。使用者(市町)が負担すべきものと一般会計で負担すべきものとの区分を 明確に整理し、使用者(市町)が負担すべきものについては特別会計で適正に会計処理を行われた 110

また、下水道建設に係る経費(資本費)について、使用者(市町)負担で回収すべきものについ ては、将来の見通しを持って確実に回収されたい。 (住民参画まちづくり分野)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

人件費や高度処理にかかる経費については、従事する業務内容に応じて職員を特定することや、高 度処理に要する費用の負担区分を整理しました。

2 取組の成果

地域機関、本庁も含めて特別会計で負担すべきである建設に従事する職員、維持管理に従事する職 員を特定することにより、一般会計との負担区分を明確化しました。

また、資本費については、経営計画に基づき、北部処理区、雲出川左岸処理区において計画どおり 回収しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

現在のところ、下水道室・流域下水道事務所で維持管理業務に従事する県職員の人件費を関連市町の 維持管理負担金で支弁することについて市町の同意は得られていないため、引き続き協議していきま す。

資本費は第2期経営計画から回収することとしていることから、北部処理区、雲出川左岸処理区以外 の処理区においても、第2期経営計画から回収に努めます。

#### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(県営住宅のあり方の検討)

(9) 新しい住生活基本計画(県計画)の中で、公営住宅の供給量の目標を定めることになっているが、公的住宅施策全体の中での県営住宅のあり方について、検討を進められたい。

また、平成18年度から3年間、住宅供給公社が県営住宅の指定管理者に指定されたが、将来にわたって県営住宅の管理が合理的、効率的に行えるように、住宅供給公社のあり方も含めて、県営住宅の管理について早急に検討されたい。 (住まい政策分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 県営住宅のあり方検討

平成 18 年度に策定した三重県住生活基本計画のなかで、公的賃貸住宅の供給方針を明示し、県、 市町、民間の役割分担を明確にしています。

(2) 県営住宅管理、住宅供給公社のあり方検討

「住宅供給公社のあり方」については、県議会行政改革推進方針に基づき整理縮小してきた経緯を踏まえ、開発した住宅団地にかかる課題・残業務の洗い出し、解散方針を打ち出している他県公社の情報収集などをもとに検討を行いました。

また、「県営住宅管理のあり方」については、「住宅供給公社のあり方」検討においてあわせて検討を行いました。

#### 2 取組の成果

(1) 県営住宅のあり方検討

住生活基本計画の策定段階では、県民より広く意見を募集するため 11 月 29 日より 12 月 28 日までパブリックコメントを行ったほか、12 月 15 日と 2 月 5 日開催の有識者による懇話会で意見をいただきました。

なお、市町との協議については、10月10日、11月20日、1月29日の会議で調整を行ってきました。

(2) 県営住宅管理、住宅供給公社のあり方検討

県営住宅の管理については、引き続き現行の「指定管理者制度」により競争原理を働かせながら 維持管理業務を行っていく方針としました。

住宅供給公社については、第1期の指定管理期間が終了する平成20年度末以降、プロパー職員が若干名となるなど、早晩終息せざるを得ないと考えていますが、全国的にも住宅供給公社の解散事例がない中で、国や他県の動向を注視しつつ終息の方法について検討してまいります

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 県営住宅のあり方検討

県の計画を基に市町でも住生活基本計画を策定するように働きかけていきます。

(2) 住宅供給公社のあり方検討

住宅供給公社については、引き続き国や他県の動向を注視しつつ終息の方法について検討してまいります。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(違反屋外広告物の是正)

(10) 屋外広告物法の改正に伴って県条例も改正され、屋外広告業の登録制度の活用や広告主への直接 指導が可能になったので、違反広告物に対してより効果的な是正指導を行われたい。

特に、平成16年度の実態調査で違反とされた広告物に対しては、調査結果の有効活用の観点か らも速やかに指導を行い、良好な景観の確保を図られたい。 (住まい政策分野、各建設事務所)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- (1) 実態調査の結果をもとに違反広告物を特定するとともに、17 年度に引き続き当該広告物の設置 者の把握を進めました。また、設置者及び違反内容が判明した違反広告物について、順次、是正指 導を行っています。
- (2) 屋外広告物の規制に対する実効性を確保するため、18 年 4 月より屋外広告業の登録制度を開始 し、400 業者が登録(1月19日現在)を受けました。また、屋外広告業の登録を行う際に、市及び建 設事務所からの情報をもとに問題のある業者に対して指導を行いました。
- (3) 屋外広告業者に、実態調査の調査結果に基づき強力に是正指導を行っていることを示すともに、 管理する屋外広告物について違反がないか自主点検を行わせました。
- (4) 屋外広告物の規制に対する普及・啓発のために、チラシを作成するとともに、都市景観の日(10 月4日)を中心に各郡市医師会、各商工連合会・商工会、各商工会議所を介し、屋外広告物の広告 主である事業主に対し配布を行いました。また、屋外広告物ホームページを刷新しました。
- (5) 鈴鹿市の啓発キャンペーン(9月28・29日、地域内各商店の訪問啓発)へ参加するとともに、 三重県屋外広告美術協同組合と協働し、JR 桑名駅前において「屋外広告の日キャンペーン(屋外 広告物啓発チラシ等の配布)を行う等、関係機関と協力し啓発活動を行いました。
- (6) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的として、屋外広告業 者及び屋外広告業従事者等を対象として、屋外広告物講習会を開催しました。

# 2 取組の成果

- 実態調査において調査を行った屋外広告物3万件のうち、県所管分約2万8千件について違反内 容の確定が完了しました。このうち、違反となる広告物は約6千件であり、そのうち約2千件につ いて是正指導を行い、約1千3百件について是正が完了しました。
- (2) 全県的な実態調査に基づく是正指導及び屋外広告業登録申請時の指導等により、広告主及び屋外 広告業者において、自己点検が行われるとともに、未申請物件について申請手続きが行われました。
- (3) 3月7日に屋外広告物講習会を開催したところ、県外業者を含め約140名が参加し屋外広告物条 例、デザイン、構造等の講習を受けました。

#### 平成 19 年度以降 (取組予定等)

- 1 実態調査の調査結果をもとに、違反広告物設置者を確定するとともに、改正屋外広告物条例に基づ 広告主に対する是正指導を行います。
- 違反広告物の是正指導を強力に進めるとともに、悪質な業者に対しては屋外広告業登録制度に基づ き指導を行います。
- 屋外広告物事務の権限を移譲している市町において、円滑に屋外広告物事務が行われるよう、支援 を行います。
- 沿道景観地区制度を利用し、特定の地区(伊勢志摩地区、東紀州地区)において、景観に即した屋 外広告物の規制を検討します。
- 権限移譲を行う大紀町に対し、屋外広告物事務が円滑に推進できるよう協議・調整を行うとともに、 権限の移譲を検討している他市町についても同様に協議・調整を行います。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(木造住宅の耐震診断補助事業等の推進)

(11) 木造住宅の耐震診断補助事業は、平成 15 年度から 18 年度までの間に 29,000 戸を診断する目標 であるが、17年度末までの実績は10,710戸であるので、さらに普及啓発活動を強化するなど、事 業推進を図られたい。

また、耐震補強補助事業についても、同じく目標 400 戸に対して、17 年度末までの実績が 161 戸であるので、事業推進を図られたい。 (住まい政策分野)

### 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

木造住宅の耐震診断件数や耐震補強件数は、目標に達していない状況であるため、普及啓発活動を 積極的に行う必要があると考え、下記の取り組みを行いました。(3月末時点)

(1) 地域住民向け普及イベントの開催

「地震防災講演会でパンフレット等配布と相談窓口対応」(17回)

「自治会等での説明会」や「団地への働きかけ」(15回)

「シンポジウムなどのイベント時での普及啓発」(11回)

「企業への働きかけ」(14回)

「出前トークの開催」(12 回)

(2) 配布物等による普及啓発

チラシ、パンフレットの印刷、ポスターの作成印刷

県政だよりでの周知

マスコミとの協働

三重テレビ等のテレビ番組制作への協力(防災危機管理局と連携)(6回) FM三重等のラジオ番組制作への協力(広報広聴室、防災危機管理局と連携)(17回) 県内主要6紙の新聞広告の掲載(広報広聴室、防災危機管理局と連携)(2回)

(4) 防災教育による普及

小中学校における住宅耐震を含んだ防災教育(教育委員会と連携)(24 校)

(5) 専門家養成と協働

耐震診断や耐震補強の技術者向け講習会開催(3回)

耐震ネットワークを構築し、コーディネーターを養成する研修会開催 (2地区)

住宅改修(耐震・バリアフリー化のための)アドバイザー講習会開催(1回)

(6) 市町との連携

担当者会議の開催(4回)

取組強化のための市の幹部への働きかけ

#### 2 取組の成果

平成 18 年度の防災に関する意識調査(平成 18 年 10 月)によると、県民の東海・東南海・南海地 震への関心度は「非常に関心がある」と「多少関心がある」をあわせると 93%となり、大地震に対 する関心が高いものの、耐震診断や補強までの行動には至っていない結果となっています。

(1) 木造住宅耐震診断支援

平成 18 年度は目標を 9,800 戸とし、昨年度に引き続き全市町 (29/29) で事業に取り組みました。 3月末現在で3,003戸の実績でした。

(2) 木造住宅耐震補強補助

平成 18 年度は目標を 256 戸とし、10 月より全市町が事業に取り組み、3 月末現在で 158 戸の実 績でした。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 木造住宅耐震診断支援

平成 19 年度より目標を毎年 3,000 戸imes4 年とし、引き続き全市町 (29/29) で事業に取り組む予 定です。

(2) 木造住宅耐震補強補助

平成19年度は目標を400戸とし、引き続き全市町(29/29)で事業に取り組む予定です。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務

### ア 未登記

過年度に取得した公共用地の未登記処理については、平成17年度には新たに255筆の処理を完 了したが、依然として未登記が 5,799 筆あるので、引き続き計画的に未登記の解消を進められたい。 (各建設事務所)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- (1) 未登記対策については、平成14年度から年度毎に処理目標を定めるなどして取組を強化してい ますが、引き続き本年度も処理目標(200筆)を定め、案件毎に登記処理可能性等を分析した結果 による「平成17年度以降の処理方針」に沿って、未登記処理を促進しました。
- (2) 未登記案件は処理困難なものが多いことに加え、不動産登記業務は専門的知識を必要とすること から、地域機関の担当職員を対象とした専門家講師による「登記業務研修会」(7月30日開催)や、 意見交換を行う担当者会議の開催などを通じて処理態勢の充実を図りました。

また、一部事務所において未登記土地の地権者への登記協力意向調査や、地籍調査実施地区の調 査を行うなど、処理促進に向けた取組を行いました。

2 取組の成果

平成 18 年度における未登記処理は、処理目標 200 筆に対し 255 筆の処理を行いました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- 引き続き「平成 17 年度以降の処理方針」に沿って平成 19 年度の処理目標を定めるなどして、専門 団体等と協議しながら未登記処理に取り組みます。
- 2 地域機関の担当者を対象とした不動産登記業務に関する研修会の開催などにより、処理態勢の充実 に努めます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (3) 公有財産の管理事務
  - イ 普通財産の適正な管理及び有効活用
    - (ア) 県土整備部所管の廃道敷、廃川敷等の普通財産 (土地) が 52,813.56 ㎡あるので、売却等を進めるなど、その適正な管理及び有効活用を図られたい。

(公共事業総合政策分野、四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、志摩建設事務所、 伊賀建設事務所)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

廃道・廃川・廃浜敷地等の県土整備部由来の財産については、県土整備部において管理・処分しています。

これらの財産は、土地の形状・接道条件・面積が適当でないものが多いため、売却処分が困難ではありますが、県としての利用計画がない普通財産は早急に処分する方針です。

### (公共事業総合政策分野)

財産処分を目的として道路管理者及び河川管理者から公共用地室へ引き継がれた廃道・廃川敷地等の普通財産については、県の公共事業の代替地として活用、市町等の事業用地への提供、一般競争入札による処分、その財産に特別の縁故を有する者(隣地土地所有者等)への売却処分を行っています。公共用地室所管の普通財産 H19.3 末時点 16 件 34,586.27 ㎡

上記のうち未利用地 11 件 8,724.40 m<sup>2</sup> (未利用地以外の 5 件は、市町の公園用地等として利用) (四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所)

各建設事務所所管の廃道敷、廃川敷について、売却が可能な箇所については、売却の準備を進め、 現場が確認できない箇所については、関係市町と調整して、現場の確認を進めました。

#### 2 取組の成果

(公共事業総合政策分野)

- 各建設事務所と連携しながら財産処分の促進を図った結果、下記のとおり処分することができました。

平成 18 年度の処分状況等(3 月末見込)

- · 売却 11 件 3,288,62 ㎡ 15,474,495 円 隣接地権者へ随意契約により売却
- ・交換 1件 80.71 m<sup>2</sup> 道路事業代替地として交換
- ・無償譲渡 4件 2,259.09㎡ 市町へ道路敷及び河川敷として無償譲渡 (処理方針が確定し手続中のもの 売却5件 無償譲渡2件)
- 一般競争入札の実施状況

平成 18 年 10 月 30 日 四日市市内 1 件 (139.71 ㎡) 応札者なし (平成 19 年 1 月に再入札)

平成 19 年 1 月 23 日 四日市市内 2 件 (336.62 m) 応札者なし

平成 19 年 3 月 29 日 松阪市内 1 件 (1, 787, 32 m) 落札 (43, 800, 000 円、4 月契約予定)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(公共事業総合政策分野)

県土整備部公共用地室所管の県有普通財産については、公共事業の代替地として活用するとともに、 一般競争入札制度も活用しながら、1 件でも多く処分できるように引き続き努めていきます。

(四日市建設事務所、鈴鹿建設事務所、津建設事務所、志摩建設事務所、伊賀建設事務所) また、各建設事務所所管の廃道敷、廃川敷については、関係市町と調整し、現場が確認できるよう努めていきます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
- イ 普通財産の適正な管理及び有効活用
  - (イ) 津松阪港松阪港区大口地区に売却予定地が 4,039.17 ㎡あるので、資材置き場としての一時利 用が終わり次第、早期売却に努められたい。 (流域整備分野)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

売却用地(港湾運送にかかる工場施設用地)4,039.17 ㎡は、港湾改修工事に伴う浚渫土砂の堆積 場及びケーソン置場等として利用しています。

2 取組の成果

現在港湾改修工事を行っており、工事に伴う材料置場等として利用していることから、工事完成後 (平成19年度完成予定) に処分を行います。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

港湾計画上の緑地公園の残地部分が売却用地であることから、工事完了後 (平成19年度末予定) 測 量、鑑定を行います。

工場施設用地であることから企業等の売却先を探します。

<u>部局等名 県土整備部</u>

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
- 工 金品亡失

ハイウェイカードの紛失等が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するととも に、再発防止に努められたい。(高速道・道路企画室、住宅室)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 物品の管理

平成 18 年 4 月からハイウェイカードが廃止されクレジット的機能を有するETCカードになっ たことから、これまで部内各室でそれぞれ管理されていたカードを次の2種類とし、各室の選択制 とした。

ア 貸し出し時の利便性を考慮して希望により室へ配布しておき、各室が管理する専用カード

イ 県土整備総務室総務Gで保管し、貸し出し希望により1回1回各室へ貸し出す共用カード ※ 高速道・道路企画室は「イ」、住宅室は「ア」のカードを使用することを選択。

いずれのETCカードも保管については、各室カード管理者を選定。管理者の管理のもと、金庫 や鍵つきの引き出しで厳重保管され、その都度使用者に貸し出すこととした。

(2) 物品の使用

貸し出したETCカードは出張中、紛失や盗難等のないよう次により適切に管理するよう室内ミ ーティング等の機会などをとらえ、職員に注意喚起した。

「ア」カードの使用にあたっては、「ETCカード利用伺い簿」に使用者が記入したうえでカー ドを貸し出し、使用後、カード返却の際に使用職員の属する室長の決裁を得ることとして、貸し出 しから返却までの使用責任を明らかにし、使用時の紛失防止を図っている。

「イ」カードの使用にあたっては、上記に加え、「貸出簿」を作成。各室へ貸し出す際に使用室・ 使用者を把握し、帰庁後は貸出先所属長の決裁を得た「利用伺い簿」とともにすみやかに総務Gへ 返却することとし、貸し出し中の管理は貸出先所属長の管理責任下として、紛失防止を図っている。

2 取組の成果

各室のカード管理が一層徹底され、管理・使用に関するトラブルは生じていない。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度の実施取組と同様の措置を講ずるものとし、特に、職員への注意喚起を継続して行う。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
- オ 港湾施設の適正な管理

津松阪港において、長期間にわたり占用許可を受けていない工作物が1件あるので、適切に処理 するとともに、今後、同様の事態を生じさせないよう、適正管理の徹底を図られたい。

(流域整備分野、津建設事務所)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 不法占用者を訪問して、新たな住居の確保、生活維持のための情報等を提供しながら、不法状態 の解消に向けた話し合いを再三行いました。
  - (2) 本人の家族を訪問し、本人への説得を依頼しました。
  - (3) 本人は、体調が優れないようであるため、治療を勧めました。
- 2 取組の成果

定期的に本人を訪問し、時間をかけて説得してきたことから不法占用を認め、話し合いに応じるよ うになりましたが、住居の確保及び生活維持の方法が見出せないことから、立ち退きに至っていませ  $h_{\circ}$ 

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

治療及び生活維持のための指導をするとともに、体力の回復等を考慮しながら、継続した取組を行っ ていく予定です。

号 外 (245)

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
- カ 中勢沿岸流域下水道松阪浄化センター内の施設管理

中勢沿岸流域下水道松阪浄化センター内の将来拡張用地に設置されている普及啓発施設につい て、公の施設としての条例上の位置付けや、利用料金の徴収、収納に係る整理が不明確であるので、 その位置付けや管理のあり方について早急に整理し、施設管理の適正化を図られたい。

(住民参画まちづくり分野、中勢流域下水道事務所)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

今後、下水道の普及を促進し、公共用水域の水質保全を進めるためには、下水道事業に対する住 民の理解を深めることが必要であり、県として住民に対して積極的な普及啓発を進める必要があり ます。

このため、三重県流域下水道条例を改正し、松阪浄化センターのオートキャンプ場をはじめとし て流域下水道処理場内に設置した施設を下水道の普及啓発施設として明確に位置付けるとともに、 有料施設である松阪浄化センターのオートキャンプ場については、使用料を規定しました。

2 取組の成果

平成19年第1回定例会において三重県流域下水道条例を改正しました。 平成19年度以降の管理方法についても、基本方針を定め関係部局及び関連市町と協議を行いました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

三重県下水道条例に基づき、適正な施設管理を行うとともに、これらの施設を活用した普及啓発を実 施します。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) 県単補助金

宮川流域下水道(宮川処理区)関連周辺地域環境整備事業負担金について、負担金交付先の市が、 補助対象とした事業の財源に起債を充当しており、県負担金が財源超過になっているので、是正さ れたい。 (住民参画まちづくり分野)

#### 講じた措置

# <u> 平成 18 年度</u>

1 実施した取組内容

補助対象事業に充当した起債のうち過充当となっている部分を市において繰上償還しました。 市は平成19年1月5日付で、平成16年度、17年度の起債借入分のうち、過充当分の繰上償還申 請を行い、平成19年3月20日に繰上償還を完了しました。

2 取組の成果

過充当となっていた起債を繰上償還することにより、県負担金の財源超過は解消されました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

再発防止策として今後は補助申請及び実績報告時に、補助事業者からヒアリングを実施し、チェック シートにより内容を確認します。

また、補助対象事業に関連する県関係部局からの情報を入手し、財源計画を含む事業計画及び実施状 況を確認するよう努めます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目1 業務委託の実施状況 (特命随意契約)

内容(1) 接遇対応診断業務について、契約の終期が不明確、事業成果の活用状況の把握が不十分 (経営企画分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

今後、同様の契約を行う場合は契約期間(始期、終期)を明確に示すこととします。 診断結果については、室長会議等を通じて情報共有を図り、各室での個々の改善取組に活かすとと もに、県土整備総務室としても、どのような取組をおこなったかを把握することとします。

また、職場環境など各室に共通する課題については、県土整備総務室としても関係各室と連携・協 力して改善策の検討・取組を進めていきます。

2 取組の成果

平成19年2月に契約期間(始期、終期)を明確に示した上で業務委託契約の締結を行いました。 診断結果については、室長会議で情報共有を図るとともに、部内WGを通じて各室の取組の把握、 改善策の検討・実施を行っていきます。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度以降も、意見を踏まえ、契約期間(始期、終期)を明確に示すとともに、事業成果の活 用状況の把握を行っていきます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目1 業務委託の実施状況 (特命随意契約)

内容(2) カラープリンター保守業務について、特命随意契約の理由が不十分、契約条項上、業務 の範囲が不明確、履行記録が別契約のコピー機の保守と混在 (経営企画分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・18年度からは複数見積もりをとるよう変更及び随契理由を整理した。
  - ・仕様書に業務範囲として、「定期点検の実施と定期交換部品の交換」を明記するようにした。
  - ・履行記録については、コピー機と区別して別途保管管理することとした。
- 2 取組の成果

プリンターの保守の仕様書を見直した。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後は電子見積合わせの利用も検討し、仕様書を作成していく。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目1 業務委託の実施状況(特命随意契約)

内容(3) 平成17年度管内現場技術業務について、執行伺い、見積徴収、契約の決裁をすべて 4月1日付けで処理しており、手続き日程上、要改善 (津建設事務所)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

実施した取組内容

平成18年度の現場技術業務の発注は、下記の日程で行った。

- 3/24 執行伺起案
- 3/28 見積指名通知
- 3/31 見積徵収
- 4/3 契約決裁、契約
- 2 取組の成果

4月当初より業務実施の必要がある案件について、前年度末から手続きを開始することにより、適 切な手続き日程となった。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度の業務についても同様に執行していきます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目 1 業務委託の実施状況 (特命随意契約)

内容(4) 志摩庁舎浄化槽保守点検業務について、特命随意契約の理由が不明確、競争入札など競 争性のある方法による委託先の選定が必要 (志摩建設事務所)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

実施した取組内容

出納員と正副担当者が志摩庁舎浄化槽保守点検業務契約の問題点・改善点について検討(意見交換) を行いました。

2 取組の成果

出納員と正副担当者が検討(意見交換)したことにより、今後の発注方針やチェック体制の強化及 び職員の再発防止意識の向上に繋がりました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度の契約にあたっては、保守点検業務と清掃業務を分離発注することとし、保守点検業務 については、志摩市を営業区域とした県登録業者を対象とし業者選定を行い、指名競争入札により業者 を決定しました。

また、清掃業務については、志摩市が営業区域毎に清掃業者を指定しているため、今後、当該業者に 発注することといたしたい。

業務委託の発注にあたっては、今後も競争性を活かした発注方法を十分検討することとし、出納員及 び正副担当者によるチェック体制の強化等に取り組んでいきます。

### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目 | 業務委託の実施状況(特命随意契約)

内容(5) 松阪処理区維持管理業務について、特命随意契約の理由が不明確、競争入札など競争性 のある方法による委託先の選定が必要、契約期間の終期が18年3月3日までとなってお り、施設の適切な維持管理のためには期間が不足(中勢流域下水道事務所)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

松阪浄化センター周辺施設の維持管理業務委託先について、民間への業務委託も含めて検討したも のの自治会への委託が次の点で有利であるとの判断になりました。

- (1) 自治会は各施設に近く、住民の意見も聞きやすく、日頃から施設の状況を観察することができる ため、迅速な対応が可能であり、トイレなど施設の行き届いた日常管理ができる。
- (2) 民間に業務委託した場合の費用と比較した場合でも、安定的に安価な価格で契約ができ、現在の 限られた予算状況の中で維持管理費が節約できる。
- 地域の施設として、浄化センターを身近に感じてもらうことができ、愛着を持って管理してもら うことができる。
- (4) 今後の浄化センター建設工事や維持管理に対しての理解と協力を得ることができる。 契約期間の終期については、3月後半としました。
- 2 取組の成果

自治会により、適正な管理が行われました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

当浄化センターでは、建設当初から地元自治会が参加する環境問題検討委員会で意見交換を行いなが ら建設が進められてきたところであり、維持管理についても、供用後から住民参画型で取り組みが行わ れてきたことから、特にトラブルもなく下水道事業がスムーズに展開している状況であります。 以上のことから、今後とも継続して住民参加型で維持管理を行ってまいりたい。

#### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目1 業務委託の実施状況(特命随意契約)

内容(6) 松阪処理区諸施設管理について、特命随意契約の理由が不明確。委託先の選定方法の見 直しが必要。随意契約の理由の記載なし、委託料の積算なし、予定価格が未作成、見積書 の添付なしなど、契約事務手続き上の不備多数。業務の実績報告書の提出が、期限遅れ (中勢流域下水道事務所)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

オートキャンプ場、テニスコート、サッカー場、せせらぎ広場等、流域下水道処理場内に設置した 諸施設については、下水道の普及啓発施設として条例に位置付けられました。

#### (契約事務手続)

平成17年度業務の実績報告書については、期限内の提出を求めました。

2 取組の成果

平成19年第1回定例会において、三重県流域下水道条例が改正されました。 業務の実績報告書が期限内に提出されました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

三重県流域下水道条例が改正され、下水道の普及啓発施設として位置付けられたことから、諸施設管 理を指定管理者に委託する予定です。

契約事務手続等についても適正化を図っていきます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容 (1) 一般国道 165 号外施設維持管理(舗装整備)工事について、設計変更にかかる業者との 打合せ書面なし (津建設事務所)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 設計変更が生じた場合は、必ず課長・課長代理・監督員(技師)の三者で、工法等について検討 することとし、変更内容について三者で共有することとしました。
  - また、課長、課長代理は、上記のことについて、処理状況簿を作成することとし、施工業者と打 ち合わせをした後に、工事打合せ簿を交わしているか処理簿によりチェックをすることとしまし
- 2 取組の成果
  - ・ チェックすることで、打合せ簿が作成されているか、確認が出来るようになりました。
  - ・ 各現場の進捗状況の把握がより出来るようになりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も上記内容を継続していきます。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(2) 主要地方道亀山白山線他県単災害防除施設工事(その3)について、当初設計における 舗装面積にかかる調査不足 (津建設事務所)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

調査不足を改善するため当初設計時に、その内容が現地と合致しているか確認するため、監督員及 び主査が現地調査を行うこととした。

2 取組の成果

現地調査を2名体制で行うことにより、調査不足による変更を減少したい。

## 平成 19 年度以降 (取組予定等)

今後もこの体制で実施します。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(3) 主要地方道亀山白山線県単道路改良工事について、工事打合せ簿の未作成、軽微な設計 変更協議の処理漏れ (津建設事務所)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

監査後当日に監査内容を課の職員全員に伝え下記のように実施するよう指示する。

工事打合せ簿については、発注者及び請負者双方が口答ではなく書面にて即対応するよう指導す

また、何事に付けても手続きを後回しにしないように課内で注意しあうよう心がける。

三重県建設工事設計変更要領(平成18年4月1日改訂)を課内全員で再確認する。

現在の工事情報を担当職員と主査、課長が共有を図り処理漏れがないか確認するようにした。

2 取組の成果

改善項目は、タイムリーに行われている。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

年度当初に課内全員で三重県建設工事設計変更要領(平成18年4月1日改訂)を再確認する。 施工中については、工事情報を担当職員と主査、課長が共有を図り処理漏れがないか確認する。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(4) 大台ヶ原線県単道路改良工事について、変更契約のうち待避所の追加については、別途 発注の検討が必要 (松阪建設事務所)

## 講じた措置

# <u>平成 18 年度</u>

1 実施した取組内容

平成17年11月1日に改訂された「三重県建設工事設計変更要領」に基づき、適正に変更手続きを 行いました。

「三重県建設工事設計変更要領」の概要

30%以上または 2,000 万円以上の増額変更と 250 万円以上の追加工事は指名審査会に諮る。 250 万円以上の変更契約は指名審査会に報告する。

2 取組の成果

「三重県建設工事設計変更要領」の改訂においては、安易な変更が入札、契約制度の公平性や競争 性を損なうという趣旨を職員が理解し、意識改革につながり、大幅な増額変更や、安易な追加工事が 減少しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度と同様の取り組みを行い、入札、契約制度の公正性や競争性の確保に向けて、より一層 の職員の意識改革に取り組んでいきます。

# 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(5) 松阪度会線公共土木施設維持管理舗装工事について、当初設計における現場確認の調査 (松阪建設事務所)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

現場確認の調査不足に関しては、発注前の現場精査の向上に取り組みました。

2 取組の成果

「三重県建設工事設計変更要領」の改訂においては、安易な変更が入札、契約制度の公平性や競争 性を損なうという趣旨を職員が理解し、意識改革につながり、大幅な増額変更や、安易な追加工事が 減少しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も、入札、契約制度の公正性や競争性の確保に向けて、より一層の職員の意識改革に取り組んで いきます。

### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容 (6) 櫛田川県単河川局部改良工事について、当初設計における現場確認の調査不足、軽微な 設計変更伺いの処理漏れ (松阪建設事務所)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 現場確認の調査不足に関しては、発注前の現場精査の向上に取り組みました。
  - 軽微な設計変更伺いの処理漏れについては、「三重県建設工事設計変更要領」に基づき適正に処 理するよう徹底しました。
- 2 取組の成果
  - ・ 発注前の現場精査及び「三重県建設工事設計変更要領」に基づく執行により、大幅な増額変更や、 安易な追加工事が減少しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度と同様の取り組みを行い、今後も要綱、規則を遵守し、入札、契約制度の公正性や競争 性の確保に向けて適正な処理を行っていきます。

### 監査の結果

### 2 財務等に関する意見

(5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容 (7) 一般国道 42 号外 2 線公共土木施設維持管理(舗装整備)工事について、当初設計にお ける現場確認の調査不足 (志摩建設事務所)

# 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

MCIランク表を参考に地域要望を踏まえ、また、パトロール結果を考慮して、修繕箇所の検討を 行いました。

当事業所実施の他事業に関しては、事業実施前の事前調査を的確に行うよう努めました。

2 取組の成果

修繕箇所の検討により抽出した箇所において事前調査を徹底して行い、施工を行いました。 当事務所実施の他事業に関しては、工事発注時に現地確認と設計照査を充分に行い、極力、当初設 計に反映できるように取り組んでいます。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

パトロールの充実を図り、道路の老朽化を把握するとともに、地域の要望を考慮して、補修の必要な 箇所を抽出し、緊急度の高い箇所から修繕を実施いたします。

当事務所実施の他事業に関しては、引き続き、当初設計時の的確な事前調査に努めます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、その改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(8) 志摩建設部管内県単道路交通安全対策(二種)工事について、施工か所の変更にかかる 基準や理由が不明確、事前調査の精度を高め、施工か所の選定及び変更の基準の明確化が 必要 (志摩建設事務所)

# 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

事前調査及びパトロール結果に基づき、地域意見を反映し、工事箇所の検討を行いました。 当該事業に関して、事業実施前の事前調査を的確に行うこととします。

また、やむを得ず設計変更を行う場合は「三重県建設工事設計変更要領」に基づき適正な事務処理を行っていきます。

2 取組の成果

検討の結果、地元意見にも十分配慮して、緊急度の高い順番に施工しました。

当該事業に関して、工事発注時に現地確認と設計照査を充分に行い、極力、当初設計に反映できるように取り組んでいます。

また、当初設計時点で想定できない場合など、やむを得ず変更が生じる場合は、「三重県建設工事設計変更要領」に基づき、該当する設計変更基準を明確にし、所内審査会に報告するなど、適正な事務処理を行っています。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

モニター専門員会議及び地元要望等の意見を考慮し、緊急度及び危険度の高い箇所から施工を実施してまいります。

当該事業に関して、引き続き、当初設計時の的確な事前調査および、やむを得ず変更が生じる場合は、「三重県建設工事設計変更要領」に基づき、該当する設計変更基準を明確にし、所内審査会に報告するなど、適正な事務処理に努めます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

- 内容 (9) 畔名地区海岸生活創造圏づくり推進(堤防改良)工事について、当初設計における事前 調査の精度の不足
  - (10) 鳥羽駅前玄関口快適空間創造プロジェクト事業(歩道整備)工事について、当初設計にお ける現場確認の調査不足 (志摩建設事務所)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

当該事業に関しては、平成17年度以降、当該事業は予算枠付・施工箇所の該当が無い状況です。 当事務所実施の他事業に関しては、事業実施前の事前調査を的確に行うこととします。

2 取組の成果

当該事業に関しては「該当なし」。(事業を実施していないため。)

当事務所実施の他事業に関しては、工事発注時に現地確認と設計照査を充分に行い、極力、当初設 計に反映できるように取り組んでいます。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

当該事業に関しては「該当なし」。(事業を実施していないため。)

当事務所実施の他事業に関しては、引き続き、当初設計時の的確な事前調査に努めます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(11) 主要地方道松阪青山線地方特定道路整備工事 その1について、軽微な設計変更協議の 処理漏れ (伊賀建設事務所)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

軽微な設計変更協議の処理漏れ

軽微な設計変更が生じた場合は、三重県建設工事設計変更要領(案)の事務手続きを実施している かチェック体制の強化を図ります。

2 取組の成果

軽微な設計変更協議の処理漏れについて

軽微な設計変更が生じた場合の事務手続き(打ち合わせ簿・・協議書・・設計変更・・変更契約) 決裁(室長または所長)において、協議書に試算設計書を添付することで三重県建設工事設計変更要 領(案)第5条設計変更の範囲・第6条変更契約の手続き・第7条軽微な設計変更等のチェックを実 施します。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度においても、軽微な設計変更事務処理手続きのチェック体制の強化に努め、研修等を通 じて職員の意識高揚に努めます。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(12) 一般国道368号舗装整備工事について、当初設計における調査精度の不足、変更契約伺 いの起案日の記載誤り (伊賀建設事務所)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

当初設計の精度を高めるため、調査、設計段階で現場の調査を綿密に行うこと、「三重県建設工事 設計変更要領」により事務の執行を行う様周知徹底を図りました。

また、変更契約時には起案日の記載誤りを防止するため、起案から決裁後までの各段階で複数の者 がチェックを行うようにチェック体制の強化を図りました。

2 取組の成果

上記取組により設計書の精度向上と契約変更に係るチェック体制の強化がはかられたと考えます。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度に引き続き、発注前の現地調査を綿密に行っていくとともに、「三重県建設工事変更要 領」に基づき適正な事務執行に努めていきます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(13) 一般国道 163 号県単道路交通安全対策(一種)工事について、当初設計の計上漏れ、軽 微な設計変更協議の処理漏れ (伊賀建設事務所)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 当初設計の計上漏れについて

当初設計において計上漏れ(工事用資材)があったことから、チェック体制の強化を図ります。

(2) 軽微な設計変更協議の処理漏れについて 軽微な設計変更が生じた場合は、三重県建設工事設計変更要領(案)の事務手続きを実施してい るかチェック体制の強化を図ります。

#### 2 取組の成果

- (1) 当初設計の計上漏れについて
  - 発注時において検算業務を複数員で実施します。
- 軽微な設計変更協議の処理漏れについて

軽微な設計変更が生じた場合の事務手続き(打ち合わせ簿・・協議書・・設計変更・・変更契約) 決裁(室長または所長)において、協議書に試算設計書を添付することで三重県建設工事設計変更 要領(案)第5条設計変更の範囲・第6条変更契約の手続き・第7条軽微な設計変更等のチェック を実施します。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度においても、当初設計の検算業務や軽微な設計変更事務処理手続きのチェック体制の強 化に努め、研修等を通じて職員の意識高揚に努めます。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、その改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(14) 主要地方道上野南山城線地方特定道路整備工事について、追加工事にかかる別途発注の 検討が必要、指名審査会への報告漏れ、軽微な設計変更協議の処理漏れ

(伊賀建設事務所)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 追加工事にかかる別途発注の検討不足に対する取組内容

当時の「三重県建設工事設計変更要領(平成14年6月1日版)」に基づき適切に処理しており、また、追加工事の範囲について定めた「同要領(改訂試行版)」に照らし合わせても、同要領第4条第2項に基づき「設計変更」として適切に処理したと考えているが、今後も同要領の主旨を十分把握し、適切に運用していく。

(2) 上記(1)の変更内容の、指名審査会への報告漏れに対する取組内容

当時の「同要領(平成14年6月1日版)」に基づき適切に処理したが、追加工事の範囲について 定めた「同要領(改訂試行版)」に照らし合わせると指名審査会への速やかな報告の必要があるた め、今後は同要領が「改訂試行版」であったとしても、同要領の改訂の主旨を十分把握し、適切に 運用しているかチェック体制の強化を図っている。

(3) 軽微な設計変更協議の処理漏れに対する取組内容

「同要領(平成14年6月1日版)」「同要領(改訂試行版)」ともに第6条において、軽微な設計変更に係る上司の決裁を受けた後、受注者と協議書を取り交わすこととしているが、受注者との設計変更協議後すぐに当契約工事の契約変更作業に着手したため、協議書を取り交わすことは不要と判断し、契約変更により処理したが、今後は、同要領の主旨を十分把握し、軽微な設計変更協議の起案時に当協議書類も同時に作成・添付し、決裁後速やかに協議書を取り交わすことができるよう処理している。

2 取組の成果

現時点において、(1)(2)(3)と同様の不適切な処理は発生していない。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度においても、同要領の主旨を十分把握し、適切に運用していきます。

#### 監査の結果

## 2 財務等に関する意見

(5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

## 項目 2 県単工事

- 内容(15) 一般地方道三戸紀伊長島停車場線他1路線公共土木施設維持管理(舗装整備)工事につ いて、契約日と同日付けの変更契約や、施工か所の大幅な変更など、当初設計の内容精査 が不足。
  - (16) 一般地方道尾鷲港尾鷲停車場線他2路線 公共土木施設維持管理(舗装整備)工事につ いて、契約日と同日付けの変更契約や、施工か所の大幅な変更など、当初設計の内容精査 が不足、追加工事について、別途発注の検討が必要。 (尾鷲建設事務所)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

三重県建設工事設計変更要領を遵守し、設計変更内容について室長、課長、主査等によるチェック を徹底しました。また、変更内容によっては指名審査会に報告または内容審査を 56 件(平成 19 年 3 月末見込み) 行いました。

舗装修繕工事については発注内容の精度を高めるため、発注前に技師とパトロール員による現地精 査を実施し大きな変更が生じないよう設計時点でのチェックを強化しました。

2 取組の成果

無駄をなくし精度の高い設計に努めるという意識のもと、三重県建設工事設計変更要領に基づいた 適正な処理をすることが出来ました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き無駄をなくし精度の高い設計に努めるとともに、三重県建設工事設計変更要領に基づいた適 正な処理をします。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(17) 中勢沿岸流域下水道(松阪処理区)松阪浄化センター場内整備工事について、当初設計 の植栽にかかる事前調査が不足 (中勢流域下水道事務所)

## 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年度は植栽に関する工事はありませんでした。 他の工事発注にあたっては、事前調査を十分に行い、設計・積算に努めました。

2 取組の成果

監督員ほか課員及び関係者が、発注前に現地の調査を実施し設計・積算に努めました。 その結果、今回の維持管理工事では、工事着手後でないと数量が確定できないものなどやむを得な いものの変更とすることができました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後とも、工事発注にあたっては、事前調査を十分に行い、設計・積算を行います。

号 外

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (5) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

項目2 県単工事

内容(18) 中勢沿岸流域下水道(雲出川左岸処理区)雲出川左岸浄化センター場内整備工事につい て、事務処理の遅れにより発注が年度末となり、契約に際して本来必要な工期が不足、当 初設計の法面工にかかる事前調査が不足、変更契約の事務処理において、工期延長理由等 の未記載 (中勢流域下水道事務所)

## 講じた措置

# 平成 18 年度

実施した取組内容

平成 18 年度は、当処理区では場内整備等の土木工事の発注はありませんでした。

他の処理区の工事では、早期発注により必要な工期を確保するともに、工事発注にあたっては、事 前調査を十分に行い、設計・積算に努めました。

変更契約等の事務処理については、適正に行うように努めました。

2 取組の成果

必要な工期を確保できました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後とも必要な工期を確保できる時期に発注するとともに、工事の発注にあたっては、事前調査を十 分に行い、設計・積算を行います。

#### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成 17 年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 会計事務支援体制の強化

出納局が行う検査につきましては、従来は年1回の支出後における検査を行っていましたが、平 成 18 年度からは業務の進行過程で会計指導が出来るように、支出前における事前検査を導入しま した。

また、身近なところでいつでも会計相談にのりながら、会計事務担当者の支援ができるよう、9 つの地域に出納局職員を駐在させ、チェック体制の強化と会計事務のスキル向上を図ることにより 不正等の未然防止に努めています。

(2) 会計実務の取扱いについて(通達)の改正

適正な会計事務の執行を確保するために、補助事業等の実績報告書を所属長が確認することやロ 座情報の新規又は変更の登録をする場合には、直接担当者以外の出納員等が支出の相手方へ口座情 報等の確認を行うことを義務づけるなど所属長や出納員等の責務の明確化を図りました。

公務員倫理等研修会の開催

平成18年9月から10月にかけて、人材政策室と協働して県庁講堂などで管理職員等を対象とし た公務員倫理等研修会を6回開催し、903名の参加者に対して出納事務(チェック上)の留意点等 について周知しました。

(4) 副室長等研修の開催

18年11月に副室長や地域機関の課長等を対象として、県庁講堂において5回の副室長等研修を 開催し、568名の参加者に対して「会計実務の取扱いについて」の改正や新会計規則の周知を図り ました。

2 取組の成果

平成 18 年度に会計事務支援体制の強化、未然防止策を図っており、加えて管理職員等へ研修を行 うことにより、職員の意識向上が図られました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

職員研修センターの新任の課長級、課長補佐級及び係長級の職員研修に会計事務研修を採り入れ、職 責に応じた会計事務チェック上の留意点について、理解と知識を深めるよう計画しています。

### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成17年度の業務委託契約の実績は、4,246件、約230億19百万円(前年度比414件減、6億77百万円減)となっており、そのうち随意契約は3,357件、約169億24百万円、73.5%(前年度比281件減、74百万円減、1.8ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は2,350件、約102億42百万円であったが、今回、293件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの79件(27.0%)の不適切な契約が見受けられた。

契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査するとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。

また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で115件、約23億10百万円となっている。

今回、そのうち28件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きなど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

出納局では、特命随意契約等の減少に向けた取組方針を決定し、公平・公正で透明性、競争性の高い方法による調達が行われるよう周知徹底を図りました。

- (1) 平成18年度からは身近なところでいつでも会計相談にのりながら、会計事務担当者の支援ができるよう各県民センターが所在する9つの庁舎に出納局職員を駐在させ、チェック体制の強化と契約事務のスキル向上を図ることにより不適正な随意契約の未然防止に努めています。
- (2) 出納局に入札の執行を依頼する、いわゆる「集中入札」について、平成 18 年度からは対象業務の範囲を拡大し、従来の物品に加え委託料、印刷製本費、役務費も対象に含めるとともに、これまで依頼は任意としていたものを、原則すべての入札案件について出納局へ入札執行の依頼をすることとしました。

出納局で執行する入札については一般競争入札で行なうこととしており、競争性、公正性、透明性を確保しています。

- (3) 競争性、公平・公正性、透明性をより高めるため、次のとおり、入札制度の見直しを行うなど、制度の整備を行いました。
  - ・ 価格競争のみでなく、品質も評価する必要のあるものについては、総合評価方式一般競争入札 を順次導入します。
  - 現在運用している電子見積りシステムを電子入札システムへ発展拡大し、小額随意契約を原則 全て一般競争入札へ移行します。

### 2 取組の成果

(1) 上半期の会計相談は、全項目を対象として9月末までに4,476件(前年同期比206%)の相談に対応しており、昨年度同時期の2,174件を大きく上回り、各所属の〇JTを充実させ、契約手続きを適正に実施するよう図りました。

各所属の会計担当職員との意見交換会においても、駐在による検査・指導体制の継続と強化を求める意見が数多く出されています。

- (2) 平成17年度の出納局で執行した入札は、37件であったのに対し、平成18年度の出納局契約調整グループ及び各地域出納グループで執行した入札は、大幅に増加しており、随意契約の減少を図っています。
- (3) 入札制度の見直しや規則改正に伴う新年度からの新しい業務手順を、全所属を対象に約30回に わたり説明を行い、職員のスキルを向上させることにより、適正な契約事務の実施を図っています。

平成	19	年度	以降	(取組	予定等)			

総合評価方式一般競争入札、電子入札システムの導入を図ることにより、随意契約の大幅な削減を 進めます。

随意契約実施率(10万円以上の物件調達)

平成17年度 89.6% → 平成19年度 20.0~30.0%

### 監査の結果

# 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成17年度には181件発生しており16年度の157件と比較し大幅に増加してい

公務員として責任ある行動が求められる中、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹 底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故 の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため職 員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

職員に対しては、出納局運営調整会議等を活用して頻繁に交通事故に対する注意を喚起し、交诵安 全意識の高楊及び法令遵守の周知徹底を図っています。

平成 13 年度から毎年、交通安全研修センターにおいて実車運転を含む「出納局交通安全研修」を 実施しており、平成 18 年度は、10 月 26 日に実施しました。また、交通規範遵守意識の高揚を目的 にした講義式の研修を12月1日、8日、15日の3日間開催しています。

さらに、「無事故・無違反チャレンジ123」(チャレンジ実行委員会)の参加を呼びかけ、各室か ら参加した2チーム(10名)全てが、無事故無違反を達成しています。

## 2 取組の成果

継続した上記取り組みなどにより、出納局職員は事故を発生させておらず、職員の交通安全に対す る意識が高まっています。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

取組予定

「出納局交通安全研修」を継続して開催していくとともに、所属長からも職員への交通安全及び法 令遵守の周知徹底を随時行っていきます。

また、安全意識の高揚に効果のある「無事故・無違反123」等への職員の自主的な参加を引続き 呼びかけていきます。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(会計事務の適正化)

(1) 会計事務の適正化について、出納局検査の充実や地域駐在の設置、職員研修の充実などに取り組まれているが、平成17年度も、出納局が実施した出納局検査において980件の指導が行われている。また、委託契約の一部に不正な会計処理が行われていた事例なども発生している。

引き続き、職員の事務処理能力の向上や、チェック機能の強化、会計事務の簡素化、効率化、法令順守の徹底を図るなど、会計規則等関係法規に基づき厳正に処理がなされるよう取組を進められたい。 (出納分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 会計事務支援体制の強化

出納局が行う検査につきましては、従来は年1回の支出後における検査を行っていましたが、平成18年度からは業務の進行過程で会計指導が出来るように、支出前における事前検査を導入しました。

また、身近なところでいつでも会計相談にのりながら、会計事務担当者の支援ができるよう各県 民センターが所在する9つの庁舎に出納局職員を駐在させ、チェック体制の強化と会計事務のスキ ル向上を図ることにより不適正な会計処理の未然防止に努めています。

さらに、出納局検査の結果を検証して、事前検査と支出後検査のより効果的かつ効率的な実施方法について、見直しを行っています。

(2) 三重県会計規則の全部改正

効率的な会計処理や責任の明確化を図り、わかりやすい会計規則を目指して全部改正を行った会計規則については、18年6月に公布しました。

また、「会計規則運用方針」と「会計実務の取扱いについて」を一体化し、逐条解説的にまとめた新会計規則運用方針(案)を 18 年 12 月に作成しました。

この会計規則等については、19 年 1 月中旬から 2 月上旬にかけて、各庁舎等において県職員を対象に 8 回、市町職員を対象に 1 回、合計 9 回の説明会を開催し、また、2 月中旬から 3 月上旬にかけて、改正にかかる実務についての研修会を県職員を対象に 9 回開催し、理解と周知を求めた上で 19 年 4 月から施行します。

(3) 会計事務研修及びマニュアルの改正等

会計事務研修については、現任出納員研修、財務端末操作研修等を実施するとともに、職員研修センターとの協働による会計事務担当者以外の職員を対象とした県職員基礎的知識(会計事務)再取得研修に講師を派遣するなど、延べ46日にわたり実施し、約2200名の参加がありました。

また、職員の会計事務に関する習熟度に応じて研修内容を選択できるよう、会計規則の全部改正にあわせて出納員や会計事務担当者を対象とした研修を初級・中級・上級に体系化しe ラーニングの改編に取り組んでいます。

さらに 19 年 3 月には、新会計規則や新会計規則運用方針に合わせたマニュアルの全面改訂を行いました。

#### 2 取組の成果

上半期の会計相談については、全項目を対象として9月末までに4,476件(前年同期比206%)の相談に対応しており、昨年度同時期の2,174件を大きく上回り各所属の〇JTを充実させています。各所属の会計担当職員との意見交換会においても、駐在による検査・指導体制の継続と強化を求める意見が数多く出されています。

また、支出後検査は、支払事務終了後に実施することから改善の効果が反映されるのは次回の事務処理からとなりますが、事前検査では、執行する前に改善するがことができ大きな効果が認められます。

平成 19 年度以降 会計支援体制の さらに効果が上が	強化、	三重県会計規則の全部改正、	会計事務研修への取り組み	*を有機的に連携させ、
	<del></del>			

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(物品の適正管理)

(2) 依然として交通事故による公用車の損傷や物品の紛失などが多数発生しているので、紛失・盗難 防止のための措置の徹底、県有財産の管理意識の向上や管理の明確化などについて、引き続き指導 されたい。 (出納分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- (1) 平成 18 年度から新たに各県民センターが所在する 9 つの庁舎に出納局職員を駐在させて、より 身近なところで各地域機関の物品の適正管理にかかる指導の強化を図りました。
- (2) 現金や備品等の管理については、18年8月に職員研修センターとともに実施した会計事務担当 者以外の職員に対する基礎的知識(会計事務) 再取得研修へ講師を派遣し、物品の適正管理に努め るよう指導するとともに、18年9月から10月にかけて、管理職員等を対象とした公務員倫理等研 修会を開催し、故意又は重大な過失による職員の賠償責任等について周知を図りました。
- (3) 平成19年1月には、公用車の損傷、金品亡失等において、重大な過失によらない場合があって も、その態様等により厳正な対応を行う場合があることを総務部と連名で通知するとともに、19 年2月には全所属へ送付する「出納かわら版」においても、金品亡失(損傷)の状況と適正な管理 についての周知を図りました。
- (4) 平成 18 年 3 月に公開した物品管理事務に係る e ラーニング研修において物品の管理責任や個 人情報保護等の物品の適正管理について周知しています。
- 2 取組の成果

平成18年度の出納局検査結果等を参考にしながら検証します。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

職員研修センターの基本研修に、物品の適正管理を徹底する内容を含む会計事務研修を新たに組み込 みなど、従来の取り組みが、さらに効果が上がるように努めます。

#### 監査の結果

- 1 事務事業の執行に関する意見 (公金収納における利便性の向上)
- (3) 手数料などの公金収納について、インターネットやATM、コンビニエンスストア等を利用でき るようにすることで県民の利便性の向上を図る取組が検討されているが、取扱いに係るコストの増 加も見込まれるので、費用対効果などを総合的に判断しながら、効果的、効率的な取扱いとなるよ うに検討を進められたい。 (出納分野)

### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 全国調査等の実施
  - マルチペイメントによる収納、コンビニ収納、クレジットカードによる収納等について、全国 調査を実施し、動向の把握を行いました。
  - ・ 既に公金の収納方法の多様化を実施している先進地(東京都ほか4県)に出向き、その実態調 査を行いました。
  - ・ 県庁内各部局に対して、コンビニ収納の導入(税外)についての意向調査を行いました。
- (2) 三重県における公金収納方法の多様化に関する基本方針(仮)の策定
  - 三重県における多様な収納方法の指針となる基本方針を策定しました。

#### 2 取組の成果

全国調査及び「三重県における公金収納方法の多様化に関する基本方針(仮)」等からも明らかな ように、マルチペイメントによる収納、コンビニ収納、クレジットカードによる収納等多様な収納方 法を税外の科目に直ちに導入することについては、費用対効果、利用率等の面からの課題が残るため、 今後、導入のタイミングを慎重に計る必要があります。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

マルチペイメントによる収納をはじめ、コンビニ収納、クレジットカードによる収納等多様な収納形 態について引き続き検討を行うとともに、導入時期については、国・他府県・金融機関の動向も十分把 握したうえで総合的に判断します。

## 監査の結果

# 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成17年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された 110 (経営分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

所属長会議や経営課長会議で事業執行や会計事務のチェック体制を強化するよう周知しました。こ れを受け、各事務所でそれぞれ再点検や自主会計検査を実施しました。

また、従来年1回行なっていた出納員と経営管理室経理グループで行う事務所の会計検査を2回に し、7月と1月に実施しました。

3月に企業庁会計規程全面改正に関する説明会を行い、その中で今後より一層チェック体制を強化 するよう周知しました。

2 取組の成果

事業執行や会計事務のチェックの重要性の認識が高まり、より一層チェックを強化しています。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

・ 引き続き、所属長会議、経営課長会議、会計検査等を通じ公務員倫理の意識の向上、チェック体制 の強化、事務処理の進行管理の徹底等を図るよう注意喚起に努めたい。

#### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

#### 2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度対比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど額の減少及び今 後の発生防止に取り組まれたい。 (北勢水道事務所)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

### 1 実施した取組内容

- 工業用水道事業会計において、営業収益に係る収入未済額が1社分1,907,395円あり、毎月収納 確認を行い、債務者に督促状の発行、電話や訪問等を行うことにより、未収の早期納付と新たな未 収金の発生防止に努めています。
- 納入遅延業者には、新工場の立ち上げに伴う資金繰り関係の課題もありますが、工水料金等は3 カ月遅れで納入されています。引き続き、早期の納入を働きかけています。(北勢水道事務所)

### 2 取組の成果

平成 17 年度未収金 (工水料金 830, 820 円、施設利用料等 799, 475 円、延滞金 277, 100 円) のうち、 工水料金と施設利用料の計 1,630,295 円は、平成 18 年 7 月末までに、また延滞金の一部 217,700 円は平成19年3月1日までに納入されましたが、延滞金の一部(59,400円)は未納となっていま す。納入遅延ユーザーに働きかけた結果、平成19年3月31日までに収納する約束を取り付けていま

また、平成 18 年度未収金 1,300,732 円 (工水料金 589,512 円、施設利用料等 555,520 円、延滞金 155,700円) についても、早期納付を働きかけています。

- ・ 引き続き、毎月の収納状況確認を実施することにより、未収金(収納期限経過の未収金)の発生防 止に努めていきます。
- また、未収金が発生した場合には、債務者に督促を行うとともに、早期に債務者と接触することに より、未収金の早期回収を図るとともに、あわせて新たな未収金の発生防止を働きかけていきます。

部局等名\_企業庁

## 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4, 252 件、約 231 億 8 千万円 (前 年度比 408 件減、5 億 2 千万円減) となっており、そのうち随意契約は 3,363 件、約 170 億 8 千万円、 73.7% (前年度比 275 件減、8 千 6 百万円増、2 ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2, 357 件、約 105 億 2 千万円であったが、今回、291 件について 監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおけ る不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの91件(31.3%)の不適切な契約が見受けられた。

契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査 するとともに、他に契約先がないかどうかを検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。

また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で114件、約21億9 千万円となっている。

今回、そのうち 29 件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当 であるとしたものは昨年度に引き続き見うけられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書き など)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよ う、契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。 (経営分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

委託契約の実施に当たっては競争性、公正性、透明性を高めるよう、企業庁各室・事務所の意識を 高めるとともに、実施伺いの時点で契約方法を精査し、可能な限り競争入札を行う事を徹底しました。 また、随意契約に際しては発注時に随意契約理由の精査を行い、適正な執行に努めました。

なお、出納局の協力を得て、一般会計で実施している電子見積システムを 10月 16日から利用を開 始し、より公平で透明性のある契約となるよう活用しています。

#### 2 取組の成果

随意契約を行う場合の理由が明確化され、契約手続きの適正な執行について意識が向上し、契約に おける公平性、透明性が高まりました。

電子見積システムの利用件数は3月31日現在39件(物件38件、役務1件)です。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

より一層適正な執行を目指し、契約担当者・事業担当者の情報提供を図り、契約手続きの適正運用 に努めます。

## 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

#### 5 建築物の耐震化

東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中にあって、「三重地震対策アクションプログラム」では、防災対策の拠点や避難所となる県・市町有施設、医療機関、学校・福祉施設の耐震化を進めることとしている。

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が85棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要とする建築物が109棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設も含まれていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

また、災害時に地域の防災対策の拠点や避難所となる市町の公共施設についても早期に計画的な耐震化を図るとともに、私立学校、民間の病院・診療所・福祉施設等の耐震化に取り組まれたい。さらに、個人住宅の耐震化を進めるために、市町と連携し耐震診断補助事業等の事業推進を図られたい。 (経営分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

## 1 実施した取組内容

当庁所管の主要建築物(有人施設)については、本庁が入居する勤労者福祉会館を除き、耐震化対策は終了しています。

企業庁本庁が入居する三重県勤労者福祉会館については、震災発生時には企業庁震災対策本部等が置かれる重要な施設であるため、平成16年度から耐震設計を行い、平成18年度から平成19年度にかけて耐震化工事を行っています。

#### □ 三重県勤労者福祉会館耐震工事実施計画

二 二 三 二 三 二 三 二 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三								
	H 1 6	H 1 7	H18	H 1 9				
基本設計	<del></del>							
実施設計		<del></del>						
耐震補強工事			<b>—</b>					

#### 2 取組の成果

平成18年度から耐震補強工事に着手しています。

#### <u>平成 19 年度以降(取組予定等)</u>

## 1 本庁の耐震化工事の推進

上記の通り、平成18年度から耐震補強工事に着手しており、平成19年度内の完了に向けて、着 実に工事を推進していきます。

#### 2 非常用電源の確保

企業庁本庁が入居している勤労者福祉会館の3階及び4階非常用電源は、現状では、危機管理業務 を遂行することができない状態にあります。

このため、本庁の危機管理業務遂行に必要な機器等が最低3日間(72時間)使用できる電力及び電源コンセント等を確保するべく、勤労者福祉会館の耐震化工事の進捗との整合を図りながら、平成19年度において変圧器盤の変更等を行うことなどにより、20,000W72時間の電力を確保することとしています。

## 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

# 6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件、15 年度の 99 件と比 較し大幅に増加している。

公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の 徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事 故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため 職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。 (経営分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

### 1 実施した取組内容

- 定期的に所属長会議等において注意喚起を行ったほか、所属において交通事故防止に関する注意 を喚起し、その徹底を図っています。
- ・ 平成17年7月、8月に実施した企業庁長等、幹部職員と各所属職員との直接対話の場において、 交通事故防止、交通安全をテーマの一つに取り上げ、職員の交通安全意識の醸成に努めました。
- ・ 企業庁主催の交通安全セミナーを 7 月 11 日、13 日、11 月 16 日、20 日の 4 回にわたって三重県 交通安全研修センターにて実施し、自動車運転業務を遂行するうえでの必要な知識及び技術の習得 に努めました。(参加者数=31名)
- また、交通事故発生時における事故報告等の諸手続については、所属長会議等で周知するととも に、適宜、各所属に対しその徹底について周知を行っており、適切に事故後の報告等の手続きが処 理されており、成果が出ていると考えています。

#### 2 取組の成果

- 公務中の事故の発生状況は、平成 14 年度 3 件、平成 15 年度 3 件、平成 16 年度 3 件、平成 17 年度 3件、平成18年度1件となっています。
- 今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組みを一層強化していく必要があります。

- 引き続き定期的に所属長会議等において注意喚起を行っていくほか、所属において交通事故防止に 関する注意を喚起し、その徹底を図っています。
- また、企業庁長等、幹部職員と各所属職員との直接対話の場において、交通事故防止、交通安全を テーマの一つに取り上げ、職員の交通安全意識の醸成に努めていきます。
- 交通安全セミナーを引き続き三重県交通安全研修センターにて実施し、自動車運転業務を遂行する うえでの必要な知識及び技術の取得に努めます。

#### 監査の結果

# 1 事務事業の執行に関する意見 (経営の効率化)

(1) 今後の事業経営にあたっては、より安く、品質の良いサービスの提供と地域の発展に資するため、 公営企業としての主体性と効率性をさらに発揮するように努められたい。

事業の実施にあたっては、常に安全・安心を前提とし、県民・顧客の立場に立った自主・自立の 経営をめざして、業績評価の実施、業務の民間委託の活用、運転監視制御の一元化による効率化、 工事コストの縮減、高金利企業債等の金利負担の縮減などハード・ソフトの両面から一層の経営の 効率化、経営基盤の強化に努められたい。 (経営分野、事業分野)

## 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 金利負担の縮減については、平成 18 年度も引き続き、高金利企業債の借換や水資源機構割賦負 担金の繰上償還を行い、支払利息の軽減に努めました。
  - ・ 平成 15 年度より実施している北勢水道事務所運転監視業務の民間委託について、安全性、経済 性などに十分留意するとともに、夜間監視を強化する等危機管理面の強化を図った内容により、 引き続き平成18年度から3ヵ年の委託契約を締結し、外部委託を継続しました。
  - 北勢水道事務所における運転監視業務の民間委託の検証を踏まえ、平成 18 年度から新たに南勢 水道事務所多気浄水場の運転監視業務も外部委託することとし、2 か月の教育訓練期間を経て、平 成 18 年 8 月から委託業者による運転に切り替えました。
  - 工事の実施にあたっては、他事業との共同施工、水道管の浅層埋設などの経済的な工法を積極的 に採用することでコスト縮減に努めました。
  - ・ 工業用水の需要拡大を図るため、新規申込みや増量申込みに対し、迅速に対応し、給水を行 いました。
  - ・ 平成 16 年度に被災し発電を停止している長発電所の運転を図るため、災害復旧工事を進めまし

## 2 取組の成果

- 金利負担の縮減については、平成 18 年度に実施した総額約 72 億円の借換や繰上償還により、約 22 億円軽減される見込みです。
- 北勢水道事務所・南勢水道事務所多気浄水場の運転監視業務の外部委託により、コスト縮減と業 務の効率化を図りました。
- 工事の発注に当って道路工事との同時施工、浅層埋設、工法変更(不断水工法→断水工法、舗装 復旧→切削オーバーレイなど)、機器構成の見直し(簡略化、汎用品の使用など)によりコスト縮 減しました。
- 工業用水について平成 18 年度には、4 社(10,900 トン/日)の新規申込み、2 社(2,050 ト ン/日) の増量申込みに対応し給水しました。

- 金利負担の縮減については、平成 19 年度は 19 億円の水資源機構割賦負担金の繰上償還を予定し ており、これにより約6億円の利息が軽減される見込みです。
- 大里浄水場の職員不在の時間帯(夜間及び土曜・日曜・祝日)における警備、保全管理、水質異常 等に対応するための施設管理業務を外部委託し、水道用水の安全・安定給水を図ります。
- 工事コストの縮減などについては、引き続き積極的に取り組んでいきます。
- 工業用水等の新規需要拡大に引き続き取り組むとともに、需要に対応するために関係者と十 分協議のうえ、事業を進めていきます。

#### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(県民満足度の高い企業経営の推進)

(2) 今後、長期経営ビジョンとともに、3 ヵ年(平成 19~21 年度)の中期経営計画の策定を行うこ ととしているが、計画の策定にあたっては、事業の現状や特性を踏まえた将来像を設定するととも に、県民のニーズを的確に把握し、取り組むべき課題を明確にして、経営目標や計画の内容に反映 されたい。

さらに、各年度の業績評価、財務状況、経営効率化への取組状況などを分かりやすく積極的に情 報提供するなど、事業に対する県民の理解を深める取組を進め、県民満足度の高い企業経営の推進 (経営分野、事業分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年6月に、知事部局において「公営企業(企業庁)のあり方検討委員会」が設置され、企 業庁の設置者として最適な経営形態を判断するための検討が行なわれました。

- 中期経営計画の内容となる施設改良計画について、「安全・安心・安定」供給を基本とした経営を 行うため、老朽化対策、耐震化対策など緊急に整備を要する事業を中心として検討しました。
- 水道用水供給事業は受水市町で構成される協議会において事業の決算概要や財務状況、公営企業 のあり方検討の状況などを説明するとともに、意見交換を行いました。また、事業予算や決算の概 要、企業庁の経営計画などの経営状況に関する情報を県ホームページを通じて提供しました。
- 工業用水道事業は事業別連絡会議を開催 (H18. 12. 19・H18. 12. 20) し、決算の概要及び経営 効率化への取組状況などの情報をユーザーに対し説明するとともに、意見交換を行いました。
- ・ 電気事業に対する県民の理解を深め、親しみをもっていただくため、地元のイベントに参加した り、随時発電所への見学者を受け入れるなど、地元の方に情報提供するとともに、RDF 安全管理会 議の開催(年2回)、「発電所だより」(年12回)を発行しました。

## 2 取組の成果

- 「公営企業(企業庁)のあり方検討委員会」からは、平成19年1月に、知事に報告書が提出さ れました。2月14日、知事から、企業庁のあり方に関する基本的方向が示されました。
- 水道用水供給事業は、受水市町で構成される水道事務所単位の協議会において、決算状況や事 業計画等の説明を行い、意見交換ができたことで、情報の共有とともに事業に対する理解を得る ことができました。
- 工業用水道事業は、事業別に連絡会議を開催し、47社54名(全90社102工場/H18.12.1現在) のユーザーが出席していただきました。企業庁から、工業用水道事業の経営状況など説明し、 ユーザーのご理解をいただくことができました。なお、会議に出席されなかったユーザーに は、資料を送付し意見照会をしました。
- 電気事業では、イベント参加:水力17回(小学校出前授業含む)、見学会開催延数:水力8回、 RDF39回、見学会参加者延数:水力238人、RDF831人でした。

- 知事から示された企業庁のあり方に関する方向を具体化していくため、平成19年度に概ね10年 間を見通した長期経営ビジョン及びそのビジョンを実現するための中期経営計画を策定する予定で す。その際、取り組むべき課題を明確にして、経営目標や計画の内容に反映していく予定です。
- さらに、各年度の取組状況などを分かりやすく積極的に情報提供するなど、事業に対する県民の理 解を深める取組を進め、県民満足度の高い企業経営の推進に努めていくこととしています。
- 水道用水供給事業は、今後も受水市町で構成される協議会やホームページを通じて事業の情報提供 をしていきます
- 工業用水道事業は、今後も事業別連絡会議を定期的に開催し、ユーザーに対し経営状況などの 情報を積極的に提供していきます。
- 今後も随時発電所への見学者の受け入れや、RDF 安全管理会議の開催、「発電所だより」の発行によ り、情報提供に努めます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(災害・緊急時等に対する危機管理)

(3) 災害・緊急時等に対する危機管理については、企業庁危機管理推進会議を設置して、事故発生時の体制の見直し、施設・設備事故等に対する緊急対応マニュアルの改訂・作成などに取り組んでおり、また、平成17年4月から企業庁退職者による大規模地震時における水道業務経験者協力制度等を発足させているほか、水管橋等施設の耐震対策、配水管の二条化等による安定供給対策を進めているが、今後も、平成18年3月に策定・公表した「三重県企業庁防災危機管理推進計画」を着実に推進し、さらなる危機管理体制の充実・強化に努められたい。 (経営分野、事業分野)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

企業庁においては、水道事業、工業用水道事業、電気事業の耐震化対策などを中心に、平成18年度から平成20年度までの3カ年を計画期間とする「三重県企業庁防災危機管理推進計画」を策定し、平成18年3月の第1回県議会定例会の常任委員会において公表しています。

平成18年度は、この推進計画に基づき、各事業の耐震化対策や水質汚染事故対策などの安全対策を推進するとともに、次の項目などに取り組み、危機管理体制の確立に邁進しているところです。

- ① 全庁的に実施したリスク把握取組に積極的に参画
- ② 平成18年3月9日未明に発生した浄水場への不審者侵入事件を受けて、「三重県国民保護計画」における「生活関連等施設」の安全確保措置と併せて、当庁所管の主要施設への侵入防止対策等の充実・強化策を策定し、整備に着手
- ③ 震災時の応急復旧用資機材を検証して整備充実に着手
- ④ 大規模震災時における市町の応急給水への支援設備の整備検討などを、「第2次三重地震対策アクションプログラム」の改定プロセスにおいて、防災危機管理部や環境森林部と連携しつつ推進
- 2 取組の成果(主要項目)
  - ① リスク把握取組

当庁関連の影響度が高いリスクは全部で28件あり、それぞれのリスクにおいて、複数の対応 手段を検討し、中・長期的な視点に立って、対応優先度や重要度を勘案し、予算や要員など配分 しうる資源を考慮した上で、合理的・効果的な対策を講じていくこととしています。

② 侵入防止対策等の充実・強化

「三重県国民保護計画」における「生活関連等施設」の安全確保措置を踏まえ、当庁主要施設の侵入防止対策やテロ・いたずら等の防止対策などの充実・強化策に平成18年度から着手し、業務設備改良費対応工事等については、平成19年度から実施することとしています。

③ 応急用資機材の備蓄検討

現在の当庁の備蓄内容を検証し、必要に応じて応急復旧用資機材や応急給水用資機材を計画的に整備充実するべく、平成18年度から当庁としての整備方針を定めて計画的に備蓄していくこととしています。

④ 市町が実施する仮設給水への支援策

「応急給水支援設備の設置」と「支援連絡管の設置」及び「応急用資機材の整備充実」の3つの対策を支援の柱に、現在、環境森林部で検討中の「三重県水道災害広域応援協定」に基づく、ブロック別応急給水計画における市町への支援策の一環として位置付けるとともに、防災危機管理部で改定予定の「第2次三重地震対策アクションプログラム」に反映させます。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

・ 当庁では、平成19年度において、「長期経営ビジョン」、「中期経営計画」及び「三重県企業庁施設改良計画 (H19~H28)」の策定を予定しているため、これらの上位計画との整合を図るとともに、耐震化対策の前倒しなど、現行計画策定後の新たな対策などを盛り込み、当推進計画を改訂していく予定です。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見 (高金利企業債等の繰上償還、借換え)

(4) 水道事業及び工業用水道事業においては、高金利企業債の借換えや水資源機構割賦負担金の繰上 償還を行い金利負担の軽減に努めているが、依然、高金利の企業債等が残っているので、引き続き 繰上償還や借換えについて国等関係機関へ強く要望し、金利負担の軽減を図られたい。

(経営分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 平成 18 年度も引き続き公営企業金融公庫資金の借換制度の条件緩和、財務省財政融資資金の 借換制度の創設、及び両資金における補償金なしの繰上償還制度の創設について、国等に強く要望 しました。
- 2 取組の成果
  - ・ 平成 18 年度も引き続き、高金利企業債の借換や水資源機構割賦負担金の繰上償還を行い、支払 利息の軽減に努めました。

水道事業 借 換 額=23億61百万円 (軽減利息額 約7億12百万円)

繰上償還額=45 億 97 百万円 (軽減利息額 約 14 億 13 百万円(見込み))

工水事業 借 換 額= 1億61百万円 (軽減利息額 約 17 百万円)

> 繰上償還額= 1億03百万円 (軽減利息額 約30百万円(見込み))

・ 平成19年度から、公営企業金融公庫資金の借換制度の条件が緩和(利率6%以上→5.5%以上) されるとともに、同資金及び財務省財政融資資金において、利息相当分の補償金の支払いを必要と しない繰上償還制度(利率5%以上)が創設されることとなりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度は 19 億円の水資源機構割賦負担金の繰上償還を予定しており、これにより約 6 億円の 利息が軽減される見込みです。

号 外

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(一般会計繰入金)

(5) 企業庁への一般会計からの繰入金については、総務省が定めた繰出し基準の通知等に基づき実施 されているが、その総額は、平成 17 年度で 56 億 4,490 万円となっている。企業庁としても、高金 利企業債の借換え等に努め、繰入金の減少が図られているが、県財政は極めて厳しい状況が今後も 続くため、引き続き繰入金の減少に努力するとともに、事業に対する県民の理解の向上や適正な評 価に資するため、一般会計からの繰入れの状況や効果について、分かりやすい情報提供に努められ たい。 (経営分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 高金利企業債の借換や水資源機構割賦負担金の繰上償還を行い利息軽減を図ることにより、一般 会計からの繰入金の軽減に努めました。
  - また、県民へのわかりやすい情報提供の方法について検討を行いました。
- 2 取組の成果
  - 平成18年度に実施した約72億円の借換や繰上償還により、今後一般会計からの繰入金が約8億 円軽減される見込みです。

- ・ 平成19年度は19億円の水資源機構割賦負担金の繰上償還を予定しており、これにより今後一般会 計からの繰入金が約6億円軽減される見込みです。
- 一般会計からの繰入れの目的、状況等については、県民からみてわかりやすい経営情報の提供の中 で引き続き検討を行っていきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 (企業庁の今後のあり方の検討)

(6) 地方公営企業を取り巻く環境の変化に的確に対応し、各事業の現状と将来見通しを分析したうえ で、将来あるべき姿を検討するため、企業庁では、平成 17 年度に「企業庁の今後のあり方検討会」 を設置し、「企業庁の今後のあり方に関する報告書」として提言を受けている。一方、県において も、平成 18 年 6 月に「公営企業(企業庁)のあり方検討委員会」を設置し、各事業の政策上の位 置づけやその必要性及び今後の経営形態のあり方を検討することとしているので、企業庁として も、改めて経営の総点検を行い、民間的経営手法の導入や環境変化に対応した適切なサービスの供 給方法のあり方等、将来を見据えた検討を進められたい。 (経営分野、事業分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

平成18年6月に、知事部局において「公営企業(企業庁)のあり方検討委員会」が設置され、企 業庁の設置者として最適な経営形態を判断するための検討が行なわれました。

企業庁としましては、知事部局が設置した委員会に毎回出席し、平成17年度の検討内容など委員 会の検討に必要な資料を提出し、その概要の説明を行いました。

また、検討委員会の委員に対して、中勢水道事務所、三瀬谷発電管理事務所、志摩水道事務所にお いて、施設状況や業務内容を説明しました。

一方、平成17年度決算をベースに財務分析を行い、今後の建設改良への投資や借入金残高及び 留保金の目標を定めた「当面の財務運営方針」を定めました。

## 2 取組の成果

平成17年度の企業庁の検討内容を十分に説明することにより、検討委員会の議論の論点が明らか になり、将来のあるべき姿がより明確になりました。

その結果として、「公営企業(企業庁)のあり方検討委員会」からは、平成19年1月に、知事に 報告書が提出されました。

また、その報告書を受け、2月14日に、知事から、企業庁のあり方に関する基本的方向が示され ました。

なお、「当面の財務運営方針」は、知事から示された方向をめざした長期経営ビジョンや中期経営 計画を策定するための基礎となります。

- 知事から示された企業庁のあり方に関する方向を具体化していくため、平成19年度に概ね10年 間を見通した長期経営ビジョン及びそのビジョンを実現するための中期経営計画を策定する予定で
- ・ なお、水力発電の事業譲渡や市の水道事業への一元化については、知事部局と連携して取り組んで いきます。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見〔水道事業関係〕 (効率的な事業経営)

(7) 本県の水道用水供給事業においては、今後も給水収益の大幅な伸びは見込めない状況に加え、建 設中の事業への投資、企業債や水資源機構割賦負担金の償還、老朽化施設の更新、施設の耐震化対 策が必要であるなど、経営環境は引き続き厳しいことから、一層効率的な事業経営を進めるほか、 支払利息の軽減は経営改善にとって重要であるので、政府債の借換制度の創設、高金利企業債に対 する借換制度の拡充及び水資源機構割賦負担金の繰上償還について、関係機関に継続して強く要望 されたい。 (経営分野、事業分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 北勢水道事務所管内運転監視業務における民間委託を引き続き実施するとともに、新たに南勢水 道事務所多気浄水場の運転監視業務を外部委託することにより運転維持管理コストの削減を図り、 効率的な経営に努めました。
  - 工事の実施にあたっては、他事業との共同施工、水道管の浅層埋設などの経済的な工法を積極的 に採用することでコスト縮減に努めました。
  - 支払利息の軽減については、平成18年度も引き続き公営企業金融公庫資金の借換制度の条件緩 和、財務省財政融資資金の借換制度の創設、及び両資金における補償金なしの繰上償還制度の創設 について、国等に強く要望しました。

### 2 取組の成果

- 新たに外部委託した南勢水道事務所多気浄水場の運転監理業務については、2か月の教育訓練期 間を設けて本格実施したことから、トラブルの発生もなく、順調に業務が遂行されています。
- 工事の発注に当って道路工事との同時施工、浅層埋設、工法変更(不断水工法→断水工法、舗装 復旧→切削オーバーレイなど)、機器構成の見直し(簡略化、汎用品の使用など)によりコスト縮 減を達成しました。
- 支払利息の軽減については、平成 18 年度も引き続き、高金利企業債の借換や水資源機構割賦 負担金の繰上償還を行い、支払利息の軽減に努めました。

借換額=23億61百万円 (軽減利息額 約7億12百万円)

繰上償還額=45 億97百万円 (軽減利息額 約14億13百万円(見込み))

平成 19 年度から、公営企業金融公庫資金の借換制度の条件が緩和(利率 6%以上→5.5%以上) されるとともに、同資金及び財務省財政融資資金において、利息相当分の補償金の支払いを必要と しない繰上償還制度(利率5%以上)が創設されることとなりました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

工事コストの縮減などについては、引き続き積極的に取り組んでいきます。

#### 監査の結果

- 事務事業の執行に関する意見〔水道事業関係〕 (安全・安心な水の安定供給)
- (8) 企業庁では、ISO9001による品質管理システムの認証を取得し、水質管理を含めた浄水処理や配 水運用等の業務管理の改善、向上に努めるとともに、震災、風水害、渇水、事故などに対する対策 を中心に、企業庁防災危機管理推進計画を策定・公表し、施設の耐震化対策、危機管理体制の強化、 教育・訓練などに取り組んでいる。

今後も品質管理、危機管理の取組をより一層推進し、水道水を家庭に供給している各市町と連携・ 協働して、安全・安心な水の安定供給に努めるとともに、水質や水源等の情報を県民に分かりやす く提供されたい。 (経営分野、事業分野)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 安全・安心な水を安定して供給できるよう、老朽施設・設備の更新を行うとともに、計画的に耐 震補強工事を実施しました。また、水管橋の耐震強度調査を実施し、補強工事の要否を検討しまし
  - 危機管理の取組みとして、県の実施した図上訓練のほか、事業所との連携による危機管理訓練実 施や水資源機構等との情報伝達訓練にも参加しました。
  - パンフレットやホームページの記載内容を見直し、県民の皆さんが強く情報提供を求めている水 道水の安全に関する情報について、最新のデータをホームページに掲載しました。また、「ノロウ ィルス」「鳥インフルエンザ」など県民の関心が高い話題についても、県民の皆さんに理解してい ただけるよう迅速に情報提供しました。
  - 「企業庁施設改良計画(H19~28 年度)」の策定作業及び「企業庁防災危機管理推進計画」の見 直し作業を行っています。

### 2 取組の成果

- 老朽施設・設備を更新し、計画的に耐震工事を実施することにより、安全・安心な水を安定して 供給できる体制が維持されています。
- 水管橋の耐震強度調査で耐震強度が劣ると判断された施設については、「企業庁施設改良計画(H19 ~28 年度)」及び「企業庁防災危機管理推進計画」に反映していきます。
- 水源情報や水質情報、ノロウイルスなど県民の皆さんが関心のある情報を県ホームページを通じ て提供することができました。

- 今後も計画的な老朽施設・設備の更新、耐震補強工事等の実施により、安全で安心な水の安定供給 に努めていきます。
- 迅速な提供を要する情報については、早く分かりやすい情報提供を行うとともに、関連する情報へ のリンクを充実させ、ホームページのワンストップ化を図り活用しやすくします。
- 水質検査計画、水質検査結果など水道水の安全に関する情報についても受水市町村の意見や提案を いただき、ユーザーにとってより充実したものにしていきます。
- 今後においても、受水市町に情報提供を行い、協議し、十分理解を得るよう努めていきます。

### 監査の結果

- 事務事業の執行に関する意見〔水道事業関係〕 (運転監視業務等の民間委託の活用)
- (9) 北中勢水道用水供給事業(北勢系)の2浄水場及び南勢水道事務所の浄水場の運転監視業務を民 間委託し、効率的な経営に努めている。

今後も、委託業務に関して安全面や職員の技術継承などに支障が生じないよう必要な措置を講じ、 安定的な業務の運営を維持しながら、効率的な経営に努められたい。 (経営分野、事業分野)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 施設維持管理コストの削減と業務の効率化を進めるため、平成15年度より実施している北勢水 道事務所運転監視業務の民間委託について、安全性、経済性などに十分留意するとともに、危機管 理面での強化を図り、運転監視員の資格要件等の向上を図った内容により外部委託を継続しまし た。
  - 北勢水道事務所における運転監視業務の民間委託の検証を踏まえ、平成 18 年度から新たに南勢 水道事務所多気浄水場についても外部委託することとし、2 か月の教育訓練期間を経て、平成 18 年8月から委託業者による運転に切り替えました。

#### 2 取組の成果

- 北勢水道事務所における運転監視業務の民間委託に加え、南勢水道事務所多気浄水場の運転監視 を外部委託したことにより、コスト縮減と業務の効率化が図れました。
- 南勢水道事務所多気浄水場の運転監視業務については、2 か月の教育訓練期間を設けて本格実施 したことから、トラブルの発生もなく、順調に業務が遂行されています。

- 両水道事務所における運転監視業務は、平成21年3月までを委託期間とする契約であることから、 平成 19 年度も外部委託による運転監視を継続します。今後も順調に運転監視ができるよう委託業者 への指導・監督に努め、安定した業務の運営と効率的な事業経営に努めます。
- 大里浄水場の職員不在の時間帯(夜間及び土曜・日曜・祝日)における警備、保全管理、水質異常 等に対応するための施設管理業務を外部委託し、水道用水の安全・安定給水を図ります。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見 [水道事業関係] (建設事業の計画的な実施)

(10) 長良川を水源とする北勢系第2次拡張事業及び中勢系第2次拡張事業については、平成17年度から関係部や受水予定市町とともに水需要の精査・確認を行っているが、計画給水量に変更が生じる場合は、建設事業の実施計画の変更や費用負担のあり方の整理が必要であり、企業庁においては、関係部や受水予定市町と連携して早急に対応を進められたい。

また、伊賀水道用水供給事業については、平成18年度以降は浄水場などの基幹施設に着手し、 事業量が増大することから、引き続き計画的な事業の実施に努めるとともに、水源である川上ダム の完成は大幅な遅延が見込まれるため、ダムが完成するまでの水源の確保について、関係機関と協 議を進められたい。 (経営分野、事業分野)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 北勢系第2次拡張事業及び中勢系第2次拡張事業については、今後の水需要を的確に踏まえた合理的、効率的な施設整備を行なうため、県関係部局(政策部・環境森林部)及び受水関係市町と共同で平成17年度から、水需要の精査・確認を進めているところであり、受水関係市町の自己水源を含めた水道計画について検討し、長良川河口堰に依存する必要水量の確定に向けて協議しました。
  - ・ 北勢系においては、亀山市域での亀山・関テクノヒルズにおける今後の水需要が見込まれること から、北勢系第2次拡張事業により対応する方向で受水関係市町と調整を図ることとしました。
  - ・ 伊賀水道用水供給事業については、平成21年4月給水開始に向けて水道施設整備を計画的に推進し、給水開始までに川上ダムの完成が見込まれないことから、暫定取水について河川管理者である国土交通省や地元関係機関と協議を行ないました。
  - ・ 事業実施に当っては、他事業との共同施工・同調施工や送水管の浅層埋設などの経済的な工法を 積極的に採用するなどコスト縮減に努めました。
  - ・ 北勢系第2次拡張事業については、受水関係市町と協議しながら、今、施工しないと将来手戻りが生じコストアップにつながるような工事を施工しました。
  - ・ 工事の実施予定や進捗状況などについて、受水関係市町で構成される協議会を通じて情報提供しました。

## 2 取組の成果

- ・ 北勢系第2次拡張事業については、受水関係市町で構成される協議会で、事業計画等の説明を行ない、情報の共有が図られました。
- ・ 亀山市域での新規需要を含め、既に完成している専用施設(給水能力 18,000m<sup>3</sup>/日)を 有効利用する方向で事業継続することで受水関係市町と基本合意を得ました。
- ・ 伊賀水道用水供給事業については、伊賀市に事業計画等の説明を行ない、情報の共有が図られま した。

- ・ 北勢系第2次拡張事業及び中勢系第2次拡張事業の計画給水量が変更となった場合には、事業計画の変更及び広域的水道整備計画の変更が必要であることから、環境森林部と連携して適正に対応してまいります。
- ・ 伊賀水道用水供給事業については、ダムが完成するまでの間、暫定豊水水利権の許可を得て給水する必要があることから、引き続き河川管理者である国土交通省や地元関係機関と協議を行います。
- ・ 建設事業の実施に当たっては、引き続き、他事業との共同施工・同調施工や送水管の浅層埋設などの経済的な工法を積極的に採用することや既存施設の有効利用などに取り組み、コスト縮減に努めます。
- ・ 水道用水供給事業の見直しや工事進捗状況、コストなどの情報について、今後も受水市町で構成される協議会やホームページを通じて情報提供していきます。

### 監査の結果

- 事務事業の執行に関する意見〔水道事業関係〕 (市町村合併に伴う水道事業の管理・運営のあり方)
- (11) 市町村合併により、南勢志摩水道用水供給事業(志摩系)及び伊賀水道用水供給事業の給水区域 が一市の区域に包括されているので、平成17年度に企業庁が設置した「企業庁の今後のあり方検 討会」の提言や県が 18 年度に設置した「公営企業(企業庁)のあり方検討委員会」の議論を踏ま え、管理方法や運営方法など水道用水供給事業のあり方について、関係部や新しい市とともに検討 されたい。 (経営分野、事業分野)

### 講じた措置

## <u>平成 18 年度</u>

- 1 実施した取組内容
  - 南勢志摩水道用水供給事業(志摩系)については、新市の水道整備も踏まえて、志摩市と志摩水 道事務所で構成する「志摩水道連絡会議」でこの事業のあり方について協議しました。
  - 伊賀水道用水供給事業については、新市の水道整備も踏まえて、伊賀市、環境森林部及び企業庁 で構成する「伊賀水道連絡会議」でこの事業のあり方について協議しました。
- 2 取組の成果
  - 志摩市及び伊賀市に対して、「公営企業のあり方検討委員会」の報告書及び知事の基本方向につ いて説明することにより情報の共有化を図りました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

南勢志摩水道用水供給事業(志摩系)及び伊賀水道用水供給事業は、両事業とも給水対象が1市と なり、水源から給水栓まで一貫した管理が行いやすい状況となったことから、より合理的な管理運営 の方法などについて、知事の示す基本方向を踏まえ環境森林部等と連携して、志摩市及び伊賀市と協 議を行っていきます。

### 監査の結果

- 事務事業の執行に関する意見〔工業用水道事業関係〕 (効率的な事業経営)
- (12) 工業用水道事業においては、今後の見通しとしても、水需要の大きな伸びは期待できず、また、老朽施設の更新、施設の耐震化等の改良事業をはじめ、企業債の償還等投資にかかる資金需要が長期に続くなど経営環境は引き続き厳しい状況にあるので、引き続き投資コスト、運営コストの節減に努められたい。さらに、需要拡大に向けて、県や市町の企業誘致活動と緊密に連携して、新規立地企業への給水を図るとともに、既存企業に対しては、潜在的な需要の掘り起こしに取り組み、供給拡大に一層努められたい。

また、支払利息の軽減のため、政府債の借換制度の創設、高金利企業債に対する借換制度の拡充 及び水資源機構割賦負担金の繰上償還について、関係機関に継続して強く要望されたい。

(経営分野、事業分野)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 工業用水道事業においては、投資コストを縮減するため新規給水などに伴う配水管布設は 浅層埋設工法を採用するなど投資コストの縮減に取り組み、運営コストを縮減するため平成 18 年度も引き続き浄水場運転監視業務の民間委託を実施しています。また、需要拡大を図る ため、新規申込みや増量申込みに対し、迅速に対応し、給水を行いました。
  - ・ 支払利息の軽減については、平成 18 年度も引き続き公営企業金融公庫資金の借換制度の条件緩和、財務省財政融資資金の借換制度の創設、及び両資金における補償金なしの繰上償還制度の創設について、国等に強く要望しました。

### 2 取組の成果

- ・ 工業用水について平成 18 年度には、4 社(10,900 トン/日)の新規申込み、2 社(2,050 トン/日)の増量申込みに対応し給水しました。(工業用水道事業室)
- ・ 支払利息の軽減については、平成 18 年度も引き続き、高金利企業債の借換や水資源機構割賦負 担金の繰上償還を行い、支払利息の軽減に努めました。

借換額=1億61百万円 (軽減利息額 約17百万円)

繰上償還額= 1億03百万円 (軽減利息額 約30百万円(見込み))

・ 平成 19 年度から、公営企業金融公庫資金の借換制度の条件が緩和(利率 6%以上→5.5%以上) されるとともに、同資金及び財務省財政融資資金において、利息相当分の補償金の支払いを必要と しない繰上償還制度(利率 5%以上)が創設されることとなりました。

- ・ 大規模な施設改良については、経営状況や料金への影響も考慮するとともに、平成 19 年度から 10 年間の施設改良計画を策定し、計画的かつ効果的に耐震化及び老朽化対策を実施していきます。
- ・ 立地企業からの新規給水の問い合わせなどに対して、県や市町の企業誘致活動と緊密な連携に努め、工業団地への給水ルートなどを事前に検討しておくことにより、迅速に対応し新規需要の拡大につなげます。
- ・ 地下水を使用している企業に対して、工業用水のPRや水源転用を促すことによる営業活動 を引き続き行うことで、工業用水の需要拡大につなげていきます。
- ・ 支払利息の軽減については、平成19年度は19億円の水資源機構割賦負担金の繰上償還を予定しており、これにより約6億円の利息が軽減される見込みです。

## 監査の結果

- 1 事務事業の執行に関する意見 [工業用水道事業関係] (長良川河口堰の未利用水源)
- (13) 長良川河口堰に確保している未利用水源は、新たな需要の見通しは立っておらず、当面、一般 会計の出資で償還を行う状況は続くと見込まれることから、関係部と企業庁は、未利用水源の有 効利用の検討を進めるとともに、水源確保の必要性について、県民の理解と協力を求めていくよ う努められたい。 (事業分野)

# 講じた措置

## <u>平成 18 年度</u>

- 1 実施した取組内容
  - ・ 長良川河口堰の未利用水源を含む未利用水の有効活用については、関係部局で構成する「水 資源関係ワーキンググループ」に参加し、連携して検討を行いました。
- 2 取組の成果
  - ・ 関係部局で構成する「水資源関係ワーキンググループ」において、未利用水の有効活用の 一つの方法として、環境用水に関する諸課題について議論しました。

- 長良川河口堰での開発水源は、北中勢地域の最後の大規模水源であるとともに、本県の地域 振興に欠かせない重要な産業基盤の一つであり、今後とも、積極的に企業誘致や産業振興に役 立てていく必要があります。
- ・ 水源確保の必要性に関する県民への説明や未利用水源の有効利用について、関係部局で構成 する「水資源関係ワーキンググループ」等に企業庁も参加し、連携して検討を行っていきます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見〔工業用水道事業関係〕 (三重用水を水源とする工業用水道の需要拡大)

(14) 三重用水を水源とする工業用水道事業のうち、鈴鹿工業用水道事業は専用施設が建設されておら ず、4,800m³/日の水源が未利用の状況となっているので、引き続き関係部・機関と緊密に連携し、 需要拡大に取り組まれたい。 (事業分野)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 三重用水の鈴鹿工業用水道事業分(4,800m³/日)については、亀山・関テクノヒルズへ進出してい る企業からの工場増設にともなう給水要望を受け、給水開始期日までに施設整備を図るため、関係 部局と連携して、地元自治体等の関係者に対する協議・調整に取り組みました。
- 2 取組の成果
  - 事業実施に向け、地元自治体等の関係者と協議・調整を進めてきましたが、その後、亀山・関 テクノヒルズの水需要が、鈴鹿工業用水道事業の給水能力を超える 7,000m³/日が見込まれること から、同事業の事業化には至りませんでしたが、地元自治体等の関係者と協議する中で、工業用水 の重要性について認識が深まり、今後の需要拡大に向けて連携強化が図れました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

三重用水の鈴鹿工業用水道分 (4,800m³/日) は、北勢地域内陸部の貴重な工業用水の水源であ り、引き続き、県及び市町の企業誘致担当部局と適宜情報交換を行い、工業用水を必要とする 企業や工業団地を開発する市町に対し工業用水道事業に関する情報を提供し、需要開拓に取り 組みます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見〔電気事業関係〕 (安全かつ効率的な事業経営の推進)

(15) 電気事業については、電力自由化の進展により、売電単価のさらなる低廉化が想定されるほか、 附帯事業(RDF焼却・発電事業)においても今後多額の収入不足が見込まれるなどの課題を抱 えている。

さらに、附帯事業において多額の赤字を計上していることに加え、17年度においては、水力発電事業においても赤字計上したことなどから、営業活動によるキャッシュフローも大幅に低下しており、電気事業としての経営環境は極めて厳しいものとなっている。ついては、今後も安全の確保と管理の万全を期した上で、住民からの信頼回復とともに、一層の経営の効率化と安定的な運営による収入の確保に努められたい。

また、企業庁においても県と連携を密にし、附帯事業であるRDF焼却・発電事業のあり方も含めて、電気事業におけるサービスの供給方法のあり方について検討されたい。

(経営分野、事業分野)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 水力発電事業は、天候に大きく影響を受けます。平成16年度には台風被害により発電所が運転を停止し、翌17年度には台風被害による運転停止に加え、渇水が起こったため、発電量は目標を大きく下回りました。本年度は、台風被害により運転停止している発電所の災害復旧工事を進めました。
- (2) 附帯事業については、危機管理マニュアルに基づき、リスク管理と安全性の確保を最優先に発電所の安全、安定的な運転に努めるとともに、適宜、安全管理会議技術部会等を開催し、学識者等からの指導・助言に基づく改善を図ることにより、安全性、安定性の向上に務めました。また、附帯事業の経営収支の均衡を図るため、平成28年度までの収支試算を行い、三重県R

DF運営協議会の場において、市町と県のそれぞれの適正な負担について協議を進めました。

### 2 取組の成果

- ・ 運転停止している発電所が1ヶ所あるものの、水力発電事業として平成18年度においては約1億2千万の純利益を見込んでいます。
- ・ 附帯事業については、マニュアルに基づきトラブル時には適切に対応し、受け入れたRDFを 安全に安定して処理することができました。
- ・ 2月7日の三重県RDF運営協議会総会において、RDF処理料の改定について合意しました。 しかしながら、RDF事業の財政状況は依然として厳しく、経営の安定化のため引き続き関係機 関と協議を行っていきます。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 水力発電事業については、台風被害により運転停止した全発電所の19年度中の運転再開をめざして災害復旧事業に取り組みます。
- (2) 附帯事業については、危機管理マニュアルに基づき、リスク管理と安全性の確保を最優先に 発電所の安全、安定的な運転に努めます。
- (3) 附帯事業の経営の安定化のため、RDF処理料に関する協議を引き続き継続します。
- (4) 本体事業である水力発電事業を民間譲渡する場合、附帯事業であるRDF焼却・発電事業を 企業庁で実施する位置づけがなくなることになります。

企業庁としては、知事から示された方向や廃棄物処理に関する県の政策を踏まえ、知事部局 と連携し、RDF焼却・発電事業の適切な運営方法を市町と協議していきます。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見〔電気事業関係〕 (附帯事業の経営改善及びあり方の検討)

(16) 附帯事業(RDF焼却・発電事業)については、RDF処理量及び電力料収入の減少、事故に伴 う新たな安全対策経費の増加等の状況変化などから、当初の事業収支計画との乖離が生じ、現行の 収入では、健全経営が困難な状況となっている。

ついては、廃棄物処理行政の動向も勘案し、附帯事業の運営のあり方について検討を行うとと もに、関係機関と協議のうえ、健全な経営が可能な事業収支計画を早期に策定し、経営収支の改善 に努められたい。 (経営分野、事業分野)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

三重ごみ固形燃料発電所の経営収支の均衡を図るため、事故に直接起因する経費を除き、平成28 年度までの収支試算を行い、三重県RDF運営協議会の場において、市町と県のそれぞれの適正な負 担について協議を行いました。

平成18年 4月25日 総務運営部会 (RDF処理料金の市町側案の提示)

平成18年 5月24日 総務運営部会(市町側案に対する県側の説明)

平成18年 8月10日 総務運営部会(RDF処理料金の段階的改定案の提示)

平成18年12月26日 総務運営部会 (RDF処理料金の当面2年間の料金案の提示)

# 2 取組の成果

2月7日の三重県RDF運営協議会総会において、RDF処理料を1トンあたり3、790円から 5、058円に改定することで合意しました。

しかしながら、RDF事業の財政状況は依然として厳しく、経営の安定化のため引き続き関係機関 と協議を継続していく予定です。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- 経営の安定化のため、RDF処理料に関する協議を引き続き継続します。
- 本体事業である水力発電事業を民間譲渡する場合、附帯事業であるRDF焼却・発電事業を企業 庁で実施する位置づけがなくなることになります。

企業庁としても、知事から示された方向や廃棄物処理に関する県の政策を踏まえ、知事部局と連 携し、RDF焼却・発電事業の適切な運営方法を市町と協議していきます。

#### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見〔電気事業関係〕 (RDF焼却・発電事業の安全性、安定性の確保)

(17) 三重ごみ固形燃料発電所については、各種の安全性の確保及び事故防止対策に取り組んでいる が、平成 18 年 2 月にはバグフィルタ内のろ布損傷によるボイラ停止等が発生しているので、常時 監視の強化、施設・設備の定期的チェック及び必要な改良を行うなど施設・設備や運用面における 安全性、安定性の確保について万全の措置を講じられたい。

また、平成17年度において基準を満たさないRDFが2度搬入されているので、環境森林部、 RDF製造者と連携し、RDFの品質管理の徹底に引き続き努められたい。

さらに、平成18年8月に新しい貯蔵施設が完成したが、施設の管理、運用にあたっては、安全性 の確保について万全の措置を講ずるとともに、住民に分かりやすく情報提供を行い、十分な理解を 得られるように努められたい。 (事業分野)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

危機管理マニュアルに基づき、リスク管理と安全性の確保を最優先に発電所の安全、安定的な運 転に努めるとともに、適宜、安全管理会議技術部会等を開催し、学識者等からの指導・助言に基づ く改善を図ることにより、安全性、安定性の向上に努めてきました。

- 新たな貯蔵施設の整備について施設の完成後、施設の安全性に関する実験を行い、安全性を実 証したうえで運用を開始するなど安全性の確保に配慮しました。
- 安全管理会議2回、安全管理会議技術部会3回開催しました。
- 新貯蔵施設運用開始に先立ち「RDF貯蔵施設管理規程」を作成しました。
- 安全、安定的な稼動を確保するため、タービン法定定期自主検査(4年毎)、1号ボイラー法定 定期自主検査(2年毎)、ボイラー定期点検(4ヶ月毎)を実施しました。
- 基準を満たさないRDF搬入をした市町と原因、対応について協議し、その対策を実施しました。
- 危機管理マニュアルの継続的な見直しを行うなど引き続き安全性、安定性の確保に努め、受け 入れたRDFを適正に処理しました。
- 安全性の確保について地元の方の理解を得るため、新貯蔵施設の運用にあたっては新貯蔵施設 見学会を実施したり、発電所の状況を地元の方にお知らせする「発電所だより」を毎月発行しまし た。

## 2 取組の成果

- マニュアルに基づきトラブル時には適切に対応し、受け入れたRDFを安全に安定して処理す ることができました。
- ・ 防火対策が十分に確保された新貯蔵施設の築造工事が完成しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

危機管理マニュアルに基づき、リスク管理と安全性の確保を最優先に新貯蔵施設を含む発電所全 体の安全、安定的な管理、運用に努めます。

# 監査の結果

- 1 事務事業の執行に関する意見 [電気事業関係] (RDF貯蔵槽火災・爆発事故に伴う後年度の負担)
- (18) 平成17年度のRDF焼却・発電事業にかかる決算額は、16年度に引き続き当面の措置として、 市町村等のごみ処理経費の増加分等に対する補償等について、企業庁と受託事業者とが2分の1ず つ負担しているなど、事故に伴う損害額等が負担割合に応じて反映された結果にはなっていない。 現在負担責任について整理のうえ民事訴訟の場で係争中であるが、引き続き県民に対する説明 責任を十分に果たされるとともに、早期解決に向けて努力されたい。 (経営分野、事業分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 貯蔵槽爆発事故等により発生した損害約22億5600万円については、民事訴訟の場を通じ て、事故に至った事実関係、責任の所在、責任の割合などを明らかにし、県民の皆様及び県議会に しっかりと説明責任を果たしていくこととし、富士電機システムズ(株)及び富士電機ホールディ ングス(株)を相手方として平成18年6月20日に津地方裁判所に民事訴訟を提起しました。
  - 一方、富士電機システムズ(株)からは合計約34億4500万円の損害について、平成18年 6月15日及び同年8月18日に企業庁を相手方として津地方裁判所に民事訴訟が提起されまし た。
- 2 取組の成果
  - 平成18年9月7日に第1回口頭弁論、同年11月30日に第2回口頭弁論、平成19年2月 22日に第3回口頭弁論が行われ、企業庁側の主張を行うとともに、富士電機システムズ(株)の 主張に対し所要の反論を行いました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も、弁護士とよく相談しながら訴訟対応を進めることとしています。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見〔電気事業関係〕 (災害復旧事業の着実な推進)

(19) 平成 16 年の台風等の影響による集中豪雨のために、水力発電所が大きな被害を受け、一時は全 ての発電所が運転を停止していた。

その後、16年度中に7発電所、17年度中に2発電所が運転を再開したが、長発電所については、 現在も復旧工事中となっているので、安定的な電力の供給と収益の確保を図るため、関係機関と引 き続き十分な協議を行い、災害復旧事業の着実な推進に努められたい。

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 被災した全発電所の平成19年度中の運転再開を目指し、平成17年度に引き続き、長発電所災害 復旧工事を進めました。
  - 発電所基礎の掘削を行ったところ、現場の土質不良、湧水多量などにより、掘削範囲が増え、工 事進捗に遅れが生じました。
- 2 取組の成果

発電所基礎の掘削範囲が増えたことから工事費が増加し、工期も半年ほど遅れる見込みですが、 災害復旧工事の早期完成を目指し工事を進めてきました。本年度末で約40%の進捗となりまし た。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度は、地上棟建設、水車発電機据付、試験調整などを行い、平成19年度中の運転再開 をめざして災害復旧工事の促進に取り組みます。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務

ア 未登記

過年度に取得した公共用地の登記事務が遅延しているので、登記の促進を図られたい。

箇 所 名	平成 17 年度末未登記	平成 17 年度中処理分		
北勢水道事務所	過年度 3 筆 24.68 m²	過年度 2筆		

(北勢水道事務所)

#### 講じた措置

# <u> 平成 18 年度</u>

- 1 実施した取組内容
  - ・ 楠町小倉(合併により四日市市楠町小倉)地内の2筆につきましては、根抵当権者の分筆・所有 権移転に対する同意内諾が得られましたので、地積更正を行った上で、所有権移転登記を行うべく、 現在作業中です。
  - ・ 楠町南川(同市楠町南川)地内の1筆につきましては、地権者に対し相続問題を解決するよう要 請し、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいます。

### 2 取組の成果

- 楠町小倉地内の2筆は、現在作業中であり、法務局との協議等で問題なく、作業が順調に進めば、 年度内に所有権移転登記が完了となります。
- 楠町南川地内の1筆につきましては、要請をしているものの、現時点では当事者間の相続問題解 決の目途は立っていません。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

楠町南川地内の1筆につきましては、引き続き地権者に対し相続問題を解決するよう要請し、所有 権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいきます。なお、当事者による相続問題の解決が不可 能となる場合には、弁護士等の指導を仰ぎ対応策を検討していくこととしています。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
  - イ 未利用地

電気事業会計等所管の未利用地があるので、その有効活用、売却等計画的な処理に努められたい。

箇 所 名			名		土地の所在	面積 (m²)	現 況 等	
北	勢水	道	事 務	所	① 川越町当新田北川原地内	1, 014. 87	構築物撤去中	
					② 紀北町紀伊長島区三浦地内	6, 995. 79	紀北町へ使用許可	
三	瀬	谷	発	電	③ 紀北町紀伊長島区三浦地内	12, 608. 00	地域住民に開放	
管	理	事	務	所	④ 紀北町紀伊長島区三浦地内	90. 56	紀北町へ貸付	
					⑤ 大台町弥起井地内	2, 342. 95	大台町へ使用許可	

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

### (北勢)

- ① 建物及び構築物を解体・撤去するため、解体・撤去工事を発注し、現在解体・撤去作業中です。 (三瀬谷)
- ② 紀北町の新庁舎建設候補地の1つとなっているため、紀北町と協議しました。
- ③ 熊野古道玄関口として地域住民とともに整備しています。
- ④ 狭小な土地であるので、中部電力(株)の変電所建設等による土地代替地として売却する際、中部電力(株)、紀北町及び企業庁で整理することとしています。
- ⑤ 大台町と売却に関する具体的な協議を行いました。

# 2 取組の成果

#### (北勢)

① 年度内に建物の解体・撤去が完了する予定です。

### (三瀬谷)

- ② 協議の結果、紀北町の新庁舎建設地となった場合、紀北町が平成22年10月11日までに当該土地の適正な価格での購入を検討することを、紀北町に確認しました。
- ③ 熊野古道玄関口の環境整備に寄与しました。
- ④ 大台町の土地鑑定評価は実施済みです。宮川村との合併による新首長との意見調整を実施しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

#### (北勢)

① 引き続き構築物の解体・撤去作業を進めるとともに、売却に向け境界確定及び測量業務を実施していきます。

### (三瀬谷)

- ② 紀北町の新庁舎建設候補地としての今後の推移を見守りながら、売却に関する検討を行っていきます。
- ③ 上記新庁舎建設候補地と隣接しているため、公共用地の有効利用を視野に入れ売却も含めて検討していきます。
- ④ 平成5年10月1日付け、中部電力(株)、三重県企業庁及び紀伊長島町海山町し尿共同処理組合 (現紀北町クリーンセンター)との覚書により、中部電力(株)の変電所建設等による土地代替地として中部電力(株)へ当該土地の売却を図ります。
- ⑤ 町村合併により、方針が少し変わってきていますが、H19年度売却に向けて協議を続けています。

### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

1 業務委託の実施状況 (特命随意契約)

財務会計システム保守運用委託契約において個人情報の適正管理に関する条項が、契約書上に未 記載。 経営分野(3事業会計共通)

# 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成17年度監査において指摘されましたので、平成18年度の契約は個人情報の適正管理に関する 条項を記載しています。

2 取組の成果

個人情報の適正管理に関する認識が高まりました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

・ 今後の契約においても、個人情報保護を必要とする契約については、適正管理に関する条項を 記載します。

号 外

### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 その改善に努められたい。

- 2 県単工事の実施状況
  - (1) 長谷調整池他水位計取替工事において、機器の仕様を変更及び変更に伴う減額分を他の機 器の整備に充当していながら、一連の事務手続きを工事打ち合わせ簿の供覧で処理し、変更契 約が未締結 (南勢水道事務所)
  - (2) 送水管電気防食設備設置工事において工事打ち合わせ記録未作成 (南勢水道事務所)
  - (3) RDF貯蔵施設築造工事において、当初設計時にRDF搬入口のプラットホーム庇の延長 について検討が不十分 (三重ごみ固形燃料発電所)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

#### (南勢)

- (1) 契約に際しては、機器の仕様変更等が生じた場合には変更契約の徹底を図りました。
- (2) 工事において打ち合わせ記録の徹底を図りました。

#### (三重ごみ固形燃料発電所)

(3) 工事仕様書等の設計図書の作成は、記載内容を十分に検討し、精査した上で発注しました。

### 2 取組の成果

(南勢)

- (1) 契約事務について、適正に執行しております。
- (2) 工事打ち合わせ記録について、適正に記録しております。

## (三重ごみ固形燃料発電所)

(3) 設計図書の記載内容を十分検討、精査した上で発注したことから不備の改善が図られ、適正な 工事執行が行われました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

(南勢)

- (1) 会計規程に定めるところにより適正な管理を行っていきます。
- (2) 引き続き工事打ち合わせ記録の適正な記録を行っていきます。

#### (三重ごみ固形燃料発電所)

(3) 引き続き設計図書の記載内容に留意し、適正な工事の執行を行います。

### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、そ の改善に努められたい。

- 3 事務管理体制
  - (1) 準備品出納簿の本庁内部への払い出しの記載が不明瞭

(事業分野(3事業会計共通))

(2) 文書規程及び公印取扱規程に定める手続きが未実施

(北勢水道事務所)

(3) 水道管の布設替えに当り、埋設したままの旧鋳鉄管が減額未計上

(南勢水道事務所) (伊賀水道建設事務所)

(4) 物品購入決議書の業者選定理由欄の表記が不適切

(伊賀水道建設事務所)

(5) 概算払整理簿が未作成 (6) 出納員及び資金前渡受者の事務引継書が未作成

(伊賀水道建設事務所)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

## (事業分野(3事業会計共通)

(1) 本庁内部の払い出しについても、各室名を記載しています。

#### (北勢)

全職員に対して、所長名による「公印押印の適正な取扱いについて」の通知をし、その周知徹 (2)底を図りました。

所内課長会議や課内ミーティングなどを通じて、再発防止を徹底しました。

#### (南勢)

(3) 除却費を計上しました。

#### (伊賀)

(4)(5)(6) 課内による、チェック機能を強化しました。

#### 2 取組の成果

#### (事業分野(3事業会計共通)

(1) 本庁内部の払い出しについても、所管が明確になりました。

### (北勢)

(2) 全職員に周知徹底を行った結果、公印押印の不適切な取扱いは改善されました。 (南勢)

# (3) 除却費の計上について、適正に管理しております。

### (伊賀)

(4)(5)(6) チェック機能の強化により、改善されました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

#### (事業分野(3事業会計共通)

(1) 今後も本庁内部の払い出しについても、各室名を記載していきます。

### (北勢)

(2) 4月当初、全職員に対して再度、公印押印の適正な取扱いについての周知徹底を図ります。 (南勢)

(3) 除却費の計上について、適正に管理していきます。

#### (伊賀)

(4)(5)(6) 課内チェックの強化を図っていきます。

### 監査の結果

# 【本庁部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成 17 年度の情報化関連事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された 110

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

公金の支出については、支出帳票の作成者と確認者を厳格に区別した運用を行いました。 また、確認者には所属長の他に複数の経理担当職員を充て、支払の事由、相手先および支払先口座 情報の確認を行いました。

さらに、金融機関に対して支払指図を提出する際には、再度、会計員および企業出納員による確認 を行うなど、厳しいチェックを行いました。

2 取組の成果

引き続き、厳格なチェック体制を運用してまいります。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

財務会計システムの更新にあわせ、支払データ収集後の伝票修正が不可能となるシステムを構 築・導入致します。

これにより、複数職員による確認体制に加え、システム的な不正防止対策を強化致します。

#### 監査の結果

### 【本庁部局、各種委員会等共通意見】

### 2 未収金対策

県税の収入未済額が 5,602,097,763 円 (対前年度比 89.6%)、県税以外の収入未済額が 6,550,464,297 円 (対前年度比 114.9%) あり、一般会計と特別会計の収入未済額合計は 12, 152, 562, 060 円 (対前年度比 101.7%) と多額になっている。他に、企業会計の収入未済額が 174,023,067円(対前年度比117.5%)となっている。

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関 する要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組 に差異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るな ど債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済 額の減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・法的措置を定期的に実施する体制を確立しました。
  - ・誓約書等に身元引受人の支払い義務を明示するなど、連帯保証人等への取組を強化しました。

# 2 取組の成果

・6月34件、10月63件、2月61件の法的措置を実施しました。(2月28日現在)

	完納	分納	債務名義取得	取下	未定	計
平成14年度		1	1			2
平成15年度	1		1			2
平成16年度	1 0	3	2 0	5		3 8
平成17年度	2 4	2 5	7 7	2 7		1 5 3
平成18年度	1 3	2 1	5 6	7	6 1	158
計	4 8	5 0	1 5 5	3 9	6 1	3 5 3 債権

・連帯保証人に対する法的措置は、平成17年度5人から平成18年度は49人に増加しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

法的措置による債務の確定によっても支払いに応じない未払者について、弁護士事務所へ管理回 収業務の委託を実施します。

#### 監査の結果

## 【本庁部局、各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4,246 件、約 230 億 19 百万円(前年度比 414 件減、6 億 77 百万円減) となっており、そのうち随意契約は 3,357 件、約 169 億 24 百万円、73.5% (前年度比 281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増) となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2,350 件、約 102 億 42 百万円であったが、今回、293 件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの 79 件 (27.0%) の不適切な契約が見受けられた。

契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査するとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で115 件、約23億10百万円となっている。

今回、そのうち28件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きなど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 引き続き特命随意契約の契約理由の精査、他に契約先がないかどうかについて検証を行いました。
  - (2) 県立病院経営室の患者様アンケートについて、データ入力業務を切り離し、特命随意契約から見積もり合わせに変更しました。
  - (3) 昨年に引き続き、県立病院で使用する電気について入札を実施しました。

## 2 取組の成果

(1)患者様アンケートのデータ入力業務を切り離し、特命随意契約から見積もり合わせに変更することにより、委託料を削減することができました。

- (1) 引き続き特命随意契約の契約理由の精査、他に契約先がないかどうかについて検証を行い、 競争性、公平性及び透明性が高められるよう努めます。
- (2) プロポーザル方式については、選定表への不適切な記載(鉛筆書きなど)がないようにし、又、取扱指針を策定する等して、競争性、公平性、透明性を損なうことがないように実施に当たっては、十分留意いたします。

号 外 (309)

### 監査の結果

## 【本庁部局、各種委員会等共通意見】

5 建築物の耐震化

東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中にあって、「三重地震対策アクションプログ ラム」では、防災対策の拠点や避難所となる県・市町有施設、医療機関、学校・福祉施設の耐震 化を進めることとしている。

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が85棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要と する建築物が 109 棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設 も含まれていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

また、災害時に地域の防災対策の拠点や避難所となる市町の公共施設についても早期に計画的 な耐震化を図るとともに、私立学校、民間の病院・診療所・福祉施設等の耐震化を促進されたい。 さらに、個人住宅の耐震化を進めるために、市町と連携し耐震診断補助事業等の事業推進を図られ たい。

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

病院事業庁所管の主要建築物については、耐震診断の結果、志摩病院の外来診療棟を除き、耐震基 準を達成しております。志摩病院の外来診療棟については、来年度(平成19年度)の完成に向けて、 建て替え工事中です。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年9月の新外来診療棟の完成に向けて、建て替え工事を進めてまいります。

### 監査の結果

### 【本庁部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加 している。

公務員として責任ある行動が求められる中、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の 徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、 事故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため 職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

# 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 交通事故の防止や飲酒運転の禁止については、会議や院内メール等で注意喚起し、職員に対し て公務員としての自覚を促すべく、周知徹底を図りました。
  - (2)「無事故無違反チヤレンジ123」(7月1日から10月31日)への参加を推進しました。
  - (3) 飲酒運転への厳格な対応を示すために、「職員による交通事故等に対する懲戒処分の基準」の 見直しを行いました。
  - (4) 公務員倫理研修を実施し、職員に対してコンプライアンスの徹底を図かりました。
- 2 取組の成果

会議や庁内メール等での周知に加え、「無事故・無違反チャレンジ123」への参加や所属への アルコールセンサーの設置などで、職員の交通安全及び飲酒運転に対する認識が高まりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

職員に対しては、会議や庁内メール等で安全運転や飲酒運転の禁止を促し、「無事故・無違反チャ レンジ123」などへの参加を一層促進するなど、交通事故防止への啓発に努めます。

## 監査の結果

### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

(病院経営の健全化と医療スタッフの確保)

(1) 病院事業の経常的な収益と費用を対応させた経常収支は、前年度に比べ4億1万円改善されたものの、7,200万円の経常損失となっている。

病院経営を取り巻く環境は真に厳しいものとなっており、また、各県立病院においても、医師及び看護職員が定員数に対して不足するとともに、医師の非常勤化などの状況にある。

県民への医療サービスの向上を図るため、引き続き県及び関係機関と連携し、医療スタッフの 安定確保と人材育成に全力を挙げて体制整備を図られたい。

また、病診・病病連携をさらに強化し、地域や患者のニーズにあった良質な医療を効率的に提供することにより医業収益の確保に努めるとともに、各病院が経営の一層の効率化を推進し、病院経営の健全化を確保されたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

(医師確保対策)

- ・ 医師給与の見直し
- ・ インターネット等を活用した募集
- ・ 県外の大学の医学部や医療大学への働きかけ

### (看護師確保・定着対策)

- 就職説明会の開催
- ・ 実習期間内の病棟訪問による勧誘
- 県内外の看護養成学校訪問
- ・ 看護師定着委員会の設置
- 潜在看護師を支援するための再チャレンジ研修会の実施
- ・ 看護師就学資金制度の創設・充実
- ・ 院内保育の充実、延長保育、一時保育等
- · 看護師採用試験の毎月実施
- 2 取組の成果

平成18年度医師看護師採用職員数(平成19年4月1日採用を含む)

医 師 48名

看護師 55名

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(医師確保対策)

- ・ 多様な採用形態の導入
- ・ 医師給与の見直し
- 海外等先進病院派遺研修のPR (看護師確保・定着対策)
- 看護師確保定着対策委員会による対策
- ・ 看護師就学資金の活用
- ・ 院内保育の充実検討
- ・ 就職説明会の充実
- ・ 看護養成学校訪問の充実

### 監査の結果

### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

(中長期的な県立病院のあり方の検討)

(2) 県立病院を取り巻く環境等は、医師の確保の困難性、市町村合併の進展、緩和ケアセンター構想の再検討など大きく変化している。

今後さらに、地域における医療ニーズ、医療提供体制等を的確に把握するとともに、平成16年度から取り組んできた県病院事業中期経営計画の実施状況を検証し、それらを18年度に県において設置された三重県病院事業庁(県立病院)のあり方検討委員会等における検討や、20年4月に策定が予定されている次期県保健医療計画に反映させることにより、中長期的なあり方を明確にされたい。

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

県立病院を取り巻く環境は、市町村合併の進展、道路整備等によるアクセスの改善、他の病院や診療所の整備による医療資源の充実など大きく変化しています。このような環境の変化を踏まえまして、県の医療政策における県立病院の役割を検証するため、平成18年度に総務部、健康福祉部、病院事業庁の3部局からなる三重県病院事業庁(県立病院)のあり方検討委員会を立ち上げ、計7回の委員会を開催いたしました。

2 取組の成果

平成18年 5月30日 第1回検討委員会

・委員会の進め方等について

7月20日 第2回検討委員会

・現在の県立病院の役割と実績、他府県における 県立病院のあり方検討の状況等について

8月17日 福島県調査

8月28日 静岡県調査

9月15日 第3回検討委員会

・県外調査報告、各県立病院の機能等について

10月25日 第4回検討委員会

・病院事業会計経営シミュレーションについて

12月15日 第5回検討委員会

・今後の進め方について

平成19年 1月15日 第6回検討委員会

・各病院の方向性について

2月26日 第7回検討委員会

・各病院の方向性について

3月05日 「検討委員会中間報告(案)」

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

三重県病院事業庁(県立病院)のあり方検討委員会について、今後、県議会における議論、県内の医療関係者や有識者の意見等を踏まえ、県の関与の判断基準や「新しい時代の公」の考え方などに基づいて更に慎重に検討を行い、平成19年度内を目途に県としての考え方を報告いたしたいと考えています。

また、それと並行して病院事業次期中期経営計画の策定を進め、今後の県立病院の方向性を示すことで、平成20年4月に策定が予定されている次期県保健医療計画に県立病院の役割が反映されるよう健康福祉部に対し提案していきます。

号 外 (313)

#### 監査の結果

### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

(一般会計繰入金)

(3) 平成17年度の一般会計繰入金は、収益的収支及び資本的収支の総額で39億7,004万円(対前年度比105.9%)と、前年度に比べ2億1,945万円増加している。

負担区分ルールでは、不採算医療経費(高度・特殊・救急医療、不採算地区病院運営等)、行政 的経費(災害医療、人材育成等)などが設定されているが、これらの繰入の目的、状況、検証結果、 成果について、県民に広く理解が深められるよう努めるとともに、さらに、病院の自立性を高めら れたい。

## 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

病院事業庁では、第3次三重県保健医療計画(平成15年12月改訂)に示されている県立病院の役割を果たすため、平成16年度からの中期経営計画に基づいて運営をしています。一般会計繰入金の受け入れ基準も中期経営計画に合わせて見直しを行い、平成16年度からの新基準に基づいて運用しています。

<参考>県保健医療計画に示されている県立病院の役割の4つの視点

- ① 医療提供の視点
- ② 人材育成の視点
- ③ 先進的な取組の視点
- ④ 安全・安心をささえるセーフティネットの視点
- 2 取組の成果

18年7月にはホームページを通じて、平成17年度の繰入に係る実績、及び平成18年度の成果指標や目標値を公表致しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

現在の中期経営計画が18年度までの計画であることから、当初は19年度から新しい中期経営計画をスタートさせる予定にしておりました。しかし、県立病院経営を取り巻く昨今の厳しい環境を踏まえ、「公営企業事業の民営化検討委員会」(県議会)や現在行われている「病院事業庁(県立病院)あり方検討委員会」(健康福祉部・総務部・病院事業庁)での議論、及び第4次県保健医療計画の平成20年4月の改訂に向けた作業と並行して、19年度中に新しい中期経営計画策定の作業を行うこととしています。こうした動きの中で、県立病院の役割や機能についての検証に合わせて行うとともに、繰入基準についても精査してまいります。

### 監査の結果

# 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

[総合医療センター関係]

(経営の改善)

(4) 当病院の平成 17 年度の経常収支は、入院・外来患者は減少したものの、紹介患者を中心とした病診・病病連携の促進等による診療内容の高度化などにより、医業収益が増加し、前年度に比べ損失は 3 億 2,623 万円改善された。

しかし、依然医師や看護職員の不足により、病床の調整を行うなど病床利用率についても、75.0%と前年度に比べ 0.7 ポイント低下している。

今後も医療スタッフの安定確保に努めるとともに、地域の医療機関との連携をさらに進め、紹介患者の増加、病床利用率の向上により医業収益を確保し、経費の一層の節減に努め、経営の改善を図られたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 当院は、がん、心臓、脳疾患を始めとした高度特殊医療、救命救急医療を中心に良質な医療の 提供に努めています。そのなかで医業収益の確保及び経営の改善のために、主に下記について取 り組みました。
  - ・ 患者様及び地域の医療機関より選ばれる病院になるため医療センターの診療に関する情報及び 全診療科の診療実績をホームページ等に掲載しました。
  - ・ 地域の医療機関との連携をさらに進めるために、地域の医療機関への訪問及び担当医師のプロフィール等を掲載した「診療科・担当医師のご案内」を配付しました。また、開業医との情報交換及び本院の診療実績を紹介するため「病診連携意見交換会」を開催しました。
  - ・ 地域の医療従事者も広く参加できる講演会や研修会を積極的に開催しました。
  - ・ 経費節減については、診療材料の適正配置を行うため、棚卸を 2 回実施しました。また診療材料の総定数の縮減を図りました。
  - ・ 医療の標準化、効率化、安全対策、患者サービスの向上を目指して電子カルテを導入しました。
  - ・ 診断群分類別包括評価(DPC)の支払い対象病院としての手上げができるように準備室を設置しました。

# 2 取組の成果

- ・ 診療報酬のマイナス改定や入院外来患者数が減少した結果、入院外来収益については減少しておりますが、外来単価については、外来化学療法件数の増により約9%アップしました。
- 紹介患者については、5,065人(4月~1月累計)で、紹介率も47.3%で昨年度より0.4ポイント上昇しました。
- ・ 平成 18 年度は非常に厳しい経営状況にはありますが、引き続き県立病院としての役割を果たし、 経営改善に努めます。

- ・ 総合医療センターが目指すべき方向性は、がん、心臓、脳を中心とした高度特殊医療、救命救 急医療、地域医療への支援機能の充実で、引き続き県立病院としての役割を果たしていきます。 そのなかで特に地域がん診療拠点病院として、がん診療にかかる取り組みを進めます。
- ・ 診断群分類別包括評価(DPC)の支払い対象病院として承認されるように、院内準備体制を 整備します。
- ・ 地域の医療機関との連携を深めるために、医療機関への訪問、逆紹介の推進、紹介率のアップ、 病診連携意見交換会の実施、講演会・研修会の実施、地域連携クリパスの導入を行っていきます。
- ・ 日本病院機能評価機構による認定(更新)のための取り組みを進めます。

### 監査の結果

#### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

[総合医療センター関係]

(質の高い医療サービスの提供と医療スタッフの確保)

(5) 高度・特殊医療、救命救急医療を提供することにより、県の医療水準の向上に貢献する病院をめずし、がん、心臓、脳血管疾患に対する医療供給体制の強化を行なってきたが、循環器科、消化器科など常勤内科医の不足や看護職員の不足により病院運営に支障をきたしている状況である。

急性期入院医療を担う病院として、厳しい労働環境であるが、良質で満足度の高い医療サービスを提供するため、県及び関係機関と連携し、医療スタッフの安定確保など体制整備に努めるとともに、職員にとっても魅力ある病院づくりに一層取り組まれたい。

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 質の高い医療サービスの提供及び医療スタッフの確保は、病院運営の根幹にかかることです。 不足する診療科医師の確保については、三重大学病院への派遣依頼を行うとともにホームページ での募集、他府県病院へのコンタクトなどを実施しました。
  - ・ 看護師の確保については、県立看護大学や桑名衛生看護専門学校等看護師養成学校への勧誘を 行うとともに県外の看護系大学に対しては、看護師修学資金制度活用による本院への勧誘を実施 しました。また、再チャレンジ研修会(看護師業務を離れていた方に対する研修会)を実施しまし た。
  - ・ 看護師修学資金制度については、県内の看護系大学の学生への適用出来るように制度拡充を図りました。
  - ・ MMC卒後臨床研修センターへの参加や魅力ある臨床研修プログラムにより臨床研修医の確保 を図りました。また、魅力ある看護実習を実施しました。
  - ・ 電子カルテの導入により、患者サービスの向上と看護師の業務負担の軽減を図りました。
  - ・ 稼動病床の維持・確保のため、他の県立病院勤務の看護師の当院への応援を求めました。

## 2 取組の成果

- 不足する診療科医師について、消化器科医師については1名増員が図られました。
- ・ シニアレジデントを含む臨床研修医を平成19年4月には17人確保しました。
- ・ 看護師確保については、当院就職説明会に約56名の参加がありました。また、看護師修学資 金制度の活用者については、県外看護系大学の学生11名の応募があり修学資金を交付しました。
- 再チャレンジ研修会には5名の参加があり、うち2名が当院の業務補助員として勤務しています。
- ・ 看護実習については、平成 18 年度は延べ約 5,000 人の受入を行いました。
- ・ しかし、依然として医師、看護師の総数は不足しており、引き続き確保に向けて対策を講じていきます。

- ・ 引き続き、医師確保に向けて三重大学との連携、派遣依頼を行うとともに、ホームページでの 募集及び他府県病院へコンタクトしていきます。
- ・ 看護師修学資金制度については、制度拡充が行われたところであり、県内看護学校へも制度活用のためのPR及び勧誘を実施していきます。
- ・ 電子カルテについては、より利便性の高い使いやすいものに改善していきます。

## 監査の結果

#### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

[総合医療センター関係]

(看護職員の離職防止対策の充実)

(6) 看護職員の離職率は、新規採用看護職員への支援、看護介助士等の増による業務の軽減、院内保育の充実などにより、平成17年度は10.0%と前年度と比べ4.2ポイント減少している。しかし、看護職員の不足により病床の調整など病院運営に支障をきたしているので、看護職員の確保定着を図るため、引き続き離職防止対策に積極的に取り組まれたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 急性期医療を担う総合医療センターにおいては、質の高い医療需要に対応するため、看護師に 求められる能力の高度化や専門化、業務の増大が顕著で、なお一層の看護体制の充実が求められ ています。
    - 一方、若者の職業選択思考の変化や、平均年齢 31.5 歳、看護職員の 3/4 が 35 歳以下であるという年齢構成もあり、結婚、出産、育児等を契機として離職する者が後を絶ちません。
  - このような状況の中、看護師の多忙感や心労が軽減されるとともに、家庭や育児との両立が図られ、職業人や専門職としての満足感が得られるよう取り組みを進めています。
  - ・ 新規採用職員に関しては、現場で求められる知識・技術の習得と不安の解消を図れるよう、リアリティーショック防止支援プロジェクトによる支援やプリセプターナース、アソシエイトナースの設置、OJTの見直しにより、職場適応に係る職務上の考慮を行い、職場定着や自信の形成をうながしています。
  - ・ 副師長等が業務から離れ身近で細やかな職員支援活動を行う時間を設定し、新人のみならず採 用後数年の職員に対して必要なサポートを実施しています。
  - ・ 専用の面談室を設けるとともに、職員が直面する問題に関してコーチング手法の対話をもって コミュニケーションの改善に努めています。
  - ・ 看護師としての誇りと満足が得られるよう、キャリアラダーを実践し、認定・専門看護師の資格 取得を支援しています。
  - ・ 院内保育所においては、通常保育や夜間保育に加えて延長保育や一時的保育を実施しています。
  - ・ 自主的な業務改善運動として TQM 活動を推進し、院内への定着を図っています。
  - ・ 欠員による業務負担の軽減対策として、県立病院間による看護師の応援体制をとるとともに、 非常勤の看護師の採用、看護業務の補助を行うクラーク、ヘルパー及び助手を配置しています。

### 2 取組の成果

困難な状況にはありますが、離職者の増加に歯止めがかかりつつあるとともに、3月末退職予定者が新卒者が定着する6月末以降まで退職を繰り延べる例が見られるようになりました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

これまでの取り組みを拡充するとともに、

- ・専任の担当者を配置して看護師育成支援をシステムとして展開してゆきます。
- ・第三者機関の助言、指導を受けて、職場環境の改善に取り組みます。

#### 監査の結果

### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

〔こころの医療センター関係〕

(経営の健全化)

(7) 当病院の平成17年度の経常収支は、急性期病棟2病棟のうち1病棟で精神科急性期治療病棟入院料が適用されたことにより、一日平均入院診療単価が前年度に比べ上昇したものの、入院患者の減少により医業収益は減少した。一方、退職者等の減による給与費等費用の減少により、収支は赤字から黒字に転換した。

今後さらに精神科急性期治療病棟入院料の適用率の向上を図るとともに、精神保健指定医の安 定確保、地域医療機関等との連携による紹介患者の増加を図り、医業収益を確保し、経費の一層 の節減等に努め、経営の健全化を確保されたい。

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 急性期病棟における病床稼働率の向上対策: 急性期病棟において、保護室を6床増床し、急性期治療の充実を図ったところであるが、リハビリ病棟との機能連携を図り、早期社会復帰、リハビリ病棟への転棟促進を行いました。
- (2) 医療観察法への対応: 平成17年7月から医療観察法が施行されたが、鑑定入院施設に推薦、通院医療機関の指定を受けており、受入対応準備をしてきました。また入院施設整備についても情報収集をしています。
- (3) 精神保健指定医の確保等: 精神保健指定医を目指す医師が、資格取得がしやすい環境整備を図っています。また奈良県立医科大学をはじめ、他県の大学に派遣依頼を行うなど、幅広く精神科医確保に努めています。
- (4) 地域医療機関等との連携: 地域連携Gを中心に地域医療機関の訪問、紹介元医療機関への返信率の向上に取組み連携体制の構築を進め、紹介患者の増加に取り組んでいます。
- (5) 費用削減対策: 時間外勤務や高熱水費などの縮減取組や後発医薬品への切り替えなどの診療材料費の削減に取り組んできました

### 2 取組の成果

- (1) の成果については、精神科専門医療の充実、保護室増床による急性期入院患者の受入体制の強化により、急性期受入患者数の増など、入院収益向上などの成果がありました。
- (2) の成果については、通院受入準備を行い、入院施設整備に関する厚生労働省の意見交換を実施するなど、精神科拠点病院としての役割を果たすことができました。
- (3) の成果については、精神保健指定医については、新たに2名の医師が資格取得に向けた準備をしており、現在の精神保健指定医:7名体制から、更なる体制強化が期待できます。
- (4) の成果については、H18年度も、引き続き医療機関の訪問を実施しており、関係機関からの紹介率も6割に迫る水準に達しており、紹介元医療機関への返信率もほぼ 100%に達するなど、取組の推進が図られています。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度以降も精神科急性期医療の拠点病院としての機能強化を図っていきます。また、リハビリ機能についても強化を図り、入院・外来の連携を図り、より患者さまの病状に応じた医療を提供していきます。

なお、精神保健指定医の確保や、関係医療機関・施設との連携を促進し、病床稼働率の向上や外来 患者数の増に努めるとともに、出前講座などのPR活動も積極的に展開をしていきます。

### 監査の結果

#### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

〔こころの医療センター関係〕

(精神医療の基幹病院としての機能の充実)

(8) 急性期病棟の保護室増床工事を行うなど精神科急性期医療の拠点病院としての受入体制を強化し、また患者や地域医療機関等からのニーズに対応するため、継続的な医療機関への訪問や地域の関係機関、社会復帰施設等との連携により早期社会復帰・社会参加の促進を図るノーマライゼーションの取組を進めている。

今後もさらに、地域の病院、診療所、社会復帰施設等とのより緊密な連携体制の構築を進める とともに、クリニカル・パスや早期リハビリプログラムの適用等の積極的な推進を行い、患者の より早期社会復帰・社会参加の促進を図られたい。

また、医療スタッフの安定確保により、患者ニーズに対応した良質な精神医療サービスの提供に一層努め、県内の精神医療の基幹病院としての機能の強化を図られたい。

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 早期社会復帰に向けた取組

精神科医療福祉の大きな流れは、入院医療中心から地域生活中心へとシフトしており、当院においても入院患者の早期社会復帰に向けた急性期治療、外来・リハビリ治療に力点を置き取組を実施している。

(2) 急性期治療への取組

クリニカルパスの導入などによる、在院日数の短縮化、早期社会復帰に向けたプログラム化に取組んでいる。リハビリ病棟と連携し、早期の退院に向けた治療取組を展開している。

(3) 関係機関との連携

地域における診療所や医療機関、社会復帰施設などと連携を深め、紹介率の向上に努めている。また、リハビリパスの取組や、長期入院患者の受入先を確保するなどの社会的入院患者についても受け皿を探すなどの取組を展開している。

(4) 医療スタッフの確保

医師をはじめ、県内外からの医療従事者・実習生を受け入れており、県内の医療水準の向上に寄与するとともに、安定的に医療スタッフを確保する努力を行っている。

### 2 取組の成果

- (1) の成果については、在院日数の短縮化を図るなど、早期退院に向けた取組を実施してきた。また、外来・デイケア患者の増からも、通院・リハビリ治療対応を拡大し、地域生活支援に向けた取組を展開してきた。
- (2) の成果については、保護室を増床したことから、急性期患者の受入増を図ることが出来、急性期病棟の回転率・稼働率についても高い水準で推移している。
- (3) の成果については、地域連携グループが中心となって、関係機関訪問、紹介状の回答率の向上などを図っている。
- (4) の成果については、今年度も臨床研修医の受入や、看護大学をはじめ県内外の看護学校から多くの実習生を受け入れ、作業療法など他の医療技術職の受入も行ってきた。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

自立支援法の施行に伴い、今後、患者さまの地域生活支援に力点が置かれるが、当院においても、 急性期治療の充実による早期社会復帰に向けた取組、社会復帰部門が中心となって、関係機関との 連携を促進し、社会復帰推進モデルの構築を目指していく。

また、医療スタッフの確保・水準の向上を果たすため、今後も引き続き研修の場を提供し、公的病院としての使命を果たしていく。

部局等名\_病院事業庁

#### 監査の結果

#### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

#### 〔一志病院関係〕

(経営の改善)

(9) 当病院の平成17年度経常収支は、17年10月からの外科医の非常勤化や内科医の減少等により入院・外来患者が減少し、医業収益が前年度に比べ14.1%減少、損失も対前年度比181.6%となった。

また、18年4月からは、医師の不足により病床利用率が50%前後となるなど、今後も引き続き患者の減少が見込まれる状況にある。

このため、県及び関係機関と連携し医師の確保に全力を挙げるとともに、医療提供体制の整備を図り、入院・外来患者の確保に努め、経営の改善を図られたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

不足している医師の確保対策について、関係大学等への要請・協議等に努めました。

また、経営改善を図るため、効率的な医療提供体制の検討や早急に対応すべき案件についての課題整理を行いました。

### 2 取組の成果

平成19年度の医師体制については、一定の医師数の確保見込み(常勤医師2名、後期研修医2名)がついたところであり、医療提供体制等について協議・調整を進めてきました。

平成19年度については、外来診療や在宅患者の支援体制を充実させる等地域医療の充実を図ることとし、また、効率的な医療提供体制をとることにより、経営改善に努めることとしています。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、関係大学に常勤医師の定着を要請していきます。

また、課題整理を行った案件について、着実に実行に移して患者の確保に努め、経営の改善に努めます。

## 監査の結果

#### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

〔一志病院関係〕

(一志病院の今後のあり方)

(10) 高齢化社会における医療提供モデルの構築や緩和ケアの実践を目標に取り組んできたが、外来患者については平成10年度、入院患者については13年度以降減少が続いている。

さらに、平成 18 年度からは常勤医師の不足により入院患者の調整を行うなど地域での役割、目標とした病院機能の発揮が困難となっていることから、職員の意欲が低下するなど医療サービスの低下の恐れが懸念される状況にある。

また、平成18年1月には津市、久居市ほか8町村の市町村合併が行なわれるなど、病院経営を取り巻く環境は変化しており、県立病院としてのあり方について抜本的に検討されたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

旧一志郡西部地域における医療の拠点としての役割や地域医療モデルの確立などの役割を果していくため、必要な人材(医師)の確保を最重要課題と捉え、積極的に医師確保のための活動を行いました。

また、医療政策の動向や県内の地域情勢の変化等を踏まえて、病院のあり方を検討してきました。

2 取組の成果

平成19年度からの医師体制について、一定の医師数の確保見込み(常勤医師2名、後期研修 医2名)がついたところであり、新たなビジョンを策定して患者の満足度の向上を推進していく 方針を固めました。

(ビジョン案)

『全人的な医療を提供するための診療体制の構築や人材育成を行うことにより、地域住民の 医療サービスの向上を図り、地域医療モデルの確立を目指します。』

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度は、次期中期経営計画(平成20年度から22年度)を策定することとなっており、 県議会における議論や三重県病院事業庁(県立病院)あり方検討委員会」等の検討内容や平成20 年度以降の県保健医療計画策定の動向を踏まえて、県立病院のあり方について検討していきます。

#### 監査の結果

### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

### [志摩病院関係]

(健全経営の定着)

(11) 当病院の平成17年度の経常収支は、2,483万円の黒字となり、前年度と比べて2,262万円増加した。 しかし、医業収益は前年度に引き続き減少しており、平成17年4月から脳神経外科医2名が非常勤医 となり、また、産婦人科医の集約化により、引き続き厳しい状況にある。

今後も引き続き、医療スタッフの安定確保、地域の病院、診療所等との連携による紹介患者の増加などを図り、医業収益を確保するとともに、経費の節減に努め、健全経営の定着化に努められたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

#### 医師確保対策

: 産婦人科医をはじめ不足している各科医師確保のため、三重大学をはじめ県外の大学病院へ派遣要請等を実施するとともに、医師の処遇を改善した上で病院のホームページに募集の掲載をしました。臨床研修医、シニアデジデント募集については継続して掲載しました。また、みえ医師バンクに医師募集の登録を行いました。

### 地域の病院、診療所等との連携

: 17度から取り組みました休日応急診療所(志摩市及び志摩医師会と連携して、日曜日、祝祭日の昼間、志摩医師会員が当番制で1次救急医療を担う体制)を継続して実施するとともに、同年6月から実施しました小児の休日応急診療については、今年度から月1回(第4日曜日)を月2回(第2及び第4日曜日)に充実しました。

#### 経費の削減

: 看護師の直接的な従事が必要とされない業務のヘルパー対応や医療器械の修繕にかかる各 セクションの直接発注体制を運営調整部が集中管理する体制を継続して実施しました。

### 2 取組の成果

- ・ 当年度における医師確保の成果として、11月から派遣医師による外来診療のみに縮小していた 産婦人科でしたが、常勤医師を確保することで3月から再開することになりました。
- ・ 教育病院の条件となる剖検件数の確保に苦慮していましたが、1月に常勤病理医が確保すること で改善することができました。
- ・ かねてよりニーズの高かった緩和ケア外来を非常勤医師により1月から週1日実施することになりました。
- ・ 臨床研修医は、H19年度に1名とマッチングが成立し、2年次の者と併せて5名となりました。
- ・ 一方、医師不足に伴う集約化により、神経内科が1月から休診するとともに、365日24時間の救急医療の提供が困難な状態となったため、2~3月の2ヶ月間、夜間救急を週1日(火曜日) 休診することとしました。(2月末現在 4月以降の再開未定)。
- ・ 地域の病院、診療所等との連携強化策は概ね順調に推移し、特に休日応急診療所の診療所医師に よる診察は当院医師の支援となるとともに、診療所の医師間との距離も短くなり、紹介・逆紹介の 推進にも繋がりました。

### 当年度実施取組の主な成果

- ·休日応急診療所 開設数 60回 患者数 @23人/日 (1月末現在)
- ・小児休日応急診療所 開設数 20回 患者数 @9人/日 (1月末現在)

- ・各大学間とより一層の交流や公募により、脳神経外科医等の医師確保に努めていきます。
- ・DPC(包括払い)に向けたシステムを導入し、各種疾患等の経営分析に取り組みます。
- ・業務や診療材料等の効率化を図るため、医療情報システム及び物品管理システムの導入に努めます。

### 監査の結果

#### 【病院事業庁意見】

1 経営状況に関する意見

#### 〔志摩病院関係〕

(地域中核病院としての機能の充実と広域支援機能の発揮)

(12) へき地、災害、救急医療の広域的な安全・安心のセーフティネットへの貢献等当病院の担うべき機能を発揮する環境整備のため、外来診療棟建替工事を進めている。

また、へき地診療所への代診医の派遣や地域医療機関の訪問、平成17年4月から地元医師会との連携による休日応急診療室の開設など地域医療機関との連携強化に取り組んでいる。

平成 18 年 1 月には立体駐車場が完成し、外来診療棟についても 19 年 8 月に供用開始が予定されている。これらの施設整備等が有効に活用されるためにも、引き続き県及び関係機関と連携し、県立病院の役割として担うべきへき地、災害、救急医療等の広域的な支援機能の充実、発揮に努められたい。

### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 県南地域における災害や救急・へき地医療支援も視野に入れ、ヘリポートや免震構造を備えた 外来診療棟の建設工事を行っています。
  - ・ へき地医療拠点病院として、離島、へき地の診療所に代診医の派遣及び各拠点病院間の派遣医 調整等を行いました。
  - 災害訓練については、外来診療棟建替工事中のため、机上での訓練を実施しました。
  - ・ 地域医療機関との連携強化のため、地域連携室が主となり地域医療機関の訪問を行いました。
  - ・ 地元医師会との連携による、休日応急診療所は昨年に引き続き、また、小児休日応急診療については、これまでの月1回から月2回に充実しました。
  - ・ 志摩地域や県南地域の地域医療を考える地域医療サミットを開催しました。

# 2 取組の成果

- · 工事進捗率49.5% (2月末現在)
- · 代診医派遣数 19回 応需率100% (2月末現在)
- ・ 工事中における、案内所・トリアージセンター等の設置場所を決めました。
- ・ 診療所訪問回数 254ヶ所 (1月末現在)
- 休日応急診療受診者1,354名 小児休日応急診療受診者179名 (1月末現在)
- ・ 地域医療サミット参加者 約110名 以上の取組等により、地域医療機関との連携が強化されました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も代診応需率100%を目指します。また、地域医療機関と、役割分担も考慮に入れた連携をより強化します。

外来診療棟の供用開始を前に、地域医療機関を始めとする関係機関との連携をより密にし、診療機能やソフト面を充実させながら、災害医療、救急医療、へき地医療の広域的な支援を行い、志摩地域にとどまらず、県立病院として県南地域の安全と安心を医療面から支援することにより、県民に信頼され、支持される志摩病院を目指します。

### 監査の結果

# 【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 1 業務委託の実施状況 (情報システム関係)
  - (1) 医事電託算業務委託の個人情報取扱特記事項の未作成(こころの医療センター)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処 理に努めました。

2 取組の成果

平成18年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理 に努めてまいります。

### 監査の結果

### 【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 2 業務委託の実施状況(プロポーザル(企画提案コンペ)方式)
  - (1) 患者給食業務委託の取扱指針の未作成及び採点表を鉛筆で記載 (総合医療センター)
  - (2) 医事業務委託の取扱指針の未作成(総合医療センター)
  - (3) 医事業務及び宿日直業務委託の宿日直にかかる仕様書の未添付(一志病院)
  - (4) 患者給食業務委託にかかる取扱指針の未作成及び採点表を鉛筆で記載(志摩病院)
  - (5) 宿日直業務委託の予定価格・取扱指針の未作成及び採点表を鉛筆で記載(志摩病院)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処 理に努めました。

2 取組の成果

平成18年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理 に努めてまいります。

号 外 (325)

## 監査の結果

### 【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 業務委託の実施状況 (特命随意契約等)
  - (1) メディカルヘルパー派遣業務委託の個人情報取扱特記事項の未作成(総合医療センター)
  - (2) 障害者自立支援法代行申請業務委託の検査、検収不十分(こころの医療センター)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処 理に努めました。

2 取組の成果

平成18年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

## 監査の結果

### 【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 4 物品購入等
  - (1) 事業者選定要領の未策定 (総合医療センター)
  - (2) 医療センターニュースの執行伺い、予定価格の未策定(総合医療センター)

### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処 理に努めました。

2 取組の成果

平成18年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

## 監査の結果

## 【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 5 人件費
  - (1) 扶養手当の認定時の添付書類の不備及び認定簿の記載漏れ (県立病院経営室)
  - (2) 日額勤務手当の証拠書の責任者の未押印(志摩病院)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処 理に努めました。

2 取組の成果

平成18年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

## 監査の結果

### 【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 6 事務管理体制
  - (1) 工事契約、委託契約、備品購入等の起案文書の公印取扱主任印等不備(総合医療センター)
  - (2) 空調設備設置工事の工事整理簿の未策定(総合医療センター)
  - (3) 支出負担行為起案決裁前の電算入力(こころの医療センター)
  - (4) 備品表示表の未貼付(一志病院)
  - (5) 企業出納員引継目録の不備(一志病院)
  - (6) 立体駐車場建築工事等の工事整理簿の未策定(志摩病院)
  - (7) 工事契約等の起案文書の公印取扱主任印等不備(志摩病院)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年度の事務事業の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処 理に努めました。

2 取組の成果

平成18年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

## 監査の結果

### 【病院事業庁意見】

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、 適正な事務処理に努められたい。

- 7 その他
  - (1) 公衆電話利用料金取扱手数料について、事業会計への繰入必要

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容 事業会計に繰り入れるべき手数料について、繰り入れを行いました。
- 2 取組の成果 平成18年度の事務事業の執行について、適正な事務処理を実施しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

事業会計に繰り入れるべき手数料について定期的に確認を行い、適正な事務処理に努めてまいり ます。

号 外

#### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成 17 年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された

## 講じた措置

## <u> 平成 18 年度</u>

1 実施した取組内容

当所属では、会計関係の書類については、ライン職だけでなくスタッフ内にも決裁を回すようにし ており、慎重な処理を心掛けています。

また、所属の特性上、少額な庶務経費以外は、多くの議員が参加する行事関係のものであり、執行 部にあるような担当者で完結する事業は存在しないため、契約事務に係る不正行為は発生しにくい環 境にあります。

### 2 取組の成果

前述のように、決裁を行う必要のあるものだけでなく、スタッフ内の者のチェックもかかるシステ ムで事務処理を行っていることから、不正行為と見受けられる事例は発生していない。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も今の取組を継続するとともに、出納員や会計職員の資質向上を図り、適正な運用に努めてまい りたい。

#### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

## 4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成17 年度の業務委託契約の実績は、4,246 件、約230 億19 百万円 (前年度比414 件減、6 億77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は3,357 件、約169億24 百万円、73.5% (前年度比281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は2,350 件、約102 億42 百万円であったが、今回、293 件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの79 件(27.0%)の不適切な契約が見受けられた。契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査するとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。

また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で115 件、約23億10 百万円となっている。

今回、そのうち 28 件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きなど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

### 講じた措置

#### 平成 18 年度

### 1 実施した取組内容

当所属における業務委託契約のうち随意契約によるものは9件でありますが、うち7件については、10万円未満である。残る2件は、①議会電波広報事業1件、②県民ミーティング開催支援業務 (講師やコーディネータの謝金等を含む。)であります。

このうち、①については、当所属指名審査会において、事業内容と取扱事業者の選定について審査を行い、内容を再検証した結果、放映時間帯を取れる取扱事業者(TV局)が現契約事業者(三重テレビ)しか対応できないことから、本年度も特命随意契約としました。

②の分については、金額が100万円未満であり、議会が一般県民の声を政策提言に反映させるための初めての試みであることから、県内事業者であり、行政関係の調査事業の受託実績と豊富なデータの蓄積やノウハウの蓄積を鑑み、業者選定を行ったものであります。

#### 2 取組の成果

現状において特命随意契約を行っているものは、指名審査会等において、内容の検証を行いやむを 得ないと判断されたものでありますが、毎年度、その時々の状況を把握し、慎重に審査を行うように しています。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も、指名審査会などで適切な審査を行い、契約事務の競争性と透明性の確保に努めていきたい。

#### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成17 年度には181 件発生しており16 年度の157 件と比較し大幅に増加している。

公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年度は、三重県交通安全研修センターにおいて、8月9日に第1回目の職員交通安全研修を実施しましたが、予定外の臨時会開会があったため、第2回目以降を平成19年1月15日、23日及び24日に実施し、計14名の職員に一般研修を受講させました。

この一般研修は、三重県の交通情勢、改正道路交通法についての講習、ビデオによる交通安全研修の他に、シミュレータによる危険予測と緊急回避の研修、自動車体験コースにおけるABS作動やスキッドコースの走行体験、運転姿勢、基本操作の大切さ等についての説明がある参加体験型の研修であるため、職員の交通安全意識の高揚に役立ちました。

また、職員の更なる意識高揚を図るため、チャレンジ実行委員会主催の「無事故・無違反チャレンジ123」への参加を呼びかけ、今年度は2チーム10名が参加しました。

2 取組の成果

研修の取組により、職員の交通安全意識を高めることができました。

### 平成 19 年度以降 (取組予定等)

引き続き、研修等により職員の交通安全意識を高めて、職員の交通事故防止をはかります。

## 監査の結果

## 1 政務調査費の執行

政務調査費の執行に関しては、収支報告書における使途の詳細な記載、領収書その他の証拠書類の 公開など、県民に分かりやすく理解が得られるように、その透明性の向上に向けた方策について検討 を進められたい。

(議会事務局)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 透明性の向上を図るため、平成19年第1回定例会において、条例改正がなされました。
- 2 取組の成果

今回の条例改正を受けて、透明性は飛躍的に向上するものと考えています。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

今回の条例改正はスタート地点であると位置づけており、今後もさらに透明性の向上を図るための検 討を継続することとしており、運用結果や全国の状況を勘案しながら、2年を目途に見直しを行うこと としています。(改正条例附則)

## 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成17年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著 しく失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化され たい。

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

定例ミーティングや局内研修等で局内の職員に対してコンプライアンスの徹底に努めました。

2 取組の成果

職員の意識の向上が図られました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

全面改正された会計規則に対する理解を深めるとともに、会計事務のチェック体制の一層の強化を図 っていきます。

### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成17年度には181件発生しており16年度の157件と比較し大幅に増加 している。

公務員として責任ある行動が求められる中、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の 徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、 事故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため 職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

## 講じた措置

## <u> 平成 18 年度</u>

- 実施した取組内容
  - (1) 交通事故の防止については、メール等で職員に周知するとともに、幹部職員が参加する定例 ミーティング、各担当ごとのミーティング等においてコンプライアンスの徹底に努めました。
  - (2)職員の交通安全意識の高揚のため、「無事故無違反チャレンジ 123」事業に1組5名が参 加しました。
- 2 取組の成果
  - (1)職員一人ひとりの交通安全意識の高揚、安全運転の徹底につながりました。平成 18 年度は、 職員による公務中の交通事故は発生しておりません。
  - (2) 「無事故無違反チャレンジ 123」事業では、無事故無違反を達成しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き局内会議で職員への啓発を行うなど、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底に努めることと します。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(県民とのコミュニケーション機会の充実)

監査フォーラムの開催、県公報やインターネット等を利用した監査結果の公表など情報発信に 努めているが、県民の参加や監査に関する意見が少ない状況にある。今後とも県民とのコミュニ ケーションの機会を充実するとともに、引き続き県民ニーズの把握に努められたい。

## 講じた措置

### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - (1) 「監査フォーラム」について、ホームページで県民の参加を呼びかけ、行政関係者や県民のコミ ュニケーションの機会としての役割も持たせ、実施しました。

平成19年1月30日 津市内で開催

参加者 160 名 (県民 28 名、行政関係者 132 名 (県外 54 名含む))

(2) 各種団体の会合に出向く「いきいき・どこでもトーク」を実施し、監査業務について説明しまし た。また、18 年 4 月に「いきいき・どこでもトーク」の案内ページをホームページに新設しまし た。

平成18年7月14日 紀宝町で実施 参加者 7名(県民等)

- (3) 監査フォーラムの公演や質疑の内容について、ホームページに掲載しました。
- (4) 行政監査(評価)において、施策の評価に当たって、「一万人アンケート」の県行政の取組項目に 対する満足度等を利用し、監査意見の形成に反映しました。(例 施策123、232)
- 2 取組の成果
  - (1) 「監査フォーラム」などにより監査に対する意見を聞くとともに、有識者の意見や監査を取り巻 く状況について行政関係者以外の人にも情報提供することができました。 しかし、県民の参加は少数にとどまっています。
  - (2) 監査において、「一万人アンケート」や「県民の声」を活用することにより、県民の意見を踏まえ た監査を行うことができました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も、監査あたって、「一万人アンケート」や「県民の声」の活用を図っていきます。 また、有識者意見の聞き取りや他団体の調査を実施し、より県民の立場に立った監査を行えるように 努めます。

## 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(監査の充実)

(2) 定期監査を 252 箇所実施しており、うち実地監査によるものが予備監査で 58% (前年度 58%)、委員監査で 32%(前年度 30%)、残りの全ての箇所については書面による監査を実施するとともに、行政監査では、全施策を 3 年間かけて監査することとしている。

業務委託契約の一部に不正な会計処理が行われていたなど各所属におけるチェック機能に課題が見受けられることなどから、監査の実施にあたっては、監査手法の高度化や職員の専門性の向上等監査体制の一層の強化・充実に努められたい。

### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

(監査手法の改善等)

平成 18 年度定期監査では、監査を効率的、効果的に行うため、重点監査事項を定めてリスクの高い項目や各部局等の課題、懸案事項について重点的に監査を行いました。

また、研修等による職員の監査技術向上にも努めました。

- ① 重点監査事項の1つとして、事務管理における内部牽制機能について検証しました。具体的には、 支出関係の事務処理が担当者以外の者によりチェックシステムが機能しているかどうかを確認し ました。そのほか、県単公共工事の変更契約、特命随意契約による業務委託、県単補助金の執行状 況、未収金対策などについて、重点的に監査しました。
- ② 監査を実施する前に、各部局等における重要課題について事前検討を行ない、課題や監査視点を明確にして監査することにより、監査の効率的な実施とともに、担当者の監査実施水準の向上を図りました。
- ③ 職員の監査技術向上のため、局内研修を9回実施、県外等の研修に12回16人参加等したほか、公認会計士等を招き研修会を行うなど外部専門家や職員研修センターでの研修などの活用を図りました。

### 2 取組の成果

会計処理における不正行為の再発防止を徹底するため、各部局、各種委員会等の共通意見として、事務事業や会計事務におけるチェック体制の一層の強化について意見しました。

また、特命随意契約、工事の変更契約等については、改善意見を提案するとともに、未収金については、県全体としての組織横断的な取組の必要性などを意見としました。

なお、19 年 2 月から実施した県立学校の監査において、会計処理や財産管理等に誤りがあったので、是正、改善を求めるとともに、誤りの事例等については、今後実施する本庁や地域機関の監査のなかで、会計処理等のチェック機能の課題を監査するための資料としていきます。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

19 年度監査等執行計画では、財務監査強化の1つとして、新たに旅費の執行状況、財産管理の状況などを監査することとしています、特に、会計処理については、システムのどこに誤りの発生要因があるのか、チェック体制が機能しているかなど、仕組みとしての課題分析に努めます。また、事務事業の執行状況については、より的確に実態を把握し、課題の分析に努めます

監査体制の強化については、会計処理や手当認定の誤り等具体的な問題について、事務局内での監査 事例共有化や研修を一層充実し、監査実施水準の向上に努めます。

また、予備監査、委員監査の実施率を高めて、監査の実効性をあげるよう努めます。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (2) 支出に関する事務

物品の購入で別途議案等による決裁を行わず、財務会計システムの入力を支出命令時に一括処 理するなど不適正な事務処理を行っていたので、会計規則に沿った事務処理を行われたい。

## 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

支出に関する事務については、会計規則に沿った事務処理を行いました。 なお、支出負担行為の整理について、指摘のあった物品の購入に際して、別途議案等で決裁の行え るものについては、物品購入等簡易伺簿による決裁を徹底しました。

2 取組の成果

会計規則に沿った適正な事務の執行に努めました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

全面改正された会計規則に対する理解を深めるとともに、会計規則に沿った事務処理を図っていきま す。

### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成17年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された 170

### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

会計担当職員が研修等に参加するとともに、職員全員が参加する局内会議において、会計制度の改 正や留意事項等について周知することにより、職員の会計処理に対する意識の向上を図りました。

また、全庁的な取組みとして実施することとなった口座情報を変更する場合における出納員の確認 や会計担当者による契約事務の再確認等により、事務執行や会計事務のチェック体制を強化すること としました。

#### 2 取組の成果

職員一人ひとりが事業執行や会計事務について再認識し、より意識を高めることにつながりまし

各種契約について疑義等あれば、事前準備のより早い段階から各担当が複数の職員に相談したり、 出納局等関係機関への問い合わせを行うことにより適正な事務処理を行うよう努めています。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き局内会議で職員への啓発を行うなど、事務処理の徹底に努めることとします。

#### 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4,246 件、約230 億19 百万円 (前年度比414 件減、6 億77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は3,357 件、約169 億24 百万円、73.5% (前年度比281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2,350 件、約 102 億 42 百万円であったが、今回、293 件について監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおける不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの 79 件 (27.0%)の不適切な契約が見受けられた。契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査するとともに、他に契約先がないかどうかについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で 115 件、約 23 億 10 百万円となっている。

今回、そのうち 28 件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きなど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

### 講じた措置

### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

委託している業務については、取扱業者が限られている業務や、既に開発済みのシステムの運用など、競争入札に適さないため随意契約をしていますが、随意契約理由を再確認し、適正な執行に努めました。

また、開発済みのシステムの運用についても、他の実施方法について検討し、そのうち1件について外部委託から職員による処理への変更を具体的に検討しているところです。

2 取組の成果

職員一人ひとりが随意契約について再認識するとともに、契約事務の透明性をより高めることにつながりました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

現在検討している電算処理委託の職員による処理への変更を進めることとします。

また、その他の委託を予定している業務については、取扱業者が限られている業務や、既に開発済みのシステムの運用など、競争入札に適さないものと認識していますが、引き続き起案には随意契約理由の記述を丁寧に行うとともに選択肢の幅を広げられないか検討し、契約事務の透明性をより高めることとします。

#### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加 している。

公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転 の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、 事故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため 職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

#### 講じた措置

## <u>平成 18 年度</u>

1 実施した取組内容

交通事故の防止については、職員全員が参加する局内会議において徹底を図りました。

昨年に引き続き、業務補助職員も含めた全職員が無事故・無違反チャレンジ1・2・3に参加した り、職員3名が運転免許センターでの安全教育の研修を受講したり、安全運転の意識高揚や技術向上 に努めています。

今年度からは、人事委員会事務局の危機管理として、民間給与実態調査での交通事故防止を取り上 げ、さらに職員への意識の徹底に努めました。

また、飲酒運転の危険性や法令遵守についても、局内会議で研修を行い、徹底を図っています。

2 取組の成果

職員一人ひとりの交通安全意識の高揚、安全運転の徹底及び法令遵守の再認識につながりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き局内会議で職員への啓発を行うなど、交通安全意識の高揚、安全運転・法令遵守の徹底に努 めることとします。

### 監査の結果

#### 【人事委員会事務局】

- 1 財務等に関する意見
  - (1) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、その 改善に努められたい。

- 1 業務委託の実施状況(特命随意契約等)
  - (1) 職員採用試験採点業務は、長年にわたり同一業者との特命随意契約となっているので、随 意契約理由の客観的な妥当性を検証することが必要

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

職員採用試験採点業務は、職員採用試験におけるマークシートの読取及び採点(正答率等分析を含 む。) について、年間4回分を委託しています。

当該業務にかかる業務委託については、答案用紙を業者に持込み、職員立会いの場で処理を行い、 答案用紙を持ち帰る必要があることから、移動に伴うリスク等も考慮すると、現在の業者に委託する ことが最適であるとして、特命随意契約をしています。

今回、当該業者以外の近隣の2社に確認しましたが、対応はできない旨の回答があり、現在の業者 と特命随意契約を継続する以外に方法はないと思われます。

2 取組の成果

随意契約理由について再認識することにより、職員の契約に対する意識の向上及び契約事務の透明 性をより高めることにつながりました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

当該業務については、引き続き同一業者との特命随意契約を行いますが、金額の妥当性等についてさ らに検証するなど、契約事務の透明性をより高めることとします。

また、業務委託以外の方法も含めてさらに検討を進めることとします。

# 監査の結果

#### 【人事委員会事務局】

- 1 財務等に関する意見
  - (1) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、その 改善に努められたい。

- 2 人件費
  - (1) 扶養親族認定簿の一部未作成

### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成17年度に新規に認定した1件分について扶養親族認定簿が未作成であったため、すべての扶 養親族認定簿を確認したところ、この1件以外は全て適正に処理されておりました。

今後は、扶養親族届の認定時に扶養親族認定簿を添付することで、上司が確認することにより、チ エック体制を強化することとしました。

2 取組の成果

事務手続きについて再確認するとともに、チェック体制を確保しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

年間0~2件程度の事務処理であるため、今後ともチェック体制を強化し、適切な事務処理に努めま す。

### 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成 17 年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

- (1) 平成18年9月13日に改正施行された「会計実務の取扱いについて(通達)」に基づき、執行 手続きを改め、事務局内に周知徹底しました。
  - 口座振替の場合については、支払先の確認を行い、口座名義人名と支出命令書の債権者名等とが 異なる場合は、その理由を記載し、確認できるよう改めました。また払込書払いの場合については、 払込書と請求書等の記載内容との確認を徹底しました。
  - 実績報告書の提出が必要な委託料・補助金等については、その内容等について所属長が確認のう え押印するようにし、それが確認できたもののみ支出するよう改めました。
- (2) 会計事務に不慣れな事務局職員を対象として、契約事務をはじめとする会計事務についての研修 会を実施しました。

#### 2 取組の成果

- (1) 支払先等の確認を行うとともに、検収確認が行われたことを書面で確認できるようにしたこと で、より確実なチェック体制を整えました。
- 学校現場から初めて事務局に着任した職員が、基礎的な会計事務のルールを習得することによ り、事務処理の適正化が図られました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も引き続き、口座名義人名と支出命令書の債権者名等とが異なる場合の確認など、支払先等が適 正であるかの確認を行います。また、実績報告書の提出が必要なものについての所属長の確認印の押印 など、履行確認を厳正に行い、不正行為の発生の防止に努めます。

また、事務局職員を対象とした会計事務についての研修を18年度に引き続き実施し、適正な会計事 務を徹底します。

#### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

2 未収金対策

未収金徴収事務の中には、法的措置により債権回収に努めているものもある一方、滞納整理に関す る要領などが作成されていないものや債務者の状況把握が十分でなかったものがあるなど取組に差 異が見受けられた。

そのため、債務者に対する財産状況等の徹底した調査を行い、悪質な場合には法的措置を取るなど 債権の厳正な回収に努めるとともに、徴収ノウハウの情報共有化をさらに進めるなど、収入未済額の 減少及び今後の発生防止に取り組まれたい。

・高等学校授業料

20,476,622円

大学等進学資金貸付金返還金等

12. 415. 297円

その他

5,651,772円

計38,543,691円

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

- (1) 各債務者に対し、文書、電話等による督促に加えて、適宜、家庭訪問を行うなど収納促進に努め ました。
- (2) 高等学校授業料については、平成16年1月に定めた「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱 要綱」に基づき、校長以下学校全体で未収金の解消を図るという共通認識のもとに校内での取り組 みを推進するとともに、入学式や中学校への入試説明会において、授業料の納付義務意識の啓発を 図りました。

また、平成18年度から新たに、授業料の振替指定日に振替できなかった者に対する再振替(2) 度引き) を行うなど滞納の発生予防に努めるとともに、授業料の減免制度や修学奨学金の制度の周 知・活用を図りました。

さらに、要綱の実効性確保に向け、県立学校関係者 10 名からなる「高等学校授業料未収金対策 検討ワーキング」を設置(9月)し、更なる対策を検討しており、有効な取組事例集の作成、修学 奨学金制度の改善、修学のための支援制度一覧の作成などについては、既に実施したところです。 検討会6回、学校関係者対象の研修会2回

### 2 取組の成果

平成 17 年度末における収入未済金 38,543,691 円のうち、平成 19 年 2 月末までに 9,218,355 円を 収納しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 現在において、未収となっているものについては、引き続き、文書、電話等による督促、更に家 庭訪問を行うなどにより収納促進に努めるとともに、債権が発生した時点で未収が発生しないよう に納入義務者に対し納付期限の周知を行うよう徹底していきます。
- (2) 高等学校授業料については、引き続き継続的な取組を進め、未収金の解消に努めます。 また、今後は、滞納の事案によっては法的措置(支払い督促申立など)の実施に向け、引続き具 体的な検討を行っていきます。

### 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成17 年度の業務委託契約の実績は、4,246 件、約230 億19 百万円 (前年度比414 件減、6 億77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は3,357 件、約169 億24 百 万円、73.5% (前年度比281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増)となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は2,350 件、約102 億42 百万円であったが、今回、293 件につい て監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおけ る不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの79件(27.0%)の不適切な契約が見受けられた。 契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査す るとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 業務委託にかかる予定価格調書等の契約手続きの不備の事例については、監査以降の 18 年度中 における委託契約について、予定価格算定や設計積算書を作成しました。
- (2) 委託料決算見積書に基づく変更契約をもって事務完了としていた事例について、平成 18 年度は 委託契約書に基づき、委託事業実績報告書をもって委託料の額の確定を行いました。
- 管理委託にかかる再委託の手続きの不備の事例について、平成18年度から導入した指定管理者 制度において、業務の外部委託にかかる事前申請・承認手続きを基本協定で定めて、それに基づい て承認までの手続きを行いました。
- (4) 契約理由が不明瞭・不適切とされた特命随意契約の事例について、精査、追記、作成の可能なも のは速やかに行いました。
- 2 取組の成果

不備のあった各業務委託契約等についてそれぞれ事務手続きを見直し、監査以降は適正に事務処理 を行いました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も三重県会計規則、委託契約書、指定管理者制度における基本協定等に基づき必要な事務処理を 適正に行います。

#### 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

5 建築物の耐震化

東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中にあって、「三重地震対策アクションプログラム」では、防災対策の拠点や避難所となる県・市町有施設、医療機関、学校・福祉施設の耐震化を進めることとしている。

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が85 棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要とする建築物が109 棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設も含まれていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

また、災害時に地域の防災対策の拠点や避難所となる市町の公共施設についても早期に計画的な耐震化を図るとともに、私立学校、民間の病院・診療所・福祉施設等の耐震化を促進されたい。

さらに、個人住宅の耐震化を進めるために、市町と連携し耐震診断補助事業等の事業推進を図られたい。

## 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 県立学校の耐震化

耐震診断未実施の 53 棟については、平成 18 年度に診断を行いました。また、耐震性を有しない 校舎、体育館等については補強工事を実施しました。

(2) 公立小中学校・幼稚園の耐震化

各市町は、平成14年度の文部科学省の通知に基づき、平成15~17年度までの3ヶ年で、耐震診断の進捗を図るとともに、耐震化を図ってきたところですが、耐震診断が遅れている市町については、耐震診断の早期実施と耐震性を有する建物への改修を進めるよう要請しています。国庫補助制度の活用については、必要な助言等を行いました。

#### 2 取組の成果

(1) 県立学校の耐震化

主要な校舎については、現在、平成18年度までの10ヶ年計画により、耐震化を進めており、平成18年度末の耐震建物率は、約85%となりました。

(2) 公立小中学校・幼稚園の耐震化

耐震補強事業では、今年度、県内の小中学校で 75 棟(幼稚園は 1 棟)の耐震補強工事を実施しており、耐震補強工事が困難で建替えを行うものも含めると、平成 18 年度末の小中学校耐震建物率は約 83%(幼稚園は約 68%)となる見込みです。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 県立学校の耐震化

引き続き、平成19年度からの10ヶ年計画に基づき校舎の耐震改修事業並びに平成17年度から着手した体育館の耐震改修事業を行うとともに、順次武道場・渡り廊下等の耐震化を進めていきます。

(2) 公立小中学校・幼稚園の耐震化

耐震診断が遅れている市町については、耐震診断の早期実施と耐震性を有する建物への改修を進めるよう要請するとともに、引き続き各市町が平成14年度に策定した耐震診断実施計画に基づく進捗を図るため、助言や国庫補助制度を活用した耐震改修事業の促進を働きかけていきます。

#### 監査の結果

【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

- 公務中の交通事故が、平成17 年度には181 件発生しており16 年度の157 件と比較し大幅に増加し ている。

公務員として責任ある行動が求められる中、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

これまでも、酒気帯び運転等懲戒処分基準を強化し、交通事故防止に努めてきたところですが、先般の社会的にも大きな関心を呼んだ公務員による飲酒死亡事故を契機として、全国的に飲酒運転撲滅に向けた取組みが展開される中、飲酒運転に対する厳罰化など交通事故等に係る懲戒処分の基準を見直し、平成18年10月1日から適用しました。これらの内容を事務局所属長及び県立学校長、市町等教育委員会教育長に通知し、周知徹底を図りました。また、県立学校長会議等においても、適宜その徹底を図るよう依頼し、教職員に注意を喚起しました。

なお、次の点について特に周知徹底を図り、職員の交通安全意識の向上に取り組みました。

- (1) 管理者があらゆる機会を通じ、飲酒運転の危険性、反社会性を所属職員に認識させること。
- (2) 飲酒運転にかかる処分基準を厳罰化したこと。飲酒運転で検挙された場合も原則、免職としたこと。当事者以外の者が飲酒を勧めたり、事実を知りながら行動をともにした者について原則、免職又は停職とすること。
- (3) 児童・生徒に対して範を示すべき立場にある教職員また、教育行政を担う事務局職員は、交通法令を遵守し、自らが事故を起こすことのないよう十分注意すること。万一、交通事故を起こした場合、或いは、事故に関与しなくとも酒気帯び運転や無免許運転により刑事又は行政処分を受けたことになった場合も直ちに報告すること。

さらに、事務局全所属長及び全県立学校の校長または事務長が公務員倫理研修会でコンプライアンス、公務員倫理について等の研修を受講し、その研修内容をもとに、所属職員を対象に所属内研修を 実施しました。

#### 2 取組の成果

交通事故が発生した場合の報告が迅速に行われました。また、各学校では飲酒運転の撲滅や交通事故の防止について教職員と話し合う場がもたれたり、教職員がインターネットによるネットDE研修を利用して研修を行うなど、交通安全を自らの問題として重く受け止める機運が高まりました。本年度、飲酒運転にかかる懲戒処分はなく(昨年度4件)、また、交通事故にかかる懲戒処分も2件(昨年度7件)と減少しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

交通事故防止等及び交通事故等に対する懲戒処分の基準やコンプライアンスを周知徹底し、このような行為を行わないことが県民の信頼回復・確保につながることを事務局所属長及び県立学校長、市町等教育委員会教育長に通知するとともに、県立校長会議等において、適宜その徹底を図るよう依頼し、事務局職員及び教職員に注意を喚起します。

引き続き、各職員が自らの問題として重く受け止めるため、インターネットによるネットDE研修を利用して研修を行う一方、各所属で飲酒運転の撲滅や交通事故の防止、コンプライアンスの徹底について話し合う場をもつなどの取組を実施するよう依頼します。

また、懲戒処分の指針を作成し、職員のコンプライアンスや公務員倫理の意識を高めるとともに、県民に対しては、処分の透明性、説明責任を果たすことで、信頼回復に努めてまいります。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(学校経営品質の定着)

(1) 県立学校の学校経営品質の取組については、実践事例の研修等も取り入れ、学校の強み、弱みに ついて理解が得られているが、学校によっては取組に差が見られるので、成果と課題を検証し、教 職員の研修等の充実により理解を一層深め、改善活動に結びつけるよう取り組まれたい。

(経営企画分野)

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- 研修の実施
  - ① 外部講師・職員による研修を、学校の各階層に応じて実施しました。
    - ・県立及び小中学校の校長、教頭を対象にしたリーダーシップ研修
    - ・学校経営品質の推進者を対象とした推進者研修
    - 一般教職員を対象とした学校経営品質基礎研修
  - ② 学校現場等の要請に応じ、事務局推進者等による「出前研修」を実施しました。
- 県立学校教職員、県教委事務局職員をセルフアセッサー研修に派遣しました。
- (3)「Will~学校経営品質なんでも通信」を16回発信しました。
- (4) 自主的研究会を組織化し、調査研究等を行いました。
- (5) 市町教育委員会職員を対象とした研修会を実施しました。
- (6) 先進的な取組事例を共有するため実践事例交流会を実施しました。
- 2 取組の成果
- (1) 約1,900名の教職員に外部講師等による研修を実施しました。(研修アンケート結果による理解 度 83%)
- 「出前研修」を 161 回実施しました。(研修アンケート結果による理解度 74%)
- (3) 自主的研究会を5組織(県立1、小中4)設置し、調査研究等を行いました
- (4) 実践事例交流会について、3地区での地域別交流会(小中学校対象)及び全体交流会を開催し、 約540名の教職員が参加しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

考え方

県立学校については、学校経営品質の定着、浸透を図ります。また、小中学校については、実施校 の拡大を進めるとともに、その定着に取り組みます。

そして、すべての公立学校が「対話」と「気づき」により学校経営の「強み」を伸ばし、「弱み」 を改善する活動に取り組み、学習者等のニーズに応じた教育活動が展開できるようにします。

- 2 具体的な取り組み方法
- (1) 外部講師による研修を実施します。
  - ① リーダーシップ研修(校長、教頭)
  - ② 推進者研修
  - ③ 一般教職員への研修
- (2) 各学校への出前研修を実施します。
- (3) 市町教育委員会職員への研修を実施します。
- (4) 「学校経営品質」実践事例報告会・地域交流会などを開催します。
- (5) その他
  - ① 学校経営品質事例集等の作成
  - ② 経営品質自主的研究会の開催

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(県立高等学校の再編活性化)

(2) 進行する少子化への対応と学習環境の整備をするため、「県立高等学校再編活性化基本計画」及 び第一次、第二次実施計画に基づき、大規模校の解消、専門学科の拠点化、小規模校のあり方の検 討等に取り組んでいる。引き続き、生徒、保護者、地域の意見等を踏まえ、計画的に再編活性化を 推進し、生徒の学習ニーズや時代の変化に対応した特色ある学校づくりを進められたい。

(経営企画分野)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- (1) 1学年9学級以上の大規模校をなくすよう努め、可能なところから8学級以下となるように取り 組みました。(県立高等学校再編活性化基本計画における適正規模:3~8 学級)
- 1学年2学級以下の小規模校を含む地域には、地域の教育関係者やPTA代表、有識者等で構成す る「協議会」や「分科会」を設置して、今後の高等学校のあり方について具体的な検討を行いまし た。
- (3) 学習者の多様なニーズに対応するため、定通ネットワークの整備について検討しました。
- (4) 中高一貫教育研究会議を設置し、県内4地域の連携型実践を検証・評価しながら、中高一貫教育 の改善充実を進めるとともに、今後の県内中高一貫教育の在り方について研究を進めました。

#### 2 取組の成果

(1) 大規模校の解消

平成19年度募集より 神戸、津東 9学級→8学級 (この結果、9学級規模は4校(桑名、四日市、津、津西)となります。)

#### (参考)

平成 18 年度 津 10 学級→9 学級、 松阪、上野 9学級→8学級

平成 17 年度 津西 10 学級→9 学級、 川越、四日市西、四日市工業、宇治山田 9 学級→8 学級 平成 16 年度 桑名 10 学級→9 学級

平成 15 年度 桑名 11 学級→10 学級、 四日市、神戸、津東 10 学級→9 学級、

桑名西、伊勢、名張西 9学級→8学級

- (2) 小規模校の再編を進めるため、平成19年度から南伊勢高校南島校舎を、平成20年度から尾鷲高 で長島校をそれぞれ募集停止としました。
- (3) 平成 18 年度、定時制と通信制を併設した新しいタイプの高校として北星高校を開校しました。 また、県北部、南部に定時制通信制高等学校再編活性化協議会を設置し、定通ネットワークのあり 方を検討しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

- 「第二次実施計画」を着実に推進し、生徒の多様なニーズに対応した高等学校の特色化・魅力化を 進めていきます。
- 2 大規模校の適正規模化については、関係地域の中学校卒業予定者数や地域の状況等も総合的に勘案 **」ながら検討を進めるとともに、小規模校については、引き続き、「協議会」や「分科会」において、** 地域関係者等とも意見を交換しつつ、今後の高等学校教育のあり方や活性化方策について具体的に検 討していきます。
- 引き続き、定通ネットワークの整備について検討していきます。
- 4 引き続き、県内中高一貫教育の在り方について研究を進めていきます。
- 5 基本計画並びに第一次、第二次実施計画を踏まえ、平成20~23年度における具体的な再編活性化 策と方向性を示す「第三次実施計画」を策定します。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(教職員のメンタルヘルス対策)

(3) 教職員のメンタルヘルス対策については、各種健康相談及び復職支援等を実施し、疾病の早期発 見、再発防止に努めているが、平成18年5月1日現在の病気休職者53人中精神神経系疾患による ものは44 人となっている。引き続き、疾病の早期発見・復職支援の取組を進めるとともに、発生 防止に向けた職場環境の整備に努められたい。

(教育支援分野)

## 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) メンタルヘルスケアシステムの運用(平成13年6月から運用開始)
  - 三重県立学校教職員精神保健管理実施要綱
  - 三重県公立学校教職員復職支援制度実施要領
  - ① 職場復帰訓練事業(41件)
    - ・ 教職員が精神神経系疾患による病気休暇又は病気休職から職場復帰をする際、職場復帰前の 休職の期間中に「職場復帰訓練」を実施し、その円滑な復帰を支援し、再発防止を図りました。
  - ② 健康審査会:(審査対象者 35 件)
    - ・ 専門家(精神科医師)、学校代表者等で構成し、教育長の諮問に応じ、休職中の職員の健康 回復状況や訓練状況について審議・答申を行いました。病気休職者が再び職場でその機能を発 揮することを支援することにより学校の教育活動に資することを目的として、早期回復と円滑 な職場復帰及び再発防止等について検討しました。

#### 研修事業

- ① メンタルヘルスリーダー研修 (新任校長 77 人、研修指導室のステージ研修として実施)
  - 本県の教職員におけるメンタルヘルスの現状と課題、管理職に求められる対応等を担当者が 説明しました。
- ② メンタルヘルスリスナー研修会(新任教頭 86 人/3回開催)
  - 新任管理職に対して積極的傾聴法の実技研修を実施し、心の問題を「抱え込まない、抱え させない職場」づくりを推進しました。
- ③ 初任者研修(新規採用者340人、研修指導室の新規採用者研修として実施)
  - ・ 本県の教職員におけるメンタルヘルスの現状と課題、心の健康管理について、担当者が説明
- ④ 心のコミュニケーションセミナー講師派遣事業(35校で開催、延受講者数1,042人)
  - ・ 希望校、団体へメンタルヘルスに関する講師を派遣しました。

## (3) 相談事業

- ① 定期健康相談 (リフレッシュ相談 28 人 /月1回)
  - 定期的(第4木曜日)にプラザ洞津において、精神科嘱託医による健康相談を実施、本人あ るいは管理職に、適切な助言・援助を行いました。(電話予約制)
- ② ストレスドック (39人)
  - 公立学校共済組合東海中央病院で、ストレスチェック、カウンセリング等を実施しました。
- ③ 産業医による健康相談
  - ・ 健康診断(一般健診・人間ドック)実施後に、産業医による心身の健康相談等を実施しまし
  - ・ 過重労働対策事業による指導・面接を実施しました。(平成18年4月から実施)

#### (4) 啓発事業

- ① 広報誌「福利のたより」への『さわやかメール』の掲載(7回発行)
  - 教職員全員に配布する「福利のたより」に、啓発記事及び相談事業の案内を掲載しました。
- ② 心の健康に関する啓発冊子及びリーフレットの配付

- ・ 平成18年度は、新任教員340人、新任教頭86人に配付しました。
- ・ 各所属及び病気休暇者・病気休職者にリーフレットの配付を行いました。

#### (5) 公立学校共済組合事業

- ① 心の健康相談室(県内 10 医療機関等へ委託 101 件/2 月末)
  - ・ 指定した精神神経科の医療機関等で外来受診相談を実施しました。
- ② 教職員健康相談 24 (電話相談を民間業者へ委託 834 件/12 月現在)
  - ・ 24 時間通話料無料でプライバシー厳守の電話相談を実施しました。
- ③ 面接によるメンタルヘルス相談事業 (平成16年7月から実施) (14件/12月現在)
  - ・ 臨床心理士による予約制の面接相談を実施しました。
- ④ セルフケア能力向上支援事業 (コンピュータによるメンタルヘルスチェック / 平成 15 年度から開始)
  - ・ 平成 18 年度は、30~31 歳の県費教職員 572 人を対象に、委託した業者から個人宛にデータシート(質問紙)を送付し、回答を分析したアドバイスシートを返送して助言しました(240人/42.0%が参加)。さらに、専門機関への受診が必要と判断された人に受診勧奨フォローメールを送付しました。(フォローメール7人)

#### 2 取組の成果

- (1) メンタルヘルスケアシステムの運用により、職場復帰訓練を実施、健康審査会を開催しました。職場復帰訓練の利用率は、74.3% (26人/35件)に達しました。再発防止及び円滑な職場復帰等、学校現場における支援に効果的に活用されました。
- (2) 精神科嘱託医による定期健康相談(リフレッシュ相談)は、啓発冊子及び福利のたよりにセルフチェック票やメンタルヘルスに関する具体的な情報を掲載しているため、早期の相談件数が増加しました。また、管理者による復職支援及び再発防止の相談が増加し、ラインによるケアの充実に繋がりました。
- (3) 啓発冊子の配付及び福利のたよりの特集記事掲載後、教育委員会のリフレッシュ相談の受診申し 込みがそれまでの1ヶ月平均2.0件(平成18年4月~9月平均)から2.7件(平成18年10月~ 平成19年3月平均)に増加しました。
- (4) 郵送によるメンタルヘルスチェック(県事業/共済組合委託)は、対象年齢を30歳~31歳として実施した結果、回答率が42.0%であり、前年25.9%と比べ、16.1ポイント増加したことから、教職員のメンタルヘルスに関する意識が高まった結果と考えられます。また、要治療者は7人あり、専門機関への受診勧奨を行い、早期対応ができました。
- (5) 平成 18 年 4 月から実施している過重労働対策事業による指導・面接の実施は、メンタルヘルス 関連疾患の早期発見・早期相談の機会に役立ちました。
- (6) 研修事業では、新任教職員を対象にセルフケア(自己管理)研修、新任教頭・校長を対象にメンタルヘルスリーダー研修を実施、心の保持増進及び復職支援の体制づくりが進められるようになりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

心の不健康な状態への早期対応、心の健康の保持増進の情報提供及び体制づくりを推進し、心の問題を「抱え込まない、抱えさせない職場」づくりを行うとともに、復職支援制度及び再発防止などの検討を行う健康審査会の活用を図っていきます。

教員のメンタルヘルス確保のための取組が急務の課題であると認識し、利用者の視点に立ったカウン セリングや相談体制を整備するとともに、研修事業・啓発事業の充実、学校現場における支援体制の整 備など、精神神経系疾患の発生及び再発防止に向けた勤務環境の整備を継続して行います。

部局等名\_教育委員会

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(学校の防災対策)

(4) 学校施設の耐震化率は、平成18年4月1日現在、県立学校78.1%、公立小中学校78.7%公立幼稚園 66.8%となっているものの、依然として耐震診断未実施の棟数が、県立学校で53棟、公立小中学 校で159棟、公立幼稚園で58棟ある。

県立学校については、今後校舎の老朽化による建替と耐震化も合わせ計画的に実施するととも に、公立小中学校及び公立幼稚園については、耐震化率の低い市町があるので、引き続き耐震化の 促進に向け支援されたい。

また、学校が避難所となった場合の運営方法等の留意点を含め、地域の状況に応じた適切な防災 計画と防災マニュアルの改訂の指導・助言及び防災訓練、指導者の育成など、防災教育の強化を図 られたい。

(経営企画分野、教育支援分野)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 県立学校の耐震化

耐震診断未実施の 53 棟については、平成 18 年度に診断を行いました。また、耐震性を有しない 校舎、体育館等については補強工事を実施しました。

(2) 公立小中学校・幼稚園の耐震化

各市町は、平成14年度の文部科学省の通知に基づき、平成15~17年度までの3ヶ年で、耐震診断の進捗を図るとともに、耐震化を図ってきたところですが、耐震診断が遅れている市町については、耐震診断の早期実施と耐震性を有する建物への改修を進めるよう要請しています。国庫補助制度の活用については、必要な助言等を行いました。

- (3) 防災教育について
  - ・防災教育推進校の指定

「防災教育推進校」を30校(小学校19校、中学校4校、高等学校7校)指定し、関係機関と連携を図り、地震、津波に関する講話、起震車による地震体験、タウンウオッチングによる防災マップの作成など、学校での防災教育活動の支援を行いました。

・学校の防災教育及び防災体制に関する調査の実施 各校が平成 18 年度に実施した学校での防災教育や防災体制の整備に関する内容を調査しています。

#### 2 取組の成果

(1) 県立学校の耐震化

主要な校舎については、現在、平成18年度までの10ヶ年計画により、耐震化を進めており、平成18年度末の耐震建物率は、約85%となりました。

(2) 公立小中学校・幼稚園の耐震化

耐震補強事業では、今年度、県内の小中学校で 75 棟 (幼稚園は 1 棟) の耐震補強工事を実施しており、耐震補強工事が困難で建替えを行うものも含めると、平成 18 年度末の小中学校耐震建物率は約 83% (幼稚園は約 68%) となる見込みです。 (以上 教育支援分野)

(3) 防災教育推進校の優良事例は、県教育委員会のホームページの中に開設した防災教育のページで紹介しています。また、学校の防災教育及び防災体制に関する調査結果は、次年度以降の防災計画や防災マニュアルの改訂、防災訓練の指導、助言、防災教育の強化の基礎資料として活用します。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 県立学校の耐震化

引き続き、平成19年度からの10ヶ年計画に基づき校舎の耐震改修事業並びに平成17年度か ら着手した体育館の耐震改修事業を行うとともに、順次武道場・渡り廊下等の耐震化を進めていき ます。

(2) 公立小中学校・幼稚園の耐震化

耐震診断が遅れている市町については、耐震診断の早期実施と耐震性を有する建物への改修を進 めるよう要請するとともに、引き続き各市町が平成14年度に策定した耐震診断実施計画に基づく 進捗を図るため、助言や国庫補助制度を活用した耐震改修事業の促進を働きかけていきます。

(3) 引き続き、防災教育推進校の取組や防災教育指導者研修会を実施し、学校における防災教育の充 実と学校防災体制の強化に努めていきます。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見 (学校の安全・安心対策)

(5) 学校における不審者等に対する安全対策については、学校独自の危機管理マニュアルの作成や、児童生徒の防犯訓練等の実施率が低いなど課題が見られるので、防犯訓練等の実施により、マニュアルの有効性の検証、改善を図られたい。

また、登下校時における事件が発生するなど児童生徒の安全を確保するため、スクールガード・ リーダーによる巡回指導、地域のボランティアの活用等、地域や関係機関と連携し学校安全の取組 を充実されたい。

(学校教育分野)

## 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 文部科学省委嘱「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」の実施
  - ① スクールガード養成講習会の開催

県内7カ所(桑名市、四日市市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、御浜町)でスクールガード 養成講習会を開催し、子どもの安全確保を図るためのボランティアの養成を図りました。

- ② スクールガード・リーダーによる学校の巡回指導と評価等の実施 警察官〇Bや教員〇B等40人のスクールガード・リーダーを委嘱して、県内のすべての小学 校(417校)を対象に学校内外の巡回指導等を実施しました。
- ③ 学校安全モデル地域における実践的な取組の実施 モデル地域(伊勢市)において、スクールガードの組織を拡充したり、CAP講習会の開催に より子どもに危険予測・回避能力を身につけさせたりする取組を進めました。
- (2) 防犯教室講習会の開催 各学校における防犯訓練等の実施を推進するため、学校における指導者の育成を図る講習会を開催しました。
- 2 取組の成果

平成18年度10月末の調査によると、PTA等を主体として学校安全ボランティアを組織している小学校は、60.4%となっており、学校安全ボランティアの組織化を図ることにより、地域ぐるみで子どもの安全を確保する体制の整備を進めることができました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 地域との連携を重視し、地域のボランティアを活用するなど、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備していきます。
  - 県内29市町のすべての小学校(417校)を対象として、45人のスクールガード・リーダーを委嘱して、通学路の安全点検をはじめ、学校安全ボランティアと連携した登下校指導、校内安全点検、防犯教室の開催などを推進していく予定です。
  - ・ 県内7カ所でスクールガード養成講習会を開催するとともに、小学校においては、学校安全ボランティアを組織し、地域ぐるみで登下校時の見守りなどを行うことによって、子どもたちの安全が確保されるよう、市町等教育委員会と連携して取組を進めていく予定です。
- (2) 防犯教室講習会を開催し、教職員の指導者の育成を図り、各学校において警察等関係機関と連携した防犯訓練等を実施するよう、防犯対策の推進強化を図っていきます。

また、すべての学校で学校独自の危機管理マニュアルが作成されるよう、具体事例の資料を提供するなどして指導していきます。

(3) すべての小学校でPTAを主体とした学校安全ボランティア(スクールガード)を組織することを支援するとともに、学校安全ボランティアのスキルアップを図るため、県内10箇所でスクールガード実践講習会を実施したり、パンフレットや実践事例集などを作成配付したりしていきます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(不登校児童生徒・いじめ等への対応)

(6) 不登校児童生徒への対応については、スクールカウンセラーによる相談や教育支援センターの指導員等による訪問指導など、児童生徒等の相談や学校復帰への支援を行っているが、平成17 年度の不登校児童生徒数は、1,783 人と依然として多数いるので、相談体制を一層充実するとともに、フリースクール等民間施設との連携を強化するなど、不登校の未然防止や学校への復帰の支援をされたい。

また、いじめの早期発見、早期対応のため生徒指導リーダー教員養成講座等の実施、暴力行為等への対応には生徒指導特別指導員の活用など、学校におけるいじめ・暴力行為に対する取組を支援されたい。

(学校教育分野)

### 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

を支援しました。

- (1) 市町による不登校児童生徒への社会的自立をサポートする取組が広がるよう、不登校対策事業 (訪問指導サポート事業及びフリースクール等民間施設との連携推進事業)を平成 16 年度より実施し、現在、訪問指導については3市の取組に対して県が必要経費の1/2を支援しました。 また、フリースクールとの連携については、フリースクールとの交流を実施し、教育支援センター通級者とともに児童生徒の社会的自立を育もうとする1市の取組に対して必要経費の1/2
- (2) 平成 19 年 1 月に三重県不登校フォーラムを「NPO法人三重にフリースクールを作る会」と共催で開催し、不登校に対する啓発を行いました。
- (3) スクーリングサポートネットワーク整備事業を実施し、各地域の教育支援センター及び「NPO法人三重にフリースクールを作る会」を地域スクーリング・サポート・センターとして委託し、各地域のネットワーク機能が充実するように努めました。
- (4) 小児心療センターあすなろ学園等と連携するなど、質・量ともに充実した研修を平成 18 年度は 15 回実施し、教育支援センター指導員等の資質向上や情報交換を図りました。
- (5) 不登校状況になった児童生徒への復帰のための支援だけでなく、不登校等の未然防止、早期発見・早期対応を目的とした「いじめ・不登校等の未然防止に関する研修会」を実施しました。
- (6) 県総合教育センター(研修支援室)において、平成 18 年度は 6 人の臨床心理相談専門員を配置するなどして、県内の教育相談センター的機能の充実を図りました。
- (7) 平成17年度より、生徒指導や非行防止の知識や経験を有する地域の人材(教員〇B、警察〇B) を生徒指導特別指導員として要請のあった学校に派遣し、学校の支援を進めるとともに、平成18年度は29市町教委を訪問し、指導員の役割を周知し、積極的な活用を依頼しました。

#### 2 取組の成果

- (1) 訪問指導の重要性に対する認識が深まり、ほとんどの教育支援センター等において訪問指導を行いました。しかし、一部の市町においては、学生ボランティア等の人材の確保が難しいという課題があります。
- (2) 専門的な研修会やフォーラム等を通して、指導員等の資質向上や保護者等の不登校に対する理解が深まりました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 児童生徒の不登校や問題行動については、様々な背景があると考えられることから、スクールカウンセラー等の配置や教職員の資質向上に努め、学校としての教育相談体制の充実を図っていきます。
- (2) 校種間や関係機関等の連携を進めながら、不登校や問題行動の未然防止、早期発見・早期対応の充実を図っていきます。
- (3) 長期欠席の児童生徒に対しては、家庭訪問やIT等を活用した学習支援を有効的に行い、学校復帰や社会的自立に向けての支援を行います。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(外国人児童生徒への対応)

(7) 日本語指導が必要な外国人児童生徒は、平成18 年9 月1 日現在1,168 人と年々増加している。 外国人児童生徒への指導・支援については、9 人の外国人児童生徒巡回相談員等による学校訪問及 び電話相談、「ことばの教室」での日本語指導・適応指導などを行っているが、基礎学力や生活指 導上の課題も多く発生している。

外国人児童生徒巡回相談員による学校訪問をより一層充実するとともに、教職員の日本語指導等の研修を拡充されたい。さらに、市町や関係団体と連携して外国人児童生徒の学習環境の充実を図られたい。

(学校教育分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導
  - ・ 外国人児童生徒の日本語指導や学校生活への適応指導を支援するため、平成 18 年度は 9 名の 外国人児童生徒巡回相談員を配置しました。平成 19 年 3 月末現在、外国人児童生徒巡回相談員 の学校訪問回数は 1,859 回となっています。
  - ・ 外国人児童生徒や保護者からの学校生活や就学等について、電話やインターネットメールによるポルトガル語の教育相談を実施しています。平成19年3月末現在で、相談回数は323件となっています。
  - ・ 県内8市町10地域において「ことばの教室」を開設し、来日間もない外国人の子どもに対して日本語指導や学校生活への適応指導を行うとともに、県内6市において進路ガイダンスを開催し、外国人の子どもやその保護者に進路の情報を提供しました。
  - ・ お互いの児童生徒が異なる文化や習慣を理解・尊重し、協力し合って共生社会づくりをめざす 教育を推進するため、全小中学校の校長を対象とした研修会を実施しました。また、各小中学校 の外国人児童生徒教育担当者を対象とした悉皆の研修会を実施し、601名の教職員等が参加しま した。
  - ・ 巡回相談員の指導技術の向上のために学習会を開催し、各学校における外国人児童生徒教育の 課題等について協議を行い、その後の指導に役立てました。
- (2) 教職員の研修の強化

県総合教育センターでは、教職員に外国人児童生徒への日本語指導や適応指導のために必要な知識やスキルを身につけてもらうことを目的として、外国人児童生徒教育に関する研修講座を開設しました。

(3) 関係機関、団体との連携・協働

三重県生活部国際室及び三重県国際交流財団の主催する「外国人児童教育問題検討委員会」に参加し、外国人の子どもにかかる教育課題や支援の在り方について協議しました。

- 2 取組の成果
  - ・ 外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問や電話、インターネットメール等の相談活動が充実し、当該児童生徒の適応指導及び教職員への支援が図られました。
  - ・ 多文化共生のための教育が行われるよう、全小中学校の管理職や教職員を対象にした研修会を実施し、外国人児童生徒が在籍していない学校においても、多文化共生の視点に立った教育の必要性について認識がもてるようになりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

- ・ 外国人児童生徒巡回相談員が学校を訪問する機会を増やすとともに、外国人児童生徒教育の一層の 充実に向け、各市町教育委員会及び各学校の「外国人児童生徒教育担当者」に今日的な課題や情報を提 供し、学習を深める機会を充実していきます。また、県の外国人児童生徒巡回相談員等が資質を高め る学習会等の機会を充実していきます。
- ・ 就学に関するガイドブックや外国人児童生徒受け入れのための手引き書の普及を図り、不就学の子 どもたちの就学に向けての取組を充実していくとともに、日本語指導のための教材開発を進めます。
- ・ 来日間もない外国人の子どもたちを対象に、集中した日本語指導や学校生活への適応指導に取り組みます。さらに、進路ガイダンスを開催し、より多くの外国人生徒や保護者に進路の情報を提供します。
- ・ 外国人児童生徒への効果的な日本語指導等のあり方についての教師用手引きを作成し、学校における日本語指導の改善と充実を図ります。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(人権教育の推進)

(8) 人権教育の推進については、各学校における「人権教育推進計画」に基づき、児童・生徒や地域 の実態・課題から出発した実践、公開授業及び地域との交流等に取り組んでいるが、平成17年度 の学校現場における差別事象は20 件発生している。差別事象の原因やこれまでの人権教育の成果 を検証するとともに、人権教育リーダー養成及び教職員研修の充実を図ることにより人権教育を推 進されたい。

また、中学校区等に設置された「人権教育推進協議会」の活動を充実させることにより、人権が 尊重される地域づくりの取組を進められたい。

(学校教育分野)

### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - 「人権教育推進計画」に基づく人権教育の実践を支援するため、すべての県立学校及び168中学 校区を訪問しました。また、人権教育推進のための調査指導を15市町に対し実施しました。
  - 差別事象の未然防止のために、「差別事象等の未然防止及び適切な対応について」を各県立学校 及び各市町等教育委員会に通知しました。
  - 地域とともに人権教育を推進するための拠点校として、「人権教育ビーコンスクール」23 校を指 定しました。
  - 人権教育推進計画の検証を支援するため、「人権・同和教育自己診断票」を作成しました。
  - 学校と地域との連携をより一層図るため、市町人権教育担当者研修会を学校関係者にも呼びかけ、 のべ11回開催しました。
  - 教職員の意識を高め、「人権教育推進協議会」の活動の充実のため、管理職研修会(のべ21回)、 人権教育推進委員会代表者研修会(のべ30回)を実施しました。
  - 教職員のリーダー養成のために、三重県人権大学講座等に 14 人の教員を派遣しました。
  - 子どもたちの人権問題を解決する意欲と実践力を養うために、「夢・出会い・人権フォーラム 21」 や「三重県高校生人権フェスティバル」等を開催しました。(のべ参加者数 3,462人)
  - 人権が尊重される地域づくりに向け、人権問題の解決に向かって住民主体で活動できるよう、8 市に対し補助金を交付するとともに、5市町において人権教育推進のための調査研究事業を実施し ました。
- 2 取組の成果
  - 本年度も差別事象の報告件数は24件(昨年度20件)となっています。
  - 県教育委員会発行の人権学習教材について、44%(昨年度 0%)の中学校が授業で利用しました。
  - 「人権教育ビーコンスクール」でのこれまでの取組を広く情報発信し、「子ども人権ネットワー ク」数が 82 (昨年度 48) となりました。
  - 96%(昨年度90%)の中学校区、84%(昨年度70%)の県立学校で公開授業研修会が実施され、 学校の取組が地域に開かれるとともに、指導力や実践力を高めていくための取組が行われました。
  - 21(昨年度4)の市町で市町単位や中学校区単位の人権フォーラムが開催され、中学校区を中心 とした取組が進みました。
  - 各地域において養成された住民のリーダー数は 2,041人(昨年度 1,453人)となり、人権問題の 解決に向かって住民主体で活動できるようになりました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

- 人権学習教材について、今後、学校現場で有効に活用されるように調査研究を行います。
- 「人権教育推進計画」と「人権教育推進協議会」を基盤として、学校における差別事象等の教育課 題を解決するための取組を行うとともに、「人権教育推進協議会」がより積極的に活動できるような 環境づくりを行います。
- 「夢・出会い・人権フォーラム21」や「三重県高校生人権フェスティバル」を開催するとともに、 中学校区等での取組を支援します。
- 「教職員の人権問題に関する意識調査」の分析結果をもとに、小中学校及び県立学校の教職経験 10年未満の教員を対象とした研修を実施します。

とともに不断の見	直しを進めます。	<del></del>		

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(特別支援教育の推進)

「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、平成19 年4 月から特別支援教育への移 行のため体制整備が推進されているが、市町において取組に差が見られるので、引き続き巡回相談 員や専門家チームの派遣等により円滑に特別支援教育へ移行できるよう市町の支援をされたい。

盲・聾・養護学校は、地域の特別支援教育のセンター的役割を担うことが求められているので、 特別支援学校への移行を図り、小・中学校等における障がいのある児童生徒や保護者及び教員を支 援されたい。

また、盲・聾・養護学校の教員の特殊教育教諭免許状保有率は47.8%であり、特に盲・聾学校の 免許状の保有率が低いので、免許状講座開設等により保有率向上に一層努められたい。

(教育支援分野、学校教育分野)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 国の特別支援教育体制推進事業を活用し、市町を対象とする指定地域を着実に拡充しました。地 域内の小中学校においては、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名を行うとと もに、県教育委員会が設置した専門的な見地から判断及び指導助言を行う専門家チームや巡回相談 員を活用し、特別な教育的支援を必要とする幼児、児童生徒への指導及び支援の整備に取り組んで きました。この事業の指定地域については、平成 18 年度には県内北中部を中心に 10 市 6 町に拡大 してきました。
- (2) 「LD、ADHD等の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン」に基づく特別支 援教育コーディネーターの養成、校内委員会の設置、個別の教育支援計画の策定等の校内体制整備 については、小中学校を中心に幼稚園及び高等学校に広げて推進しました。
- (3) 盲・聾・養護学校においては、地域の小中学校を支援する地域支援部等を各校内に設置するとと もに、地域の幼稚園、小中学校及び高等学校への教育的支援を行いました。
- (4) 早期教育支援体制の推進に係る、福祉、医療、保護者、学校等の連携ネットワーク(めばえネッ トワーク)を10地域で立ち上げ、障がいのある幼児をもつ保護者への相談支援を充実しました。

### 障害児就学前支援事業

平成 17 年度指定地域	東員町・鈴鹿市・上野市・青山町・松阪市・玉城町(3市3町)
平成 18 年度指定地域	東員町・桑名市・鈴鹿市・亀山市・津市・伊賀市・松阪市・明和町・玉城町・いなべ市(7市3町)

### 特別支援教育体制推准事業

11/3/2020/11/11 11/11/20 3 //	
平成17年度指定地域	桑名市・東員町・四日市市・鈴鹿市・亀山市・津市・名張市・御浜町
	(6 市 2 町)
	木曽岬町・桑名市・いなべ市・東員町・菰野町・川越町・朝日町・四日
	市市・鈴鹿市・亀山市・津市・松阪市・名張市・伊賀市・伊勢市・御浜
	町 (10 市 6 町)

#### 特別支援教育コーディネーター養成研修

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
288 名	219 名	213 名

(5) 従来から開設している養護学校教諭免許状講座(4講座)に加え、平成14年度に開設した聾学 校教諭免許状講座(2講座)を継続して開設するとともに、平成18年度には盲学校教諭免許状講 座(2講座)を新たに開設し、また各講座の受講定員数を拡大するなど、養護学校教諭免許状のほ か聾学校教諭免許状及び盲学校教諭免許状の保有率向上に努めました。

#### 2 取組の成果

- (1) 盲・聾・養護学校では、特別支援学校への移行に向けて、障がいのある児童生徒の指導や支援の在り方について、小中学校との合同研修会の開催や授業研究等の取組を実施するとともに、小中学校等からの要請に応じ、支援体制や指導場面における助言及び支援に取り組みました。
- (2) 「特別支援教育コーディネーター養成研修」については、これまで、小・中学校、盲・聾・養護学校教員を対象として実施してきましたが、新たに高等学校教員も対象に加え養成に取組みました。
- (3) 「三重県における今後の特別支援教育のあり方検討委員会」の報告を受けて、横断的なプロジェクト会議を設置し、「三重県における特別支援教育の推進について」を策定するとともに、特別支援教育への移行のための基本計画と具体的な施策について検討を進めました。
- (4) 平成 18 年度は、現に県内の盲・聾・養護学校に勤務している教員を中心に受講を許可し、のべ 353 人 (養護学校教諭免許状講座 253 人、聾学校教諭免許状講座 45 人、盲学校教諭免許状講座 55 人) が特殊教育教諭免許状に係る単位を修得しました。平成 17 年度は、のべ 203 人であり、大幅に増加しました。
- (5) 県立盲・聾・養護学校の教諭の中で、平成 17 年度に聾学校教諭免許状を新たに取得した者は 6 人、養護学校教諭免許状を新たに取得した者は 33 人です。平成 18 年度には、平成 14 年度から開設している聾学校教諭免許状講座 (2 講座) が 5 年目になること、また盲学校教諭免許状講座 (2 講座) を開設したこと等により、今後、養護学校教諭免許状のほかにも、聾学校教諭免許状及び盲学校教諭免許状の保有率向上が見込まれます。

### 平成 19 年度以降 (取組予定等)

- (1) 平成19年4月より、盲・聾・養護学校については、学校の名称を変更するとともに、障がい種別を越えた特別支援学校に移行します。
- (2) 特別支援教育体制推進事業の指定地域を、県内全地域(29市町)に拡大します。
- (3) 特別支援教育及び特別支援教育コーディネーターの専門性に係る、研修講座を開催し、教員資質の向上に取り組みます。
- (4) 「三重県における特別支援教育の推進について」を踏まえた、特別支援学校の適正配置についての第一次計画を策定します。
- (5) 平成 19 年度には特別支援教育制度が導入され、免許制度も従来の盲・聾・養護学校教諭の3種類の免許状が特別支援学校教諭の免許状に一本化され、5つの領域(知的障害者、肢体不自由者、病弱者、視覚障害者及び聴覚障害者に関する教育)に分けられることとなります。今後とも特別支援学校教諭免許状の5領域すべての取得に必要な講座の開設に努め、保有率向上を図っていきます。

### 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(新しい県立図書館像の検討)

(10) 県立図書館では、入館者数、貸出冊数、レファレンス数とも減少傾向にある。高度情報化社会 の進展や技術革新等による社会の変化など県民の図書館に対するニーズや役割が変化している。 これまでの図書貸出を中心としたサービスから、社会・経済活動等の情報提供やレファレンスサ ービスの充実など、新しい県立図書館像のあり方について検討されたい。

(生涯学習分野・図書館)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

実施した取組内容

学識経験者、NPO 関係者等で構成する新しい図書館検討会を設置して、検討会から①課題解決支 援型サービスの提供②「知の交流」の場の提供③ハイブリッド図書館の整備④サービスを支える基本 的要素の充実を柱とした「新しい県立図書館像」の検討報告を受けました。

#### 2 取組の成果

- 「新しい県立図書館像」の検討過程において、図書館員が参加した議論が展開され、職員全員が 新しい図書館像をつくっていくという気運を醸成することができました。このことによりいくつか の具体的な取組も起こり、来年度に向けさらに気運を高めることができました。
- (2) 連携事業の取組
  - 農水商工部産業支援室と連携した公開のコミュニティービジネス講習会を開催しました。
  - 利用者に提供する図書館カレンダーに、生活部の若者就業サポートの案内を登載しました。 (19年度用)
  - 月別テーマによる館内図書展示コーナーに、テーマに関係する各部行政のパンフレット等もあ わせて紹介しました。
- (3) 情報発信の取組
  - 「三重でくらす」を基本テーマに、「団塊の世代」をサブテーマに趣味・健康等に関する専門 コーナーを開設しました。
  - 月毎にテーマを選定して館内展示コーナーで図書を紹介しました。
  - ・ 行政へのレファレンスサービスの提供や行政パンフレット等の図書館内設置による情報発信 の支援を行いました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- レファレンスサービスの充実を図る図書館員の研修、県行政を始めとする関係機関と連携した資料 の収集や人的ネットワークの構築により、課題解決支援型サービスの提供に取り組みます。
- 図書の情報とデジタル情報の良さを活かすハイブリッドな図書館の構築に向けて検討を進めます。
- 図書館ボランティアの多様な展開を図ります。
- ビジネス支援等の専門コーナーを設置します。
- 情報発信の取組については、サブテーマを定期的に変更していきます。
- 「知」の交流の場として行政機関等と連携した講座・研修事業を実施します。
- 新しい県立図書館像検討委員会の報告を受け、今後、これを基にベンチマーキング結果もふまえ新 しい県立図書館像をまとめます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(美術館の活性化)

(11) 平成17 年度の美術館の入館者数は98,854 人と前年度より122,357 人減少しているので、より広く県民が生涯学習の場として利用できるよう努められたい。

(美術館)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

予算が減少していくなかで、ウイーン美術アカデミー名品展に駐日オーストリア大使を招聘し、話題づくりと広報に努めた他、エドウアルド・チリーダ展、伊東深水の世界展など異なる年齢層を対象とした各種企画展を開催しました。

又、館外での新しい活動として、医療・介護施設に美術館のコレクションを展示し、患者と医療従事者の心を豊かにし、治療やその効果を高めることを目的に「三重ホスピタル・アートギャラリー」を鈴鹿市と志摩市の2カ所で行いました。

2 取組の成果

「ウイーン美術アカデミー名品展」は、西洋絵画を紹介する本格的な企画展として好評でした。また、「伊東深水の世界展」は、作家の知名度が高かったこともあり、観覧者数・観覧料収入増に結びつきました。

結果、3月末現在で103,588人と入館者は増加しています。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- 19 年度には、開館 25 周年記念事業として日本で非常に人気のある画家の一人である「シャガール 展」(4/14~6/3) を開催します。
- ・ シャガール展では、20世紀を代表する画家マルク・シャガールの芸術を国内外の油彩画、版画、素描など約180点により紹介します。本展では、新聞社、テレビ局などと実行委員会を組織して広報活動や収益性を重視した展覧会運営を行っていきます。
- ・ また、明治以降の日本彫刻の展開を名品約80点で紹介する「日本彫刻の近代展」を宮城県美術館、 東京国立近代美術館との共同で開催する他、県立美術館コレクションを活用した企画展、子どもたち の作品を展示する三重の子どもたち展など、県民の多様な関心に応えられる活動を実施します。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(教育相談体制等の充実)

(12) 平成17 年度の教育相談件数は、5,339 件と前年度より1,058 件増加し、相談内容も複雑・多様化している。特に不登校の相談件数が3,069 件と大半を占めている。

相談専門員の増員など相談体制の充実を図るとともに、一次的な相談は、学校や教育支援センターが受けるなど、初期の対応が適切に行われるよう教育関係者を対象にケース会議を実施するなど学校内研修への支援を充実されたい。

(研修分野)

#### 講じた措置

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 困難ケースの解決に向けて臨床心理士による二次的教育相談の充実 高度な専門的知識や技能を有する臨床心理士2人を増員(計6人)し、不登校をはじめ、子ども たちの心の問題解決に向けて、臨床心理的な側面から支援し、かつ、地域での教育相談で解決困難 な複雑化、多様化したケースを引き受ける二次的教育相談の充実を図りました。
- (2) 一次的教育相談機能の充実に向けた支援

学校や教育支援センター等が行う一次的教育相談機能を充実させるため、校内研修会や教育支援 センター担当者研修会等でケース会議を実施しました。また、出張巡回相談を実施することで、県 内の教育相談体制の充実に努めました。

(3) 夜間教育相談の充実

夜間教育相談の充実を図るため、相談実施日をこれまでの毎週月曜日及び第1・3金曜日から毎週月・水・金曜日と実施日を倍増させ、充実させました。

- 2 取組の成果
- (1) 困難ケースの解決に向けて二次的教育相談の充実のため、臨床心理士6人を配置し、延べ7,322件の教育相談を実施しました。
- (2) 学校や教育支援センター等が行う一次的教育相談機能を充実させるため、校内ケース会議 110 回、教育相談に関する校内研修会 71 回、教育支援センター研修会 53 回実施しました。継続して来所することが困難な遠隔地の交通不便地支援として、巡回相談を延べ 11 回実施しました。
- (3) 夜間教育相談の充実を図るため、相談実施日を毎週月・水・金曜日と実施日を倍増させ、昨年度に比べ 689 件増の 1,187 件の夜間相談を実施しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

臨床心理士6人を継続して確保し、子どもたちの心の問題に総合的に対応する取り組みを行います。

- (1) 専門的教育相談の充実
  - ・ 地域での教育相談で解決困難なケースを引き受ける二次的教育相談機能の推進・充実に取り組みます。
  - ・ 学校の教育相談係やスクールカウンセラー・心の教室相談員、教育支援センターの担当者等へのスーパーバイズや事例の検討等を通して、資質向上の支援の充実を図ります。
  - 休日(土・日)電話相談の充実を進めるとともに、施設設備を整備します。
- (2) 教育相談組織づくり
  - ・ 臨床心理的側面から学校や教育支援センターの教育実践を支援し、各学校に子どもたちが気楽に相談できる体制づくりなど一次的教育相談機能の充実に向けた支援をします。そのため、ケース会議など学校内研修への支援を充実させるとともに、教育相談専門研修講座を再編継続し、各学校の教育相談担当者や生徒指導担当者・管理職等へ継続的に研修を実施することにより、校内の教育相談体制の充実を一層支援していきます。
- (3) 教育相談ネットワーク
  - 不登校等で悩む子どもたちをケアするため、関係機関とのネットワーク化を推進し、県内の教育相談機関の中核として専門的教育相談機能を充実させます。
  - ・ 地域への支援として、地域別巡回相談や地域別教育相談研修会の実施により地域の教育相談機 能を支援していきます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(教職員研修の充実)

(13) 不登校、いじめ、校内暴力などへの対応や学力向上など種々の教育課題に対応するため、より 効果的な研修が求められているので、基本研修、教育課題研修等の効果を十分検証し、学校、地 域及び教職員の多様なニーズに対応するため、研修内容の改善・充実を図られたい。

また、男女共同参画にかかる校内研修について、未実施の学校があるので、全ての学校で研修が実施されるよう支援されたい。

(学校教育分野、研修分野)

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 不登校やいじめ問題などへの対応については、悉皆研修(初任者、経験5年、経験10年)における「生徒指導」の領域の中で、「学校における指導体制の充実」や「関係機関との連携」、「事前課題に基づく事例研究」などの研修を実施しており、その効果等については、受講者アンケートや「振り返りシート」等により継続的に検証しています。また、「ネットDE研修」においても「生徒指導」のカテゴリーの中に、「児童生徒の理解」を中心としたコンテンツを4本準備し、理論面の基礎から実践事例、教育相談の実際等についていつでも学ぶことができる状況を整えています。また、学校現場のニーズに対応するため、さらにより近くで研修が受けられるようにするため、各市町教育研究所と連携したブロック別講座を増やしたり(日17は31講座、日18は41講座)、県立学校教科教育研究会と連携した授業改善のための実践研修講座を増やす(日17は10講座、日18は13講座)などして、より効果的な内容、方法に改善して研修講座を実施しました。
- (2) 2004 年度から実施している「男女共同参画に係る取組状況」に関する調査結果は以下のとおりです。

	2004 年度	2005 年度	2006 年度
	実績値	実績値	実績値
男女共同参画にかかる研	52.9%	72.0%	63.9%
修を実施した学校の割合	32. 970	12.0%	0 3. 9 %
教科等に男女共同参画の			
視点を位置づけた学校の	76.0%	82.5%	88.1%
割合	:		

この調査結果から、男女共同参画に関する取組状況が着実に進んできていることがわかりますが、一方で研修未実施の学校があるため、研修機会の位置づけ等を工夫しながら全ての学校で研修が実施されるよう、市町等教育委員会訪問の際に、男女共同参画に係る学校における教育の一層の推進について働きかけをしました。

また、各学校における男女共同参画にかかる研修等に活用するため、ネット DE 研修の中の男女共同参画に関するコンテンツの作成に、研修分野研修指導室と連携して取り組みました。

なお、今年度の「男女共同参画に係る取組状況」については、より確かなデータを得るため、2 月 20 日現在の状況を調査し、3 月末に調査結果を集約しました。

- 2 取組の成果
- (1) 受講者アンケート等によれば、実践的な事例研究や情報交換等によって問題行動への専門的な対応策を習得するとともに、取組への意欲が喚起されたと評価できます。

また、「ネットDE研修」の「児童生徒の理解」を中心とした 4 講座には 525 名 (3/31 現在)が受講しました。

ブロック別研修については、受講者総数が昨年度よりも1,064名増加しました(3/31現在)。今後、教育研究所のない地域への支援について検討していく必要があります。

(2) 今年度の「男女共同参画に係る取組状況」調査の結果を検証し、次年度の取組に生かしていきたいと考えます。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 平成 18 年度に県内のすべての学校の管理職に対して「教職員研修に関するアンケート調査」を実施し、学校現場の抱えている教育課題や教職員にとって必要な研修などについてニーズの把握に努めました。

この調査結果や各関係機関及び議会等を通じて寄せられた県民からの要望ならびに受講者アンケートや「振り返りシート」等によって得られた研修効果の検証結果等を踏まえて、基本研修、教育課題研修等の体系を見直し、選択と集中によるより効果的な研修を実施していきます。

特に、研修ニーズの高い「学級経営」「外国人児童生徒の教育」「特別支援教育」などに関する研修講座の開設や充実を図るとともに、基本研修(悉皆研修)と教科・領域等専門的研修との連携を強化し、要望の多い実践事例に基づくグループ演習をできるだけ設定することにより、研修内容の改善・充実に取り組みます。

また、学校現場の教職員が研修を受講しやすくするため、従来から推進してきたブロック別研修や地域分散型研修及び「ネットDE研修(ITを活用した研修)」の拡充をさらに図ります。

(2) 18 年度の「男女共同参画に係る取組状況」調査の結果をふまえ、教育に携わる教職員が、男女共同参画の理念を理解し、意識を高め、教育に反映できるよう、全ての学校における研修実施に向けて、引き続き、市町等教育委員会等と連携して取り組んでいきたいと考えています。

また、ネットDE研修の男女共同参画に関する新コンテンツについて紹介をし、校内研修等で活用されるよう働きかけていきたいと考えます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (2) 支出に関する事務(追給・戻入を要するもの)

ア 手当の支出誤り

手当の支出誤りがあったので、すみやかに措置するとともに、今後、適切な事務処理に努めら れたい。

(教育支援分野、該当県立学校、該当小学校)

## 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

指摘を受けたそれぞれの項目について、迅速に追給、戻入の事務処理を行うとともに、手当を認定 する学校長、事務職員に適正な執行について周知しました。

2 取組の成果

教員特殊業務手当の支給漏れについては追給を行うとともに、通勤手当の過払いについては、戻入 手続きを行い既に返還されました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も、規則等に基づいた適正な事務処理について、周知徹底していきます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務

ア 未利用地等の処分

旧員弁高等学校の土地及び建物については処分方法が検討されているが、廃校後5年以上経過 しているので、早急に処分されたい。

(教育支援分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

現在、機械警備による建物警備を行なうとともに、敷地内の草刈りを実施するなど適切に維持管理 に努めました。跡地利用計画については、地元市での有効活用を想定して対外的窓口である総務部管 財室と共にいなべ市等と協議してきましたが、直ちに売却等の処理とはならず、地元からの早期の校 舎解体の要望もあることから、校舎解体に向けた協議を行いました。

2 取組の成果

県教育委員会としては、校舎の解体に向けて、平成19年度当初予算に校舎等解体に係る実施設計 費として 10,000 千円を予算化しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

総務部管財室及び解体工事等の執行を行う総務部営繕室とともに、いなべ市等との地元協議を行い実 施設計を行ないます。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
  - イ 新博物館用地の取得

新博物館用地の取得については、三重県土地開発公社と平成7年度以降数回にわたり取得延期 の変更契約をし、現在、平成18 年度末まで延期する契約を締結している。用地の利用方法も含 め取得について検討されたい。

(生涯学習分野)

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 用地取得の検討

新しい博物館の整備については、現在の県の財政状況から鑑み、直ちに着手することは難 しいとの判断から、当面、現在の博物館の改修や未利用の県有施設を活用した暫定改修とす るという「県立博物館にかかる当面の方針」によって、現在、現博物館の改修準備を進める とともに、収蔵資料を利用した県内での移動展示を実施しました。

土地開発公社が保有するセンター博物館建設用地の対応については、博物館の暫定整備を 含め検討を行いました。

#### 2 取組の成果

暫定整備を含め今後の博物館整備のあり方が課題となり、博物館用地の再取得については、引き続 き検討することとなりました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

再取得の方法について、今後の博物館の整備を含め、全庁的に検討していくこととしています。 収蔵資料を利用した県内での移動展示については、引き続き実施していきます。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
  - ウ 学校用地

菰野高等学校及び南伊勢高等学校南島校舎における学校用地について、使用に係る権利関係を 整理、明確にするなど、適切な処理をされたい。

(教育支援分野)

# 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

菰野高校: 菰野町に、地権者からの用地取得の検討を進めるとともに、権利関係の明確化を図るよ うに働きかけました。

南伊勢高等学校南島校舎:南伊勢町(旧南島町)に相続関係の整理、分筆作業を進展するよう働き かけました。

2 取組の成果

菰野高校:菰野町は、当該用地を買い取ることは、財政上困難な状況にあるとしています。 南伊勢高校南島校舎: 南伊勢町(旧南島町)は、当該用地を含む区有地の相続関係の整理、分筆関 係を進め、これまでに10件のうち5件について整理を終えており、更に1件の処理を終えたところ です。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

菰野高校、南伊勢高校南島校舎については、国有地の有償貸与分(菰野高校の一部)を除き、無償貸 与を継続するとともに、地権者との権利関係の整理明確化に向けて関係町との協議に努めていきます。

## 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務

### 才 金品亡失

備品等の盗難、紛失等が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期すとともに、 再発防止に努められたい。また、貸与先が紛失、廃棄した物品については、適正な手続きをとる とともに、事故発生後の教育長等への報告も遅延しているので、発生後速やかに報告を行うよう 指導されたい。

(経営企画分野、県立図書館、該当県立学校)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 新たに市町等教育委員会に貸与するシステム用端末機について、協定書および運用規程を定め、 日常業務におけるパソコン等の取扱留意事項やパソコン等関連機器の盗難および紛失時の対応等 について明記しています。また、市町等教育委員会や小中学校教職員には機会あるごとに取り扱い について周知するなど、パソコン等の管理、使用について万全を期しました。
- (2) 県立図書館において、磁気式図書貸出確認装置を出口に設置し、適正な運用を図り不明図書の防 止と抑止に努めました。
- (3) 県立学校において備品等の盗難を防止するため、平成18年度には23校に警報付防犯センサ 一、また7校に防犯灯を設置しました。
- 2 取組の成果

適正な物品の管理及び使用について、意識の向上が図られました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度以降においても引き続き、教育委員会及びその他教育機関の職員、端末機を使用してい る市町等教育委員会や小中学校教職員に対して、再発防止及び迅速な報告など金品の適正な管理・使用 について、周知徹底します。

号 外 (373)

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (3) 公有財産の管理事務
  - 力 火災事故

火災事故が発生しているので、施設の管理・使用については、より一層万全を期すとともに、 再発防止に努められたい。

(松阪工業高等学校)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

学校施設の防火対策については、毎年消防用設備保守点検業務委託契約を締結し、自動火災報知設 備・非常放送設備・漏電火災警報設備・屋内外消火栓設備・避難設備・誘導灯及び標識・消火器・自 動発電設備・ガス漏れ火災警報設備・非常警報設備・泡消火設備の定期点検を行い、適切な維持管理 を行いました。

2 取組の成果

保守管理委託契約により点検実施されていることにより、今回の火災事故においても非常時の警報 装置等が正常に作動し、被害の拡大を阻止できました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き消防用設備の保守点検委託を適切に行い、より万全な防火体制をとるとともに、再発防止の 意識を高めるよう周知徹底します。

# 監査の結果

## 2 財務等に関する意見

(4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

1 業務委託の実施状況(情報システム関係)

予定価格算定根拠不明確、設計積算書未作成 予定価格根拠が不明確

(教育支援分野)

(図書館)

## 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

監査以降の 18 年度中における委託契約について、予算だけではなく諸々の要素を考慮して予定価 格を決定するとともに設計積算書を作成しました。

2 取組の成果

監査以降の 18 年度中における委託契約について、予定価格の根拠を明確にし、関係調書等を適正 に作成しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

三重県会計規則等に基づき、適正な会計処理を行います。

また、今後予定される大規模な事業の予定価格の作成については、その過程及び積算根拠を文書化し て保存します。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

2 業務委託の実施状況 (特命随意契約)

事業完了報告の未実施

委託事業内容と実施要綱が一部不整合

再委託の事前承認手続きなし

予定価格の積算根拠不明確

予定価格の妥当性の検証必要

個人情報特記事項の添付漏れ

随意契約理由が不明確

随意契約理由、随意契約条項の未記載、予定価格未設定(白子高等学校)

業者選定理由が不明確

随意契約理由の未記載

予定価格未設定

(学校教育分野)

(学校教育分野)

(生涯学習分野)

(図書館)

(埋蔵文化財センター)

(四日市四郷高等学校)

(四日市農芸高等学校)

(飯南高等学校)

(明野高等学校、緑ヶ丘養護学校)

(あけぼの学園高等学校)

#### 講じた措置

# <u> 平成 18 年度</u>

実施した取組内容

指摘を受けた所属については、それぞれの項目について、必要な訂正、追記、及び書類の添付を行 うなど事務処理を行いました。

また、埋蔵文化財センターについては、過去の実績等をもとに適正価格の検討を行いました。

2 取組の成果

指摘事項を遵守し、適正な執行を行っています。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も各所属において、三重県会計規則等に基づいた適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化を 図っていきます。

また、埋蔵文化財センターについては、平成18年度に作成した標準的な数値について、より一層信 頼を高めるために、その妥当性について検証をしていく予定です。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

3 県単補助金

補助金実施要領に変更に関する規定が未整備 (学校教育分野) 補助金の執行状況等に係る検査体制等の整備が必要(生涯学習分野)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 補助金実施要領には変更に関する規定等が明確にされていませんが、年度途中の変更等について は、その理由等が適正かどうか十分に検討を加えた上で対応しました。
- (2) 支出内容や対象外経費の有無などについて、事業の運営状況を把握しながら、検査体制を強化し、 適正に補助金が支出されているか検証するよう努めました。
- 2 取組の成果 指摘事項を遵守し、適正な執行を行いました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 新規事業等の補助金実施要領を作成する段階で、変更基準や変更交付申請の取扱い等を含め、事 業実施に係る一連の事務手続や使用する各様式等を早急に整備します。
- (2) 検査体制については、補助金事業が適正に執行されるよう整備充実を図っていきます。

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

4 県単工事

予定価格未設定、見積書未徴収、契約書未作成

随意契約の制限額を超過

予定価格及び契約書等が未作成

(四日市農芸高等学校)

(白子高等学校)

(白山高等学校)

# 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

指摘を受けた所属については、それぞれの項目について、必要な訂正、追記、及び書類の添付を行 うなど事務処理を行いました。

2 取組の成果

指摘事項を遵守し、適正な執行を行いました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

5 物品購入等

物品検収調書に検収者の記名押印漏れ 予定価格未設定

(生涯学習分野) (白子高等学校)

講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

物品検収調書に検収者の記名押印漏れについて、追記、押印を行いました。また予定価格未設定に ついては、監査以降について精査を行いました。

2 取組の成果

指摘事項を遵守し、適正な執行を行いました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

## 6 人件費

住居手当の事後確認漏れ

扶養手当の事後確認書類添付漏れ

教員特殊業務手当の支給遅れ 自家用車の通勤距離の未確認

扶養認定、住居手当認定に関する書類の未添付 特殊勤務実績簿への校長印等の押印漏れ

(教育支援分野(中勢教育事務所)、美術館、 名張高等学校)

(石薬師高等学校、亀山高等学校、白山高 等学校、名張高等学校)

(亀山高等学校、木本高等学校)

(白山高等学校、あけぼの学園)

(南勢高等学校) (あけぼの学園)

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

指摘を受けた所属は、それぞれの項目について、内容を検討し、迅速に追給、戻入の事務処理を行 うとともに、手当を認定する学校長、事務職員に適正な執行について周知しました。 また、必要な書類の確認や添付を行うなどの事務処理を行いました。

2 取組の成果

指摘事項を遵守し、適正な執行を行いました。

# 平成19年度以降(取組予定等)

## 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

7 未収金対策

督促状の送付、自宅訪問などの記録の未保存 (木本高等学校)

# 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

指摘を受けた以降については、督促状の送付、自宅訪問などの記録付を行うようにしました。

2 取組の成果

指摘事項を遵守し、適正な執行を行いました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も適正な事務処理の徹底とチェック体制の強化を図っていきます。

### 監査の結果

- 財務等に関する意見
- (4) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適 正な事務処理に努められたい。

8 その他

廃棄物の分別保管等の履行確認が未実施

契約日不備及び随意契約理由の未記載

生産物の在庫管理が不適切

見積依頼業者の選定理由が不明確

履行確認に係る検収表等が未作成

(朝明高等学校)

(朝明高等学校)

(四日市農芸高等学校)

(亀山高等学校、木本高等学校)

(津商業高等学校)

# 講じた措置

## 平成 18 年度

実施した取組内容

指摘を受けた所属については、それぞれの項目について、必要な訂正、追記、及び書類の添付を行 うなど事務処理を行いました。

2 取組の成果

指摘事項を遵守し、適正な執行を行いました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

部局等名 労働委員会事務局

## 監査の結果

# 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成 17 年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事務執行や会計事務のチェック体制を一層強化された 110

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年9月13日に一部改正され施行された会計実務の取扱いに基づき、会計職員、審査補助員 及び出納員の3名で、相手方情報登録確認票により振込口座の確認を行い、内部のチェック体制を高 め、適正な事務執行の徹底に努めました。

また、四半期ごとに自己検査を実施するとともに、2か月ごとに支出負担行為書、支出命令書等の 会計書類について出納局会計支援室にチェックしてもらうなど、適正な予算執行及び財産管理ができ るよう取り組みました。

2 取組の成果

会計事務のチェック体制の強化等の取り組みの結果、適正な事務執行が行われました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度以降も、会計事務のチェック体制の強化に対する取り組みを継続し、適正な事務執行を 行っていきます。

部局等名 労働委員会事務局

号 外(383)

#### 監査の結果

# 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加し

公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の 徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事 故の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため職 員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令順守)の徹底に努められたい。

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

職員の出張については、極力公共交通機関を利用するように促し、公用車、自家用車を使用する場 合においては、安全運転に努めるよう徹底しています。

毎月1回開催する局内会議では、人事担当者会議で配布された「職員の綱紀粛正について」、「飲酒 運転等に関する懲戒処分基準の改正について」等で、職員に飲酒運転の禁止を徹底するとともに、「職 員に関する不測事態の発生マニュアル」を掲示し、交通安全意識の高揚に努めました。

また、交通安全研修センターで実施された交通安全研修に職員1名を代表として参加させ、交通規 則の遵守と運転マナーの向上を図りました。

2 取組の成果

局内会議等での周知、徹底の結果、事故発生及び飲酒運転件数は0件でありました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度以降も、局内会議等の場で、危機管理マニュアル等の手順を踏んで、周知、徹底を図り、 取り組みを継続して行っていきます。

# 部局等名 海区漁業調整委員会 (內水面漁場管理委員会) 事務局

# 監査の結果(平成18年度定期監査の結果を記載)

【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成17年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化されたい。

# 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

会計処理について、必ず複数の職員により支払いのチェックを行ったあと局長の決裁を受けること

また、チェックした項目については、チェック済みの印を付けることとしました。

2 取組の成果

チェック体制を強化したことにより適正な会計処理が行われました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後も適正に会計処理を行うため、会計チェック体制を一層強化していくように取り組んでいきま す。

# 部局等名 海区漁業調整委員会(内水面漁場管理委員会)事務局

# 監査の結果

# 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加し

公務員として責任ある行動が求められる中、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の徹 底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事故 の発生数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため 職員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

# 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

局内連絡会議で、定期的に交通事故防止等の注意を喚起するとともに、職員2名を三重県交通安全 協会が主催する交通安全会講習に参加させ、職員の交通安全意識の高揚を図りました。

2 取組の成果

平成 18 年度現在の交通事故件数は、0件でありますが、交通安全研修に参加したことにより職員 の交通安全意識のより一層の向上が図れた。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

交通事故の防止には、今後も定期的に継続して局内連絡会議等を活用し、全職員に注意喚起を図り徹 底していきます。

飲酒運転の防止については「飲んだら乗るな・乗るなら飲むな」をモットーに法令順守の徹底を図り 注意喚起をしていきます。

## 監査の結果

## 【部局、各種委員会等共通意見】

1 会計処理における不正行為の再発防止

平成 17 年度の情報化関係事業の業務委託契約において不正行為があり、県政に対する信頼を著し く失墜させた。今後このような事がないよう事業執行や会計事務のチェック体制を一層強化された

## 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

各種会議や業務指導等を通じ、三重県会計規則等関係法令に基づく適正な予算執行の確保はもとよ り、職員の規範意識をより一層高め、不正行為防止の徹底を図りました。

2 取組の成果

同種事案の発生はありません。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、前記取組を行い、適正な予算執行を確保するほか、職員の規範意識の高揚に努めます。

号 外 (387)

#### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

4 業務委託における随意契約の適正化

部局、各種委員会等における平成 17 年度の業務委託契約の実績は、4, 246 件、約 230 億 19 百万円 (前年度比 414 件減、6億77 百万円減)となっており、そのうち随意契約は3,357件、約169億24 百万円、73.5% (前年度比 281 件減、74 百万円減、1.8 ポイント増) となっている。

随意契約のうち、特命随意契約は 2, 350 件、約 102 億 42 百万円であったが、今回、293 件につい て監査を実施したところ、契約理由の不明瞭・不適切、仕様書・予定価格調書等の契約手続きにおけ る不備、検収等の履行確認行為が十分でないなどの79件(27.0%)の不適切な契約が見受けられた。

契約理由が不明確な特命随意契約は、競争性、透明性を欠くおそれがあるので、契約理由を精査す るとともに、他に契約先がないかなどについて検証し、適正な契約手続きの実施に努められたい。

また、プロポーザル(企画提案コンペ)方式の業務委託契約の実績は、全体で 115 件、約 23 億 10 百万円となっている。

今回、そのうち 28 件について監査を実施したところ、プロポーザル方式で契約することが不適当 であるとしたものは昨年度に引き続き見受けられなかったが、選定表への不適切な記載(鉛筆書きな ど)、取扱指針や実施要領等の不備があったので、契約の競争性、公正性、透明性を損なわないよう、 契約手続き等を適正に実施するよう十分留意されたい。

# 講じた措置

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

契約の締結に当たっては、関係法令(地方自治法、同施行令、三重県会計規則、契約事務(物件関 係)に係る事業者選定指針等)に基づき、公正かつ適正な契約事務に努めています。特に随意契約に ついては、より一層の競争性、公正性、透明性を高めるため、個々の契約案件を十分に精査、検討し、 適正な契約を実施しました。

さらに、特命随意契約についても、地方自治法施行令第167条の2に規定する要件等を十分に審査 するとともに、長期にわたって特定の相手方と契約している業務については、契約方法の見直し等厳 正なチェックを図り、合規性、公正性、透明性等の確保に努めました。

合規性、公正性、透明性等に配意した適正な契約が確保できました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、合規性、公正性、透明性等に配意した適正な契約事務の実施に努めます。

### 監査の結果

#### 【部局、各種委員会等共通意見】

5 建築物の耐震化

東海地震、東南海・南海地震の発生が予想される中にあって、「三重地震対策アクションプログラム」では、防災対策の拠点や避難所となる県・市町有施設、医療機関、学校・福祉施設の耐震化を進めることとしている。

県有施設では、耐震診断を必要とする建築物が85棟あり、耐震診断の結果、耐震改修を必要とする建築物が109棟あるが、これらの中には、防災対策や救助活動の拠点、避難施設となる施設も含まれていることから、早期かつ着実に耐震化を進められたい。

また、災害時に地域の防災対策の拠点や避難所となる市町の公共施設についても早期に計画的な耐震化を図るとともに、私立学校、民間の病院・診療所・福祉施設等の耐震化を促進されたい。

さらに、個人住宅の耐震化を進めるために、市町と連携し耐震診断補助事業等の事業推進を図られたい。

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 昭和56年の建築基準法改正以前に設計された13警察署の耐震調査を実施したところ、いずれも耐震補強工事が必要と判明し、平成15年度から計画的に耐震化工事を進めています。この中で、平成18年度に亀山警察署の耐震補強工事を予定していましたが、新基準による耐震診断を改めて実施した結果、同署は耐震基準に適合しており、耐震補強工事が不要となりました。このため、平成19年度に予定していた四日市北警察署の耐震補強工事を1年早めて実施しました。
- (2) 老朽化の著しい警察署については、順次建替整備による耐震化(免震化)を図ることとしており、四日市南警察署及び松阪警察署の建替整備を進めました。

### 2 取組の成果

新基準による耐震診断の結果、亀山警察署の耐震補強工事が不要となったことに伴い、四日市北警察署の耐震補強工事を1年早めて実施した結果、平成15年度以降7警察署の耐震補強工事が完了しました。

また、免震構造の四日市南警察署の建替工事が完了し、新庁舎での供用を開始したほか、松阪警察署についても建替整備により耐震化(免震化)を図るべく基本設計に着手しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

耐震化が必要な4警察署のうち、平成19年度には、伊賀警察署の耐震補強工事を予定しているほか、 平成18年度から4か年計画で松阪警察署の建替整備を進めるとともに、残る津南警察署及び鳥羽警察 署についても、順次建替等整備による耐震化に努めます。

### 監査の結果

### 【部局、各種委員会等共通意見】

6 職員の交通事故防止対策

公務中の交通事故が、平成 17 年度には 181 件発生しており 16 年度の 157 件と比較し大幅に増加し ている。

公務員として責任ある行動が求められるなか、職員に対しては、交通安全意識の高揚、安全運転の 徹底など、実効性のある交通事故防止対策を実施するとともに、県有財産管理意識の徹底に努め、事 故の発生件数を最大限低減されたい。

なお、公務中ではないものの職員が飲酒運転により検挙されている。県民の信頼を回復するため職 員の規範意識を高め、コンプライアンス(法令遵守)の徹底に努められたい。

#### 講じた措置

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - (1) 交通事故の発生実態を踏まえ、警察署長会議等各種会議において、交通事故防止について具体的 な指示を行うとともに、教養資料を発出するなど恒常的な対策を実施しました。さらに、業務指導 や随時監察の機会に各所属における交通事故防止対策の推進状況について検証を行うとともに、職 員に対する指導教養の徹底を指示しました。

また、各所属において、交通事故防止の集合教養、小集団討議、運転技能向上実技訓練等の指導 教養を実施したほか、事故発生所属幹部の本部招致による再発防止対策の検討や指導を行い、再発 防止の徹底を図りました。

- (2) 公用、私用を問わず交通事故を起こした職員に対して、事故発生日から概ね1か月以内に運転 適性検査を実施し、その結果を活用した実践的な指導を実施しました。
- 2 取組の成果

上記取組を実施した結果、私有車両による交通事故は増加したものの、公用車両の交通事故は減少 し、職員の交通事故発生総件数は減少しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

警察職員は、各種警察活動に自動車を使用する機会が極めて多く、とりわけ被疑車両の追跡や交通違 反取締りなどの現場においては、交通事故に遭遇する危険性も相対的に高いものと考えられますが、交 通指導取締りを行う立場にある警察職員には、より高い規範意識と危険回避能力が求められることか ら、恒常的な各種対策により職員の交通安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めます。

#### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

(犯罪の発生防止と検挙率の向上)

(1) 平成 17 年中の刑法犯認知件数は 34, 457 件で、前年対比 3,998 件減(10.4%減)と、3 年連続で減少したのに対し、検挙件数は 9,502 件で前年対比 606 件増(6.8%増)、検挙率は 27.6%で 4.5 ポイント増加した。しかし、県民意識基礎調査の結果によれば、治安がよいと感じる県民の割合は増加しているものの、県民の不安感を払拭するまでには至っていないので、引き続き犯罪の検挙に努めるとともに、自主防犯組織等民間団体との協働により、防犯活動の強化に努められたい。

## 講じた措置

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策及び匿名性の高い知能犯罪対策の推進 刑法犯認知件数は3年連続して減少したものの、県民の体感治安の改善には至っていないことから、次の対策等を推進しました。
    - ア 犯罪多発地域への本部遊撃警ら隊の集中投入等による犯罪検挙・抑止に向けた街頭活動の強化 イ 県民に対する情報発信の強化
      - (7) GISを活用した犯罪発生密度マップ、不審者情報の県警ホームページへの掲載
      - (イ) 振り込め詐欺等の手口実態を踏まえた広報啓発活動の実施
      - (ウ) 携帯電話の電子メールを活用した事件事故情報等の発信
    - ウ 自主防犯活動活性化に向けた取組の強化
    - (ア) 青色回転灯装備貸出事業の継続
    - (イ) 各団体の連携を図るための連絡会議等の開催
    - (ウ) 地域安全ステーションモデル事業の実施(5団体で実施)
    - エ ミニスーパー防犯灯の整備(四日市市諏訪地区、富田・富州原地区に各8基)
    - オ 民間警備員による防犯パトロール事業の実施(3地区7警察署管内)
  - (2) 悪質・重要犯罪の徹底検挙

県民が不安を感じる悪質・重要犯罪を検挙するため、捜査体制を確保して、重点的に捜査力を投入し、積極的に共(合)同捜査を展開するなどして検挙に努めました。

(3) 「振り込め詐欺」等匿名性の高い知能犯抑止総合対策

融資保証金詐欺の増加や教員を対象とした新たな手口のオレオレ詐欺が発生していることから 貯金口座売買行為を処罰対象とする改正金融機関本人確認法及び携帯電話不正利用法を駆使して 被害防止と検挙に努めました。

#### 2 取組の成果

- (1) 平成 18 年中の刑法犯認知件数は、28, 103 件と前年に比べ 6, 354 件 (-18.4%) と 4 年連続して減少し、検挙件数は、11, 233 件で前年に比べ 1, 731 件増加した結果、検挙率は、39. 97%に向上しました。
- (2) 平成 18 年中の主な街頭犯罪 (路上強盗、強制わいせつ、ひったくり、車上狙い)及び侵入犯罪 (空き巣、忍び込み)の認知件数は、4,743 件と前年に比べ 2,167 件 (-31.4%)減少しました。
- (3) 平成 18 年中の「振り込め詐欺」認知件数は、327 件と前年に比べ 85 件減少し、被害総額も約3 億800 万円で前年に比べ約1億1,000 万円減少しました。
- (4) 平成 18 年 12 月末現在、自主防犯団体数は 287 団体(前年比+93 団体)、青色回転灯を使用した 防犯パトロール実施団体は 65 団体、165 台(前年比+25 団体、+58 台) と増加し、県民の自主防 犯活動が活発になりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

刑法犯認知件数は4年連続減少していますが、引き続き犯罪多発地帯における街頭活動の強化や地域住民の方々への積極的な犯罪情報の提供などによる自主防犯活動の活性化を図るとともに、県民に不安を与える重要犯罪や手口を進化させている「オレオレ詐欺」等の新たな手口の犯罪の徹底検挙に努めるなど、犯罪の抑止と検挙両面の警察活動により「安全・安心なまちづくり」を推進します。

# 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(交通事故の発生防止)

平成 17年の県内の人身事故件数は 13,441件で前年対比 38件減 (0.3%減)、死者数は 163人で 前年対比 24 人減(12.8%減)といずれも前年を下回った。しかし都道府県別の人口 10 万人当たり の死者数は8.74人で、前年より1.30人減ったものの、全国ワースト5位となっている。また、高 齢者の交通事故死者は、総死者数の約4割を占めている。

さらに 18 年度になり、全国的に飲酒運転による死亡事故が多発し、悪質、危険な交通違反に対

する取締りの強化が求められている状況である。

このため、引き続き、悪質、危険な交通違反に対する取締りを強化するとともに、関係機関や団体と連携を図りながら、高齢者をはじめとする交通弱者や運転者等に対する交通安全意識の高揚と 交通マナーやモラルの向上を図る取組の強化、交通安全施設の整備・充実に努められたい。

# 講じた措置

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- (1) 飲酒運転を始めとする悪質・危険な違反の取締りの強化

年当初から、飲酒運転や信号無視等重大な交通事故に直結する悪質・危険な違反に対する取締り を強化し、平成 18 年中に飲酒運転 3, 488 件 (前年比+8. 9%)、信号無視 9, 876 件 (前年比+12. 8%) を検挙するなど、前年を上回る検挙数となりました。

- (2) 高齢者をはじめとする交通弱者や運転者等に対する交通安全意識の高揚と交通マナーやモラル の向上を図るための取組の強化
  - ア 四季の交通安全運動を中心に、広報啓発活動を積極的に展開しました。
  - イ シートベルト着用促進を図るため、後部座席を含めたシートベルト・チャイルドシートの着用 の徹底に向けた広報啓発や取締りを推進しました。
  - ウ 毎月 21 日を高齢者の交通安全の日 (S・Sデー)、毎月第1月曜日を自転車安全対策強化日 (S・Bデー) に設定して、通学路や事故多発交差点等において、関係機関・団体等と連携した 歩行者及び自転車利用者に対する街頭指導活動や夜光反射材の貼付活動を展開しました。
  - エ 高齢者を始めとする交通弱者や運転者等への「参加・体験・実践型」の交通安全教育を推進し ました。
  - オ 飲酒運転の根絶に向けて、関係団体等と連携し、「飲酒運転をさせない環境づくり」に取り組 みました。
- (3) 交通安全施設の整備・充実

安全・安心で円滑な交通環境を実現するため、「あんしん歩行エリア対策」、「交通事故多発箇 所対策」等を推進しました。

### 2 取組の成果

- (1) 平成 18 年中の交通事故死者数は 167 人で、前年対比+4人と増加しましたが、死者数以外の統 計はいずれも前年を下回り、死亡事故件数や人身事故件数は2年連続して減少しました。
- (2) 飲酒運転による死亡事故は24件で、前年対比+1件と増加しましたが、悪質・危険な違反によ る死亡事故は57件で、前年対比-5件と減少しました。
- (3) 平成 18 年調査のシートベルト着用率は 91.5%で、前年より 0.8%向上しました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

交通事故の防止に向け、次の諸対策を引き続き推進します。

飲酒運転対策の強化

飲酒運転を始めとする悪質・危険な違反に対する取締りの強化及び飲酒運転根絶に向けた広報を積 極的に推進するほか、「飲酒運転をさせない環境づくり」に効果のある自動車運転代行業等の健全な 育成に努めます。

- 後部座席を含むシートベルト・チャイルドシート着用対策の強化 後部座席を含むシートベルト・チャイルドシート着用の徹底に向けて、関係機関・団体等と連携し た広報啓発や取締りを推進します。
- 高齢者等交通弱者対策の継続的な推進

関係機関・団体と連携し、S・Sデー等の街頭指導強化日を中心に諸対策を草の根的に展開するほ か、信号機を始めとする交通安全施設整備を計画的に推進します。

# 監査の結果

事務事業の執行に関する意見

(証拠品の管理等適正な事務管理体制の強化)

(3) 四日市南警察署において、捜査で押収し、地方検察庁より保管を委託されていた証拠品を紛失 する事故が発生し、その保管にあたっては、内部規程で定められた保管手続が一部守られていなか ったことが判明した。今後は、内部規定を厳格に運用して管理に万全を期するなど、事務管理体制 の適正な運営を図り、県民の信頼を損なう事態が起こらないよう再発防止に努められたい。

#### 講じた措置

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 緊急点検の実施及び巡回指導の強化

四日市南警察署に対し、緊急点検を実施して改善対策を講じました。

また、各警察署に対しても点検を強化するとともに、巡回指導を実施して適正な証拠品管理の徹 底を図りました。

(2) 特別証拠物件一斉点検の規定化

紛失事故の発生を受け、当分の間、警察署に対して、毎月1回の頻度で各課ごとの一斉点検を行 わせ、その結果を警察本部に報告させることを規定化し、警察署における適正な証拠物件管理の徹 底を図りました。

(3) 指導教養の強化

平成18年4月、警察本部に刑事企画課を新設し、指導教養体制の強化を図り、各警察署に対し て証拠品管理を含む適正捜査に関する指導教養を実施しました。

2 取組の成果

上記取組を実施した結果、同種事故はもとより、不適正事案の発生はありません。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

適正な証拠品管理を図るため、引き続き、警察本部による点検、指導教養等を実施するなど、各警察 署の管理機能を高め、この種事案の発生防止に努めます。

### 監査の結果

1 事務事業の執行に関する意見

#### (捜査報償費の執行)

(4) 捜査報償費の執行に関しては、平成13年度に捜査諸雑費制度が導入されたことに伴い、様々な 経費に対する支出の要件や手続きが明確化されるとともに、職員に執行手続き等の周知徹底を図 り、その執行要件である緊急性又は秘匿性を要するものに限定した執行に努めているが、今後も執 行にあたっては、内部監査や証拠書類の点検を十分に行い、引き続き適正な執行管理に努められた

# 講じた措置

# 平成 18 年度

実施した取組内容

捜査報償費をはじめ、会計経理について、より一層適正な予算執行を保持するため、次の施策を実 施しました。

(1) 厳格な内部監査の実施

平成 18 年度には、中部管区警察局による厳格な会計監査を受監する一方、本県警察においても 全所属に対して厳格な会計監査を実施しました。

(2) 捜査報償費経理に係る指導教養の実施

捜査報償費の執行に関し、捜査に従事する職員等に対して、各種会議、学校教養等のあらゆる機 会を通じ指導教養を実施しました。

2 取組の成果

上記取組を実施した結果、適正かつ効果的な執行を保持しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

捜査報償費については、適正な執行を保持するとともに、より一層、効果的な執行を推進するため、 引き続き、厳格な内部監査や捜査に従事する職員等に対する指導教養の徹底に努めます。

# 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
- (1) 公有財産の管理事務
  - イ 金品亡失

公用車の破損等が発生しているので、物品の管理・使用について万全を期するとともに、再発 防止に努められたい。 (運転免許センター、亀山警察署)

# 講じた措置

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

各種会議や業務指導等において、適正な物品の管理・使用の徹底を図るとともに、指摘を受けた所 属においては、各種会議や幹部による指導教養を行い、公有財産の管理意識の高揚を図るなど再発防 止を徹底しました。

2 取組の成果

上記取組を実施した結果、公有財産の管理意識が高まり、その後、同種事案の発生はありません。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

公有財産の管理意識の高揚には、継続して地道に取り組むことが肝要であり、引き続き、前記取組を 推進し、公用車の適正な管理・使用に努め、再発防止に努めます。

### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (2) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、その改善に努められたい。

- 1 業務委託の実施状況(特命随意契約)
  - (1) 交通弱者に対する交通安全教育推進事業において、利用者アンケートの実施や相談員の活動状況の検証等、委託業務の成果の把握を行うことが必要 (警察本部)
  - (2) エレベータ保守点検業務他1件において、予定価格の設定なし (名張警察署)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

た。

- 1 実施した取組内容
  - (1) 委託業務の成果を把握するため、平成 18 年 8 月から 10 月までの 3 ヶ月間で、それまで交通安全教室等を実施した 75 の保育園・幼稚園、小学校に対するアンケート調査を実施しました。また、交通死亡事故の発生実態に即して、所轄警察署と連携した高齢者宅への訪問活動を実施するなど、交通死亡事故の発生状況に応じた警察署との連携による交通安全指導活動を展開しまし

交通安全アドバイザー(相談員)の活動状況については、交通安全教室開催場所の随時視察、毎月の実施結果報告に基づく検証を行ったほか、各警察署と連携して実施した場合は、各警察署からの交通安全活動実施報告等により活動状況の把握や事業の検証を行いました。

(2) 各種会議や業務指導等において、より一層適正な契約事務の確保の徹底を指示するとともに、 指摘を受けた所属においては、三重県会計規則等関係法令の研さんに努めました。

#### 2 取組の成果

(1) 上記取組を通じ、委託業務の成果の把握等を行い本事業を実施した結果、平成 18 年中の交通死 亡事故死者 167 人のうち、高齢者の死者は 70 人で、前年対比+3人と増加しましたが、幼児、児 童の死者は1人で、前年対比±0人でした。

なお、重点地区に指定した津市と松阪市では高齢者の死者が増加したものの、伊勢市の高齢者の 死者は減少するとともに、重点地区における幼児、児童の死亡事故は発生しませんでした。

(2) 上記取組を通じ、指摘を受けた所属においては、三重県会計規則等関係法令に基づき、予定価格の設定など速やかに契約事務を改善し、その後、同種事案の発生はありません。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

- (1) 本事業は平成 18 年度で終了しましたが、平成 19 年度からは、「民間委託による交通安全教育・啓発活動事業」として、引き続き、高齢者を始めとした交通弱者を対象に、交通死亡事故の発生状況や分析結果に基づいて重点地区を選定するとともに、利用者アンケートによる委託業務の成果の確認等を踏まえ、「参加・体験・実践型」の集中的かつ効果的な交通安全教育及び広報啓発活動を推進します。
- (2) 引き続き、前記取組を推進し、三重県会計規則等関係法令に基づく契約制度の適正な運用を行い、競争性、公正性、透明性の確保に努めます。

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (2) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、その改 善に努められたい。

- 2 業務委託の実施状況(その他の契約)
- (1) 一般廃棄物処理業務において、検収の記録がない等、履行確認が不十分(桑名警察署)
- (2) 一般廃棄物処理業務において、予定価格の設定なし(名張警察署)

#### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

各種会議や業務指導等において、より一層適正な契約事務の確保の徹底を指示するとともに、指摘 を受けた所属においては、三重県会計規則等関係法令の研さんに努めました。

2 取組の成果

上記取組を通じ、指摘を受けた所属においては、三重県会計規則等関係法令に基づき、履行確認及 び予定価格の設定など速やかに契約事務を改善し、その後、同種事案の発生はありません。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、前記取組を推進し、三重県会計規則等関係法令に基づく契約制度の適正な運用を行い、競 争性、公正性、透明性等の確保に努めます。

部局等名 警察本部

#### 監査の結果

- 2 財務等に関する意見
  - (2) その他の監査項目

事務事業の執行について、事務処理上不適切な事案等が見受けられたので、留意のうえ、その改 善に努められたい。

- 3 県単工事
- (1) 赤目駐在所空調設備取替工事において、予定価格設定なし及び支出負担行為(整理)書未作成 (名張警察署)

### 講じた措置

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

各種会議や業務指導等において、より一層適正な契約事務の確保の徹底を指示するとともに、指摘 を受けた所属においては、三重県会計規則等関係法令の研さんに努めました。

2 取組の成果

上記取組を通じ、指摘を受けた所属においては、三重県会計規則等関係法令に基づき、予定価格の 設定など速やかに契約事務を改善し、その後、同種事案の発生はありません。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き、前記取組を推進し、三重県会計規則等関係法令に基づく契約制度の適正な運用を行い、競 争性、公正性、透明性等の確保に努めます。

# 監査委員公表第4号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査について、その結果に基 づいて平成19年3月までに講じた措置が知事から通知されたので、同条第12項の規定により、次のとおり公表し ます。

平成19年4月27日

三重県監査委員 鈴 作 木 周 三重県監査委員 福 山 瞳 栄 三重県監査委員 岡 部 樹 三重県監査委員 秋 月 功

監査の結果に基づいて講じた措置

### 監査の結果

# (123 青少年の健全育成)

1 青少年健全育成施策の効果的な展開

青少年健全育成強調月間の啓発活動など従来の事業に加え、地域が主体となった青少年健全育成活 動への支援に取り組んでおり、青少年対策を条例に基づく規制等と地域活動の支援との両面から推進 している。

また、これまで事業への参加者となっていた青少年自身が事業に参画するという新たな視点での取 組も進めている。

しかし、非行少年は減少しているものの不良行為少年は増加しており、一万人アンケートでは、県 民の「青少年の健全育成」に対する不満足度も改善されていないので、施策の立案等を行う三重県青 少年対策推進本部の機能を強化し、効果的な施策展開を図られたい。

# 講じた措置(生活部 人づくり・協働・国際分野)

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 青少年の健全な育成を推進するため、知事部局、教育委員会、警察本部で構成する三重県青少年 対策推進本部において、関係機関との連絡調整を図り、総合的な施策を審議・実施しました。
- (2) 青少年の健全育成・非行防止ハンドブックを作成し、市町、学校、関係機関等に配布しました。
- (3) 青少年の現状や健全育成、非行防止活動の取組などの情報を提供するため、青少年対策通信を年 3回発行しました。
- (4) 青少年対策本部として、青少年の非行防止・健全育成に関する広報活動を実施しました。

### 2 取組の成果

- (1) 本会議・幹事会において県トップの意見を聴取するとともに、主任連絡員会議を毎月開催し、関 係部局との連携がとれました。
- (2) 20,000部印刷しましたが、研修会などに使用され、好評のため、さらに10,000部増刷しました。
- (3) 青少年の育成・指導に携わる関係者に様々な情報を提供することができました。
- (4) 7月、11月の非行防止、健全育成強調月間に深夜はいかい防止を重点として街頭啓発活動を推進 したほか、「県政だよりみえ」平成19年3月号に、青少年・私学室、健康福祉部薬務食品室、こども 家庭室、教育委員会事務局生徒指導・健康教育室、生涯学習室、警察本部少年課の関係6室が協働 し、健全育成の特集(4ページ)により広報しました。

- (1) 主任連絡員会議を毎月実施し、平成20年度に向けて青少年の育成を総合的に取り組む施策の立 案や事業について検討を重ねていきます。
- (2) 青少年対策推進本部において、「青少年健全育成・地域住民活動者養成事業」で、地域での非行 防止活動を推進していく専門的知識をもつ人材を養成していきます。

### 監査の結果

# (123 青少年の健全育成 )

2 地域主体で取り組む青少年健全育成活動の促進

「地域の子どもは地域で育てる」という考え方の下、地域活動の支援に重点を置き、地域活動団体 等への補助や事業委託を行うことにより、地域が主体となって青少年健全育成活動を進める環境づく りに取り組んでいる。

平成17年度は住民組織175組織が事業を実施しているが、地域主体による青少年健全育成活動が県 内に広がるよう、一層促進されたい。

# 講じた措置(生活部 人づくり・協働・国際分野)

### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- (1) 平成17年度から青少年対策推進本部事業として「大学生による青少年健全育成活動支援事業」を 展開し、三重大学及び私立大学の教員免許取得可能な学部や地域機関と協働し、青少年の健全育成 を推進していく取組を実施しました。
- (2) 平成 18 年度青少年対策推進本部事業として「青少年の生き生き創造力活用事業」を構築し、三 重こどもわかもの育成財団に委託して実施しました。
- 平成 16 年度に構築した非行防止地域ネットワーク推進事業は、一般公募による 6 団体と委託契 約を行いました。
- 青少年対策推進本部・三重県青少年補導センター連絡協議会・(財) 三重こどもわかもの育成財 団と共催で合同研修会を開催し、各地域での非行防止対策に向けた啓発活動を行いました。

#### 2 取組の成果

- (1) 平成18年度には、大学生83名が参加し、非行防止活動などが展開されました。
- (2) 生き生き創造力活用事業については、高校生世代の有する創造力や柔軟な発想を生かした健全育 成活動が6団体で展開され、健全育成事業の地域主導の取組みが進みました。
- (3) 非行防止地域ネットワーク推進事業については、関係機関との連携により、非行防止のための 取組みが一層進み、地域での日常的な活動が実施されるようになりました。
- 啓発活動については、「深夜はいかい防止」に重点を置き、各県民センターや市町と連携しなが ら広報を実施したほか、企業と協働して取り組んだことにより、効果的な啓発活動が展開できまし た。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) 地域と協力して、地域自らが取り組む、青少年がさまざまな体験や活動を行える機会や場の提供 の充実と定着をはかるとともに、地域において健全育成活動を推進していく専門的知識を持った人 材を養成し、健全育成の意識を地域等に広げることにより、地域の主体的な青少年健全育成の取組 を促進していきます。

### 監査の結果

# (123 青少年の健全育成)

三重県青少年健全育成条例に基づく取組の推進

E重県青少年健全育成条例が平成18年3月末に改正されたので、新設された条例の内容等の周知を 図るとともに、コンビニエンスストアや書店など、関係営業者による自主規制が進むよう、一層促進 されたい。

また、条例に基づく立入調査については、実施状況の把握が業種と調査回数にとどまっているので、 調査すべき店舗の調査が行われているかなど、調査の実施状況を十分把握するとともに、調査の手法 や体制等を検証されたい。

## 講じた措置(生活部 人づくり・協働・国際分野)

# <u>平成 18 年度</u>

- 実施した取組内容
- (1) 平成 18 年 7 月 1 日に青少年健全育成条例の一部改正が施行されたことを受け、図書類自動販売 機の設置業者等への指導を強化しました。
- 条例改正により、保護者や事業者等に、青少年にインターネット上の有害情報の閲覧等をさせな い努力義務が新たに規定されたことを受け、啓発活動に取り組みました。
- (3) 条例改正により、インターネットカフェと漫画喫茶が青少年の深夜入場禁止施設に追加されたこ とを受け、11 月の「青少年健全育成強調月間」に、立入調査対象施設に対する区分陳列等の実態 調査を実施しました。

#### 2 取組の成果

- (1) 条例改正による届出基準の明確化と図書類等の自動販売機設置業者に対する指導を強化した結 果、未届の自動販売機は、54 台から 0 台へと一掃されました。また、自動販売機の総数も、212 台から 166 台へと減少しました。
- (2) インターネットの安全安心な利用方法に関するリーフレット(保護者向け)を18万部作成し、 県内すべての小・中学校保護者に配布するとともに、県内4箇所で研修会(計約680名参加)を開 催しました。
- (3) インターネットカフェ、漫画喫茶等の54店舗、書店、コンビニエンスストア等の図書類取扱店 の 215 店舗について実態調査を実施するとともに、条例内容を説明・指導し青少年健全育成への協 力を求めました。特に、新たに規制対象となったインターネットカフェ、漫画喫茶等については、 全店舗において青少年の深夜入場禁止の表示がされました。

- (1) 図書類等の自動販売機設置業者について、立入調査を実施し、適正な指導を実施します。
- (2) 著しく性的感情を刺激するものや粗暴性・残忍性を助長するもの等のインターネット上の有害情 報から青少年を守るため、フィルタリングソフト(受信側で有害情報を拒絶する仕組み)の利用促 進等について、チラシ配布や講習会等により、保護者及び青少年に対するインターネットの安全安 心な利用方法の啓発に取り組みます。
- (3) 青少年の深夜入場禁止施設等の条例対象施設について、立入調査等による指導を強化し、青少年 健全育成への協力を求めていきます。

部局名 政策部

#### 監査の結果

# (224 農林水産業を支える技術開発の推進)

1 研究成果等の普及

農林水産分野の研究成果の普及に関しては、普及機関によるところが大きい。研究部では主として研究成果発表会、成果情報誌を通じて農林水産事業者や普及機関へ成果情報を伝えているが、研究ニーズとして、過去に行った研究課題と同様の内容が寄せられるなど、情報が適切に伝わっていないこともあるため、普及機関、関係団体、農林水産業者に対して研究成果等を分かりやすく、的確に伝えられたい。

また、普及機関や農林水産事業者からの相談、共同研究、技術支援などを行うことにより、研究成果の技術移転が図られると考えられるため、普及機関と連携し技術支援などの取組を強化されたい。

# 講じた措置(政策部 科学技術振興分野)

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

各研究部では、従来から定期的に農業改良センターやJA、漁協等の普及機関を交えた研究成果発表会の開催や成果情報誌を通じて、研究成果の普及に努めているところですが、よりきめ細かな情報提供を行うために、普及機関等と連携してテーマを絞った研修会等も数多く実施しました。

# 2 取組の成果

- (1) 農業研究部では、普及センターと連携して、JA伊賀北部や民間企業に対してキャベツ、ハクサイ等の根こぶ病防除対策についての現地試験、研修会を実施しました。
- (2) 畜産研究部では、県農畜産室、中央普及センターとチームを構成し、夫婦地どり、松阪地どりといなべ地どりの産地作りに取り組みました。
- (3) 林業研究部では、県林業経営室、林業普及指導員と連携し、スギ材の新しい用途開発について林業教室を開催しました。
- (4) 水産研究部では、三重県栽培漁業センターと共同で耐病性アコヤガイの種苗生産を実施しました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

科学技術振興センターの使命の一つである「技術開発」による研究成果は、農林水産業等で活用されて初めて、農林水産業者への貢献につながるものであるため、第二次戦略計画では、施策目標を「研究成果が活用された件数」としているところです。このことからも、これまでよりも一層、普及、技術支援を意識した取組を強化していきます。

部局名 政策部

#### 監査の結果

(224 農林水産業を支える技術開発の推進)

2 関係機関との連携強化

各研究部では普及機関等との会議、研究評価の外部評価委員への就任、農林水産事業者からの相談 や日常的な交流を通じて、関係者からのニーズを把握するよう努めている。

耕蓄連携など農林水産の研究方向は、行政政策と密接に連動することも多いことから、農林水産担 当部局からのニーズ把握を行うとともに、普及機関、行政機関との連携を密にされたい。

# 講じた措置(政策部 科学技術振興分野)

## <u>平成 18 年度</u>

1 実施した取組内容

行政・普及・研究の関係については、平成 17 年度に県総務局が主宰した「本庁組織のあり方検討 会」において協議を行ったところ、今後さらに連携を強化していくこととなったため、各研究部毎に 関係行政・普及部署との意見交換を開催し、現状の課題・問題点と今後の解決策を検討した。

そして、この検討結果を平成 18 年 7 月に科学技術振興センター、健康福祉部、環境森林部、農水 商工部の連名で本庁部内関係室及びセンター各研究部へ通知し、連携の強化に努めた。(「行政・普及・ 研究部門の連携強化のための取組みについて」(平成18年7月18日))

# 2 取組の成果

- 「行政・普及・研究部門の連携強化のための取組について」の内容
  - ①会議等の充実・見直し

関連議題のある会議への積極的参加

- ②窓口の明確化
  - 窓口となる職員の一覧を作成し共有
- ③人事交流の促進

積極的な人事交流を図る

(2) 行政・普及・研究部が上記の共通認識を持つことにより、研究課題立案等においても行政要望の 反映が行われやすくなりました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度に引続き、具体的なテーマごとに効果的なタイミングで連絡会議等を実施することに より、行政や普及のニーズに対応した研究を進めるとともに、成果のフィードバックに努めていきま

#### 監査の結果

#### (231 自律的産業集積の推進)

1 バレー構想の推進

3つのバレー構想のうち、クリスタルバレー構想、メディカルバレー構想について、当初見込み以上に企業集積が進んでいるが、今後も県内産業への波及効果等成果の把握に努めながら、構想を一層推進されたい。

シリコンバレー構想についても、中核的な企業は積極的に設備投資を行っている状況であるが、関連企業の成果等を把握していないので、推進プログラムを策定するなどして、計画的に取り組まれたい。

# 講じた措置(農水商工部 商工政策分野)

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) ディスプレイ産業の更なる集積を図るため、首都圏での大規模企業展への出展、リーディング産業展におけるディスプレイ産業セミナー及びディスプレイ産業フォーラムを開催し、三重県におけるバレー構想のPRを行いました。
  - (2) メディカルバレー構想を推進する健康福祉部と密接に連携し、産学官連携で取り組む「みえメディカル研究会」「みえメディカルバレーフォーラム」「大都市圏での展示会」等を活用した誘致活動に取り組むとともに、GNI(グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ)事業の一環として医療・健康・福祉関連の中国企業の招聘事業を主催し、県内企業とのビジネスマッチングを企画・実施しました。
  - (3) 県内で操業中のシリコンバレー構想関連企業の立地状況等を調査しました。
  - (4) シャープ(株)亀山工場及びその関連企業の立地・雇用状況や経済波及効果等を調査しました。

### 2 取組の成果

- (1) FPD関連企業は67社、シリコンバレー構想関連企業は45社、医療・健康・福祉関連企業は230社が県内で操業しています。
- (2) シャープ㈱亀山工場の関連企業の立地状況(平成18年5月現在) 製造業19社。内訳は、新規立地12社、新規増設3社、既存増設3社、営業拠点1社。
- (3) シャープ(株) 亀山工場及び関連企業の雇用調査 (平成 18 年 5 月現在) シャープ(株) 2,000 名、関連企業等約 5,200 名、計 7,200 名。

- (1) ディスプレイ産業セミナー及びフォーラムを開催し、FPD産業関連の最新情報や技術動向を 発信し、企業誘致の促進を図ります。
- (2) メディカルバレー構想については、引き続き健康福祉部と連携し、関連企業の集積を図ることとしています。特に来年度については、伊賀市に設置される三重大学のサテライトオフィスラボや、鈴鹿市に開設が決まった鈴鹿医療科学大学薬学部などをインセンティブに誘致活動に注力することとしています。
- (3) 平成 18 年度に作成したシリコンバレーパンフレットを活用して、県内外の企業等への情報発信に努めるとともに、同バレー構想関連企業の企業誘致の促進を図ります。
- (4) シャープ(株)亀山工場立地に伴う波及効果について、継続して調査します。

# 監査の結果

#### (231 自律的産業集積の推進)

2 ベンチャー企業等の支援

新事業等の創出に向けて、ベンチャー企業等に対する支援を(財)三重県産業支援センターにより、 ワンストップサービスをめざして取り組み、これまでベンチャー総合補助金、みえ新産業創造ファン ドの2事業でも約10億円の県費を投入している。

しかし、現在(平成18年10月)のところベンチャー育成支援事業等の支援を受けた180件の企業 の中から株式の店頭公開を行った企業はなく、三重県の企業の開業率は全国的にも低い状況のまま推 移しているので、これまでの実施方法や成果を検証し、補助等の効果が一層上がるよう、その方法等 の充実・改善に努められたい。

## 講じた措置(農水商工部 商工政策分野)

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 産業支援センターが実施している「総合補助金」や「マーケティングサポート事業」の対象企 業を訪問し、企業の課題やニーズを聞き取り、今後の事業改善の参考としました。
  - (2) 若者の柔軟なビジネスプランを掘り起こすため、ビジネスプランコンぺに 25 歳以下の部門 (U -25部門)を設け、29件の応募があり、4件のプランを顕彰しました。
  - (3) 平成12年度から取り組んできたベンチャー施策について、産業支援センターとともに、その 事業内容と実績を評価し、個々の事業の見直しとベンチャー支援体制のあり方を検討しました。

#### 2 取組の成果

- (1) ベンチャー企業の着実な成長を促していくため、その成長段階に応じてきめ細かに支援する、 いわゆる「ハンズオン」支援を強化することとし、産業支援センターの企業訪問等の充実と、商 社や金融機関などの協力を得て、市場側の目から技術評価や販路開拓など一貫した助言等ができ る体制の整備により官民が有機的に連携して支援する体制を平成19年度から設けることとしま
- (2) 起業家のビジネスプランをより多くの創業に結びつけるため、これまでの総合補助金などの事 業を平成19年度から見直すこととしました。

- (1) 市場側の目から技術評価や販路開拓など一貫した助言等ができる体制として、「新事業創出サ ポート委員会」を設置します。
- ベンチャー総合補助金を見直し、アイデアの実証に要する経費を補助する「事業スタートアッ プ補助金」、製品開発に要する経費を補助する「新事業化支援補助金」を作ります。

#### 監査の結果

# (231 自律的産業集積の推進)

3 研究開発機能の強化・産業集積基盤の整備

研究開発機能の強化に向けたネットワーク等を活用した産学官の連携数や共同研究数は毎年増加しており、成果を上げているが、今後、それらがどのように産業集積基盤の整備に繋がったのか長期的な検証に努めるとともに、自律的な産業集積の構築を着実に推進されたい。

### 講じた措置(農水商工部 商工政策分野)

### 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

# (1) 燃料電池実証試験の支援

燃料電池に関する技術・ノウハウの蓄積を図るため、四日市市7件、鈴鹿市3件の計10件の実証試験を支援してきました。(うち、7件については平成19年3月末日で事業完了、3件については継続実施中)それぞれのテーマに基づいて県内企業や三重大学、鈴鹿高専、三重県科学技術振興センターとの共同研究がされました。

# (2) 燃料電池関連技術研究会

燃料電池の市場化に向けては、周辺機器の低価格化や耐久性の向上などが課題となっており、この解決のために優れた中小企業の技術力を活かせることから、平成 18 年 6 月に「燃料電池関連技術研究会」を立ち上げました。本研究会では分野別に分科会を開催し、県内の燃料電池に関心を持つ企業の裾野の拡大と技術の高度化を支援して取組を進めているところです。

部会名	実 績
ポンプ・ブロア部会	第1回(9月5日)、第2回(12月15日)、第3回(2月28日)
ハイブリッド部会	第1回(9月12日)、第2回(2月28日)
メンテナンス部会	第1回(9月26日)、第2回(10月31日)、第3回(11月14日) 第4回(1月18日)、第5回(2月2日)、第6回(2月28日)

## (3) 三重県水素エネルギー総合戦略会議

平成 17 年 11 月に設立した「三重県水素エネルギー総合戦略会議」では、産業界、大学、行政が連携して、水素エネルギーに関連する新たな産業、研究開発機能、教育機能を育成・集積し、地域の活性化を図るとともに、環境負荷の少ない水素エネルギー社会を実現することに取り組んでいます。幅広く会員募集を行い、会員メンバーの充実を図るとともに、有効な企画、調査・研究、情報収集発信などを行い、燃料電池活用モデルに向けた具体的な事業を推進しています。(平成 19 年 2 月現在の会員団体数 138 企業・機関)

#### (4) メカトロ・ロボット研究会

研究開発拠点化及び関連産業の集積を目指し、県内における技術の高度化と裾野の拡大を図り、さらにこれらの企業が専門技術を融合させたナショナルプロジェクトの誘致を目指すため、平成18年4月27日(木)、三重大学を中心に産学官連携による「三重県メカトロ・ロボット研究会」を設立しました。これまで、技術交流会などを通じて、当研究会には41の企業・機関が参画しています。

#### ○平成 18 年度技術交流会

日時: 平成 18年11月30日(木)午後2時~

場所:三重大学工学部内

内容: ①三重大学工学部研究シーズのプレゼン・デモ

②米国視察報告ほか

#### ○平成 18 年度第 2 回技術交流会

日時: 平成19年2月27日(火)午後2時~

場所:アスト津

内容:会員企業によるメカトロに関する研究開発動向ほか

# 2 取組の成果

- (1) 県内企業への技術・ノウハウの蓄積 上記の取組により、県内企業と県外企業及び大学・研究機関との共同研究が進み、県内への技術・ノウハウの蓄積が進みました。
- (2) 経済産業省「平成 18 年度地域新生コンソーシアム研究開発事業」 平成 18 年 5 月には、平成 18 年・19 年の 2 年間を研究期間とする固体酸化物形燃料電池 (SOFC) に関するプロジェクトに採択されました。

- (1) 「三重県水素エネルギー総合戦略会議」が主体となって、情報収集・発信などを進め、国へ提案を行う具体的な実証、研究開発プロジェクトにつなげていきます。
- (2) 国内外の大学等の研究機関や企業に在籍する一線級の研究者とのネットワークを構築することで、シーズを呼び込むとともに、県内企業との具体的な連携を図ります。
- (3) 産学官の連携や共同研究は、製造品出荷額や企業立地件数等の指標に直ちに反映するというものではありませんが、技術革新の経済成長に対する強い影響は科学技術白書等で指摘されているところであり、これらが活発に行われることが非常に重要であるといえます。このため、今後とも、長期的な視野で、産学官が連携した活発な共同研究の促進や国プロジェクト等の誘致に努めていきたいと考えています。

### 監査の結果

(232 既存産業の高度化・高付加価値化の促進)

1 中小企業への経営支援体制の整備

中小企業等への支援体制は、(財) 三重県産業支援センターにおいて中小企業支援やベンチャー支援に関してワンストップサービスをめざして取り組んでいるが、先駆的な事業や地域政策的事業は県が直接に実施しているほか、支援センターと他の支援機関との連携も少なく、「一万人アンケート」によれば、「地域商工業」での不満意識も高くなっているので、これまでの支援事業の成果を検証するとともに、県と支援センターの役割を整理し、より効果的な支援体制、事業の実施方法の整備に取り組まれたい。

## 講じた措置(農水商工部 商工政策分野)

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 現在策定中の「県民しあわせプラン・第二次戦略計画(仮称)中間案」において、経済のグローバル化による国際競争の激化、少子高齢化、人口の減少社会の到来など、地域経済活性化への取組が以前にも増して求められるなど社会環境の変化を受け、ものづくり産業への支援の視点、地域産業活性化の視点で体系を整理しました。
  - (2) 県と(財)三重県産業支援センターの役割の整理等については、ワーキンググループを設置し、全国の都道府県中小企業支援センターの事業内容や先駆的な事例等を把握するための調査を実施するとともに、支援のあり方や役割について検討しました。
  - (3) 中小製造業が北勢地域に集積していることから県の中心産業である製造業の競争力を高めるため(財)三重県産業支援センター北勢駐在の機能を見直しました。

## 2 取組の成果

- (1) 「県民しあわせプラン・第二次戦略計画(仮称)中間案」の中での主な見直しとして
  - ①中小企業の発展段階に応じて段階的に支援し、オンリーワン企業を目指した技術開発によるものづくり産業の高度化
  - ②地域の「人・技術・伝統」や特色ある農林水産物などの地域資源を活用した産業の振興などを重視しながら地域の持つ力を一層引き出していけるような中小企業振興の支援策としました。
- (2) アンケート調査等により把握した先駆的な取り組を実施している全国の都道府県中小企業支援センター等と意見交換を踏まえ、ワーキンググループにおいて今後の産業支援の方向、(財) 三重県産業支援センターの現状と課題、役割、今後のあり方などの検討を進めています。
- (3) 中小企業の課題を把握し、その解決のために機能の充実を図るために〇B人材等を活用した事業構築を行い、平成19年度予算要求に盛り込みました。

- (1) 平成19年度をスタートとする「県民しあわせプラン・第二次戦略計画(仮称)」の個々の目標管理を行い、計画的な事業推進を図っていきます。
- (2) 先駆的な取り組を実施している他府県の都道府県中小企業支援センター等と意見交換を踏まえ、平成19年度の9月ころを目途に「あり方検討会(仮称)」の報告を取りまとめ、今後の県と(財)三重県産業支援センターとの役割分担を整理し、より効果的な支援体制、事業の実施をしていきます。

号 外 (409)

#### 監査の結果

(232 既存産業の高度化・高付加価値化の促進)

2 中小企業の経営改革の支援

中小企業の経営改革を促進するため、自ら経営改革にチャレンジする意欲ある中小企業に対し、 (財) 三重県産業支援センターと連携して、企業のニーズに応じた支援を行ってきたが、経営改革実践企業数は当初の目標に達せず、またその後の経営改革度の達成状況も把握が遅れているので、関係団体とも連携し、各種制度の啓発に努めるとともに、早期に検証できるよう成果の検証方法についても改善されたい。

## 講じた措置(農水商工部 商工政策分野)

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 制度の啓発
    - ①商工団体等と連携して中小企業者向けに支援施策の説明会を開催しました。
      - ・平成19年3月26日 (平成19年度制度説明会) 場所 松阪庁舎
      - ・平成 19 年 3 月 28 日 (平成 19 年度制度説明会) 場所 四日市庁舎
    - ②支援機関連携会議等において、事業周知に努めました。
      - ・平成 18 年 9 月 11 日~平成 19 年 1 月 23 日 場所 (財) 三重県産業支援センター 他
    - ③県内金融機関ほか団体等を歴訪し、事業周知に努めました。
      - ・平成 18 年 10 月 12 日~平成 18 年 10 月 13 日 百五銀行 他
    - ④ (財) 三重県産業支援センターが北勢地域の企業 156 社を訪問し (H19.1.31 現在)、事業周知に 努めました。
    - ⑤北勢ブロック商工会職員研修会において経営革新制度の周知に努めました。
      - ・平成 18 年 9 月 19 日 場所 朝明会館 2 階会議室
  - (2) 成果の検証方法

経営改革の達成状況の把握が各企業の決算時期の差により遅れていましたが、企業の決算時期に 左右されず把握できるよう期間の区切りを見直しました。

また、経営革新計画承認後1年以上の企業136社に対し「フォローアップ調査」を実施し、状況の把握に努めました。

## 2 取組の成果

- (1) 制度の啓発
  - ①平成18年4月に実施した補助事業の募集では、応募件数が38件と過去最高に並ぶ応募がありました。
  - ②10月に実施した2次募集では2週間の募集期間にかかわらず13件の応募がありました。
- (2) 成果の検証方法

検証方法の見直しにより、遅れていた平成 16 年度事業実施企業の経営改革度の達成状況を把握 しました。

(3) 数値目標の達成状況

産業支援センターや商工団体等と連携し、制度の理解促進に努めるとともに、計画書作成等きめ 細やかな支援を行った結果、平成18年度の経営改革実践企業数の数値目標890社を1社上回る891 社を達成しました。

# 平成 19 年度以降 (取組予定等)

- (1) 制度の啓発
  - ①関係団体等と連携して中小企業向けに説明会を開催し、支援施策の周知に努めます。
    - ・平成 20 年 3 月中旬~末 (平成 20 年度制度説明会)
  - ②商工会議所等を歴訪し、事業周知に努めます。
    - · 平成 19 年 4 月~5 月
  - ③リーフレットを作成し、商工会議所・商工会等の関係機関に送付します。
    - ·平成19年4月~5月
- (2) 成果の検証方法

県民しあわせプラン・第2次戦略計画(仮称)の策定にあわせて創設する新事業からは、早期に 検証できるよう成果の検証方法について見直しを行います。

#### 監査の結果

(232 既存産業の高度化・高付加価値化の促進)

#### 4 中心市街地の活性化

中心市街地の空洞化、商店街の衰退が続いている中、これまでの商業活性化から、都市機能の増進、経済活力の向上に、より重点を移した「中心市街地の活性化に関する法律」が、平成 18 年 8 月から施行された。これまでもまちづくり部門との連携及び市町や TMO との協働により事業を展開してきたが、その成果を検証し、事業の目標を再検討するとともに、関係部局との役割分担、連携を再整理して、地域の特性を生かした総合的な中心市街地の活性化に取り組まれたい。

# 講じた措置(農水商工部 観光局)

# 平成 18 年度

### 1 実施した取組内容

まちづくり3法が改正される等、地域コミュニティの核としての中心市街地の役割がますます重要となってきていることから、暮らしや交流、文化など中心市街地が本来持っている多様な機能を発揮してにぎわいを回復するように、地域住民主体のまちづくり、顧客の視点での商業振興を推進しました。また、多様な都市機能を集約したコンパクトシティを目指し、総合的なまちづくりに取り組みました。

- ・ 認定中心市街地活性化基本計画の策定に向けた取り組みに対して、補助金、専門家派遣により 支援しました。
- 基金助成や補助金の活用により各市が目指す中心市街地や商業の活性化を支援しました。また、 会議の場やインターネットを通じて、各市の活性化に向けた取り組みを積極的に情報発信しました。
- ・ 県土整備部等の土地利用関連部局と随時情報共有を図りました。

#### 2 取組の成果

- ・ 県内各市において、認定中心市街地活性化基本計画の策定に向けた取り組みが顕在化してきました。伊賀市においては、認定中心市街地活性化基本計画の策定が開始されました。
- ・ 今後のまちづくりにつながるイベントの開催、地域のまちづくり計画の策定等、地域住民が主体となったまちづくりの取り組みが行われ、中心市街地のにぎわいづくりの回復が進められるとともに、地域住民のまちづくりに対する気運が醸成されました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 18 年度と同様に、まちづくり 3 法の改正を踏まえ、地域住民主体のまちづくり、顧客の視点での商業振興を推進するとともに、多様な都市機能を集約したコンパクトシティを目指し、総合的なまちづくりに取り組みます。

- ・ まちづくり会社、商工会議所、NPO、商店街振興組合、市等が実施する認定中心市街地活性 化基本計画の策定のための一体的な取り組みに対して、基金助成、補助金、専門家派遣により重 点的に支援するとともに、県としても取り組みに積極的に参画していきます。
- ・ 県内各市を視野に入れ、基金助成や補助金の活用により、各市が目指す中心市街地や商業の活性化を支援するとともに、各市の活性化に向けた取り組みを積極的に情報発信していきます。
- ・ 県土整備部等の土地利用関連部局と情報共有を図り、各市の現況に即した形でまちづくりが進むよう個別に働きかけします。

#### 監査の結果

#### (233 観光・交流産業の振興)

2 観光振興における役割分担の明確化と観光商品づくりの推進

観光振興の基本姿勢の一つとして、現場主義の徹底(「観光振興はあくまで民が主役、行政は民の支援に徹し、環境を整える」)を掲げているが、行政と民間の役割分担は、必ずしも明確になっていない。一方、誘客戦略として、三重県独自の集客システムを構築し、平成 15 年度から「三重の観光プロデューサー」、「三重県観光販売システムズ」を中心に顧客のニーズを踏まえた地域資源の掘り起し、観光商品化、そして「三重県商品」の流通量の拡大と質の向上を図ってきたが、民間活力である三重県観光販売システムズは事業採算がとれていない状況である。これまでの成果を検証して、行政と民間の役割分担を明確にし、観光商品づくりを推進されたい。

# 講じた措置(農水商工部 観光局)

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - ・ 平成 18 年 12 月に「観光立国推進基本法」が成立し、その中で、国の責務規定のほか、地方公共 団体の責務として「地域特性を生かした施策の実施や広域的な連携協力」等が規定されるとともに、 住民の役割や観光事業者の努力についても規定されました。
  - ・ 情報発信や誘客の分野においては、(社) 三重県観光連盟や三重県観光販売システムズとの役割分担(県は方針決定、連盟やシステムズは方針に基づく事業実施)のもと、連携してそれらの取組を進めてきました。また、観光地づくりの分野では、県は主体的かつ積極的な地域の取組に対して支援することとしており、地域の事情や求められているニーズが異なることから、取組ごとに民間と行政の役割分担を検討しながら、助言や補助金等による支援を行いました。
  - ・ 三重県独自の集客システムの主要な構成要素である観光プロデューサーや三重県観光販売システムズのノウハウを積極的に活用し、地域資源の多様で魅力的な観光商品化を進めました。
  - ・ 三重県観光販売システムズに対しては、その運営費について補助を行うとともに、平成 19 年度 から独立採算により運営できるよう助言を行いました。一方、三重県観光販売システムズは、市・町や観光事業者等との連携を深め、その活動内容の充実を図ってきました。

# 2 取組の成果

- ・ 「観光立国推進基本法」が施行され、観光振興を担う各主体の役割分担の目安ができました。
- ・ 「伊勢神宮献上二千年・国崎のあわび御膳」や「体感・熊野の癒しと熊野のキジ料理」、都会のカルチャーセンターと連携した「世界遺産登録・熊野古道講座ツアー」など、地域の旬や「本物」の特性を活用した、多様な観光商品を16件造成しました。
- ・ 三重県観光販売システムズは、例えば、第62回神宮式年遷宮の「第一次お木曳」の一日神領民 募集業務を受託し、約3万5千人の参加者を集めるなど、一日神領民も含めた三重県観光商品の取 扱いによる企画手数料等の確保に努めた結果、平成18年度収入は前年度より大幅に増加する見込 みです。

- ・ 民間と行政の役割分担は、社会情勢や観光ニーズの変化に伴って変化することから、観光立国推進基本法の趣旨を踏まえ、今後もそれぞれの取組の中で随時見直しを図ります。
- ・ 引き続き、観光プロデューサーや三重県観光販売システムズのノウハウを積極的に活用して観光 商品づくりを進めます。
- ・ 三重県観光販売システムズに対しては、収入の確保を図りつつ、活動内容をより充実させていけるよう、引き続き助言等を行っていきます。

#### 監査の結果

(233 観光・交流産業の振興)

平成 19 年 4 月 27 日

3 伊勢志摩地域の観光振興

平成 13 年度に設立した「伊勢志摩再生プロジェクト」が 17 年度末に最終報告書を作成して活動を 終えたが、同活動は「NPO 法人伊勢志摩バリアフリーツアーセンター」や「㈱伊勢志摩ツアーズ」の 設立などさまざまな観光地の魅力づくりへの新たな取組を始める契機となった。しかし、同報告書の 総評にも述べられているが、持続して観光客を迎え入れる体制づくりや滞在期間の長期化など残され た課題は多く、観光入込客は横這いの状況が続いている。

伊勢志摩地域は「三重県観光振興プラン」でもイメージ戦略の中心として位置付けられており、今後 も県観光振興のリーディングモデルとして期待され、25 年には伊勢神宮の式年遷宮も迎えるので、こ れまで培ってきたネットワークや団体等の資産を十分活用して一層持続的かつ総合的に取り組まれた

# 講じた措置(農水商工部 観光局)

#### 平成 18 年度

実施した取組内容

伊勢志摩地域の観光を振興すべく、「式年遷宮に向けた伊勢志摩文化の再興・掘り起こし」、「伊勢 志摩地域全体としての広域的連携」等を推進し、伊勢志摩でしか味わえない「本物と旬」の魅力の提 供を目指して、様々な取組を行いました。

- (1) 地域資源の発掘・発信(観光商品づくり) 地域と協働し、埋もれている地域の資源を見つめ直し、新たな観光商品として発信する取組を推
- 広域的連携の促進(伊勢志摩キャンペーン) 伊勢・鳥羽・志摩3市の官民協働の広域的取組として、社団法人伊勢志摩観光コンベンション機 構を事務局に、「神宮」「食」「癒し(温泉)」「歴史文化」「自然」をテーマにして「伊勢志摩キャ ンペーン」を地域とともに実施しました。(平成18年10月1日から平成19年3月31日)。
- (3) 遷宮に向けた誘客等

20年に一度の式年遷宮を三重県への誘客の好機と捉え、お木曳行事等を活用した誘客・情報発信 を展開しました。〔第1次お木曳行事(平成18年5~6月)「六本木ヒルズにおけるお木曳等のデモン ストレーション」及び「観光物産展」(19年2月)、第2次お木曳行事(19年5~6月予定)]

県内の体験学習ガイドブックを作成し、伊勢志摩学生団体誘致委員会等と連携して、首都圏等 から伊勢志摩地域への修学旅行の誘致に取り組みました。

(5) その他

地域内で実施された各種イベント等と連携し、効果的な情報発信・誘客に取り組みました。

#### 2 取組の成果

(1) 地域資源の発掘・発信(観光商品づくり)

鳥羽市国崎の旅館と協働し、「伊勢神宮献上二千年」の歴史を付加価値とする「国崎のあわび御 膳」を創作し、400名近い集客があった商品をはじめ、計4件の観光商品を開発し、旅行会社から販 売されました。

そのほか、17年度以前に観光商品化した「おひなさまめぐりin二見」、「伊勢ヨイ夜ナ」などの イベントや、「海女小屋体験」、「志摩のお買い物市場」等は、継続して実施され、現在では地域の 主要な観光資源となっています。

(2) 広域的連携の促進(伊勢志摩キャンペーン)

伊勢志摩キャンペーンの実施も2回目となって、地域間連携や地域と県との連携が強まり、互い を意識して自らの地域の魅力を高め合うという相乗効果から伊勢志摩全体の魅力の向上が図られ て誘客促進にもつながっています。

- (3) 遷宮に向けた誘客等
- (7) 第一次お木曳(陸曳)行事

平成 18 年 5 月から 6 月にかけて実施された「お木曳」やこの行事に一般参加ができる「一日神

領民」について情報発信や誘客に努めた結果、一日神領民の約3万5千人を含む、約8万人の参加者(曳き手)と約14万8千人の観光客など計22万人を超える人々で賑わうとともに、経済効果の発揮に資することができました。

#### (イ) 六本木ヒルズお木曳

平成 19 年 2 月 3 日・4 日に六本木ヒルズにおいてお木曳のデモンストレーション及び観光物産 展を実施し、約 17,000 人の人々を集め、首都圏の人々に「お木曳」をはじめ、三重の「食」や「伝統」等に触れていただく好機となりました。また、この様子が、テレビ、新聞等、多くのメディアに取り上げられたことで、首都圏はじめ全国への情報発信として大きな効果がありました。

#### (4) 修学旅行の誘致

首都圏の公立学校や大手旅行会社向けの現地説明会等各種プロモーション活動を展開した結果、19年度に2校、20年度に4校の本県への修学旅行が決定しました。

# (5) その他

第 48 回自然公園大会、新体操ワールドカップファイナル、ミズノクラッシックゴルフ等のイベントと連携し、PRブースを設置するなどして広く県内の観光情報を提供できました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

現在建設中の「第2伊勢道路」をはじめ、伊勢市が表明している「海上アクセス」計画等の地域の 交通アクセスの整備計画を念頭に置き、地域の多様な主体と連携を強めつつ、引き続き、遷宮を活用 した情報発信や誘客、海の自然体験等を活用した修学旅行の誘致等に取り組んでいきます。

特に、「第2次お木曳行事一日神領民」への参加等をきっかけに、来訪した人々が今後のリピーターとなっていただけるよう、引き続き、おもてなしの向上に努めるとともに、伊勢神宮参拝を活用した新たな通年型旅行商品の開発と情報発信を積極的に行っていきます。

#### 監査の結果

(324 食の安全とくらしの衛生の確保)

1 食の安全・安心確保の推進のための関係機関との連携推進

本県では、平成15年1月に食の安全・安心の確保を目指して県の取組を明らかにした「三重県食の安全・安心確保基本方針」を策定し、生産から消費にいたる一貫した監視・指導システムの確立、事業者の自主衛生管理の推進などについて農水商工部等関係部局と連携して取り組んでいる。食の安全・安心確保に関する事業は多岐にわたることから、引き続き関係機関等との連携を図りつつ事業を展開されたい。

#### 講じた措置(健康福祉部 健康・安全分野)

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 部局間の連携

食の安全・安心確保について、関係部局は政策部から病院事業庁まで 12 部局にわたっています。この総合的なプロジェクトを部局横断的に推進するため、農水商工部長を委員長とする「三重県食の安全・安心確保推進会議」を設置し、「三重県食の安全・安心確保基本方針」の進行管理、情報や意識の共有化を図っています。基本方針に基づく「三重県食の安全・安心確保プロジェクト行動計画」では、6 部 13 室が関連し事業に取り組んでいます。

また、健康福祉部と農水商工部が連携し、保健所(四日市・津・伊勢)に食の安全・安心監視課を設置し、地域における部局横断的な監視体制を作るとともに、健康福祉部の行う食品収去検査の結果から農水商工部が農業や動物用医薬品の不適正使用の指導を行ったり、両部の行う監視・指導のあり方について意見を聴取する有識者会議を合同で開催し計画策定に反映するなど、具体的な連携事例を積み重ねています。

(2) 市町との連携

年度当初に市町の担当者会議を開催するとともに、情報紙やメールマガジンを発行し、情報や意識の共有化を図りました。また、市町の母子保健担当職員が検診、栄養相談等の業務の中で市町民へ正しい食品衛生の知識の普及啓発を行う市町食品衛生推進員制度を実施しています。

(3) 関係団体等との連携

食の安全・安心確保のための検討会議では、三重県漁業協同組合連合会、三重県農業協同組合中央会、日本チェーンストア協会、消費者等、生産から消費に至るまで各段階の代表者が参加し、意見交換を行っています。

3月からは各段階の協力により、食の安全・安心に関する情報をそれぞれの広報誌や広告チラシなどに掲載してもらう「食の安全・安心ミニ情報制度」を実施します。

また、(財)農林水産支援センターとのミニ交流会の共同開催、(社)三重県食品衛生協会への食品衛生管理アドバイザー制度の委託など連携して事業を進めています。

(4) 県民との連携

地域において食の安全・安心の情報発信や啓発を行う食の安全・安心アドバイザーや食の安全・ 安心地域リーダーを養成しています。食の安全・安心地域リーダーに対しては、情報通信員や応援 隊としての活動を支援するとともに、リーダーを中心とするグループに協働連携事業として啓発事 業等を委託しています。

(5) 国・都道府県との連携

食品安全委員会と連携し研修会を開催したり、全国の都道府県と連携し、「全国食品自治ネットワーク」に参加し、情報の共有化、共同の取り組みを行っています。

## 2 取組の成果

(1) 部局間の連携

関係室会議(2月1日に開催し意見交換)、監視指導計画に係る意見交換会(2月15日に開催: 講師 東海コープ検査センター所長)の開催。

相談窓口への相談件数 H17:273件 H18:418件

#### (連携事例)

- ① 平成 18 年 3 月「シュンギク」から残留基準を超える農薬(ジクロルボス)が検出され、卸売業者等に対して同一生産者から出荷された「シュンギク」の自主回収を指導しました。農水商工部からは生産者に対し、出荷自粛及び育成中のものの廃棄を要請するとともに、農薬使用基準の遵守を指導しました。(残留農薬検査… H17:230 件、H18:237 件)
- ② 中央卸売市場(農水商工部)において、市場に搬入する生産者に対して「農薬等のポジティブリスト制度」(健康福祉部)についての説明会を開催しました。
- (2) 市町との連携

市町担当者等会議、市町食品衛生推進員及び食品衛生監視員研修会の開催 食の安全・安心地域リーダー養成講座の共同開催(3市3町)

(3) 関係団体との連携

検討会議の開催 (2月9日)、ミニ交流会の共同開催 (4回) 134名参加、「食の安全・安心ミニ情報」の掲載

(4) 県民との連携

食の安全・安心地域リーダー:249名 情報通信員:24名

食の安全・安心アドバイザー: 16年 438 名、17年 459 名、18年 557 名

協働連携事業の実施…2 事業

(5) 国・都道府県との連携

食品安全委員会:1月25日「指導者養成講座」受講者71名 全国自治ネットワーク:「食品表示ハンドブック」「食品表示責任者制度共通テキスト」の共同作成中。(平成19年7月完成予定)

- (6) その他
  - ① 「食品衛生月間」(8月):各保健所と食品衛生協会 11 支部の協働により街頭啓発等を実施。
  - ② 「食の安全・安心取組強化月間」(11 月):協賛団体は年々増加し、平成 15 年度は 14 団体でしたが、18 年度は 99 団体となりました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

県民が食の安全を実感できるよう、引き続き、生産から消費にいたる一貫した監視・指導システムの確立、事業者の自主衛生管理の推進などについて農水商工部等関係部局と連携し取り組みます。

また、食の安全・安心を確保していくためには、行政だけでなく、消費者、事業者(生産者含む)の主体的な取り組みと、相互の連携・協働が重要です。

そのため、食に関する正確で分かりやすい情報を、迅速に多様な媒体によって提供するとともに、食の安全への理解を深めるため、消費者、事業者とのリスクコミュニケーションを充実していきます。

さらに、市町や食の安全・安心地域リーダー、関係団体(JA、食品衛生協会、自治会、PTA等)など多様な主体との連携を深め、協働で取り組みながら、地域に根づいた県民運動を推進します。

号 外 (417)

### 監査の結果

(324 食の安全とくらしの衛生の確保)

2 食品関係施設の監視体制の充実強化

過去の食中毒の発生頻度や製造・販売される食品の広域流通性、営業の形態などを考慮して監視の 重要度をランク分けし、このランク毎に監視頻度を設定して立入検査を実施している。

全体としては目標監視率を満たしているが、各ランクごとの監視率については、平成 16 年度に目 標を達成できなかった A ランク施設の監視・指導を重点的に実施したこともあり、C ランク、D ラン クで目標を達成できていないので、計画に基づいた監視・指導に努められたい。

# 講じた措置(健康福祉部 健康・安全分野)

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 各ランクの目標監視率が達成できるよう4半期毎の進捗状況を把握し、計画的な監視・指導を実 施するよう食品関係課長会議で監視状況を報告する等進捗管理をしました。
- (2) 食中毒の発生リスクや食品の広域流通性、また各ランクの監視指導の状況と危害発生状況等を考 慮し、より効果的な監視・指導が可能となるよう監視指導計画について見直をし、県民からの意見 募集をし、平成19年度三重県食品衛生監視指導計画を策定しました。
- 2 取組の成果(市場を除く)

第3及び第4四半期の監視状況を、食品関係課長会義等で報告し計画的な監視指導を実施するよう 進捗管理をするとともにC、Dランクの監視について検討及び見直しをしました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成19年度三重県食品衛生監視指導計画に基づき、効果的な監視指導を実施するとともに、自主衛 生管理の認定制度を設け、食品等事業者が HACCP 手法を用いた自主衛生管理に取り組むことで、高品質 で安全な食品の製造、加工が出来るよう、自主衛生管理の推進に取り組みます。

### 監査の結果

# (325 感染症対策の推進 )

#### 1 感染症指定医療機関の整備

コレラ等2類感染症の患者の入院を担当する第2種感染症指定医療機関として知事が指定した病院 は、県内の6つの病院に20床が整備されているが、三重県感染症予防計画に定める必要病床数とし ては、中勢伊賀保健医療圏で2床が不足している。

中勢伊賀保健医療圏で不足している第2種感染症指定医療機関の2床について、早期に整備される ように関係機関との協議を進められたい。

#### 講じた措置(健康福祉部 健康・安全分野)

# 平成 18 年度

# 1 実施した取組内容

感染症指定医療機関の整備

第2種感染症指定医療機関の不足している2床について、前年度から引き続き中勢地域の医療機関 と協議を行いました。

また、平成19年4月に感染症法の一部改正があり、2類感染症の類型見直しが行われることとな りました。これに伴いSARS等新たな2類感染症に対応するため、既存病床で陰圧化改修工事が必 要な医療機関と協議しました。

## 2 取組の成果

第2種感染症指定医療機関の不足している2床については、大規模な改修工事が必要である等の理 由で結論には至らず、実現できませんでした。

また、SARS等新たな2類感染症に対応するための既存病床陰圧化改修工事については、現在指 定している第2種感染症指定医療機関のうち、陰圧病床が未整備のところについて、引き続き協議し ています。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

不足している中勢地域の第2種感染症指定医療機関については、津地域の中核的な医療機関に引き続 き要請を行います。

また、2 類感染症に対応するための既存病床の陰圧化改修工事についても、引き続き要請を行います。

#### 監査の結果

# (325 感染症対策の推進 )

### 2 感染症情報の共有

感染症の情報の収集、まん延防止、医療の提供を行うために医師会、医療機関、市町、厚生労働省、 検疫所、報道機関等と県が連携して対応している。これらの県内感染症情報については、県感染症情 報センターから関係機関等に情報提供を行っている。海外においてはウエストナイル熱や高病原性鳥 インフルエンザなどの動物由来の感染症が次々と発生している。本県では平成 17 年度にコクシジオ イデス症が発生しており、引き続き関係機関との情報共有を図られたい。

# 講じた措置(健康福祉部 健康・安全分野)

# 平成 18 年度

# 1 実施した取組内容

e - メールによる感染症情報の提供先としての登録を推進するため、集団生活施設である県内国公 私立の学校(幼稚園、小・中・高等学校、短大、大学等)に対し登録依頼を行いました。また、県医 師会員、市町(保健センター、教育委員会)、隣接県市感染症主担当部局に対しても引き続き登録依 頼を行っています。

さらに、感染症情報の発信基盤となる県感染症情報センター・ホームページのコンテンツの充実と 容易な閲覧が可能となるようなページ構成に向けて、継続的な改善に取り組みました。

#### 2 取組の成果

上記登録依頼により、幼稚園、保育園、小中学校等から登録申込みがなされ、平成17年度末で9 62件であった登録件数が平成18年度末現在1,031件と、69件増加しました。

また、県感染症情報センター・ホームページのコンテンツの充実等、継続的な改善に取り組んだ結 果、ホームページ月間訪問者数は、平均17年度の39,914人から平成18年度(ただし、18 年4月~19年1月の10ヶ月平均)の44、828人と12%増加しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

集団生活施設である各種福祉施設を対象に登録依頼を行うとともに、未登録の学校等に対しても引き 続き登録依頼を行います。

また、引き続き、県感染症情報センター・ホームページのコンテンツの充実等、継続的な改善に取り 組みます。

#### 監査の結果

(333 地域とともに進める福祉社会づくり

1 地域福祉計画の推進

県では平成16年3月に「市町地域福祉計画」の策定を支援する「三重県地域福祉推進計画」を策 定するとともに、市町職員を対象に講演会等を開催し、市町の計画策定を支援しているが、18年4 月現在、29 市町のうち、計画を策定済であるのは6市町で、今後策定するとしている市町が10市町 (うち策定に着手が3市町)あるので、策定に向けて引き続き支援されたい。

# 講じた措置(健康福祉部 福祉・子育て分野)

#### 平成 18 年度

実施した取組内容

市町にむけて地域福祉計画実態調査を実施し、市町の進捗状況と県に対する要望を把握するととも に、策定済の市町の事例を示しながら、策定方法及び計画策定後の進行管理について研修会を開催し ました。

19年2月2日(金) 地域福祉(活動)計画研修会 参加者 76名

2 取組の成果

研修会をきっかけに、複数の市町が地域福祉計画の策定に着手するなど、成果があらわれています。 なお、19年3月現在の策定状況は次のとおりです。

(1) 策定済の市町

10/29 (34.5%)

(2) 策定に着手している市町

2/29 ( 6. 9%)

(3) 策定予定の市町

3/29 (10. 3%)

(4) 策定方針ありの市町

9/29 (31.0%)

(5) 補完の市町

4/29 (13.8%)

計

28/29 (96.6%)

補完・・地域福祉計画と市町村が既に策定している他の法定計画の対象分野とが重なる場合に ついては、その既定の法定計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなす ことができることとする。

「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定方針の在り方について」 (平成14年1月28日社会保障審議会報告抜粋)

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

研修会は、計画策定に有効な手段と考え、引き続き実施します。

なお、地域福祉計画は、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と、計画策定過程やその内容の 一部共有など相互に連携を図ることが必要なことから、社会福祉協議会と合同で研修会を開催すること とします。

#### 監査の結果

(333 地域とともに進める福祉社会づくり )

2 ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発の推進

ユニバーサルデザイン(UD)のまちづくりに向けた啓発のために、UDアドバイザーやUD団体 と協働し普及啓発事業を実施しているが、UDアドバイザー等の登録数に地域格差があるので、今後、 登録数の少ない市町でのアドバイザーの養成を促進するなど、ユニバーサルデザインのまちづくりに 向けた啓発が県内で広く展開されるよう取り組まれたい。

# 講じた措置(健康福祉部 福祉・子育て分野)

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 市民活動協働展開事業(UDアドバイザー養成講座)の開催について

UDアドバイザー団体に委託して、登録数の少なかった市町でUDアドバイザー養成講座を開催 し、アドバイザーの養成を促進しました。

- · 四日市地区:10月15日~12月10日
- 伊勢地区:10月14日~11月18日
- 熊野地区:8月27日~9月24日

#### 2 取組の成果

(1) UDアドバイザー養成講座を県内3地区で開催した結果、次のとおり修了し登録を行ないまし た。

特にUDアドバイザーの登録が少なかった伊勢・熊野地区でアドバイザー養成講座を開催し、ア ドバイザーの地域偏在が解消されました。

- ・ 四日市地区:78名→93名
- 伊勢地区:71名→87名
- 熊野地区:36名→60名

平成18年度養成数 74名 (平成18年度末 総登録数:785名)

うち19名は他地区からの受講者

登録したUDアドバイザーはUDアドバイザー等で組織するUD団体に所属するなどして、学校 でのUD普及のための講座活動や車いす駐車場に停めませんキャンペーン、補助犬普及等のUD啓 発キャンペーンに参加し、ユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

(1) UDアドバイザー養成講座を県内3地区(登録数の少ない市町を含む)で開催し、UDアドバイ ザーの養成を促進します。

養成したUDアドバイザーは、地域においてユニバーサルデザインのまちづくりの普及啓発に取 り組みます。

今後もUDアドバイザー(団体)と協働して、ユニバーサルデザインのまちづくりに向けた啓発 を展開していきます。

#### 監査の結果

(334 利用者本位の福祉サービスの確保

1 みえ福祉第三者評価制度の展開

福祉サービスの第三者評価について、平成15年度から老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、16 年度から老人保健施設を対象に導入(受審)を促進しているが、県民に対し、より多くの施設のサービ スの内容や質に関する情報が提供されるよう、施設の受審を一層促進するとともに、他の福祉サービ ス分野への導入を図られたい。

# 講じた措置(健康福祉部 経営企画分野)

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 施設に対する受審の促進策

福祉サービス事業者が本制度の理解をより一層深めるため

- ①みえ福祉第三者評価制度の基本的な考え方
- ②制度に関するQ&A

を取りまとめたパンフレットを作成し、配布しました。

(2) 他の福祉サービス分野への導入

特別養護老人ホーム、老人保健施設に加え、平成19年度から保育所においても本制度が実施で きるよう、津市、四日市市他の保育所の意見も踏まえ、評価基準、評価方法等の検討を行いました。 また、これらの検討結果を、みえ福祉第三者評価推進会議保育部会に図り、評価基準、制度の普 及促進策等について、委員の意見を伺いました。

2 取組の成果

みえ福祉第三者評価推進会議保育部会において、保育所版評価基準、評価方法の了解を得たことに より、平成19年度より、保育所におけるみえ福祉第三者評価の実施が可能となりました。

- 1. 保育所に対し、制度内容に関する説明会等を実施し、本制度の普及を促進していきます。
- 2. 特別養護老人ホーム、老健施設については、介護サービス情報の公表の推進とあわせ、引き続き 介護サービスの質の向上に努めていきます。
- 3. 従来の特別養護老人ホーム、老健施設向けの評価基準に代え、各種別共通の評価基準(保育所を 除く)を定めることとし、制度の普及促進に努めていきます。

### 監査の結果

(421 自然環境の保全・再生と活用)

1 自然環境活動の促進

自然環境活動について、自然観察会などの活動を認証したり、植樹や下草刈りなど里山の管理作業 を行っている団体の活動計画を「三重県自然環境保全条例」に基づき認定したりして、県民による地 域の自然を守り育てる活動を支援しているが、平成15年度の制度創設以来3カ年の実績は、認証4 件、認定 13 件と目標を下回っているので、制度の一層の周知に努められたい。

### 講じた措置(環境森林部 森林・林業分野)

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

平成18年度も制度の再周知のためリーフレットを約1500部作成し、各市町や新たに NPO 法人 格を取得した団体などに送付しました。

また、1,483種の野生動植物の減少度合いや減少理由、保護策などを説明した「三重県レッド データブック 2005」の配布、販売を通じ、里地里山の荒廃などにより、多くの野生動植物が減少あ るいは絶滅の危機にあることを県民の皆さんに周知するとともに、生物多様性の確保が可能な里地里 山保全への合意と参加が得られるように努めました。

#### 2 取組の成果

平成18年度は、里山保全活動や野花菖蒲の保全などを実施、計画している4団体について里地里 山保全活動の認定を行いました。

(4団体 活動面積計264,532平方メートル)

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

今後もリーフレット等により制度の周知と自然を守り育てる活動の必要性について理解と参加を 得られるように努めていきます。

また、里地里山保全活動の既認定団体や認定候補団体に、保全方法などについてのアドバイザー を派遣する出前講座を計画します。

### 監査の結果

# (421 自然環境の保全・再生と活用)

2 自然公園等施設整備の計画的な実施

自然公園等の施設整備について、三位一体改革により平成17年度から一部交付金化されたものの 補助金が廃止されたことから、県の財政負担が大きくなることが懸念されるので、実施に当たっては より計画的に取り組まれたい。

## 講じた措置(環境森林部 森林・林業分野)

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

国定公園及び長距離自然歩道の整備については、自然環境整備交付金の対象として、自然環境整備 計画を策定し実施しています。また、県単自然公園等利用施設整備事業では、地域機関の要望を聞き 継続工事や改修工事等を優先して実施しました。

2 取組の成果

国定公園及び長距離自然歩道の整備については、自然環境整備交付金で実施することとし、県単自 然公園等利用施設整備事業では新規の施設整備採択を控え、改修及び修繕工事等を優先して実施しま した。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

予算削減の中、平成18年度に引き続き県単自然公園等利用施設整備事業では、改修及び修繕工事 を優先して実施します。

### 監査の結果

# (421 自然環境の保全・再生と活用)

3 県立自然公園計画の速やかな策定

奥伊勢宮川峡県立自然公園について平成 17 年度、保護規制計画と利用施設計画からなる公園計画 を決定し、5つの県立自然公園のうち、2つの公園計画が策定済みとなった。

公園計画は、関係市町や審議会等の意見を聴いて決定することとされているが、今回の公園計画は 平成 10 年の着手から 7 年を経過していることから、今後、未策定の県立自然公園の公園計画の決定 に当たっては、関係市町の意向を踏まえつつ、より速やかに取り組まれたい。

# 講じた措置(環境森林部 森林・林業分野)

## <u> 平成 18 年度</u>

1 実施した取組内容

公園計画の未策定の県立自然公園について、今後、策定する県立公園自然公園の選定・検討を行い ました。

# 2 取組の成果

未策定の県立自然公園は、香肌峡県立自然公園 (関係市町数 2 市町)、赤目一志峡県立自然公園 (関 係市町数3市町)及び伊勢の海県立自然公園(関係市町数2市町)の3公園となっています。

香肌峡県立自然公園の大部分が松阪市であることから、松阪市に公園計画の策定についての意向を 打診した結果、調整を進めることとなりました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

引き続き松阪市の協力を得ながら、保護または利用を行う必要のある資源の整理を行いながら、公 園計画の策定を進めます。

### 監査の結果

(422 森林・農地・海洋の持つ公益的機能の増進)

1 森林づくりにかかる啓発の推進

県内の民有林について、木材生産を主体とした「生産林」と、森林の持つ公益的機能の発揮をめざす「環境林」とに区分し、それぞれの区分で重点的・効果的な森林管理を行っている。

生産林では森林施業に助成したり、環境林では公的管理(森林環境創造事業)により整備しているが、森林は、水源の涵養や国土の保全などの公益的機能を有しており、放置された森林の増大により、こうした機能の低下が危惧されていることから、施策を推進するに当たっては、より多くの県民の理解を得るため、関連事業とともに森林の大切さを引き続き県民に啓発されたい。

# 講じた措置(環境森林部 森林・林業分野)

#### 平成 18 年度

1 実施した取組内容

森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成17年10月に「三重の森林づくり条例」が 制定され、これを受けて平成18年3月に「三重の森林づくり基本計画」を策定した。

基本計画では、これまでも取り組んできた①「森林の多面的機能の発揮」、②「林業の持続的発展」に加え、③「森林文化及び森林環境教育の振興」、④「森林づくりへの県民参加の推進」の4つを柱としており、森林所有者や行政による森林整備に加え、県民、NPO、企業等の多様な主体の参画による森林づくりを進めています。

これからの森林づくりや森林の役割について、県民の理解を深めるため、基本計画の県民説明会、 これからの森林づくりを考える県民集会や、森林フォーラムなどを開催するとともに、県政だよりや 新聞広告、ホームページ「三重の森林づくり」を通した広報活動を行っています。

### 2 取組の成果

県内各地で県民集会や森林フォーラム等の啓発行事を33回開催して、県民やNPO、関係団体や行政関係者など約1,800名の参加を得ました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

次期戦略計画では、施策を構成する基本事業に「森林づくりへの県民参画の推進」と「森林文化および森林環境教育の推進」を加え、森林の役割に対する県民理解の醸成や、森林づくりへの参画意識の高揚に取り組みます。

特に、森林環境教育の指導者の育成や、子供たちが森林について学ぶ機会の増大、県産材を使うことの意義の周知に力を入れて進めていきます。

#### 監査の結果

- (511 在住外国人との共生社会づくりと国際交流・貢献の推進)
- (財) 三重県国際交流財団との連携強化
  - (財)三重県国際交流財団は県の事業を実施する役割を担っており、県は共生社会づくりに関する 事業をはじめ、多くの事業を委託しているが、財団は運営面で厳しい状況にある。

今後、共生社会づくりに向けた取組が益々求められることから、財団との連携を一層図るとともに、 財団がこれまで事業を通じて蓄積してきた専門性が財団運営の中で生かせるよう支援されたい。 また、財団に対し、自主財源の確保に努めるよう働きかけられたい。

## 講じた措置(生活部 人づくり・協働・国際分野)

# 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 在住外国人が抱える日常生活上の課題の中で、生活情報の提供、医療、教育、防災など緊急性の 高い問題を中心に解決に向けた取組や外国人が困っている特定の課題をテーマにした相談会の開 催及び生活全般にわたる様々な電話相談などを(財)三重県国際交流財団に委託し、連携・協働し て多文化共生社会づくりに取り組みました。
- (2) 財団の自立を促進するため、総務省に対して「特定公益増進法人」の認定申請手続きを実施しま した。
- 2 取組の成果
- (1) (財) 三重県国際交流財団の持つ専門性や蓄積されたノウハウを活用するため、主に次の事業を 財団に委託するなど連携・協働して取り組み、多文化共生社会づくりに向け、在住外国人が抱え る日常生活上の課題解決を進めることができました。
  - ①県内各地で、外国人向けに生活に必要な情報を伝えるため説明会を開催しました。
    - ・生活オリエンテーション開催 97 回(鈴鹿市他5市 受講者数 994名)
  - ②外国人が医療機関を利用する際の課題を解決するため、医療通訳体制等の整備を図りました。
    - ・スペイン語医療通訳スキルアップ研修 (津市 3回 50名)
    - ・ポルトガル語医療通訳スキルアップ研修 (津市 3回 147名)
    - ・外国人向け健康相談 ポルトガル語・スペイン語(四日市市他 3回)
    - 医療通訳派遣制度実施病院 9病院 8回派遣
    - ・医療通訳公開セミナー (津市 1回)
    - ・医療通訳パイロット事業実施のための検討会開催(津市 3回)
    - ・電話通訳パイロット事業実施 (津市 4件)
    - ・病院における通訳パイロット事業 (鈴鹿市 137 件)
  - ③災害時の外国人支援に関する防災意識の普及啓発を行いました。
    - ・在住外国人向け防災研修(鈴鹿市他 3回)
    - ・防災レベルアップセミナー「災害時の外国人支援」の開催(鈴鹿市 1回)
  - ④外国人の子ども達の就学を支援するため、教育関係者や外国人を支援する NPO 関係者と検討会を 開催しました。
    - ・外国人の子どもの教育問題検討会 (津市 4回開催)
  - ⑤外国人が困っている特定の課題をテーマにした相談会の開催及び生活全般にわたる様々な電話 相談を行いました。
    - 外国人電話相談の実施 470 件
    - ・外国人相談窓口担当者研修会の開催 (津市 2回 48名)
    - (津市他 7回 130名) ・テーマ別相談会の実施
  - ⑥発展途上国から中堅技術者を海外技術研修員として受け入れ、民間企業等による国際貢献活動を 支援しました。
    - ·海外技術研修員 8企業 8名
- 「特定公益増進法人」の認定については、総務省における審査を終了し、財務省での審査も終了 し認定されました。認定後は、県内企業、団体等に、寄附金控除制度の適用団体であることを説明 し寄附の依頼を進めることとします。

平成	19	年度以降	(取組予定等)

平成 18 年度に引き続き、財団の持つ専門性やノウハウ等を活用するなど連携・協働のうえ多文 化共生施策等に取り組みます。また、「特定公益増進法人」として認定されました。その認定を契 機に、賛助会員の獲得や基本財産への寄附の獲得など自主財源の獲得に努めるように働きかけたい と考えています。

#### 監査の結果

(511 在住外国人との共生社会づくりと国際交流・貢献の推進)

3 庁内推進体制の強化

国際化施策を推進するに当たり、教育や医療などの分野では、関係部局と連携して取り組んでいる が、全庁的な推進体制は整っていない。共生社会づくりなどにおける課題等は、さまざまな分野に及 んでおり、部局を越えた取組が求められることから、三重県国際化推進指針を策定しているところで あるが、庁内の推進体制を強化されたい。

# 講じた措置(生活部 人づくり・協働・国際分野)

# 平成 18 年度

1 実施した取組内容

「県民しあわせプラン 第二次実施計画(仮称)」に反映させ、県の国際化施策を推進するため、三 重県国際化推進指針の策定に取り組みましたが、その指針の策定にあたり、庁内各部の企画担当室長 を構成メンバーとする三重県国際化推進指針庁内検討会議を開催し、各部の意見を反映させ、部局を 越えた取組の推進を図りました。

なお、指針の策定にあたっては、ほかに学識経験者、外国人住民、NPO、企業関係者、市町関係 者を構成メンバーとする指針策定委員会、市町担当課長会議の開催やパブリックコメントにより、庁 外の意見についても広く集約を図りました。

庁内検討会議

(4回開催)

指針策定委員会

(4回開催)

市町担当課長会議

(2回開催)

## 2 取組の成果

平成19年3月に策定した指針には、県としての今後の国際化施策の取組の方向性を示しましたが、 その中で、庁内の推進体制の強化について、「国際化推進庁内会議」を開催し、情報交換・連絡調整 を行うことなどによって国際化施策の充実を図ることを盛り込みました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

三重県国際化推進指針に基づき、庁内はもとより多様な主体との連携を強化し、多文化共生の効果 的な推進をはかります。

- (1) 県と各主体との連携強化
  - ・県内市町担当課長会議の開催
  - ・外国人住民の代表をメンバーに含んだ有識者による懇談会の設置
  - ・国の行政機関、他県市、大学、民間団体等との連携強化
- (2) 庁内推進体制の強化
  - ・国際化推進庁内会議の開催

部局名 政策部

#### 監査の結果

#### (513 科学技術交流の推進)

1 産学官交流と共同研究の推進

県内研究者の連携、研究テーマの発掘、シーズ、ニーズのマッチング等を行うために設置したみえ 交流サロンに産学官共同研究につなげるための研究連携グループが6グループつくられ、うち企業か らの参加は2グループである。また、各研究部の研究員が中心となっている先導的研究会では、9研究 会のうち大学等の参加は5研究会あるが、企業等からの参加はない。

研究会等への参加は具体的研究レベルまでいかないと企業にとって魅力が少なく、現段階では企業 の参加は少ない状況である。研究成果の実用化は企業の参加により一層進むことから、企業との共同 研究に発展させるよう研究会の熟度をあげられたい。

## 講じた措置(政策部 科学技術振興分野)

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 産学官の研究連携を一層推進するために、総合研究企画部に「研究コーディネート担当」を 1 名配置し、産業界へのアプローチを強化しました。
- (2) 地域産学官研究交流事業の研究連携グループの設立については、国等の競争的研究資金の獲得を 目指したものと位置づけ、企業にとっても魅力ある具体的な研究計画を立案するように推進しまし
- (3) 先導的研究会は、科学技術振興センターの研究事業立案を推進するものであり、制度として企業 の参加を認めないものとしていますが、行政機関や大学等の参画を推進しました。

#### 2 取組の成果

- (1) 研究コーディネート活動の成果として、企業を中核とした公募型研究事業が1件採択されまし た。さらに、企業が参画した公募型研究事業も1件採択されました。
- (2) 地域産学官研究交流事業の研究連携グループでは、10 の研究グループが運営され、この全てに 大学等高等教育機関が参画するとともに、7グループで企業の参加があります。
  - なお、(1) は本研究連携グループから申請し、採択されたものです。また、企業参加のある3グ ループで公募型研究事業への応募を行いました。
- (3) 先導的研究会は、8 研究会を設立し、このうち 3 研究会で大学の参加があります。 なお、1 研究会では企業庁が参画しているほか、関係市町や県他部局が2つの研究会に参加する など、行政ニーズに対応した研究の立案・実施に努めています。

- (1) 新たな科学技術の創造を通じて産業構造の変革や地域経済の発展を推進することが極めて重要 であり、産学官の研究機関がその目的や目標を共有し、既存の枠組みにとらわれずに相互に有益な 産学官連携システムを構築することが重要となっています。このため、引き続き「地域産学官研究 交流事業」に取組み、技術交流・連携の促進とともに、大型研究開発プロジェクトの立ち上げや共 同研究開発を通じた地域課題の解決への取組を促進していきます。
- (2) 三重大学と包括連携協定を締結する予定であり、三重大学との連携強化を通じて、企業も参画し た大型研究プロジェクトの獲得を目指していきます。

部局名 政策部

#### 監査の結果

# (513 科学技術交流の推進)

2 知的財産戦略ビジョンの推進

知的財産について、県だけではなく、企業、大学等高等教育機関、県民などのさまざまな主体がそれぞれの立場から進めていくべき取組を提案するための三重県知的財産戦略ビジョンを平成17年度に策定した。ビジョンは知的財産の創造、保護及び活用等の指針となるものであり、県の64事業を知的財産推進事業として位置づけている。

知的財産推進事業の進行管理や知的財産の啓発を行い、また、(財) 三重県産業支援センター、知的所有権センター、(社)発明協会、弁理士会、商工会議所・商工会などと連携をとり、ビジョンを実効性のあるものにされたい。

#### 講じた措置(政策部 科学技術振興分野)

#### <u>平成 18 年度</u>

1 実施した取組内容

三重県知的財産戦略ビジョンの推進のため、平成 18 年度は知的財産に関する説明会、セミナーの開催などによる「知的財産に関する普及啓発」、県が取り組む「知的財産推進事業」について、事業間連携により相乗効果の発現をめざす「知的財産推進事業の的確な推進」、企業や大学等から要望の多い「であいの場」、マッチング機会の提供による「企業や大学等との連携の取組」に重点的に取り組みました。

# 2 取組の成果

- (1) 知的財産に関するセミナー(知的財産戦略セミナー)、シンポジウム、説明会等を8回開催し、知的財産の大切さやビジョンにおける知的財産の必要性を訴えました。
- (2) 64 事業の知的財産推進事業については、科学技術振興センターが定期的に進行状況の取りまとめを行い、事業の的確な推進を図りました。
- (3) 知的財産に関する情報提供・相談機能の強化に関する事業間連携として、県の関係室、中部地域の知的財産に関する機関との連携を取りつつセミナーや説明会等を積極的に推進しました。
- (4) マッチングの機会の提供による「企業や大学等との連携の取組」については、地域産学官研究交流事業によるコーディネーター会議の開催、研究連携グループ(11 グループ)を設置し活動中です。また、三重県知的所有権センターにおいても、特許流通アドバイザーが出前特許相談などによる特許流通支援を図り、9 件の特許技術移転を行いました。

- (1) 県内中小企業等が、特許等の知的財産を活用し、新規事業の創出や技術の高度化を積極的に推進するため、知的財産のマッチング支援、活用支援、創業相談機能の充実により、県内中小企業等の知識集約化を促進し、地域産業の振興を図っていきます。具体的には、
  - ・知的財産のマッチングを支援するため、特許流通アドバイザーによる相談等を通して、県内企業の特許流通の支援を図ります。
  - ・知的財産の活用を支援するため、セミナーの開催による普及啓発、知的財産経営の実践を支援します。
  - ・知的財産の総合相談機能を充実させるため、特許情報活用支援アドバイザー等による検索指導や 講習会、弁理士相談会の開催に取り組みます。
- (2) 上記の取組について、県内及び中部地域の知的財産関係機関と連携を取りつつ進めます。

### 監査の結果

(521 多様な活動主体の参画による地域社会づくりの推進)

1 市民活動への支援の充実

県が設置した「みえ市民活動ボランティアセンター」を拠点として市民活動の支援を行ってきた結果、地域の市民活動を支援する市町設置の市民活動センターや民間のNPO支援組織が県内各地にできるなど、市民活動が活発に展開される環境づくりで成果を上げている。

今後は、市民活動をより活発化させるため、NPO支援組織が市民活動団体等に対して情報提供を行うなど、地域の活動拠点としての機能を果たせるよう、NPO支援組織の活動基盤強化に向けた支援を充実されたい。

# 講じた措置(生活部 人づくり・協働・国際分野)

## 平成 18 年度

1 実施した取組内容

行政の役割はNPOが自立発展できる社会環境を整備することであり、三重県では、みえ市民活動ボランティアセンター等において下記の事業等を実施しています。

- ・活動の場(会場)や設備(印刷機等)の提供
- ・情報発信の支援(情報紙、ホームページによる県域情報の受発信)
- ・既存のNP〇支援組織職員やこれからセンターを設置予定の市町職員との情報交換会や職員の研 修講座

一方、市町においても市民活動センター(NPO支援組織)が設置されつつあり(29 市町中 7 市町、近くさらに 2 市町が設置予定)、それぞれに、活動の場の提供やボランティア、地縁組織、NPO等への支援など地域に密着した活動を行っています。

平成 18 年度は、市民活動(支援)センター情報交換会を開催し、NPO支援のあり方について、情報交換や勉強会を行いました。

また、NPO支援組織のスタッフを対象とした研修講座を開催し、NPO支援に必要なスキルの向上を図りました。

# 2 取組の成果

市町の担当職員とNPO支援組織スタッフの情報交換会では、回数を重ねることで、市町間の連携が生まれつつあります。

また、スタッフの研修講座により、NPO支援組織スタッフに求められるスキルの習得と、自主的な人材育成への取り組みにつながることが期待できます。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

NPO支援組織として地域の拠点となる市民活動センター間の連携を強化し、スタッフの情報交換や研修講座開催、県内の市民活動団体の情報共有化に向けた検討などを行い、これらのNPO支援機能の充実に向けた支援を実施していきます。

部局名 生活部

#### 監査の結果

(521 多様な活動主体の参画による地域社会づくりの推進)

2 協働事業評価の手法の浸透と定着

市民活動団体等との協働の質の向上を図るため、協働事業自己チェックシートを活用し協働の進め 方を検証する「ふりかえり会議」を実施しているが、平成 17 年度の実施事業数の協働事業数に占め る割合は14.4%にとどまっているので、ふりかえり会議を実施する事業を増やし、協働事業評価の 手法の浸透と定着を図られたい。

### 講じた措置(生活部 人づくり・協働・国際分野)

### <u> 平成 18 年度</u>

- 1 実施した取組内容
- (1) 125 協働事業の内容を検討した結果、
  - ・事業内容の決定から実施責任、実施結果がすべて行政に帰属する「委託」型事業
  - ・当事者が多数で特定できない住民参画型の事業

など、ふりかえり会議が困難なものを対象外とした結果、対象は40件程度に留まりました。

- 「新しい時代の公」実践提案事業の 21 事業を中心に、ふりかえり会議ができる事業については 優先的に実施することとし、18年度事業は17事業について実施しています。
- (3) ふりかえり会議のコーディネーター研修会を実施し、新たな人材発掘に努めました。 また、コーディネーターの意見交換会を実施し、課題を整理して改善方向を探りました。

#### 2 取組の成果

(1) 「新しい時代の公」推進のための事業に取り組む際の3つのポイントの1つである「協働の指針」 では、事業の中間期や完了期にふりかえり会議をおこない、役割分担や事業の成果等について検証 することとされていますが、ふりかえり会議を実施した協働事業の当事者(NPO、行政)は、協 働についての気づきが引き出され、より質の高い協働を実践するなど、意識改革が図れました。 ふりかえり会議の対象となる事業を精査し、また、事業形態に対応したふりかえり会議のもち方

を模索しながら実施したことで、今までふりかえり会議の実施が難しいと思われていた事業におい ても検証することができました。

- 「新しい時代の公」実践提案事業の検証作業に際して、チェックシートの見直しやふりかえり会 議の手法がなじまない事業についての検証方法を検討して実践することで、県庁内部への理解を広 めることができました。
- (3) 研修により、コーディネーターのスキルアップと候補者の発掘ができました。

- (1) 引き続き、コーディネーター適任者の確保と資質向上に努めるとともに、事務対応可能な最大限 の回数のふりかえり会議を実施していきます。
- (2) また「新しい時代の公」実践提案事業についての検証作業をふまえて作成される「ガイドライン」 により、事業の性格や内容、進捗状況に応じ、コーディネーターによるふりかえり会議以外の検証 の手法も提案していきます。

部局名 生活部

#### 監査の結果

(521 多様な活動主体の参画による地域社会づくりの推進)

3 特定非営利活動促進法に基づく事務の適切な執行

特定非営利活動促進法に基づき、県は県内にのみ事務所が所在する法人を所轄しており、法違反の 事実が判明したときは、改善命令、認証取消等を行うこととなっている。平成17年度には、事業報 告書を提出しなかった法人の認証を初めて取り消しているが、今後も事業報告書を提出しない法人等 に対しては、厳正に対処されたい。

## 講じた措置(生活部 人づくり・協働・国際分野)

### 平成 18 年度

- 実施した取組内容
- (1) 事業報告書類について、条例で定められた期限内に提出しない 75 法人に対しては、提出期限経 過1ヶ月目に室長名で、2ヶ月目に部長名で促してもなお提出のない 6 法人に対しては 6 ヶ月目に 知事名で督促しました。

また、昨年度に知事名で督促するも事業報告書を提出しなかった 9 法人に対しては、業務改善命 令を行いました。

さらに、これらの対処に対し、応じない3法人については設立の認証の取消を行いました。

以上のように、事業報告書類を提出しない法人については、厳正に対応しています。

NPO法人は、県民に活動状況を情報公開する義務が課せられており、その義務を遵守できない 法人は、そもそも存在すべきでない (他の法人格を選択するか任意団体となるべきである) との原 則に立って、事務を執行しています。

- (2) 特定非営利活動法人の認証と、それに伴う相談業務を行い、その認証状況や団体情報については HPで公開していますが、昨年度から公開を始めた事業報告書に加え、今年度からは定款と設立趣 旨書等も公開しています。
- 2 取組の成果
- (1) 督促に応じて事業報告書の提出が促進されています。厳正に対処することの成果が確認できまし
- (2) 特定非営利活動法人の事業報告書等の公開と分析により、三重県のNPO法人の経営実態を把握 できました。

- 事業報告書類の提出命令違反をもって認証取消を行うことで、法令を遵守しない法人の早期の整 理を行う等、引き続き厳正に対応していきます。それとともに、法人の設立認証申請の際には、法 人化に伴う義務の発生を理解してもらう説明を十分行うことや、他の施策で県内各地域のNPO支 援組織の支援機能充実を図ることにより、法人が法令を遵守する環境の整備に努めていきます。
- (2) また法人の事業報告書等の公開と分析を継続して行うことで、法人の自立と基盤強化を促しま す。

### 監査の結果

# (522 分権型社会の実現)

2 市町村合併の総括及び県と市町の連携

県内の市町村合併は、平成 15 年 12 月のいなべ市から、18 年 1 月の紀宝町、大台町まで、16 の合併市町が誕生し、69の市町村が29の市町に再編されたところである。

これらの合併による、行政サービスの改善や財政運営の効率化などのメリットや、権限移譲の 推進など取り組むべき課題を総括するとともに、変化してきている県と市町の関係を踏まえた今 後の連携・役割分担のあり方を示されたい。

### 講じた措置(政策部 地域支援分野)

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 合併市町の新しいまちづくりを支援するため、合併支援交付金を交付するとともに、合 併市町を訪問し、合併後の状況等について意見交換を行いました。
  - (2) 合併により市町の規模が拡大し行政体制が整備されたこと等を踏まえ、市町の自立性向上 につながる包括的な権限移譲を推進しました。
  - 役割分担の明確化と県と市町を通じた行政サービスの向上等を目的に「県と市町の新しい関 係づくり協議会」を設置し、役割分担のあり方や県土づくりのあり方などの 6 つのテーマごと に検討部会・研究会を設置しました。

# 2 取組の成果

- (1) 交付金の交付により、合併に伴う市町の一時的な財政需要の増大に対応することができま した。また、意見交換により合併後の市町の行財政運営状況や課題の把握ができました。
- (2) 権限移譲に向けて関係市町との協議を進め、建築確認事務、農地転用などの市町の自立性 を高める事務、旅券の申請受理・交付など住民サービスの向上に資する事務など合わせて 20 事務が平成19年度に市町へ移譲することになりました。
- 設置した6つの部会検討のうち、役割分担検討部会は、役割分担に関する調査結果をもと に、交通安全啓発等に関するワーキンググループを設置するなど、引き続き検討を深めていま す。なお、県土づくりなど4つの検討部会は、協議を終了し、2 月の協議会総会に協議結果を 報告しました。なお、主に連携について検討を行った、情報システム共同化部会においては、 共有デジタル地図の整備合意が得られ、事業に着手しました。

- (1) 合併市町が行う新しいまちづくりへの財政支援を行うとともに、引き続き、市町との意 見交換等により、合併の効果や課題の把握に努めます。
- (2) 権限移譲を行った市町から、権限移譲の効果や移譲後の課題等の意見を聴き取り、その結果 も踏まえ、権限移譲を進めます。
- (3) 役割分担検討部会では、連携強化、実施主体一本化などの性質別と事務分野別の両面から検 討を進め、平成 19 年度中に協議結果をまとめます。また、県と市町の重要な課題について新 たなテーマの検討部会を設置し、検討を進めます。

#### 監査の結果

(523 住民参画によるまちづくりの推進)

1 三重県景観計画の策定

平成17年6月に施行された景観法は、県や政令市などの景観行政団体に景観の保全や整備への取組に対して法的な根拠を与えることとなっている。本県は、平成9年に「景観形成指針」を定めていたものの、いわゆる景観条例など具体的な誘導、規制の手だては整えていなかったが、同法の施行に伴い、18年度末までに法に基づく景観計画の案を作成することとなった。

景観にかかる合意形成の困難性があり、また景観保全には民有地利用に制限を加える面もあることから、実効ある計画とするために、法律の趣旨を十分啓発するとともに、広く意見を求め、多数の県民から理解を得られる景観計画を策定されたい。

## 講じた措置(県土整備部 住民参画まちづくり分野)

#### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 景観計画の策定を全庁的な取組とする趣旨から、「三重県景観形成庁内連絡会議」を開催しました。 第1回: 平成 18年7月12日、第2回: 平成18年9月5日、第3回: 平成18年10月25日 第4回: 平成19年2月26日
- (2) 景観計画に市町の意見を反映するため、県内を5ブロックに分けた「市町ブロック会議」を開催しました。

第1回:平成18年6月30日~7月4日、第2回:平成18年9月6日~8日、

第3回: 平成18年10月24日~11月2日、合同会議: 平成19年2月22日

(3) 景観計画に有識者の専門的な意見を反映させるため、「三重県景観形成有識者懇談会」を開催しました。

第1回: 平成18年8月9日、第2回: 平成18年9月11日、第3回: 平成18年10月30日、第4回: 平成18年12月1日、第5回: 平成18年12月22日、第6回: 平成19年3月16日

- (4) 県民等の意見を広く求め、多数の県民から意見を得るために、パブリックコメントの実施及び公聴会
  - ・パブリックコメントの実施(期間:平成19年1月5日~2月5日):99通の意見をいただきました。
  - ・公聴会の開催の公告(縦覧期間:平成19年1月5日~19日):1名の方から意見書が提出され、2月 10日に津地区において公聴会を開催しました。(当初は、5地区で開催を予定)
- (5) 県議会(常任委員会)への報告

平成 18 年第 3 回定例会、平成 18 年第 4 回定例会、平成 19 年第 1 回定例会に報告し、意見をいただきました。

(6) 都市計画審議会

平成 18 年 10 月 27 日、12 月 27 日に報告するとともに、平成 19 年 3 月 23 日に景観計画 (案) に関する意見の聴き取りを行いました。

- (7) その他、景観計画(素案)の概要について、下記のとおり説明等を行い、意見交換を実施しました。
  - ・三重県宅地建物取引業協会等 10 の関係団体:平成 19 年 1 月
  - ・三重郡議長会への出前トーク:平成19年1月24日
  - ・松阪市景観マスタープラン策定委員会:平成19年1月30日
  - ·屋外広告物審議会:平成19年2月6日
  - ・三重県建築士会による建築士のための講習会:平成19年3月9日
- 2 取組の成果

県庁内各部局、県内各市町、有識者の意見を反映しながら、平成18年12月に景観計画(素案)をとりまとめ、その後、各種団体等との意見交換、パブリックコメントや公聴会を実施するとともに、県議会や都市計画審議会を経て、広く県民の意見を踏まえた三重県景観計画(案)を作成することができました。

- (1) 県条例の提案:平成19年第3回定例会、三重県景観計画の告示:平成19年11月
- (2)・景観計画運用マニュアル等の作成:平成19年4月~10月
  - ・県民、事業者団体等への説明会等の開催:平成19年11月~平成20年3月
- (3) 運用開始(予定):平成20年4月1日

#### 監査の結果

(523 住民参画によるまちづくりの推進)

2 公共事業における住民参画型手法の拡大

これまで伊勢志摩地域や松阪・東紀州地域などにおいて、住民参画によるまちづくり計画や計画に基づくハード事業(施設整備)を行ってきた。これらの事業は、景観づくりや観光振興に重点を置いて実施されているが、行政と住民の協働の先駆事例として評価できる。

これまでの事例により蓄積されたノウハウは、平成17年度に作成したガイドラインに包括されているが、事業を実施する全ての職員への研修を行うなど、公共事業の幅広い分野において住民参画型手法が実践されるよう取り組まれたい。

# 講じた措置(県土整備部 住民参画まちづくり分野)

## 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
  - (1) 【組織運営・研修】
    - ・社会資本整備において住民参画の推進を図るため、県土整備部における事業に関する検討、連携調整を円滑に進めることを目的として「住民参画連絡調整会議」を設置しました。
    - ・平成 17 年度に策定した「社会資本整備を県民と協働で進めるためのガイドライン(以下ガイドライン)」について、本庁及び各建設事務所全職員を対象に6月に本庁及び地域機関計 11 会場で説明会を実施しました。
    - ・県土整備部本庁副室長を対象に、ミドルスタッフセミナーにおいて、住民参画研修を平成 18 年 8 月 24 日~25 日に実施しました。
    - ・県土整備部職員及び県内各市町建設関係職員を対象に、ガイドラインを活用した住民参画研修 を平成 18 年 11 月 22 日に実施しました。
    - ・県内民間コンサルタント従事者を対象にした住民参画研修を平成 19 年 2 月 28 日に実施しました。
  - (2) 【実践】

「まちづくりプロジェクト事業(重点 10 箇所・一般 2 箇所)」及び「住民参画の県土づくり推進事業(9 箇所)」により、住民参加による公共事業の実践や計画づくりを実施しました。また、今後、住民参画による公共事業について、県民が理解しやすく、行政と信頼関係を築きながら県土づくりを推進することができるよう、協働の意義や事業の流れなどを紹介した県民向けの冊子「県土づくりを協働で」を作成しました。

- 2 取組の成果
  - (1) ガイドラインの説明会や住民参画を全庁的に取り組んでいく必要であるとの共通認識が生じ、県が実施する全ての公共事業に住民参画の視点を入れていく必要性が認識され始めました。また、住民参画に関する研修を行ったことにより、住民参画の必要性や意義についての理解や住民参画プロセス設計の修得など、県職員や市町職員の意識啓発、技術体得に繋がりました。
  - (2) 公共工事における各段階(構想、計画、実施、維持管理段階)で住民参画の実践を積み重ねたことにより、住民参画に対する県民の意識や県職員等の技術が高まりました。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

### 【組織運営・研修】

- ・平成18年度に設置した住民参画連絡調整会議を引き続き開催し、住民参画事業や研修等のあり方など意見交換や情報交換の場として活用していきます。
- ・住民参画における研修は、これまでの基礎的な研修に、新たに事業分野別の住民参画プロセス設計などといった応用研修を追加するなど、より体系的で実践に沿った実務研修を展開し、各建設事務所等が率先して住民参画事業を実践できるような組織づくり、人材育成につなげていきます。

### 【実践】

・引き続き平成19年度は「住民参画の県土づくり推進事業」、「まちづくりプロジェクト事業」及び「警官まちづくりプロジェクト事業」を活用することにより、住民参画による公共事業の計画づくりや実践を展開していきます。

#### 監査の結果

#### (531 地域振興プロジェクトの推進)

3 木曽岬干拓地の整備

木曽岬干拓地の整備にあたっては、環境影響評価の実施に時間を要したことから、スケジュールが 当初の計画より遅延しているが、環境影響評価書の公告・縦覧が行われ、現地では平成 18 年 2 月 から建設発生土ストックヤード等への土砂搬入に向けた工事が始められている。

今後、干拓地の土地利用の推進については、現状及び今後の整備予定をわかりやすく県民に示す とともに、将来的な高度の土地利用については十分な議論を行い、合意形成に取り組まれたい。木 曽岬干拓地整備事業などの懸案事項については、時代の変化に柔軟に対応し、県民ニーズを的確に とらえて計画的・効率的に対応されたい。

### 講じた措置(政策部 地域支援分野)

### 平成 18 年度

- 1 実施した取組内容
- (1) 木曽岬干拓地の当面土地利用における干拓地北側区域の野外体験広場等の施設整備にあたり、 平成18年1月に環境影響評価書の公告・縦覧を行い、この中で整備予定等を県民に示しました。 また、野外体験広場等の整備に向け、公共事業からの建設発生土を活用した盛土工事を同年6 月から開始することを公表しました。
- (2) 将来の高度な土地利用においては、有識者、経済団体、シンクタンク等の団体等に、干拓地周 辺を含む中部地域の社会経済情勢、企業立地のための条件、木曽岬干拓地での土地利用の可能性 とその課題等についてヒアリングを行い、その結果について、地元市町等の関係者に報告すると ともに、意見交換や情報共有を図りました。

#### 2 取組の成果

地元市町等の関係者とのヒアリング結果についての意見交換により、将来の高度な土地利用に ついて合意形成に向けた取組を進めることができました。

# 平成 19 年度以降(取組予定等)

ヒアリングでの提案等を参考に、社会経済情勢等の分析とともに、企業側の意向調査などにつ いて検討を進め、これらの結果についても地元市町等の関係者と意見交換を重ね更なる合意形成 に向けた取組を進める予定です。

#### 監査の結果

(534 過疎・離島・半島地域の振興)

1 過疎・離島地域に係る計画の確実な推進

県内の過疎地域、離島地域の振興活性化に取り組むため、「三重県過疎地域自立促進計画」(三 重県ふるさと振興計画)や「三重県離島振興計画」が策定されている。

主担当部においては連絡会議等によりそれぞれの計画の進捗状況を適切に把握するととも に、各事業が効果的に取り組まれるよう総合的なコーディネートの役目を果たし、各地域の課 題解決を図られたい。

# 講じた措置(政策部 地域支援分野)

## <u>平成 18</u>年度

1 実施した取組内容

過疎、離島地域における各事業については、県の各部および市町との情報交換、事業の実績・ 進捗状況の照会等により、県事業全体の状況把握を行うとともに、市町過疎計画策定時の市町 との協議では、各部の意見を踏まえ、それぞれの事業が効果的に実施できるよう調整を行いま

さらに、「三重県過疎地域自立促進計画」および「三重県離島振興計画」の考え方に基づき、 過疎地域等条件不利地域が抱える課題に対する支援として、地域の自然や文化を生かした各種 交流促進事業の取組を支援しました。また、平成18年度から「過疎市町等地域づくり支援事業」 を創設し、過疎市町等が実施する「交流、定住」事業等への支援を行いました。

### 2 取組の成果

離島の自然を生かした「浮島自然水族館」、島の街並みや文化を生かした「ウエルネスの旅」 「路地裏ツアー」等の交流促進事業の実施により、離島地域への入り込み客数が増えるととも に、地域住民の間に地域づくりに対する気運が醸成されるなどの成果があったと考えます。

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 19 年度以降も引き続き各部連携により「三重県過疎地域自立促進計画」および「三重県 離島振興計画」 における各事業が効果的に取り組まれるよう調整を行っていくとともに、平成 18 年度に創設した「過疎市町等地域づくり支援事業」等の活用により、条件不利地域の市町に対す る支援を行っていきます。

### 監査の結果

(534 過疎・離島・半島地域の振興)

4 熊野古道伊勢路の保全・活用の推進

世界遺産に登録された熊野古道伊勢路の保全・活用に当たり、平成17年7月に策定された「熊野古道アクションプログラム2」では、「伊勢路を結ぶ」取り組みを目標の一つに置いているので、地域内の市町や住民の活動との連携・役割分担を適切に行い、各峠間をつなげる魅力づくりを進められたい。

また、伊勢から熊野までを通した魅力をアピールするため、伊勢地域や和歌山県の南部地域との連携を充実されたい。

## 講じた措置(政策部 東紀州対策分野)

## <u> 平成 18 年度</u>

- 1 実施した取組内容
- (1) 伊勢から熊野まで通して歩く人のために熊野古道伊勢路イラストマップを作成するために、伊勢から熊野速玉大社まで約170km(34頁分)の現地調査を終了しました。
- (2) 熊野古道伊勢路沿線 10 市町との連携を図りながら、熊野古道伊勢路踏破リレーウォークを実施し、熊野古道伊勢路を通して歩くための環境づくりを行うとともに、作成中のイラストマップの検証やサインなど踏破するにあたっての課題の掘り起こしを行いました。
- (3) 県外(東京・大阪・名古屋・岐阜・仙台・山形)において、朝日カルチャーセンター、JTBカルチャーサロン、NHK文化センターとのタイアップにより伊勢路セミナーを開催し、熊野古道伊勢路を中心に、「紀伊山地の霊場と参詣道」の魅力を全国に発信しました。また、県内においては、大紀町及び津市において、参詣曼荼羅の絵解きを通じて、往時の熊野詣を紹介しながら熊野古道の魅力の情報発信を行いました。
- (4) 熊野古道協動会議において、熊野古道に関する伊勢・奥伊勢地域での取組状況、和歌山県の大辺路での取組状況を紹介する場を設定し情報交換を行いました。

#### 2 取組の成果

イラストマップ作成のための調査やリレーウォークなどのイベントを通じて、伊勢や奥伊勢地域と 連携するきっかけができました。また、行政だけではなく、熊野街道沿線で活動している地域の人た ちとの交流が進んだことにより、これまでの東紀州地域内での取組から、伊勢から熊野へ連続した 「道」として取り組む基盤づくりができました。

- (1) 平成 18 年度に引き続き、「伊勢・奥伊勢・東紀州」の地域間の連携を進め、遷宮を控えた伊勢神宮と世界遺産の熊野三山を結ぶ参詣道である熊野古道伊勢路の魅力を発揮していくための舞台づくりを行うことによって、地域全体で、来訪者に熊野古道の魅力である文化的景観を味わってもらうことができるように環境を整えていきます。
  - ・踏破月間の設定(協賛団体の募集)
  - ・熊野古道伊勢路サイン整備計画の策定
- (2) これまでのイベント等で蓄積したデータを集約し、個人個人が、自分のペースで熊野古道伊勢 路を歩くことができるよう情報を整え発信していきます。
  - ・熊野古道伊勢路踏破手帳の作成及び発行
  - ・熊野古道伊勢路イラストマップの作成及び発行
- (3) 熊野の本質的な魅力を発信するために、東京などの大都市圏を中心に伊勢路文化講座を開催し、 集客、交流を推進していきます。
  - ・熊野古道伊勢路文化講座の開催
- (4) 3県の連携、熊野古道に関係する人たちとの情報の共有を進めます。
  - ・世界遺産劇場の開催 (3県連携)
  - ・熊野古道協働会議の開催
- (5) 日本風景街道(シーニックバイウェイ)など関係する取り組みとの連携を進めます。

### 監査の結果

#### (541 快適な都市環境の整備)

### 2 流域下水道整備の推進

平成 17 年度に改訂された「三重県生活排水処理アクションプログラム」では、流域関連下水道の 整備率を 27 年度末に 43.1%まで高める目標となっているが、投資予定額についても県と市町併せて 1年度当たり300億円以上必要とされており、供用開始後の浄化処理費用も17年度で年間30億円以 上かかっている。

幹線管渠や処理場の建設、供用開始した処理場の運営など県事業を計画的・効率的に執行するとと もに、処理区域に当たる市町との連携を一層深め、効果的な生活排水処理の整備率向上を図られたい。

## 講じた措置(県土整備部 住民参画まちづくり分野)

## 平成 18 年度

### 実施した取組内容

## ●下水道普及率の向上

本県では下水道整備を県の重要施策として位置づけており、関連市町と連携して流域下水 道の効率的な整備を推進するとともに、下水道普及率新ジャンプアップ事業補助金等により 市町の面整備の支援を行い、下水道普及率の向上に努めました。

#### 2 取組の成果

## ●下水道普及率の向上

- ・平成18年度において、流域幹線管渠8.8km(換算延長)を整備するとともに、流入量の増 加に対応して処理場の整備を進め、平成18年度末における下水道普及率は、平成17年度末 の37.5%から約40%となる見込みです。
- ・平成18年6月には、宮川流域下水道宮川処理区が、県内5番目の処理場として一部供用を開 始しました。
- ・志登茂川処理区については、処理場工事に着手しました。

#### 平成 19 年度以降(取組予定等)

#### ●下水道普及率の向上

流域下水道事業については、志登茂川処理区の早期供用に向け重点的に取り組むとともに、他 の処理区においても関連市町の整備計画と整合を図り、処理場の増設や幹線管渠の延伸を進めま

また、市町が事業主体となる単独公共下水道についても、計画的、効率的に事業が進められる よう、事業調整等の支援を行い、下水道の普及拡大に努めます。

平成 18 年 3 月に見直した三重県生活排水処理施設整備計画(生活排水処理アクションプログ ラム)に基づき、市町や生活排水処理施設整備事業を所管する各部と連携し、生活排水処理 施設の早期整備に向けて計画的、効率的な事業の推進を図ります。

#### 監査の結果

### (541 快適な都市環境の整備)

3 建築物の構造審査体制のあり方

平成 17 年 11 月に発覚した耐震強度偽装事件により、全国的に建築確認制度への信頼が揺らいでい る。本県においては、18年4月から4階以上の建築物の構造審査について、建設事務所と本庁の二 重チェック体制としているが、引き続き建築物の安全・安心度を高める審査体制づくりに取り組まれ たい。

# 講じた措置(県土整備部 住民参画まちづくり分野)

## 平成 18 年度

- 実施した取組内容
  - 4階以上の比較的高層の建築物は県庁とのダブルチェックを実施した。
  - ・ 各建設事務所に構造キーパーソンを置き、この職員にチェックリストを教材に集中的に研修 を行うことにより、審査能力の向上を図った。さらに、このチェックリストをできるだけ多く の職員が活用できるよう、解説を盛り込んだ運用マニュアルを作成した。
  - ・ 審査する上での疑問点等に対応するため、建築開発室構造審査高度化担当において相談を受 ける体制を整え、地域機関に加え特定行政庁等の支援も行った。
  - ・ 改正建築基準法で新たに設けられたダブルチェック体制に対応するために、「指定構造計算 適合性判定機関」の指定に向け作業を進めた。

#### 2 取組の成果

- ・ ダブルチェック実施件数:3月末現在で29件(全て建築開発室内で審査)
- ・ 構造キーパーソンへの研修:6回(延べ31時間)
- 相談対応件数:3月末現在で250件

### 平成 19 年度以降(取組予定等)

平成 19 年 6 月からは建築基準法に基づく構造審査のダブルチェックが義務付けられることから、 平成 18 年度に実施した地域機関の建築主事と本庁建築開発室構造審査高度化担当とのダブルチェッ クは法の施行とともに廃止する。

しかし、比較的大規模な建築物については、平成19年度から本庁で集約して審査する体制を整え ることにより、審査職員の習熟度、専門性を向上させ、安全・安心度を高める審査に繋げてまいりた

### 監査の結果

(542 ゆとりある住まいづくり)

3 住生活基本計画(県計画)の策定

平成 18 年度に新しく住生活基本法が成立し、従来の量的供給を基本とした住宅建設計画は廃止され、ストック活用・質的充足・市場供給を基本とした住生活基本計画(全国計画)が策定されることとなり、都道府県においても、全国計画に即した計画を策定することとなった。

本県においても、従来の住宅建設計画に代わり、住生活基本計画を 18 年度中に策定予定であるが、本県の特性に応じた目標指標を定量的に設定するなど、今後の住宅政策の方針を県民にわかりやすい形で示すよう、策定に取り組まれたい。

# 講じた措置(県土整備部 住まい政策分野)

### 平成 18 年度

#### 1 実施した取組内容

当計画の策定に先立ち、平成17年度に実施した当県の住生活に関する詳細調査の結果と共に、専門有識者の意見等を勘案し、住宅政策のあり方及び県営住宅のあり方の概ねの方向性をまとめました。

この方向性を基に、庁内関係室と調整を図ると共に、国及び市町と協議を重ね、新たに目標指標を 設定し、「県民しあわせプラン・第二次戦略計画」に整合させた県民に解りやすい計画の策定を行い ました。

策定にあたっては、11月28日より1ヶ月間パブリックコメントの募集を行うと共に、専門有識者の意見聴取を行いました。

また、三重県議会平成 18 年第 4 回、平成 19 年第 1 回定例会常任委員会に報告を行いました。 (主要な取り組み)

平成18年7月12日 住生活基本法等に関する市町説明会の開催

平成18年9月 5日 公営住宅に関する総務部(予算調整室)調整

平成 18 年 10 月 10 日 第1回市町住宅政策会議の開催

平成 18 年 10 月 30 日 公営住宅供給目標量に関する国土交通省協議

平成 18 年 11 月 15 日 独立行政法人都市再生機構中部支社協議

平成 18 年 11 月 20 日 第 2 回市町住宅政策会議の開催

平成 18 年 12 月 14 日 素案について三重県議会県土整備部常任委員会報告

平成 18 年 12 月 15 日 大学教授等有識者による第1回懇話会

平成19年1月29日 第3回市町住宅政策会議の開催

平成19年2月45日 大学教授等有識者による第2回懇話会

平成19年3月28日 国土交通省同意

平成 19 年 3 月 30 日 公表

## 2 取組の成果

計画では、三重県が目指す住生活の将来像を掲げ、その将来像実現のための基本的方向を定めた上で、県をはじめ市町や関連事業者等多様な主体の役割を記載しています。

特に、公営住宅のあり方について、供給の考え方や各主体の役割について示しました。

## 平成 19 年度以降(取組予定等)

19年度からは当計画を、広く県民の皆様に公表するとともに、計画の推進に向けて、庁内の各部局横断的な連携会議や市町との連絡会議、民間団体等との協働を進めるための専門協議会等を設置して施策の総合的で持続的な実施を図ります。

今後は、社会経済情勢や施策の成果を踏まえ、概ね5年毎に見直します。

また、施策の実現に向けて、市町住生活基本計画の策定を促進します。

なお、定期監査と共通のものについては、定期監査の結果に基づいて講じた措置として公表しています。

毎週火、金曜日発行 平成19年4月27日発行 購読料 (送料並びに消費税及び地方税含む。) 津市広明町13番地 1 箇 月 3,000円 印刷・販売 株 式 会 社 伊 勢 出 版 〒514-0815 津市藤方亀の越977 TEL 059-225-8212(代) FAX 059-225-9431 1 箇 年 36,000円 三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.jp/